

江田島市地域防災計画

基本編

令和8年3月修正

江田島市防災会議

目 次

| | |
|-----------------------------------|-----------|
| 第1章 総則 | 1 |
| 第1節 防災計画作成の目的..... | 1 |
| 第2節 基本方針..... | 2 |
| 第3節 防災業務実施上の基本理念及び基本原則..... | 3 |
| 第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱..... | 5 |
| 第5節 江田島市の自然的条件..... | 10 |
| 第6節 江田島市の社会的条件..... | 11 |
| | |
| 第2章 災害予防計画 | 12 |
| 第1節 基本方針..... | 12 |
| 第2節 市域の保全等に関する計画..... | 13 |
| 第3節 防災施設・設備の新設又は改良計画..... | 17 |
| 第4節 調査、研究に関する計画..... | 18 |
| 第5節 市民の防災活動の促進に関する計画..... | 19 |
| 第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する計画..... | 26 |
| 第6節の2 円滑な避難体制の確保等に関する計画..... | 36 |
| 第7節 土砂災害の予防に関する計画..... | 43 |
| 第8節 林野火災の予防に関する計画..... | 46 |
| 第9節 災害対策資機材等の備蓄等に関する計画..... | 48 |
| 第10節 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画..... | 52 |
| 第11節 広域避難の受入れに関する計画..... | 56 |

| | |
|-----------------------------|-----------|
| 第3章 災害応急対策計画 | 57 |
| 第1節 基本方針..... | 57 |
| 第2節 組織、動員計画..... | 59 |
| 第3節 災害情報計画..... | 95 |
| 第4節 ヘリコプターによる災害応急対策計画..... | 114 |
| 第5節 自衛隊災害派遣要請計画..... | 118 |
| 第6節 相互応援協力計画..... | 121 |
| 第7節 防災拠点に関する計画..... | 125 |
| 第8節 災害救助法適用計画..... | 127 |
| 第9節 避難対策計画..... | 130 |
| 第10節 食料供給計画..... | 140 |
| 第11節 生活必需品等供給計画..... | 142 |
| 第12節 給水計画..... | 144 |
| 第13節 医療救護・助産計画..... | 146 |
| 第14節 救出計画..... | 148 |
| 第15節 住宅応急対策計画..... | 151 |
| 第16節 遺体の捜索、取扱い、埋火葬計画..... | 156 |
| 第17節 消防計画..... | 159 |
| 第18節 水防計画..... | 167 |
| 第19節 土砂災害対策計画..... | 172 |
| 第20節 保健衛生・廃棄物処理計画等..... | 173 |
| 第21節 文教計画..... | 181 |
| 第22節 公共施設応急対策計画..... | 185 |
| 第23節 交通確保計画..... | 187 |
| 第24節 輸送計画..... | 195 |
| 第25節 通信応急計画..... | 198 |
| 第26節 ライフライン施設災害応急対策計画..... | 201 |
| 第26節の2 その他施設災害応急対策計画..... | 204 |
| 第27節 災害広報・被災者相談計画..... | 205 |
| 第28節 労働力確保計画..... | 208 |
| 第29節 ボランティアの受入れ等に関する計画..... | 209 |
| 第30節 突発的災害による応急対策計画..... | 212 |
| 第31節 海上災害応急対策計画..... | 213 |
| 第32節 危険物等災害応急対策計画..... | 216 |
| 第33節 主な災害の特質及び対策..... | 219 |

| | |
|---------------------------------|------------|
| 第4章 災害復旧計画 | 223 |
| 第1節 目的..... | 223 |
| 第2節 施設災害復旧計画..... | 224 |
| 第3節 被災者の生活確保に関する計画..... | 225 |
| 第4節 生業回復等の資金確保計画..... | 226 |
| 第5節 激甚災害の指定に関する計画..... | 228 |
| 第6節 救援物資、義援金の受入れ及び配分に関する計画..... | 229 |
| 第7節 復興計画..... | 231 |

第1章 総 則

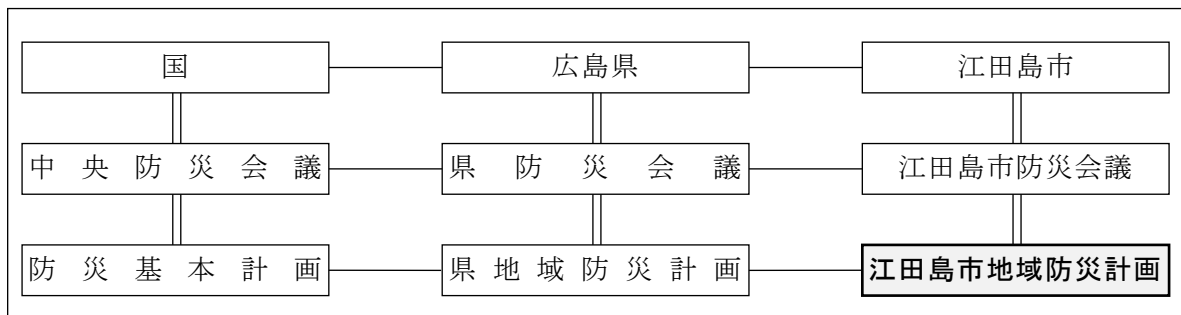
第1節 防災計画作成の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づいて、本市の地域に係る防災に関し、市・県・指定地方行政機関・自衛隊・指定公共機関・指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、さらに市民の役割を明らかにし、各種災害対策を迅速、的確かつ総合的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

【災害対策の目標】

災害が発生したとき、市内で誰一人として犠牲者を出さない。
そのために、防災関係機関はもちろんのこと、市内の企業、団体等や市民の一人一人が着実に防災力を向上させておく。

【国、広島県及び江田島市の防災会議並びに防災計画の体系】

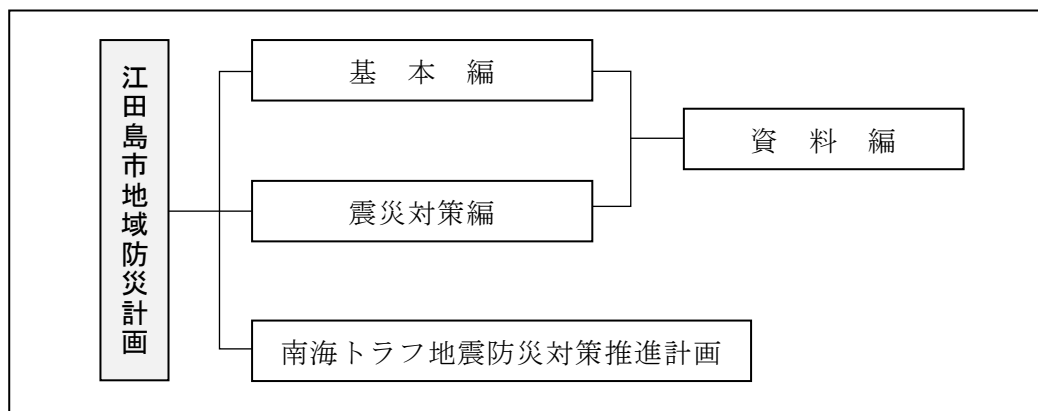


この計画の実施に当たっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重要視する。また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、ハード・ソフト面の様々な対策を組み合わせる災害に備えるものとする。

さらに、市民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や地方行政団体等の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現を目指し、「災害に強い、安全で安心な活力あるまちづくり」の効果的な推進を図る。

第2節 基本方針

- 1 この計画は、「基本編」と「震災対策編」をもって構成する。
- 2 この計画は、防災の時間経過に応じて、災害予防計画、災害応急対策計画及び災害復旧計画の基本的事項を定め、災害対策を総合的に推進していくものである。
- 3 この計画に基づき、各防災関係機関は細部実施計画等を定め、その具体的推進に努める。
- 4 この計画は、防災関係機関の災害対策の推進状況に応じて、必要な修正を行う。



第3節 防災業務実施上の基本理念及び基本原則

第1 基本理念

防災関係機関は、災害対策について、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- 1 本市の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図る。
- 2 災害対策の実施に当たっては、防災関係機関は、それぞれの果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。これと併せて、市民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織その他地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進する。
- 3 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。
- 4 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握をそれぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- 5 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦及び外国人その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に配慮するものとする。
- 6 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

第2 基本原則

防災関係機関は、基本理念にのっとり、災害の未然防止、災害発生時の被害拡大防止、応急対策及び災害復旧等防災業務の実施に関しては、各法令及びこの計画によるほか、次の一般原則に従う。

- 1 市は、基礎的な地方公共団体として、区域内の災害に対して第一次的な責務を有するものであり、市民の郷土愛護、隣保協同の精神を基調として、市の有するすべての機能を十分に発揮し得るよう、市域に係る防災計画を作成してこれに対処する。
- 2 県は、市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その指定地方行政機関又は県の他の執行機関、指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は求める。
- 3 指定地方行政機関は、その所掌する事務又は業務について防災に関する計画を定め災害に対処するとともに、その所掌する事務については県又は市町に対して勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとる。
- 4 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務について防災に関する計画を定め災害に対処するとともに、その業務の公共性に鑑み、それぞれの業務を通じて防災に寄与するよう努める。

-
- 5 公共的団体、防災上重要な施設の管理者及びその他法令により防災に関し責務を有する者は、その管理する施設の災害に対しては自己の責任において措置するものとし、その業務の公共性又は公益性に鑑み、それぞれの業務を通じて防災に寄与するよう努める。
- 6 防災関係機関は、その所掌する業務を遂行するに当たって、他の機関の防災上有する責務が十分に果たされるよう相互に協力し、応援する。
- また、要配慮者や観光客などに対する配慮や、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。
- 7 江田島市防災会議（以下「市防災会議」という。）は、各防災関係機関の行う災害対策が相互に一体的有機性をもつて的確かつ円滑に実施されるよう連絡調整を行う。
- また、多様な意見やニーズを防災施策に反映させるため、委員の多様性に留意するとともに、男女共同参画の視点から委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。
- 8 市民は、平常時から防災意識を高めるとともに、災害発生時には、相互の協力により、被害が最小限になるよう努める。
- 9 震災など予期せぬ事態が発生した場合でも、市民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図ると同時に、行政サービスの提供を維持する必要がある。このため、市は全庁的な検討組織を立ち上げて市政のBCP（事業継続計画）を策定し、迅速かつ的確な応急対策を講じつつ、災害発生時に行政機能を確保し、短期間で平常業務へ復帰する体制を構築していく。

第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱の主要なものは、次のとおりである。

第1 江田島市

- 1 災害情報の収集及び伝達
- 2 被害調査
- 3 災害広報
- 4 避難指示等の発令及び避難者の誘導並びに避難所の開設
- 5 被災者の救出、救助等の措置
- 6 消防及び水防活動
- 7 被災施設の応急復旧
- 8 災害時における防疫その他保健衛生に関する応急措置
- 9 被災児童生徒等に対する応急教育
- 10 市内における公共的団体及び市民の防災組織の育成指導
- 11 災害時におけるボランティア活動の支援
- 12 被災建築物応急危険度判定（震災時）
- 13 被災宅地危険度判定（震災及び豪雨時）
- 14 広島地方気象台と協力した緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報

第2 広島県

- 1 津波警報等の伝達
- 2 災害情報の収集及び伝達
- 3 被害調査
- 4 災害広報
- 5 被災者の救出、救助等の措置
- 6 被災施設の応急復旧
- 7 災害時における防疫その他保健衛生に関する応急措置
- 8 被災児童生徒等に対する応急教育
- 9 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- 10 災害時におけるボランティア活動の支援
- 11 被災建築物応急危険度判定（震災時）
- 12 被災宅地危険度判定（震災及び豪雨時）
- 13 広島地方気象台と協力した緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報

第3 県警察本部・江田島警察署

- 1 災害情報の収集及び伝達
- 2 被害実態の把握
- 3 被災者の救出、救助等の措置
- 4 避難路及び緊急交通路の確保
- 5 交通の混乱の防止及び交通秩序の維持

-
- 6 行方不明者の捜索及び遺体の調査、検視
 - 7 危険箇所の警戒及び市民等に対する避難指示、誘導
 - 8 不法事案の予防及び取締り
 - 9 被災地・避難場所及び重要施設等の警戒
 - 10 広報活動
 - 11 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力

第4 指定地方行政機関

1 中国四国農政局

- (1) 農業関係被害の調査、報告、情報の収集
- (2) 農地保全施設又は農業水利施設の防災管理
- (3) 災害時における生鮮食料品等の供給対策
- (4) 災害時における家畜の管理、飼料供給の対策及び指導
- (5) 土地改良機械の緊急貸付
- (6) 被災した農地・農業用施設の応急対策のための技術職員の派遣

2 中国地方整備局

- (1) 直轄土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧
- (2) 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供
- (3) 国土交通省所掌事務に関わる地方公共団体等への勧告、助言
- (4) 国土交通省所掌事務に関わる災害に関する情報の収集及び伝達
- (5) 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達
- (6) 災害時における交通確保
- (7) 海洋の汚染の防除
- (8) 緊急を要すると認められる場合は、申し合わせに基づく適切な応急措置を実施

| | |
|-----|---------------------|
| 資料編 | ・災害時における情報交換に関する協定書 |
|-----|---------------------|

3 中国運輸局

- (1) 所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達
- (2) 運送等の安全確保に関する指導監督
- (3) 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整
- (4) 緊急輸送に関する要請及び支援

4 広島地方気象台

- (1) 気象及び地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
- (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・援助
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
- (6) 緊急地震速報の周知・広報

- 5 第六管区海上保安本部・広島海上保安部・呉海上保安部
 - (1) 警報等の伝達
 - (2) 情報の収集及び情報連絡
 - (3) 海難救助等
 - (4) 緊急輸送
 - (5) 物資の無償貸付又は譲与
 - (6) 関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援
 - (7) 流出油等の防除
 - (8) 海上交通安全の確保
 - (9) 警戒区域の設定
 - (10) 治安の維持
 - (11) 危険物の保安措置
- 6 中国四国地方環境事務所
 - (1) 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達
 - (2) 家庭動物の保護等に係る支援
 - (3) 災害時における環境省本省との連絡調整

第5 自衛隊

- 1 災害派遣の準備
 - (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集
 - (2) 自衛隊災害派遣計画の作成
- 2 災害派遣の実施
 - (1) 人命及び財産の保護のため必要な救援活動の実施
 - (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付又は譲与

第6 指定公共機関

- 1 西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）中国支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「NTTコム」という。）中国支社、株式会社NTTドコモ中国支社（以下「NTTドコモ中国支社」という。）
 - (1) 公衆電気通信設備の整備と防災管理
 - (2) 災害非常通信の確保及び気象警報の伝達
 - (3) 被災公衆電気通信設備の復旧
 - (4) 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「Web171」の提供
 - (5) 「災害用伝言板サービス」の提供
- 2 日本赤十字社広島県支部
 - (1) 災害時における医療、助産等救護の実施
 - (2) 避難所奉仕及び義援金の募集、配分
 - (3) 日赤関係医療施設の保全
- 3 日本郵便株式会社中国支社（市内各郵便局）
 - (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

-
- (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - (4) 被災地あて寄附金を内容とする郵便物の料金免除
 - (5) 災害時における災害特別事務取扱い等の窓口業務の確保
- 4 日本放送協会広島放送局
- (1) 気象等予警報及び被害状況等の報道
 - (2) 県民に対する防災知識の普及に関する報道
 - (3) 被災者の安否情報、被災地域への生活情報の放送
 - (4) 放送施設の保守
 - (5) 義援金の募集、配分
- 5 中国電力ネットワーク株式会社呉ネットワークセンター
- (1) 電力施設の防災管理
 - (2) 災害時における電力供給の確保
 - (3) 被災施設の応急対策及び応急復旧
- 6 KDDI株式会社中国総支社
- (1) 電気通信設備の整備及び防災管理
 - (2) 電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施
 - (3) 被災電気通信設備の災害復旧
- 7 ソフトバンク株式会社
- (1) 電気通信設備の整備及び防災管理
 - (2) 電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施
 - (3) 被災電気通信設備の災害復旧
- 8 楽天モバイル株式会社
- (1) 電気通信設備の整備及び防災管理
 - (2) 電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施
 - (3) 被災電気通信設備の災害復旧

第7 指定地方公共機関

- 1 民間放送機関
- (1) 気象等予警報及び被害状況等の報道
 - (2) 県民に対する防災知識の普及に関する報道
 - (3) 被災者の安否情報、被災地域への生活情報の放送
 - (4) 放送施設の保守
- 2 一般社団法人広島県医師会
- (1) 災害時における医療救護活動の実施

第8 防災上重要な施設の管理者

- 1 病院、旅館等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者
- (1) 施設の防災管理
 - (2) 施設に出入りしている患者、観光客、宿泊者その他不特定多数の者に対する避難の誘導等の安全対策の実施
- 2 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、各燃料物資等の製造、貯蔵、処理又は取扱

- いを行う施設の管理者
 - (1) 施設の防災管理
 - (2) 被災施設の応急対策
 - (3) 施設周辺住民に対する安全対策の実施
- 3 社会福祉施設等の管理者
 - (1) 施設の防災管理
 - (2) 施設入所者に対する避難の誘導等安全対策
- 4 その他防災上重要な施設の管理者
 - 前記1～3に準じた防災対策の実施

| | |
|-----|-----------------|
| 資料編 | ・ 防災関係機関及び連絡先一覧 |
|-----|-----------------|

第5節 江田島市の自然的条件

第1 位置・地勢

平成16年11月1日に江田島町・能美町・沖美町・大柿町の4町が合併し誕生した本市は、広島県南西の広島湾に浮かぶ江田島、能美島とその周辺に点在する島々で構成される。

市の本島部分の江田島と能美島は元々は別の島であったが、長年月のうちに複雑な条件がからみ、おそらく江戸時代中期には陸続きとなった。また、呉市と合併した旧音戸町とは早瀬大橋により結ばれ、さらに旧音戸町と呉市本土を結ぶ音戸大橋を経て、実質的には本土と国道487号により陸続きとなっている。

江田島にはクマン岳(399.8m)、古鷹山(394m)、能美島には陀峯山(438.0m)、野登呂山(宇根山)(542.0m)、大黒神島には榎ノ宇根(460.3m)と、それぞれの島の中央には急峻な山岳がそびえ、海岸線の平地に人口が集中している。

面積は100.72km²、県内の約1.2%に当たる。(面積は令和2年国勢調査による。)

第2 気候

本市の気候は、温暖で四季を通じて晴天が多く瀬戸内式気候を呈し、気候的には恵まれている。過去10年間(平成27(2015)～令和6(2024)年、以下同じ。)の年平均気温(※)は17.1度で、広島地方气象台(広島市)の年平均17.1度と同じであり、県下でも温暖な地域に属している。月間平均気温を見ても氷点下になることはなく、冬期に積雪を見ることもまれである。

過去10年間の年平均降水量(※)は1,583mm、広島地方气象台(広島市)の年平均1,752mmよりも少ない。季節的に見れば、梅雨期と台風の時期に年間の60%以上の降雨量があり、夏期には干ばつの被害を受けやすい。

風穏やかで、江田島湾は年間を通じて波高0.2mという平静さである。

※気候データは、呉特別地域気象観測所データによる。

第6節 江田島市の社会的条件

第1 人口・世帯

令和2年国勢調査による江田島市の人口は21,930人で、総世帯数は10,141世帯、人口密度は1㎢当たり 217.7人となっている。

町別人口は、江田島町、大柿町、能美町、沖美町の順に多い。

町別高齢者人口も同様であるが、高齢者人口の割合は、沖美町、大柿町、能美町、江田島町の順となっている。

| | 人口 (人) | 総世帯 (世帯) | 1㎢当たり 人口(人) | 高齢者人口 (人) | 高齢者人口 割合(%) |
|------|-----------|-------------|----------------|--------------|----------------|
| 江田島町 | 8,494 | 3,604 | 282.0 | 3,512 | 41.3 |
| 能美町 | 4,560 | 2,177 | 275.0 | 1,908 | 41.8 |
| 沖美町 | 2,763 | 1,419 | 100.1 | 1,403 | 50.8 |
| 大柿町 | 6,113 | 2,941 | 230.0 | 2,749 | 45.0 |
| 計 | 21,930 | 10,141 | 217.7 | 9,572 | 43.6 |

※令和2年国勢調査

第2 交通

本市は、離島ではあるが、国道487号が呉市を起点に音戸大橋、早瀬大橋を経て、本市に連絡され、江田島町切串までを結んでいる。

市内の主要な道路としては次の道路があり、それぞれ市道等と接続し、重要な道路網を形成している。また、フェリー、旅客船、高速船でも広島、呉と連絡されている。

<一般国道>

| 番号 | 路線名 | 市内の起点 | 市内の終点 |
|-----|----------|-------|--------|
| 487 | 一般国道487号 | 大柿町大君 | 江田島町切串 |

<主要地方道>

| 番号 | 路線名 | 起点 | 終点 |
|----|----------|--------|--------|
| 36 | 高田沖美江田島線 | 能美町高田 | 江田島町江南 |
| 44 | 江田島大柿線 | 江田島町中郷 | 大柿町大君 |

<一般県道>

| 番号 | 路線名 | 起点 | 終点 |
|-----|--------|---------|--------|
| 121 | 大君深江線 | 大柿町大君 | 大柿町深江 |
| 297 | 石風呂切串線 | 江田島町石風呂 | 江田島町切串 |
| 298 | 鷺部小用線 | 江田島町鷺部 | 江田島町小用 |
| 299 | 秋月飛渡瀬線 | 江田島町秋月 | 大柿町飛渡瀬 |
| 300 | 深江柿浦線 | 大柿町深江 | 大柿町柿浦 |

第2章 災害予防計画

第1節 基本方針

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における応急措置等の迅速かつ的確な実行を期するため、災害予防責任者（市長、県知事、指定地方行政機関の長、指定公共機関の長、指定地方公共機関の長並びに市の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。以下この章において同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとし、その内容は次のとおりとする。

- 1 市域の保全等に関する事項
- 2 防災に関する施設・設備の新設又は改良に関する事項
- 3 調査、研究に関する事項
- 4 市民の防災活動の促進に関する事項
- 5 迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する事項
- 6 円滑な避難体制の確保に関する事項
- 7 土砂災害の予防に関する事項
- 8 林野火災の予防に関する事項
- 9 災害対策資機材等の備蓄等に関する事項
- 10 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する事項
- 11 広域避難の受入れに関する事項

第2節 市域の保全等に関する計画

第1 目的

この計画は、災害に強い市土を形成するとともに、建築物等への対策を進めることにより、災害を未然に防ぎ、被害を軽減するなど、事前防災に取り組むことを目的とする。

なお、大規模自然災害（複合災害を含む。）に備えた防災・減災の対策については、この計画のほか「江田島市国土強靱化地域計画」の定めるところによる。

第2 現況及び対策

1 治山

(1) 現況

本市は、沿岸部の保水性に乏しい風化花崗岩からなる脆弱な地質と、北部山地の平地の少ない急峻な地形に加え、相次ぐ集中豪雨や台風災害等により、森林の荒廃が進んでいる。また、宅地開発等が山麓部へと拡大し、災害のおそれのある「山地災害危険地」が数多く存在している。

資料編 ・ 山地災害危険地一覧

(2) 対策

山地に起因する災害の「復旧対策と未然防止」を図るため、県に対して山地災害危険地区対策や荒廃森林整備等について、重要度や事業効果の高い箇所から、計画的な実施を働きかけていくほか、市が実施主体となる対策事業を実施していく。

特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進する。

2 河川

(1) 現況

本市においては、農地の減少や荒廃化、山林の管理不全等により、自然の持つ保水能力が低下しつつある。

そのため、豪雨によって河川が増水している場合には、堤防・護岸の決壊又は斜面崩壊や土石流により河川がせき止められ、市街地に流出、冠水することが懸念される。

また、気候変動の影響による水害の頻発化・激甚化が確実視されており、さらなる水害リスクの増大が懸念される。

(2) 対策

河川改修等の整備については、各河川の堤防・護岸の強化を図り、治水・利水の調和のとれた河川対策を講じるとともに、関係機関と連携して、必要な河川事業、水防事業等を促進する。

水災については、「広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会」等を活用し、国、県、関係市町、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者の協働による「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築することにより、社会

全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することとする。

また、近年の水害の頻発化・激甚化を踏まえ、大雨が予想される場合など緊急時においてダムの事前放流が実施されており、引き続き、県等との事前放流に関する情報連絡体制を強化し、適切に対応する。

3 砂防

(1) 現況

本市の地質は酸性岩が多く分布し、花崗岩が主なものである。花崗岩は、断層や節理等から水が染み込むと深部まで科学的変質が進行し、いわゆる「マサ土」と呼ばれる風化花崗岩となるため、土砂災害が発生しやすく、土砂災害警戒区域が数多くある。

| | |
|-----|--|
| 資料編 | ・ 砂防指定地一覧 ・ 急傾斜地崩壊危険区域一覧 ・ 土砂災害警戒区域等指定箇所一覧 |
|-----|--|

(2) 対策

砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業については、関係住民の理解と協力を得ながら、県に対して法指定の促進、又「土砂災害の危険性が極めて高い箇所」や「土砂災害警戒区域内の重要交通網、避難場所及び社会福祉施設等要配慮者関連施設を保全対象に含む危険箇所」等から効率的かつ重点的に整備を実施するよう働きかけていく。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、地形改変等による土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を計画的に行うよう県に働きかけていくとともに、土砂災害警戒区域における警戒避難体制を整備して、土砂災害による被害抑制対策を推進する。

4 海岸

(1) 現況

本市は、瀬戸内海広島湾に浮かぶ離島ではあるが、早瀬大橋、音戸大橋及び第二音戸大橋により事実上呉市本土と陸続きである。海岸線は長く、入江が多く見られ、温暖な気候とあいまって天然の良港となっている。

しかし、古くから干拓や埋立などが行われ、沿岸部が利用されてきたこと等により、台風による暴風、波浪や高潮などによる被害が発生しやすい土地柄から、これらの被害を防止するため、海岸法（昭和31年法律第101号）の規定に基づき資料編に定める海岸が、海岸保全区域に指定されている。

| | |
|-----|------------|
| 資料編 | ・ 海岸保全区域一覧 |
|-----|------------|

(2) 対策

海岸保全施設の整備の充実と既存施設の維持管理に努めるとともに、これら施設の整備充実にあたっては、関係機関相互の連携を図り、効率的な保全事業の促進及び適正な管理を図る。

5 ため池

（1）現況

本市には現在、33箇所の防災重点ため池が存在している（令和7年4月末時点）。なお、防災重点ため池とは、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池のことである。

| | |
|-----|---------------|
| 資料編 | ・ 防災重点ため池等の状況 |
|-----|---------------|

（2）対策

決壊により人的被害等を及ぼす恐れがある防災重点ため池について、迅速な避難行動につながるよう、市は、ため池マップやハザードマップにより周辺住民等に周知を図る。また、市とため池の所有者及び管理者（以下「所有者等」という。）は、緊急連絡体制を整備する。

所有者等は定期的な日常点検及び草刈りや施設の修繕等の日常管理を行うとともに、ため池の損傷状況等に応じて落水等の必要な対策を行い、災害の発生防止に努める。

所有者等を確知することができない防災重点ため池については、市が点検や低水位管理等を実施することにより、災害の予防に努める。

県及び市は、農業利用するため池は緊急性や影響度を考慮しながら、管理体制を確保したうえで補強工事等を進めるとともに、農業利用しなくなったため池については、廃止工事などを進める。

6 まちづくり

（1）現況

土砂災害特別警戒区域など災害リスクの高い土地の区域指定が進み、災害のおそれのある土地の区域に市街地が形成されている状況が明らかになっている。

近年の豪雨災害においても、災害リスクの高い土地の区域において、甚大な被害が発生している。

（2）対策

将来にわたって災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組んでいくため、長期的な視点を持ちながら、災害リスク（豪雨、洪水、高潮、土砂災害等）の低い地域へ誘導する取組を推進する。

立地適正化計画の策定に当たっては、災害リスクを十分考慮した上で居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策、安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討し、災害のおそれのある土地には都市的土地利用を誘導しないものとするなど、必要に応じて開発抑制や移転等も促進することで、災害に強い土地利用を推進する。

7 建築物

（1）現況

南海トラフ地震の将来30年間の発生確率が80%程度とされている中、市内の建築物の耐震化率は6～7割（江田島市耐震改修促進計画（第2期計画）による。）と耐震化が進んでいない。

また、地球温暖化の影響により、頻発・激甚化する豪雨災害や台風被害に対する住宅の防災対策が十分進んでいない。

(2) 対策

耐震化に係る事業等の周知、利用促進により、建築物の耐震化を図る。

また、県及び市は、住宅の台風被害防止対策に関して、沿岸部など大きな被害が想定される地区を中心に取り組みを進める。

8 空家

(1) 現況

災害による被害が予測される空家等の状況把握を進める必要がある。

(2) 対策

市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

9 盛土

(1) 現況

盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正措置を行う必要がある。

(2) 対策

当該盛土への対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合に、県は、適切な助言や支援を行うものとする。

また、市、県及び県警察等において、当該盛土に関する情報について共有を図る。

第3節 防災施設・設備の新設又は改良計画

第1 目的

この計画は、防災に関する各種の施設・設備について、必要な新設又は改良を要するものの整備及び点検について必要な事項を定め、災害を未然に防止することを目的とする。

第2 実施事項

次に掲げる施設・設備について、点検及び必要な整備を実施する。

- 1 水害予防に関する施設・設備
- 2 風害予防に関する施設・設備
- 3 高潮、津波予防に関する施設・設備
- 4 土石流、山崩れ、崖崩れ、ため池等災害の予防、警戒避難体制に関する施設・設備
- 5 建造物災害の予防に関する施設・設備
- 6 海上における大規模な流出油等の災害防止に関する施設・設備
- 7 災害時における緊急輸送に必要な施設・整備
- 8 その他の防災に関する施設・設備

第3 実施方法

この計画については、計画的かつ総合的に実施する必要があるため、既存の法令による各種の整備計画及びこれに基づくそれぞれの災害予防責任者の所掌事務又は業務計画にしたがって実施するものとし、必要により市防災会議が関係機関の総合調整に当たる。

| | |
|-----|--------------------------------|
| 資料編 | ・ 江田島市防災会議条例 ・ 江田島市防災会議委員名簿 |
|-----|--------------------------------|

第4節 調査、研究に関する計画

第1 目的

この計画は、各種の災害について、また、市域の災害箇所について常時必要な調査研究を行い、災害の未然防止に努め、又被害を最小限にとどめるほか、災害予防対策並びに災害時における応急対策及び復旧対策等に万全を期することを目的とする。

第2 実施事項

- 1 防災施設の新設又は改良に関する調査研究
- 2 災害の原因及び災害に対する措置等についての科学的、技術的な調査研究
- 3 調査研究の結果の公表

第3 実施方法

それぞれの災害予防責任者において決定するものとし、必要により、市防災会議が関係機関との調整に当たる。

| | |
|-----|--------------------------------|
| 資料編 | ・ 江田島市防災会議条例 ・ 江田島市防災会議委員名簿 |
|-----|--------------------------------|

第5節 市民の防災活動の促進に関する計画

第1 防災教育

1 目的

この計画は、各種の災害について必要な防災知識の普及と防災意識の高揚を図るため、災害予防責任者及び防災業務に従事する者のみならず、市民等にも周知徹底し、災害の未然防止と災害時における迅速かつ的確な措置を行うことにより、被害を最小限度に防止することを目的とする。

市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

なお、防災ボランティアについては、県、市、市民、他の支援団体が連携・協働して、自主性に基づき活動できる環境の整備に努めるものとする。

2 実施内容

(1) 防災思想の普及、徹底

市民は、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚を持ち、平常時から食料、飲料水等の備蓄等を含めた、災害に対する備えを心がけるとともに、豪雨、土砂災害、地震・津波など過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、早期避難など災害時には自らの身の安全を守るような行動をすることができ、自主防災活動への参加など地域ぐるみで安全確保に努めることが重要である。災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、防災関係機関は、自主防災思想の普及、徹底を図る。

また、教育機関や民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会の開催等により、防災教育を実施する。

(2) 市民等に対する防災知識の普及・啓発

市及び県は、災害時に市民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、防災週間や防災とボランティア週間等を通じて、専門家の知見も活用しながら、災害についての正しい知識の普及・啓発を行い、意識の高揚を図る。

また、集会施設等や定期的な防災訓練を活用するなどして、自主防災組織など地域コミュニティや家庭・家族単位での防災に関する教育の普及促進を図る。

市、県、国は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

ア 普及啓発内容

- (ア) 暴風、豪雨、洪水及び地震等の異常な自然現象に対する防災知識
- (イ) 各種の産業災害に対する自主的な安全管理に関する知識
- (ウ) 火薬、危険物等の保安に関する知識
- (エ) 電気、ガス施設の安全確保に関する知識
- (オ) 建築物に対する防災知識

- (カ) 土砂災害等災害危険箇所に関する防災知識
- (キ) 文化財、公共施設等に関する防災知識
- (ク) 災害により交通の途絶しやすい地域に関する防災知識
- (ケ) 海上における大規模な流出油等の防災に関する知識
- (コ) 適切な避難行動の実践に必要な知識
- (サ) 基本的な防災用資機材の操作方法
- (シ) 性暴力・DVなどの「暴力は許されない」意識
- (ス) 様々な条件下で、災害発生時にとるべき行動、各種災害情報利用の心得など
- (セ) その他防災知識の普及啓発に必要な事項

イ 実施方法

- (ア) パンフレット、リーフレット、ポスターによる普及啓発
- (イ) 広報車、市防災行政無線による普及啓発
- (ウ) 広報「えたじま」、市ホームページ等の広報媒体による普及啓発
- (エ) テレビ、ラジオ、有線施設等放送施設による普及啓発
- (オ) 新聞、広報紙、インターネット、その他の広報媒体による普及啓発
- (カ) 映画、スライド等による普及啓発
- (キ) 防災に関する講習会、展示会等の開催による普及啓発
- (ク) 学校教育を通じての児童生徒等に対する周知徹底
- (ケ) 幼少年消防クラブを通じての普及啓発
- (コ) その他時宜に即した方法による普及啓発
- (サ) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練に対する指導

ウ 実施要領

| 教育種目 | 実施内容 | 実施責任者 | 対象者 | 実施時期 | 協力機関 |
|---------------------------------------|-------------------------|-----------|---------------|-------------|--|
| 市防災行政無線 広報「えたじま」 広報車 市ホームページ | 各種災害に対する防災知識の普及、防災意識の高揚 | 市長 | 全市民 | 梅雨、台風の出水期前後 | 消防本部 消防団 |
| 学校教育 社会教育 地区集会等 | 各種災害に対する防災知識の普及、防災意識の高揚 | 市長 教育長 | 全市民 | 梅雨、台風の出水期前後 | 消防本部 消防団 教育委員会 学校 |
| 防火・防災講習会 | 消火器の使用方法及び初期消火・防災知識の講習 | 市長 | 全市民、施設管理者、職員等 | 2、5、7、9月 | 消防本部 消防団 関係施設 |
| 研修会 講習会 展示会 | 各種災害に対する防災知識の普及、防災意識の高揚 | 市長 | 全市民、施設管理者、職員等 | 適時 | 消防本部 消防団 自主防災組織 中国電力(株) 関係業者 |
| | 電気、ガス施設の適正使用等 | 市長 | | | |
| 火薬類石油類保安管理者の指導教育 | 防火、防災知識の普及、防災意識の高揚 | 市長 | 施設管理者、職員等 | 適時 | 消防本部 関係施設 |
| | 各種講習会への出席指導 | 市長 | 施設管理者 | | |
| | 立入検査等による保安管理の徹底 | 市長 | 施設管理者 | | |

第2 防災訓練

1 目的

災害対策基本法第48条の規定に基づき、地震及び林野火災等の大規模な災害の発生を想定し、防災関係機関はもとより、市民、自主防災会、企業及び行政が一体となって各種訓練を実施することにより、実践的能力を高め、災害時における防災関係機関相互の緊密な連絡協力体制を確立するとともに、地域住民の防災意識の高揚を図る。

したがって、市民は、それらの訓練に積極的に参加し、的確な災害対応を体得するものとする。

なお、防災機関は、訓練終了後にその検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じて防災対策の改善措置等を講じるものとする。

2 訓練の主な内容

(1) 消防訓練

江田島消防署による消火、救出、避難訓練

(2) 文化財防火訓練

市内文化財の防火施設の点検、指導及び消防訓練

(3) 石油コンビナート防災訓練

石油コンビナート等特別防災区域に係る訓練

(4) 総合防災訓練

ア 大量人員輸送訓練

イ 警戒区域の設定・警備・交通規制訓練

ウ 地震・気象情報の伝達訓練

エ 災害対策本部の設置・運営訓練

オ 現地災害対策本部の設置・運営訓練

カ 応援要請訓練

キ 被災状況の調査訓練

ク 避難指示訓練（サイレン吹鳴、大規模広報）

ケ 河川護岸・道路の巡視、調査訓練

コ 救出・救護訓練

サ 救護所の開設訓練

シ 初期消火訓練

ス 避難所の開設訓練

セ 避難訓練（避難所への避難・避難誘導）

ソ 炊き出し訓練

タ 水防訓練

チ 給水訓練

ツ 廃棄物の処理訓練

テ 防疫訓練

ト 緊急輸送訓練

第3 地区防災計画の策定等

- 1 市内の一定の地区内の市民及び事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。
- 2 市防災会議は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第4 自主防災組織の育成、指導

1 目的

災害時における被害の防止又は軽減を図るため、隣保協同の精神に基づき、地域住民又は施設の関係者等による自主的な防災組織（以下「自主防災組織」という。）の組織化を支援するとともに、その育成、指導を推進することを目的とする。

2 現況

自主防災組織の組織形態としては、次の表によるものが考えられるが、本市の自主防災組織は、主に「重複型」によるものである。

なお、本市における自主防災組織等の組織の現況は、資料編に掲げるとおりである。

| 型 | 組織 | 役員構成 |
|-------|-------------------------------------|-------------------------------|
| 重複型 | 自治会の組織を、そのまま自主防災組織に兼ねさせる形 | 自治会の代表者、役員が自主防災組織の代表者、役員を兼ねる。 |
| 内部組織型 | 自治会の下に、別に自主防災部門をつくり、その部門を自主防災組織とする形 | 自治会役員とは別に、独自に、代表者、役員を選ぶ。 |
| 別組織型 | 自治会が中心となり、自治会とは別に自主防災組織を結成する形 | 独自に代表者、役員を選ぶ。 |

資料編 ・ 自主防災組織等の現況

3 組織編制及び活動内容

本市の自主防災組織の組織率 100%を目指し、次の実施事項を積極的に推進する。その際、男女共同参画の促進に努めるものとする。

(1) 実施事項

- ア 自主防災組織の規約、活動計画等の作成指導
- イ リーダー養成のための講習会等の開催
- ウ 情報伝達訓練、避難訓練等の防災訓練の実施指導
- エ その他自主防災組織の組織化の育成、指導に必要な事項

(2) 組織の編成案の作成



(3) 活動計画案の作成

| 平常時の活動 | 災害時の活動 |
|------------------|--------------------|
| ① 情報の収集及び伝達体制の確立 | ① 被害の状況等情報の収集及び伝達 |
| ② 防災知識の普及 | ② 出火防止、初期消火 |
| ③ 防災訓練の実施 | ③ 避難誘導活動 |
| ④ 火気使用設備器具等の点検 | ④ 避難行動要支援者の避難支援 |
| ⑤ 防災資機材等の備蓄、整備 | ⑤ 救出救護活動 |
| | ⑥ 給食給水や救援物資の配給への協力 |

第5 ボランティア活動の環境整備

1 目的

ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時からボランティアの組織化を行い、ボランティア活動の環境整備に努めることを目的とする。

2 実施内容

- (1) 県及び市は、平常時から、地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。
- (2) 県及び市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。
- (3) 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に、災害ボランティアセンターの設置予定場所については、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。
- (4) 県及び市は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
- (5) 県及び市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。

また、県及び市は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

(6) 市社会福祉協議会は、ボランティア団体の活動支援やリーダーの育成に努め、市はそれを支援する。

(7) 災害時におけるボランティア活動を効果的に支援するため、県、市町、日本赤十字社広島県支部、広島県社会福祉協議会及びボランティア団体等で構成する「広島県被災者生活サポートボラネット」において、平常時から緊密な連携を図り、ボランティアが速やかに活動できる体制づくりに努める。

第6 企業防災の促進

1 目的

企業の防災意識の高揚を図り、災害時における企業の防災活動の推進を図ることを目的とする。

2 実施内容

企業は、災害時の果たす役割（従業員や顧客の安全、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、地域住民との連携による相互防災応援協定の締結、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品等（被服、寝具、その他生活必需品をいう。以下同じ。）を提供する事業者や医療機関など、災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、市・県との協定締結や防災訓練への実施等に努めるものとする。

このため、市及び民間団体は、こうした取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動の実施や地域の防災訓練への積極的参加の呼び掛け、防災に関する助言を行うよう努めるものとする。

市、商工会は、事業継続力強化支援計画を作成（令和3年2月15日広島県認定（令和4年6月15日（変更））し、中小企業等による取組等の防災・減災対策の普及を促進することとしており、今後は、当該計画に基づき、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握し、速やかな復旧支援に努めるものとする。

第7 市民運動の推進

1 目的

市民、自主防災組織等、事業者、市及び県が一体となって、市民及び自主防災組織等が災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、減災の推進を図ることを目的とする。

2 実施内容

市民、自主防災組織等、事業者、市及び県が相互に連携し、一体的に運動を推進するものとする。

（1） 災害から命を守るための行動目標

- ア 災害危険箇所、避難場所、避難経路などを知ること。
- イ 災害発生危険性をいち早く察知すること。
- ウ 自ら判断して適切な行動をとること。

（2） 普段から災害に備えるための行動目標

- ア 防災教室や防災訓練などで災害から命を守る方法を学ぶこと。
- イ 非常持出品を準備するなど災害へ備えること。

第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する計画

第1 方針

防災関係機関は、災害が発生した場合に、迅速・的確かつ円滑に災害応急対策を実施するための備えを行っていくものとする。

第2 災害発生直前の応急対策への備え

1 避難所の整備関係

市は、必要に応じて施設管理者と調整を行い、避難場所の施設・設備等の整備に努める。

2 配備動員体制の整備関係

(1) 市の配備動員体制

市長はあらかじめ災害対策初動要員を指名するとともに、職員の参集基準を明確にするなど、初動体制を確立するとともに、訓練・研修を通じた職員の資質向上に努めるものとする。

(2) 防災関係機関等の配備動員体制

防災関係機関等は、それぞれの機関等の防災業務計画等において配備動員体制を定めておくものとする。

(3) 業務継続性の確保

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するために事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

さらに、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎、電気・水・食料等の確保方策、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保方策、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務について定めておくものとする。

3 気象警報等の伝達関係

(1) 情報ネットワーク等の整備

防災関係機関は、インターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

(2) 防災行政無線等による情報伝達

市は、防災行政無線やインターネット等の情報ネットワークを活用するなど、多様な手段でより細かな情報を正確かつ迅速に伝達する。

避難所（小・中学校等）との情報連絡についても同様とする。

（3） 伝達手段の多重化、多様化

市は、市民等に対して気象警報や避難指示等が確実に伝わるよう、防災行政無線（同報系）、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、半鐘、サイレン、テレビ、ラジオ、携帯電話（登録制メール、緊急速報メール機能を含む。）、SNS、インターネット、アマチュア無線等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、運用についての訓練やマニュアルの整備を行うものとする。

4 市民等の避難誘導関係

本章「第6節の2 円滑な避難体制の確保等に関する計画」で定める。

5 行動計画（タイムライン）の作成・運用

県、市等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平常時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第3 災害発生直後の応急対策への備え

1 災害情報の収集・伝達関係

県及び市は、非常通信協議会とも連携し、災害発生時における被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集・伝達に係る体制の整備に努めるとともに、訓練・研修を通じた職員の資質向上に努める。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。

このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練、研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、市は、放送事業者等に対し、必要に応じて被害情報等の広報の実施を要請する体制を構築する。

2 情報の分析整理

（1） 県及び市は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、国等関係機関と連携し、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

（2） 市と県等は連携し、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、あらかじめ一連の手続き等について整理し、明確にしておくように努めるものとする。

3 通信機能の整備関係

- (1) 防災関係機関は、応急対策の実施等に関する緊急かつ特別の必要に備えて、あらかじめNTT西日本に災害時優先電話の申込み及び変更手続きを行うものとする。
また、緊急地震速報受信設備を整備し、職員をはじめ各施設等の利用者等へ緊急地震速報を伝達できる体制を構築するよう努める。
- (2) 市は、災害情報等の迅速な収集・伝達、緊急地震速報等の情報を市民へ速やかに伝達するため、緊急地震速報受信設備、防災行政無線、IP通信網、公共安全モバイルシステム等のシステムの構築及び多重化・耐震化を進めるとともに、保有する機器の整備・充実に努めるものとする。加えて、防災行政無線等の無線通信ネットワークに関しても、多重化・耐震化について努めるものとする。
また、防災関係機関以外の者の所有する無線局について、あらかじめその実態を把握し、その利用について協議して、マニュアルを作成しておくものとする。
さらに、平素から地域内のアマチュア無線局の状況を把握するよう努め、災害時において非常通信の協力依頼ができるよう連絡体制の確立に努めるものとする。
- (3) 県及び市は、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国、県、市、消防本部等を通じた一体的な整備に努めることとする。
- (4) 県及び市は、地震・津波災害により通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。また、通信輻輳及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練の定期的な実施に努める。
- (5) 防災関係機関は、各種の情報連絡を行うために移動体通信（携帯電話）等の有効利用による緊急連絡手段の確保を図る。
この場合において、既存ネットワークのデジタル化や大容量通信ネットワークの整備を推進するものとする。
- (6) 防災関係機関は、通信施設について、非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線機、可搬形無線機等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実に図るとともに、平常時においてもこれらの点検整備を行う。非常用電源の整備に当たっては、専門的な知見・技術を基に、耐震性があり浸水する危険性が低い場所へ設置するとともに、保守点検を行い、操作の習熟の徹底を図る。
- (7) 通信機能を保有する機関は、災害時等いつでも迅速・的確に通信運用が行われるよう定期的に機能確認を実施するとともに、平素から操作方法等の定期的な訓練等を実施し、平常時からの連携体制の構築を図るものとする。
- (8) 防災関係機関は、水防、消防及び救助に関する通信施設の整備に努める。

第4 災害派遣、広域的な応援体制への備え

1 自衛隊災害派遣関係

- (1) 市は、総務部総務課を自衛隊災害派遣部隊等の受入担当部署とし、平素から指定しておく。
- (2) 市及び関係機関は、平素から、自衛隊災害派遣部隊の宿営地を選定しておくもの

とする。

- (3) 市及び関係機関は、平素から、ヘリポートを選定しておくものとする。

なお、ヘリポートを選定する際は、避難場所及び避難所との競合を避けることとする。

2 相互応援協力関係

- (1) 防災関係機関は、あらかじめ広域応援体制の整備に努めるものとし、それぞれの応急対策実施項目に関係する防災関係機関相互をはじめ、事業者、業界団体等との協定等を締結し、円滑な災害応急対策に努める。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に国や他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について実効性の確保に努め、必要な準備を整えるものとする。

市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。

特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

- (2) 市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。
- (3) 市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

第5 救助・救急、医療、消火活動への備え

1 医療、救護活動関係

- (1) 市及び県は、災害の発生に備え、平常時から災害医療関係機関等の防災関係機関との連携体制を確保するとともに、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備や、負傷者の発生に対応するための医薬品等医療資機材の備蓄に努めるものとする。

また、県は、医療救護活動に必要な医薬品等に不足が生じる場合又は医療機関及び市等から要請がある場合に備え、関係業者から速やかに調達できるよう調達手段を確立しておくものとする。

- (2) 県及び市は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。

2 消防活動体制の整備関係

- (1) 市は、大地震等発生時の火災防止のため、次の事項について、平素から広報等を

通じ市民及び事業所等に周知しておくものとする。

ア 出火防止及び初期消火

市民・自主防災組織・事業所等は、自らの生命・財産を守るため、出火防止及び初期消火に努める。

イ 火災の拡大防止

大地震等により火災が発生したときは、市民・自主防災組織・事業所等は、互いに協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大防止に努める。特に危険物等を取り扱う事業所については、二次災害の発生防止に努める。

(2) 市は、次の事項について、あらかじめ消防体制を整備しておくものとする。

ア 大地震等発生直後の消防職（団）員の初動体制、初期消火活動の実施計画を定める。

イ 大地震等発生直後に、市民に対して出火防止及び火災の延焼状況等を迅速に広報する。

ウ 大地震等発生直後の火災を早期に発見するとともに、防火水槽の破損及び道路の通行状況等を迅速に把握できるよう情報収集の体制を定める。

エ 大地震等発生時には、水道管の破損や停電等による長期間の給水停止が想定されることから、防火水槽や耐震性貯水槽の設置等を推進するほか、河川、池、水路等の自然水利を積極的に活用するため、取水場所の整備等を行い、消防水利の多元化を図る。

オ 救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材及び、大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備に努めるものとする。

カ 緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、県及び防災関係機関との連携による実践的な訓練の実施に努める。

キ 大規模・特殊災害に対応するための高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努めるものとする。

(3) 危険物等災害応急対策関係

災害の発生に備え、事業所においては平素から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、関係行政機関はこれらに対して、必要な指導を行うものとする。

第6 緊急輸送活動への備え

市は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両、船舶等及びそれらの燃料等の調達先を明確にしておき、人員及び物資等の輸送手段を確保するとともに、救援物資の受入窓口をあらかじめ定め、県、事業者との間で救援物資輸送拠点の情報共有に努めるものとする。

県及び市は、救援物資輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

道路管理者は、緊急輸送道路を選定し、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に確保するため、緊急輸送道路の道路改良、橋梁耐震補強、法面对策等を計画的に推進する。

市は、広島県耐震改修促進計画（第3期計画）により、沿道建築物の耐震診断を義務付ける緊急輸送道路を指定する等、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。

第7 避難の受入れ・情報提供活動への備え

1 避難対策のための整備関係

本章「第6節の2 円滑な避難体制の確保等に関する計画」で定める。

2 住宅対策関係

市は、応急仮設住宅の建設場所のために、あらかじめ公有地を把握するよう努めるとともに、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできる体制の整備を図るものとする。

なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

また、市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

発災時に被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が円滑かつ適正に実施できるよう、判定士等の養成、登録、判定資機材の備蓄、情報連絡網の整備・更新、後方支援の体制の整備等、実施体制の充実並びに判定士の技術力の保持・向上に努めるものとする。

3 帰宅困難者対策関係

災害発生時に、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合に備えて、市は、市民や企業等に対し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、従業員等が一定期間事業所内に留まることができる備蓄の必要性等の周知を図る。

また、市は必要に応じて、一時滞在施設の確保等に努めるものとする。

4 孤立集落対策関係

市は、災害発生時に、道路の被害等による孤立集落の発生に備え、次の対策の推進に努める。

- (1) 災害時に孤立する可能性のある集落の状況の把握
- (2) 指定避難所、集落、世帯等での水、食料、日用品等の必要な物資の備蓄及び調達体制の整備
- (3) 無人航空機等の救援物資の輸送手段の確保等、物資輸送体制の整備
- (4) 防災行政無線、IP通信網、衛星通信など情報通信手段の確保
- (5) 臨時ヘリポート適地の確保など救助・救援体制の確立
- (6) 孤立集落の発生を想定した避難計画等の作成や避難訓練等の訓練の実施

5 感染症の自宅療養者等対策

新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備え、市は、県西部保健所呉支所との連携の下、災害発生前から、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。

また、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

する。

さらに、これらのことが円滑に行えるように新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

6 被災者支援等対策

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第8 救援物資の調達・供給活動への備え

県及び市は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、国が構築する物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し、情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、避難所における感染症拡大防止に必要な物資、空調機器及びその燃料など被災地の実情や性差、要配慮者等のニーズにも配慮するものとする。

1 食料供給関係

- (1) 市は、災害に備え、緊急用食料の備蓄に努めるものとする。
- (2) 市は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。

2 給水関係

市、水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は連携し、災害時に備えて、次のとおり水道システム全体の安定性の向上に努めるものとする。

- (1) 水道施設の耐震性向上
 - ア 浄水場、基幹管路等基幹施設の耐震化
 - イ 老朽管路の更新等
- (2) 緊急時の給水確保
 - ア 配水池の増強
 - イ バックアップ機能の強化
 - ウ 応急給水拠点の整備
 - エ 遊休井戸等緊急時用水源の確保・管理等
- (3) 迅速な緊急対応体制の確立
 - ア 他市町等からの受援も想定した応急給水及び応急復旧の手順や方法等を明確にした計画の策定
 - イ 訓練の実施
 - ウ 広域的な相互応援体制等特に、医療機関など優先的に給水が必要な施設の状況を考慮する。

3 生活必需品等供給関係

市は被災者に対し、衣服、寝具その他の生活必需品等を円滑に供給するため、平素から物資の備蓄に努めるとともに、区域内の卸売業者、大規模小売店等における生活必需

品等の放出可能量の把握、確認に努め、災害時において速やかに調達できるよう体制の確立に努める。

4 救援物資の調達・配送関係

県及び市は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとし、大規模な災害発生のおそれがある場合は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人島航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

5 燃料確保の備え

市は、災害応急対策を円滑に実施するために必要となる緊急車両及び防災拠点施設の燃料の確保について、関係機関等との「災害時における石油類燃料の確保に関する協定」の締結に努める。

また、大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設を有する事業者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努めるものとする。

第9 倒木等への対策

県、市、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。

なお、事前伐採等の実施に当たっては、市と県の協力により行うものとする。

第10 災害応急対策の実施に備えた建設業団体等との協定の締結

市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

第11 建設業等の担い手の確保・育成

市は、災害応急対策への協力が期待される建設業等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

第12 空家状況の把握

市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

第13 男女共同参画部局等との連携

男女共同参画の視点からの対応について、防災担当部局、男女共同参画担当部局が連携

し、平常時から研修等の啓発や情報提供のあり方の検討等を行うとともに、災害時には、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営、物資補給、相談支援等が迅速に行われる体制整備に努めるものとする。

第14 文教関係

1 避難計画の作成

学校長は、あらかじめ市教育委員会と協議のうえ、地震・津波災害など地域の状況を十分考慮して、必要に応じて外部の専門家や保護者等の協力を求め、避難場所、経路を選定し、避難計画を作成する。避難計画においては、学校内・外における避難場所、避難経路、避難責任者、指示伝達方法、保護者への児童生徒等の引渡し方法等を定める。

2 応急教育計画の作成

市教育委員会は、あらかじめ応急教育の実施場所、実施方法等必要な事項について、地域の状況を十分に考慮した応急教育計画を作成し、災害時においても教育活動に支障を来さないよう配慮する。

3 児童生徒に対する防災教育

市教育委員会は、住んでいる地域の特徴や過去の教訓等について継続的な防災教育に努めるものとする。また、児童生徒が危険予測・危険回避能力を身につけることができるよう、計画的に、教科、学級活動・ホームルーム活動、学校行事等、教育活動全体を通じて、災害の基礎的な知識及び災害発生時の対策（各学校の防災計画）などの指導を行うとともに、平素から登下校中の避難行動及び避難場所について、指導する。

4 学校施設の耐震化

市は、できるだけ早い時期に、耐震化を完了させるよう取組を進める。併せて、建物の天井材や外装材等の非構造部材の耐震化も進める。

5 地域の避難所となる場合の対策

- (1) 学校長又は社会教育施設の管理者は、被災者の避難所として使用される場合の受入場所・受入人員等の利用計画を作成する。
- (2) 学校長又は社会教育施設の管理者は、市長と協議のうえ、飲料水及び非常用食料の備蓄に努めるとともに、簡易トイレ、テント等の配備計画を作成する。

6 教職員に対する研修

市教育委員会は、生徒等に対する防災教育・応急教育、学校が避難所となる場合の対策等について、教職員の研修を行う。

7 社会教育等を通じた啓発

市教育委員会は、PTA、青少年団体、女性団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて、防災に関する知識の普及、啓発を図り、市民がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

また、文化財を災害から守るため、平素から文化財保護団体の活動等を通じて、その所有者等に対して、施設等の耐震化の促進や文化財に対する防災知識の普及を図る。

第15 リ災証明書の発行体制の整備

市は、災害時にリ災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やリ災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団

体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

市は、効率的なり災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの導入について検討するものとする。

第16 上下水道施設の対策

1 上下水道施設の耐震化

すべての水道事業者及び下水道管理者は、策定した「上下水道耐震化計画」に基づき、連携して上下水道施設の急所施設※1や重要施設※2に接続する水道・下水道の管路等について、耐震化を推進する。

2 上下水道施設が被災した場合の対応

市町、水道事業者、下水道管理者および重要施設の管理者は、急所施設や重要施設に接続する水道・下水道の管路等が被災した場合に備え、被災状況の共有を図れるよう相互の情報連絡体制の整備に努めるとともに、被災時にはその状況に応じて、給水設備及び災害用トイレの確保・配備等を連携して実施し、速やかに重要施設の機能が確保できるよう努める。

※1 取水施設、浄水施設、配水池、下水処理場、ポンプ場など、その施設が機能を失えばシステム全体が機能を失う最重要施設

※2 給水区域内かつ下水処理区域内における災害拠点病院、避難所、防災拠点（警察、消防、県・市庁舎等）など

第6節の2 円滑な避難体制の確保等に関する計画

第1 方針

市は、風水害等の自然災害が発生した場合に、市民の迅速かつ円滑な避難体制を確保するよう、必要な防災対策を推進する。

また、防災関係機関は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。

第2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

市は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域ごとに次の事項を定めるものとする。また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、同様の措置を講じるよう努める。

1 避難指示等の発令基準及び発令対象区域

土砂災害警戒情報が発表された場合における避難指示等の発令基準や、土砂災害警戒区域等を踏まえ、自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位の設定

2 指定避難所の開設・運営

土砂災害に対して安全な指定避難所の開設、運営体制及び指定避難所開設状況の伝達

3 避難路、避難経路

避難経路として適さない区間、土石流等のおそれがある区間から避難する際の避難方向

4 要配慮者への支援

要配慮者関連施設の名称及び所在地、在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制、要配慮者情報の共有

5 情報の収集及び伝達体制

雨量情報、土砂災害警戒情報、市民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等についての情報の収集及び伝達体制

6 避難訓練の実施

第3 ハザードマップの作成

市は、洪水浸水想定区域、高潮浸水想定区域、土砂災害警戒区域（以下「浸水想定区域等」という。）、指定緊急避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップの作成を行う。その際、浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか市民等に確認を促すよう努めるものとする。

ハザードマップには次の事項を記載するものとする。

1 市地域防災計画において定められた洪水予報、土砂災害に関する情報等の伝達方法

2 指定緊急避難場所に関する事項

3 その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項

4 浸水想定区域内の主として要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地

第4 海拔表示板の掲示

津波・高潮・河川の溢水等の水害による被害から身を守るために、市民が平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自ら必要な防災活動・避難行動がとれるよう、多数の市民が利用する公共施設や、状況によっては避難する必要がある地域などには、目に見える形で、地域の海拔高さを掲示する。

第5 避難計画の作成等

1 多数の人が集まる施設の避難計画

学校、保育施設、工場、公共施設等多数の人が集まる施設の設置者又は管理者等は、市長が避難指示を行った場合、関係者を速やかに安全な場所へ避難させる責務を有するので、あらかじめ指定緊急避難場所、避難経路、誘導責任者及び指示伝達方法等を定めた避難計画を作成し、市長が避難の指示を行った場合には、これらの施設に出入りする者等を速やかに安全な場所に避難させ、その者の安全の確保に努める。

2 指定緊急避難場所、指定避難所の指定及び周知

市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の緒元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、市民への周知を図るものとする。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から市民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

(1) 指定緊急避難場所の指定・周知

市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害時発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを、洪水、崖崩れ、土石流及び地すべり、高潮、地震、津波、大規模な火事等の災害の種類ごとに指定緊急避難場所に指定する。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

また、市は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、住民等へ周知を図り、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。

(2) 指定避難所の指定・周知

市は、公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、また、感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、避難

者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、県に通知するとともに、平常時から指定避難所の場所、収容人数等について市民等へ周知を図るものとする。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

ア 指定避難所

指定避難所については、市は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

なお、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

イ 福祉避難所

(ア) 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源やケアを行う際の照明の確保のほか、家族が共に過ごせるスペースや衛生面の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

(イ) 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、施設管理者と十分調整し、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者及び施設管理者に対して円滑かつ正確な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

(ウ) 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

3 避難路の選定

避難路の選定に当たっては、土砂災害など地域の状況を十分考慮したものとするとともに、住民参加のワークショップ等を開催するなど、市民の意見を取り入れた避難路の選定を図るものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、避難路の選定の基準は、概ね、次のとおりとする。

(1) 避難路中の道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性や周囲の状況について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

避難路の幅員は、概ね6 m以上の幅員を有する道路を選定する。(避難住民の安全性を確保するため、緊急車両及び一般車両の通行規制等を行う必要がある。)

- (2) 避難路は、相互に交差しないものとする。
- (3) 避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。
- (4) 洪水、高潮等による浸水や土砂災害等も考慮し、海岸、河川及び急傾斜地沿いの道路は、原則、経路として選定しないものとする。

4 指定避難所の開設・運営

市は、指定避難所の開設及び運営について、地域住民及び施設管理者等と協力して、あらかじめ避難所運営マニュアルを策定しておくものとする。

また、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、人道憲章と人道対応に関する最低基準（スフィア基準）を踏まえた避難所の運営管理のために必要な資機材の把握及び知識等の普及に努めるものとする。この際、市民等への普及に当たっては、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

県及び市は、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

5 避難の誘導

- (1) 要配慮者のうち、災害が発生し、又は派生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難に当たって、市は、自主防災組織、消防団、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めておくものとする。
- (2) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。県及び市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- (3) 不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

第6 市民への周知等

県及び中国地方整備局から洪水、高潮、土砂災害等による浸水想定区域等が公表された場合には、市は、安全な国土利用や耐水性建築方式の誘導、風水害時の避難体制の整備等ができるよう支援に努める。

県、市及び中国地方整備局は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。

県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第26条及び29条に基づき、地すべりなどの重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合、避難のための立退きの指示の発令に資するため、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を市長に通知し、併せて一般に周知する。

市は、作成したハザードマップ等を、配布、ホームページへの掲載その他の必要な措置を講じ、市民等へ周知し、風水害時の避難体制の整備に努める。

ハザードマップ等の周知に際しては、住民が居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう努めるとともに、安全な

場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

水防管理者は、地域住民の水災に対する警戒、災害時の円滑な避難行動等に資するため、重要水防箇所を一般に周知するように努めるものとする。

第7 指定避難所等の整備

1 市は、指定避難所となる施設について、必要に応じて施設管理者と調整を行い、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、次の施設・設備等の整備に努めるものとする。

(1) 換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備

(2) 貯水槽、井戸、給水タンク、マット、パーティション、段ボールベッド等の簡易ベッド、非常用発電機、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等

(3) 簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレ

(4) 要配慮者にも配慮した施設・設備

(5) テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器

(6) 食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等（指定した指定避難所又はその近傍で確保できるよう努める。）

(7) 必要に応じて、指定避難所における家庭動物のためのスペースや家庭動物の飼養に関する資材の確保に努めるものとする。

(8) 指定避難所の電力容量の拡大

(9) 停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

2 市は、風水害の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、関連する施設について、想定する浸水深に対して安全な構造にするなど、一時避難が可能となるよう配慮するものとする。

3 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

4 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

5 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あら

かじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

6 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保、育成に努めるものとする。

7 市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

8 市は、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と福祉保健担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

9 市は、指定緊急避難所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

第8 動物愛護管理に関する計画

災害発生時には、放浪・逸走動物（特定動物を含む。）や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼主とともに指定避難所等に避難してくることが予想される。

そのため、市は平常時から指定避難所等への家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。

また、指定避難所等に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、指定避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

なお、市は、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会等の関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・受入れ、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応等に係る体制の整備に努める。

また、災害時の対応は飼い主による「自助」を基本とし、飼い主に対して、所有者明示の実施や指定避難所等での適正な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保、しつけ、健康管理、不妊・去勢手術等）の周知を図るものとする。

さらに、指定避難所等における家庭動物の受入れや適正な飼養方法について、平常時に担当部局や運営担当（施設管理者など）と検討や調整を行うものとする。

第7節 土砂災害の予防に関する計画

第1 目的

土砂災害による被害を防止するため、情報収集体制及び避難体制等の整備を図るとともに、著しく土砂災害が発生するおそれがある区域については、一定の開発行為の制限や住宅移転を促進するなど土砂災害防止対策を推進することを目的とする。

第2 情報収集体制の整備

- 1 市及び防災関係機関は、土砂災害に関する必要な情報を迅速かつ的確に市民等に伝達するため、情報収集体制及び伝達体制の整備を図る。
- 2 市民に対し、危険箇所の周知徹底を図るとともに、防災意識の高揚を図る。
- 3 危険地区の情報の早期把握に努める。
- 4 市民に気象予報・警報（大雨、洪水）の周知徹底を図るとともに、土砂災害警戒区域等の警戒巡視を行い、災害の未然防止に努める。
- 5 市は、警報の伝達、避難等の措置がとれる警戒避難体制を整備し、土砂災害の未然防止に努める。

第3 土砂災害予防措置

- 1 地権者等に対する防災措置の指導
土砂災害警戒区域等の地権者等に対して、防災措置の積極的な指導を行うとともに、災害が発生するおそれのある場合には、近隣の居住者に対して予め注意を喚起する。
- 2 急傾斜地崩壊防止対策の推進
急傾斜地崩壊危険区域における崩壊防止対策を促進するとともに、地域住民の協力を得ながら急傾斜地崩壊危険区域としての指定を受け、崩壊防止工事の実施を促進する。

資料編

- ・急傾斜地崩壊危険区域一覧
- ・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域指定箇所一覧

第4 避難体制の整備

- 1 集中豪雨等による土砂災害に対応するため、被害実態に即応した避難場所等の整備を図る。
- 2 人命の安全を第一とし、時間的余裕をもって避難指示等を行うことができるよう、その伝達体制の整備を図る。
- 3 安全で円滑な避難のため、予め避難経路を定めておくとともに、避難路の整備を図る。
- 4 高齢者、障害者など、自力で避難することが困難な者の避難に考慮して、防災関係機関等の協力を得ながら、避難誘導體制の整備を図る。

第5 宅地防災対策

- 1 市は、災害防止のため、宅地造成工事規制区域の指定を行い、パトロール等の巡視を行い、崖崩れ等のおそれのある危険宅地を発見した場合は、擁壁の改善及び宅地保全について宅地の所有者に勧告するなど、宅地の災害防止に努める。
- 2 市は、崖崩れ等による災害発生のおそれがある地区において、関係住民と協力して、

がけ地近接等危険住宅移転事業を推進する。

- 3 市は、宅地造成工事について、都市計画法及び宅地造成等規制法に基づく技術基準により良好な宅地形成の指導を行い、災害の防止を図る。

第6 各種データの保存

市及び防災関係機関等は、治山施設等の所管施設が被災した際に、円滑な応急復旧又は改良復旧等が施行できるよう、施設台帳等の各種データの整備・保存、重要な公共土木施設等の資料の整備及び複製の別途保存に努める。

第7 土砂災害防止対策の推進

市及び県は、危険箇所に関する情報を地域住民に提供し、適切な土地利用及び日頃の防災活動、降雨時の対応等について周知を図る。

県は、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域指定等のための基礎調査を行い、市長の意見を聞き、その区域を指定する。

市は、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、市地域防災計画に、計画区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予・警報及び土砂災害警戒情報の伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制について定める。

市及び県は、土砂災害から市民の生命、身体を守るため、土砂災害特別警戒区域において一定の開発行為の制限、建築物の構造の制限に関する所要の措置等を実施する。

第8 土砂災害警戒情報の発表

1 目的及び発表機関

大雨による土砂災害の発生するおそれが高まった時に、市長が発令する避難指示等の判断の支援や市民の自主避難の参考となるよう、県と気象台が共同で土砂災害警戒情報を発表する。

2 発表・解除基準

(1) 発表基準

発表基準は、大雨警報または大雨特別警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指標が監視基準に達した（群発的な土砂災害発生の危険度が高まった）ときに、市町ごとに発表する。

(2) 解除基準

解除基準は、降雨指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるとき、市町ごとに解除する。

3 情報の伝達体制

(1) 県は、災害対策基本法第51条（情報の収集及び伝達）及び第55条（県知事の通知等）により、市その他関係者に伝達する。

(2) 気象台は、気象業務法第15条により大雨警報を県に伝達することが義務付けられている。土砂災害警戒情報は大雨警報を解説する気象情報の1つとして関係機関に伝達し、伝達系統は大雨警報と同様の経路で行う。

4 土砂災害警戒情報の利用

- (1) 避難指示等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報の発表、周辺の溪流・斜面の状況や気象状況、県の補足情報（広島県土砂災害危険度情報の危険度を示す指標）等も合わせて総合的に判断する。
- (2) 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する。
- (3) 土砂災害警戒情報の対象とする災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

5 避難指示等のための情報提供

県は補足情報として、危険度を表示した地図情報や危険度の時間変化を知らせる参考情報を広島県防災情報システムで提供するとともに、住民には県ホームページで提供する。

第8節 林野火災の予防に関する計画

第1 目的

林野火災の発生を未然に防止し、また、拡大及び被害を最小限に防止するため、防火、愛林思想の徹底、監視、巡視体制の強化等防災体制の整備を図り、市民の生命、身体及び財産並びに貴重な自然を災害から守ることを目的とする。

第2 本市の状況

本市は、総面積の55.8%が林野（2020年農林業センサスによる。）であり、瀬戸内沿岸部に位置する島しょ部のため、春先の乾燥時期には、火入れ、草焼き時等の不注意から、林野火災発生危険性が高い。

また、江田島、能美島、大黒神島それぞれの島の中央に急峻な山岳がそびえ、急傾斜であることに加え、しだ等の地衣類が繁茂し、さらに松食い虫の被害木が多いため、ひとたび林野火災が発生すると消火活動も極めて困難となる。

近年の都市開発の進展に伴い、住家が山麓まで建て込んできた現状を見ると、山林火災が大規模災害に拡大するおそれは十分考えられる。

記憶に新しいところでは、令和7年1月17日～1月20日に江田島町水晶山において、山林19.7haを焼く林野火災が発生、前年の1月13日～1月17日には大柿町陀峯山で山林242.6haを焼く林野火災が発生しており、2年連続で大規模な林野火災が発生している。

当時の気象状況は、いずれも乾燥注意報が継続して発令されていたため、火災の発生しやすい状態であった。

過去の林野火災については、資料編に掲げるとおりである。

| | | | |
|-----|---------|--------|--------|
| 資料編 | ・ 主な風水害 | ・ 林野火災 | ・ 爆発事故 |
|-----|---------|--------|--------|

第3 実施事項

林野火災の出火原因は、人為的なものが大部分であることから、その出火原因を排除することに重点をおき、次の事項を実施する。

- 1 防火思想の徹底
- 2 愛林思想の普及
- 3 火入れ、野焼き、草焼き等の指導
- 4 監視、巡視
- 5 消防施設の整備
- 6 林野火災警報・注意報の発令と防火体制の強化

第4 実施方法

- 1 出火防止についての広報
 - (1) 多発期には、林野火災防止強化月間の設定等、総合的に広報を行う。
 - (2) 広報「えたじま」、市防災行政無線、広報車、市ホームページ、チラシ、パンフレット等により市民の防火意識、愛林思想の向上に努める。
- 2 講習会等の開催及び関係会議の活用

- (1) 講習会、各種会議を活用し、林野火災防止についての具体的方法を指導する。
- (2) 江田島市火入れに関する条例（平成16年条例第 145号）に定められた規定の厳守を徹底、指導する。

3 巡視及び監視

- (1) 林野火災の多発期、多発時間及び林野火災警報・注意報発令中は可能な限り出火の危険性が高い地域の巡視、監視を実施する。
- (2) 林野火災警報が発令されているときの、火の使用の制限について周知徹底させる。

4 林野火災対策用資機材の整備

市は、平素から林野火災対策用資機材を整備しているが、林野火災の重大性を十分に認識し、計画的に資機材の整備を図っていく。

| | |
|------------|--------------------------|
| 資料編 | ・ 林野火災対策用資機材の保有状況 |
|------------|--------------------------|

5 標識板の整備

登山口等に山火事防止の標識板、立看板等を設置する。

6 防火帯、防災道路の整備

防火帯の設置、防災道路の整備を図り、又管理を十分に行い拡大防止を図る。

7 学校教育、社会教育

小・中学校の教育課程に防火、林野保護の教育を徹底する。また、公民館活動、地区の集会等において防火思想の徹底を図る。

第9節 災害対策資機材等の備蓄等に関する計画

第1 目的

この計画は、応急対策活動及び復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うため、平常時から災害対策資機材等の備蓄に努めるとともに、調達体制を確立しておくことを目的とする。

第2 災害対策資機材等の対象

- 1 食料、飲料水及び生活必需品等
- 2 医薬品等医療資機材
- 3 防災資機材
 - (1) 救助・救難用資機材
 - (2) 消火用資機材
 - (3) 水防関係資材
 - (4) 流出油処理用資機材
 - (5) 陸上建設機械
 - (6) 被災建築物応急危険度判定資機材
 - (7) 被災宅地危険度判定資機材

第3 実施方法

1 備蓄資機材等の整備

実施責任者は、常時、物資及び資材の所要量を確保し、整備と点検に努めるとともに、保管場所、保管責任者を明らかにするものとし、物資の調達、配給、輸送方法等についても、あらかじめ物資資材の生産業者、集荷業者、販売業者、配給業者、輸送機関等と緊密な協力関係を樹立するよう努める。

また、各防災関係機関が緊急時に相互に協力できる物資及びその数量等の把握に努める。

(1) 備蓄数量

備蓄数量は、県との役割分担及び地域特性を考慮し、過去の災害事例をもとに、設定するものとする。

(2) 備蓄品目の選定

備蓄品目の選定については、想定される最悪のケースに対応できるように品目を選定する必要がある。その際には、電気、ガス、通信、上水道、下水道等市民生活に重大な影響を与えるライフラインの被害による影響も考慮する必要がある。

(3) 備蓄の実施主体及び役割

備蓄は、各家庭・企業、市、県が行うものとする。

ア 各家庭、企業

各家庭、企業は、食料、飲料水及び生活必需品等について3日分程度、可能な限り7日分程度を目安に備蓄し、自らの身の安全は自らで守るよう努める。

イ 市

市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、簡易ベッド等、パーティショ

ン、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

また、円滑な応急対策を行うために必要な物資、資機材を備蓄するよう努める。

さらに、家庭・企業に対して、備蓄に関する啓発を行うものとする。

(4) 備蓄の方法

物資の性質に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うものとする。

なお、物資の備蓄倉庫の整備に努める。

(5) 備蓄場所

備蓄場所は、災害時においても十分に機能が保たれると認められる場所を選定するものとし、市役所庁舎、消防屯所をはじめ、避難所となる公共施設等にも可能な限り備蓄するよう努める。

2 備蓄及び調達体制の確立

(1) 食料

ア 食料の備蓄

大規模災害発生時においては、建物の損壊、交通機関やライフラインの途絶等により食料の確保が困難となることが予想されるため、各家庭、企業及び市は、ガス、電気、水がなくてもすぐに食べられる食料を中心に平常時から備蓄に努める。

イ 備蓄量等

(ア) 備蓄量

各家庭は、3日分程度、可能な限り7日分程度の食料の備蓄に努める。

市は、被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、発災直後の2食分程度の備蓄に努める。

(イ) 備蓄品目

乾パン、アルファ化米、缶詰、粉ミルク等を備蓄し、保存期限ごとに更新するものとする。

また、備蓄品目の選定にあたっては、要配慮者や食物アレルギー患者等への対応に配慮するものとする。

ウ 食料の調達体制の確立

本編第3章「第10節 食料供給計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、市は、農協、商工会等と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努める。

| | |
|-----|----------|
| 資料編 | ・ 備蓄物資一覧 |
|-----|----------|

(2) 飲料水

ア 飲料水等の備蓄

災害発生時においては、水道管及び貯水池等が破損し、水道が使用できなくなるおそれがあるため、各家庭、企業及び市は、平常時から飲料水の備蓄に努める。

また、市、水道事業者等は連携し、迅速な応急給水を行うため、ポリ容器、給水タンク等の資機材の備蓄に努める。

イ 飲料水の調達体制の確立

本編第3章「第12節 給水計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、市は、飲料水等の生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて飲料水の調達に関する契約又は協定の締結に努める。

資料編 ・ 給水器具の保有状況（県水道企業団江田島事務所）

(3) 生活必需品等

ア 生活必需品等の備蓄

災害発生時においては、建物の損壊、交通機関の途絶等により生活必需品等の確保が困難となることが予想されるため、各家庭・企業及び市は、備蓄に努める。

イ 備蓄量等

(ア) 備蓄量

各家庭は、3日分程度、可能な限り7日分程度の生活必需品の備蓄に努める。
市は、被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、発災直後の1日分程度の備蓄に努める。

(イ) 備蓄品目

毛布、ほ乳びん、オムツ、生理用品、簡易トイレ、ポリ容器（飲料水等確保用）、ビニールシート（テント代用、雨漏防止）、簡易食器類、日用品セット等

ウ 生活必需品等の調達体制の確立

本編第3章「第11節 生活必需品等供給計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、市は、商工会等と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努める。

資料編 ・ 備蓄物資一覧

(4) 医薬品等医療資機材

災害発生時において、本編第3章「第13節 医療救護・助産計画」に基づく応急対策を円滑に実施するために、県、市及び災害拠点病院・協力病院その他の医療関係機関は、平常時から医薬品等医療資機材の備蓄に努める。

また、関係業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努める。

ア 備蓄量

被災予測数等を考慮して、備蓄量を算出するものとする。

イ 備蓄品目

災害による負傷の形態を考慮し、最も必要とされる医薬品等医療資機材（具体的には包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液等の外科的治療に用いる医薬品等）から順次備蓄に努めるものとする。

ウ 医薬品の管理

医薬品等医療資機材の備蓄に当たっては、適正な管理と保存期限ごとの更新を行うものとする。

資料編 ・ 医療機関一覧

（5） 防災資機材

市及びその他防災関係機関は、次に掲げる資機材の備蓄に努める。また、関係業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努める。

ア 救助・救難用資機材

市及びその他防災関係機関は、エンジンカッター、エアジャッキ及び救命ボート等の救助・救難活動に必要な資機材の備蓄や調達のための連絡体制の確立に努める。

イ 消火用資機材

市及びその他防災関係機関は、消火器、消防ポンプ等の消火用資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

ウ 水防関係資機材

市は、県その他防災関係機関と協力し、土のう袋、シート、鉄線、杭、ロープ及び可動式ポンプ等の水防関係資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

エ 流出油処理用資機材

市は、県その他防災関係機関と協力し、吸着マット、オイルフェンス及び油処理剤等の流出油処理用資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

オ 陸上建設機械

市は、県その他防災関係機関と協力し、人命救助及び復旧作業等に必要な陸上建設機械の調達のための連絡体制の確立等に努める。

カ 被災建築物応急危険度判定資機材

市は、県の協力を得て、被災建築物応急危険度判定に必要な判定調査票・判定ステッカー・下げ振り等の資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立等に努める。

キ 被災宅地危険度判定資機材

市は、県の協力を得て、被災宅地危険度判定に必要な判定調査票・判定ステッカー等の資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立等に努める。

| | |
|-----|---|
| 資料編 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 林野火災対策用資機材の保有状況 ・ 救難用資機材の保有状況 ・ 市内民間業者の陸上建設機械保有状況 ・ 海上流出油対策用資機材の保有状況 |
|-----|---|

第10節 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画

第1 方針

近年の災害においては、要配慮者が犠牲になるケースが目立つ。

このため、高齢化や国際化の進展を踏まえ、要配慮者に配慮した環境整備や社会福祉施設、病院等の安全・避難対策、在宅の避難行動要支援者対策、要配慮者への啓発などの対策を積極的に推進するとともに、在宅の避難行動要支援者に対する避難支援等の対策を進めるものとする。

第2 要配慮者に配慮した環境整備

- 1 県内に「避難指示」が発令された場合等、その他、(公財)ひろしま国際センターと県との協議により「災害多言語支援センター」が設置された場合、市は、当該センターと連携し、災害関連情報の多言語での発信や、避難所での通訳支援等を行う。
- 2 市は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定に当たっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、安全性や利便性に配慮する。また、災害時において要配慮者が避難しやすいように、避難場所等の案内板の設置や、「やさしい日本語（普段使われている日本語をより簡単な言葉に言い換える等して、外国人のほか、子どもや高齢者などにも分かりやすく伝えられることば）」あるいは外国語の付記などの環境づくりに努めるとともに、災害等に対する確な対応が可能となるよう、気象情報や災害情報等を伝達するための施設整備に努めるなど、伝達体制の拡充に努める。
- 3 市は、新たな市街地開発を行う際には、社会福祉施設、病院等の配置について、土砂災害警戒区域等、「広島県津波浸水想定図」による浸水の危険性の高い土地等への設置をできるだけ回避するとともに、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路との位置関係を考慮する。

第3 社会福祉施設、病院等の安全・避難対策

1 組織体制の整備

市は、社会福祉施設、病院等の管理者等に対し、災害発生時において施設利用者等の安全を確保するための組織体制の整備を指導する。

また、自主防災組織や事業所等の防災組織の整備及び指導を通じ、それら防災組織と社会福祉施設、病院等との連携を図り、施設利用者等の安全確保対策に関する協力体制を構築する。

2 避難体制の整備

県及び市は、社会福祉施設や病院等による避難場所の確保や避難場所への搬送の協力依頼機関の確保が被災時に困難となる場合に備え、関係機関と連携し、被災施設入所者の避難先の確保等の体制整備を行う。

要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）の所有者又は管理者は、介護保険法等関係法令に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を策定するものとする。

なお、県及び市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況

等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

3 施設・設備等の整備

市は、社会福祉施設、病院等の管理者等に対し、施設の耐震性・安全性の向上に努めるよう指導する。

また、市は、社会福祉施設等の新規整備について、土砂災害警戒区域や「広島県津波浸水想定図」による浸水の危険性の高い土地等への設置をできるだけ回避するとともに、やむを得ず設置する場合には、避難体制の確立、建築物等の耐震化、情報通信施設の整備等を指導する。

市及び社会福祉施設、病院等の管理者等は、災害発生後の施設入所者の生活維持に必要な物資及び防災資機材の整備に努める。

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

第4 在宅の避難行動要支援者対策

1 組織体制の整備

市は、県と連携して在宅の避難行動要支援者を把握し、自主防災組織や事業所等の防災組織の整備及び指導を通じ、地域全体で避難行動要支援者の避難誘導、情報伝達、救助等の体制づくりに努める。

避難行動要支援者の安否情報の把握については、避難行動要支援者名簿等により、市職員、自治会役員、自主防災組織会員、民生委員・児童委員等が安否確認を行う。災害時においては、安否情報を各避難所で集約し、避難所単位で取りまとめ、市災害対策本部に連絡する。

2 通報体制の整備

市は、在宅の避難行動要支援者、特に聴覚障害者等情報入手が困難な者の安全を確保するための緊急時の通報体制の整備に努める。

3 環境の整備

県及び市は、避難行動要支援者が被災時に安全に避難できるよう、歩道の拡幅、段差の解消、点字案内板の設置など、環境の整備に努める。

4 防災器具等の普及・啓発

市は、在宅の避難行動要支援者の安全性を高めるため、広報「えたじま」、防災パンフレット等によって防災器具や防災製品の普及・啓発に努める。

5 避難行動要支援者名簿

(1) 市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

(2) 避難行動要支援者名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

なお、以下の事項についてはマニュアル等において定めるものとする。

- ア 避難支援等関係者となる者の記載
- イ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- ウ 名簿の更新に関する事項
- エ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置
- オ 避難支援等関係者の安全確保

- (3) 市は、平常時における名簿情報等の整備・更新の効率化及び被災者支援業務に名簿情報等を活用する際の迅速化等を図るため、デジタル技術を活用した避難行動要支援者名簿の作成、情報管理の方法などについて、積極的に検討するものとする。
- (4) 作成した避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者の同意、又は、市の災害時要援護者避難支援制度実施要綱に基づき、あらかじめ消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者の避難支援体制の整備に努める。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

6 個別避難計画

- (1) 市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、地域の実情等を踏まえて、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民、自治組織、医療・介護等の関係施設・事業所、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携・協力して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、避難経路及び避難先の環境等、地域特有の課題等に留意するものとする。
- (2) 個別避難計画は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。
- (3) 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用した個別避難計画の作成、情報管理の方法などについて、積極的に検討するものとする。
- (4) 作成した個別避難計画は、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は、市の災害時要援護者避難支援制度実施要綱に基づき、あらかじめ消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に提供するとともに、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等に努める。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。
- (5) 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。
- (6) 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体で避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計

画の整合が図られるように努め、また、訓練等により、両計画の整合及び一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

- (7) 市は、福祉避難所の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

第5 避難行動要支援者の避難誘導等

- 1 市は、市地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。
- 2 避難誘導に当たっては、市職員、消防団、自主防災組織、近隣住民等が相互に連携協力の下、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

第6 要配慮者への啓発・防災訓練

市は、要配慮者及びその家族に対し、防災パンフレット、防災マップ等の配布や、地域の防災訓練等への積極的な参加の呼び掛けを行うなど、災害発生時にとるべき行動等、防災に対する理解を深めるよう啓発に努める。

また、市は、地域で生活する外国人に対し、「やさしい日本語」あるいは外国語の防災パンフレット、防災マップの配布、防災標識等への外国語の付記などの対策を推進するよう努める。

市は、要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、車椅子利用者等）を想定した、避難誘導、情報伝達などの訓練に努めるものとする。

第7 要配慮者用避難所の整備

災害により、特に避難所において長期収容が必要な事態となった場合で、一般の避難者との共同生活が困難な介護を必要とする者のために、「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結している福祉施設等を「福祉避難所」として指定する。

福祉避難所に受入れの余裕がない場合等に備えて、その他の介護保険施設等とも事前に協定を締結する等して、福祉避難所の確保に努める。また、同施設と、居宅サービス、福祉用具の提供等についても協定を締結し、福祉避難所への移送前又は移送の対象にならない要配慮者の支援体制を確保する。

| | |
|-----|-----------------------------|
| 資料編 | ・災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 |
|-----|-----------------------------|

第8 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難体制

1 市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法、土砂災害防止法に基づき、水害や土砂災害が発生する場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた「避難確保計画」を作成するものとする。

2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法、土砂災害防止法に基づき、「避難確保計画」を作成・変更したときは、遅滞なくその計画を市長へ報告するものとする。

3 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、作成した「避難確保計画」に基づいて、避難訓練を行わなければならない。

第11節 広域避難の受入れに関する計画

第1 方針

災害対策基本法の規定に基づき、県外において災害が発生し、被災都道府県から本県に対して、被災住民の受入要請があった場合、被災住民の円滑な受入れを実施する。

第2 被災住民の受入れ

1 県は、被災都道府県から被災住民の受入れに関する協議があった場合、被災住民の受入れについて、市と協議するものとする。

この場合、市は、市自らが被災するなどの被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れるものとし、避難所を提供する。

2 市は、避難所を決定した場合、避難所を管理する者その他内閣府令で定める者に通知するとともに、県に報告する。

第3 被災住民の受入れが不要となった場合

1 県は、被災都道府県から受入れの必要がなくなった旨の通知を受けた場合、市へ通知する。

2 市は、県から通知を受けた場合、避難所を管理する者その他内閣府令で定める者に通知する。

第4 県の支援

被災住民の受入れを行う場合において、市の受入体制が十分確保できない場合、市は、県に対して支援要請を行う。

要請を受けた県は、被災住民の円滑な受入れを行うため、必要な支援を行う。

第3章 災害応急対策計画

第1節 基本方針

この計画は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、災害発生の防ぎよ及び拡大防止について迅速かつ実効ある措置を期するため、災害応急対策責任者（市長、県知事、指定地方行政機関の長、指定公共機関の長、指定地方公共機関の長並びに市の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。以下この章において同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとし、その内容は次のとおりとする。

- 1 組織、動員に関する事項
- 2 災害情報に関する事項
- 3 ヘリコプターによる災害応急対策に関する事項
- 4 自衛隊災害派遣要請に関する事項
- 5 相互応援協力に関する事項
- 6 防災拠点に関する事項
- 7 災害救助法適用に関する事項
- 8 避難対策に関する事項
- 9 食料供給に関する事項
- 10 生活必需品等供給に関する事項
- 11 給水に関する事項
- 12 医療救護・助産に関する事項
- 13 救出に関する事項
- 14 住宅応急対策に関する事項
- 15 遺体の捜索、取扱い、埋火葬に関する事項
- 16 消防に関する事項
- 17 水防に関する事項
- 18 土砂災害の対策に関する計画
- 19 保健衛生・廃棄物処理等に関する事項
- 20 文教に関する事項
- 21 公共施設応急対策に関する事項
- 22 交通の確保に関する事項
- 23 輸送に関する事項
- 24 通信に関する事項
- 25 ライフライン施設災害応急対策に関する事項
- 26 その他施設災害応急対策計画
- 27 災害広報・被災者相談に関する事項
- 28 労働力確保に関する事項
- 29 ボランティアの受入れ等に関する事項
- 30 突発的災害による応急対策に関する事項
- 31 海上災害応急対策に関する事項
- 32 危険物等災害応急対策に関する事項

33 主な災害の特質及び対策に関する事項

- (1) 長雨対策
- (2) 豪雨、台風による洪水、高潮時の対策
- (3) 長雨、豪雨による土石流・崖崩れ等対策
- (4) 風害対策
- (5) 林野火災対策
- (6) 突発的災害対策

第2節 組織、動員計画

第1 方針

この計画は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害応急対策に対処するために必要な防災組織の整備、所要要員の配備動員等に関して必要な事項を定め、災害応急対策の推進に万全を期するものとする。

第2 災害応急組織の基本原則

- 1 災害応急対策は、原則として災害応急対策責任者（市長）が、それぞれの法令に基づく所掌事務又は業務を通じて行う。
- 2 災害応急対策の実施に関する総合調整は、市防災会議において行う。
- 3 本市における応急対策の分掌は、江田島市災害対策本部条例（平成16年条例第11号）及び江田島市災害対策本部条例施行規則（平成16年規則第21号）の定めるところにより行い、その総合調整は危機管理監危機管理課において行う。

| | |
|-----|--|
| 資料編 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 江田島市災害対策本部条例 ・ 江田島市災害対策本部条例施行規則 |
|-----|--|

第3 市防災会議

市防災会議は、災害対策基本法第16条第1項及び江田島市防災会議条例（平成16年条例第10号）江田島市防災会議施行規則（平成16年規則第20号）に基づいて設置された機関であり、本市における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施を推進するものである。

| | |
|-----|--|
| 資料編 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 江田島市防災会議条例 ・ 江田島市防災会議施行規則 |
|-----|--|

第4 配備及び分掌事務

災害の発生を防ぎよし、又は災害を最小限に防止するため、その状況により、以下に示す配備体制を迅速に整え、対処することとする。

< 配備体制 >

| 配備体制 | 配備の目的等 | 配備基準 | 配備決定責任者 | |
|--------|--|---|--|----|
| 事前配備体制 | <ul style="list-style-type: none"> ○主として情報の収集及び連絡体制を執る。 ○応急対策準備に必要な職員を配備する体制とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ○「大雨注意報」「洪水注意報」「高潮注意報」のいずれかが発表され、気象状況、潮位等から危機管理監が必要と認めたとき。 ○台風の接近等により、大雨、洪水等の災害の発生のおそれがあり、危機管理監が必要と認めたとき。 ○市域内に震度4の地震が発生したとき。 ○<u>気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」又は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたとき。</u> ○上記のほか、危機管理監が必要と認めたとき。 | 危機管理監 | |
| 災害警戒本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急措置を実施する。 ○事態の推移に伴い直ちに災害対策本部に移行し得る体制とする。 ○必要に応じて、事前準備委員会を設置する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」「高潮注意報」のいずれかが発表され、危機管理監が必要と認めたとき。 ○市域内に災害が発生し、又は発生するおそれが予測された場合で、危機管理監が必要と認めたとき。 ○本市に台風の接近が見込まれ、24時間以内に暴風域に入る可能性があるとき。 ○市域内に震度4の地震が発生し、かつ被害が発生したとき。 ○<u>市域内に震度5弱以上の地震が発生したとき。</u> ○<u>長周期地震動階級3を観測したとき。</u> ○<u>気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき。</u> ○<u>気象庁が広島県に「津波注意報」を発表したとき。</u> | 危機管理監 | |
| 災害対策本部 | 第1号配備 | <ul style="list-style-type: none"> ○情報収集、連絡体制を強化する。 ○災害に直ちに対処できる職員を動員する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○大規模な災害等が発生するおそれが予測され、市長が必要と認めたとき。 ○市域内に災害が発生し、市長が必要と認めたとき。 ○市域内に震度5弱以上の地震が発生し、かつ被害が発生したとき。 ○<u>市域内に震度5強以上の地震が発生したとき。</u> ○<u>長周期地震動階級4を観測したとき。</u> ○<u>気象庁が広島県に「津波警報」を発表したとき。</u> ○林野火災、突発的な事故等が発生し、総合的な対策を講ずるため、市長が必要と認めたとき。 ○災害応急対策のために、自衛隊の派遣を要請したとき。 | 市長 |
| | 第2号配備 | <ul style="list-style-type: none"> ○第1号配備体制を強化し、拡大しつつある災害に対処する体制とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ○第1号配備体制では十分な対応ができないと市長が認めたとき。 | 市長 |
| | 第3号配備 | <ul style="list-style-type: none"> ○すべての要員をもってあたる体制とする。 ○いかなる状況においても、各班が直ちに活動を行うものとする。 | <ul style="list-style-type: none"> ○災害の規模、被害の程度が大規模に及び、本市の総力をあげて対応すべきであると市長が認めたとき。 ○「大雨特別警報」「暴風特別警報」「波浪特別警報」「高潮特別警報」「暴風雪特別警報」「大雪特別警報」のいずれかが発表されたとき、又は発表されると見込まれるとき。 ○<u>市域内に震度6弱以上の地震が発生したとき。</u> ○<u>気象庁が広島県に「大津波警報」を発表したとき。</u> | 市長 |

注：下線部は自動配備とする。

1 事前配備体制

事前配備体制は、「注意体制」と「災害警戒本部」とする。

(1) 注意体制

注意体制は、主として情報の収集及び連絡体制を執るとともに、応急対策準備に必要な職員を配備する体制とする。

ア 配備基準

注意体制の配備基準は、次のとおりとする。

＜注意体制の配備基準＞

| | 配備基準 |
|--------------|---|
| 風水害等 一般災害 | ○「大雨注意報」「洪水注意報」「高潮注意報」のいずれかが発表され、気象状況、潮位等から危機管理監が必要と認めたとき。 ○台風の接近等により、大雨、洪水等の災害の発生のおそれがあり、危機管理監が必要と認めたとき。 |
| 地震等 突発災害 | ○ <u>市域内に震度4の地震が発生したとき。</u> ○ <u>気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」又は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたとき。</u> ○ <u>上記のほか、危機管理監が必要と認めたとき。</u> |

注：下線部は自動配備とする。

イ 組織及び分掌事務

- (ア) 危機管理監は、注意体制の配備が必要な場合に、その配備を決定する。
 (イ) 注意体制の指揮者は危機管理監とし、危機管理監が不在又は事故等により指揮を執ることが困難な場合は危機管理課長がその職務を代理するものとする。
 (ウ) 注意体制の組織、要員、分掌事務は、次のとおりとする。

＜注意体制の分掌事務等＞

| 組織(課名) | 要員 | 分掌事務 |
|--------|------|--|
| 危機管理課 | 2名以上 | 1 気象情報その他各種情報の収集に関すること 2 職員の動員、配備に関すること |

(エ) 各部局(課)は、降雨状況や所管施設の被害状況等の情報を収集し、的確な情報連絡及び応急対策を実施するとともに、災害の程度に応じ災害警戒本部の配備ができるよう準備を行うものとする。

(オ) 危機管理監は、注意体制の配備を決定又は解除した場合は、遅滞なく市長に報告する。

(カ) 危機管理監は、注意体制では対応できないと判断したときは、総務部長、市民生活部長、産業部長、土木建築部長及び消防長と、災害警戒本部への設置について協議するものとする。

ただし、急を要する場合は直ちに設置を決定し又は参集者のみで協議を行い、欠席者へは、事後連絡を行うものとする。

(2) 災害警戒本部

災害警戒本部は、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急措置を実施する体制とする。

ア 配備基準

災害警戒本部の配備基準は、次頁表のとおりとする。

<災害警戒本部の配備基準>

| 種類 | 配備基準 |
|--------------|---|
| 風水害等 一般災害 | <ul style="list-style-type: none"> ○「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」「高潮注意報※」のいずれかが発表され、危機管理監が必要と認めたとき。 ○市域内に災害が発生し、又は発生するおそれ予測された場合で、次の状況等により、危機管理監が必要と認めたとき。 <ul style="list-style-type: none"> ・大雨注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝に大雨警報に切り替える可能性が高い旨に言及される時。 ○本市に台風の接近が見込まれ、24時間以内に暴風域に入る可能性があるとき。 |
| 地震等 突発災害 | <ul style="list-style-type: none"> ○市域内に震度4の地震が発生し、かつ被害が発生したとき。 ○市域内に震度5弱以上の地震が発生したとき。 ○長周期地震動階級3を観測したとき。 ○気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき。 ○気象庁が広島県に「津波注意報」を発表したとき。 |

※「高潮注意報」を警報に切り替える可能性については、気象庁HPの市町村ごとの警報・注意報のページで確認・判断する。

注：下線部は自動配備とする。

イ 組織及び分掌事務

(ア) 危機管理監は、総務部長、市民生活部長、産業部長、土木建築部長及び消防長と協議し、災害警戒本部の設置を決定する。

ただし、急を要する場合は直ちに設置を決定し又は参集者のみで協議を行い、欠席者へは、事後連絡を行うものとする。

<直ちに災害警戒本部の設置を決定する場合の配備基準>

| 種類 | 配備基準 |
|--------------|---|
| 風水害等 一般災害 | <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者等避難を発令するとき <ul style="list-style-type: none"> ・洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤色）が表示される時。 ・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、「広島県土砂災害危険度情報」の実況又は予想で、降雨指標が大雨警報（土砂災害）基準に到達（赤色が表示）すると見込まれる時。 ○一部の地域に避難指示を発令するとき <ul style="list-style-type: none"> ・一部の地域で局地的※に「広島県土砂災害危険度情報」の実況又は予想で降雨指標が2時間後までに土砂災害危険基準を超過（紫色が表示）するとき。 |
| 地震等 突発災害 | <ul style="list-style-type: none"> ○危機管理監が急を要すると認めたとき。 |

※ひとつの地区に限定して「避難指示」を発令するなど、警戒本部で臨機に対応する場合を想定する。

(イ) 災害警戒本部の指揮者は危機管理監とし、危機管理監が不在又は事故等により指揮を執ることが困難な場合は、(ア)に定める者のうち建制順で、その職務を代理するものとする。

(ウ) 災害警戒本部の組織、要員、分掌事務は、次表のとおりとする。

(エ) 危機管理監は、災害警戒本部の配備を決定又は解除した場合は、遅滞なく市長に報告するとともに、関係各所に通知する。

＜災害警戒本部の分掌事務等＞

| 組織・所属課 | | 要員 | 分掌事務 |
|----------------|--------------------|----------------|---|
| 危機管理監 初動チーム | 危機管理課 | 危機管理課員3名以上の若干名 | 1 気象情報その他各種情報の収集に関すること 2 避難情報等の発令・伝達等に関すること 3 防災関係機関との連絡調整、報告等に関すること 4 関係各課への情報伝達に関すること 5 被害状況の把握・記録等に関すること |
| | 危機管理監が指名した職員 | | |
| 総務部 | 総務課 | 若干名 | 1 職員の動員調整に関すること 2 通信手段の確保、情報システムの管理、運用等に関すること |
| | 財政課 | 必要に応じて | 1 来庁者の安全確保及び被災状況の把握に関すること |
| 企画部 | 企画振興課 | 若干名 | 1 市民等への情報伝達、広報活動等に関すること |
| 市民生活部 | 地域支援課 | 若干名 | 1 避難所の開設に関すること 2 市民センター、支所等との連絡調整等に関すること |
| | 市民センター・支所 | センター長・支所長等若干名 | 1 被害情報の収集に関すること 2 管内の被害状況の把握に関すること |
| 福祉保健部 | 社会福祉課・高齢介護課・子育て支援課 | 若干名 | 1 避難行動要支援者の応急対策に関すること |
| 産業部 | 農林水産課・交流観光課 | 4名 | 1 農林道、ため池等の被害状況の把握に関すること 2 農林水産関係の被害状況の把握に関すること |
| 土木建築部 | 建設課・都市整備課 | 6名 | 1 通行不能箇所の把握に関すること 2 河川、水路、ポンプ場、急傾斜地等の被害状況の把握に関すること 3 防災資機材の調達に関すること 4 市営住宅の被害状況の把握に関すること |
| | 下水道課 | 若干名 | 1 公共下水道の被害状況の把握に関すること |
| 教育委員会 | 学校教育課 | 若干名 | 1 児童生徒の避難等に関すること |
| 消防本部 | 総務課・警防課・江田島消防署 | 本部・署所の当務者等 | 1 気象情報の収集等に関すること 2 火災、水害等の被害状況の把握、応急対策等に関すること 3 職員の動員等に関すること 4 消防団の運用調整に関すること |
| その他の部（局）課 | | 必要に応じて | 1 所管施設等の被害状況の把握に関すること 2 災害対策本部設置時における活動準備に関すること |

※要員は状況による。

(3) 事前準備委員会の設置

- ア 危機管理監は、災害警戒本部移行後、必要に応じて事前準備委員会を設置する。
- イ 事前準備委員会は、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い、直ちに災害対策本部に移行し得る体制を執るものとする。
- ウ 事前準備委員会は、大雨、洪水等の災害の発生するおそれが予想されるときは、気象等の情報収集及び応急対策準備に必要な職員を配置するものとする。
- エ 事前準備委員会の委員は、次のとおりとする。

総務部長、企画部長、危機管理監、市民生活部長、福祉保健部長、産業部長、土木建築部長、教育部長、議会事務局長、消防長、総務課長、危機管理課長、その他本部長の指名する者

- オ 事前準備委員会の会議は、必要に応じて、危機管理監が招集する。
- カ 危機管理監は、事前準備委員会の決定に基づき、市長、副市長及び教育長と災害対策本部の設置について協議する。

2 災害対策本部

市長は、総合的な災害対策を講じる必要があると認める場合、基本法第23条の2第1項の規定に基づき、江田島市災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

(1) 本部の配備体制及び配備の目的等

本部配備の指令及び廃止は、市長が指示するものとする。

本部の配備体制は、次項「(2) 配備基準」に基づき「第1号配備」、「第2号配備」、「第3号配備」に移行するものとし、各体制における配備の目的等は次のとおりとする。

| 体制 | 配備の目的等 | 配備の決定 |
|-------|--|--|
| 第1号配備 | ・情報収集、連絡体制を強化する。 ・災害に直ちに対処できる職員を動員する。 | ・危機管理監は、市長、副市長及び教育長と本部設置について協議し、市長が必要と認めたとき配備する。 |
| 第2号配備 | ・第1号配備体制を強化し、拡大しつつある災害に対処する体制とする。 | ・危機管理監は、市長に本部設置又は移行を具申し、市長が必要と認めたとき直ちに配備する。 |
| 第3号配備 | ・すべての要員をもって当たる体制とする。 ・いかなる状況においても、各班が直ちに活動を行うものとする。 | ・自動設置 |

(2) 配備基準

本部の配備基準は、次頁表のとおりとする。

<本部の配備基準> (1/2)

| | 第1号配備 | 第2号配備 | 第3号配備 |
|----------|---|--|--|
| 風水害等一般災害 | <p>○大規模な災害等が発生するおそれが予測され、市長が必要と認めるときで、具体的には次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水警報の危険度分布で「危険」(紫色)が表示されると見込まれるとき。 ・大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、「広島県土砂災害危険度情報」の予想で降雨指標が、今後2時間以内に土砂災害発生危険基準を超過(紫色が表示)すると見込まれるとき。 ・土砂災害警戒情報が発表されると見込まれるとき。 ・高潮警報が発表されたとき。 ・市域の全部又は一部に、強い降雨・暴風を伴う台風等が、接近・通過すると予測される時。 ・市域の全部又は一部が台風の暴風圏内に入ることが確実と予測される時。 <p>○市域内に災害が発生し、市長が必要と認めるとき。</p> <p>○災害応急対策のために、自衛隊の派遣を要請したとき。</p> | <p>○災害の規模、被害の程度により、第1号配備体制では十分な対応ができないと市長が認めたとき。</p> | <p>○災害の規模、被害の程度が大規模に及び、本市の総力をあげて対応すべきであると市長が認めたとき。</p> <p>○「大雨特別警報」「暴風特別警報」「波浪特別警報」「高潮特別警報」「暴風雪特別警報」「大雪特別警報」のいずれかが発表されたとき、又は発表されると見込まれるとき。</p> |

69

<洪水警報の危険度分布> (気象庁)

| 区分 | 色が持つ意味 | 状況 | 発令目安とされる避難情報 | 相当する警戒レベル |
|----|-----------|---|--------------|-----------|
| 黒 | 災害切迫 | 重大な洪水災害が切迫。洪水災害が既に発生している危険性が高い状況。 | 緊急安全確保 | 5相当 |
| 紫色 | 危険 | 水位周知河川・その他河川がさらに増水し、今後氾濫し、重大な洪水災害が発生する可能性が高い状況。 | 避難指示 | 4相当 |
| 赤色 | 警戒 | 洪水災害への警戒が必要な状況。 | 高齢者等避難 | 3相当 |
| 黄色 | 注意 | 洪水災害への注意が必要な状況。 | - | 2相当 |
| 水色 | 今後の情報等に留意 | - | - | - |

(気象庁ホームページ(洪水キキクル)による。)

<広島県土砂災害危険度情報> (広島県)

| 警戒レベル | 危険度判定/土砂災害危険度 | 状況 | 備考 |
|-------|----------------|--|-----------------|
| 5相当 | 実況で特別警報基準超過 | 現在の降雨指標が、特別警報(土砂災害)基準を超過した状態。「命に危険が及ぶ土砂災害切迫」「土砂災害がすでに発生している可能性が高い」状態。 | 特別警報(土砂災害)発表の目安 |
| 4相当 | 2時間後までに基準値超過 | 降雨指標が、今後2時間以内に土砂災害発生危険基準を超過すると予測される状態で、「避難開始の目安」となる。 | 土砂災害警戒情報発表の目安 |
| 3相当 | 大雨警報(土砂災害)基準超過 | 現在・1時間先予測・2時先予測の降雨指標が、大雨警報(土砂災害)の発表基準を超過した状態で、「避難に時間のかかる人は避難開始、それ以外の人は避難準備をする目安」となる。 | 大雨警報(土砂災害)発表の目安 |
| 2相当 | 大雨注意報基準超過 | 現在・1時間先予測・2時先予測の降雨指標が、大雨注意報の発表基準を超過した状態。 | 大雨注意報発表の目安 |

(広島県土砂災害危険度情報(広島県)による。)

<本部の配備基準> (2/2)

| | 第1号配備 | 第2号配備 | 第3号配備 |
|---------|--|--|---|
| 地震等突発災害 | <ul style="list-style-type: none"> ○市域内に震度5弱以上の地震が発生し、かつ被害が発生したとき。 ○市域内に震度5強以上の地震が発生したとき。 ○長周期地震動階級4を観測したとき。 ○<u>気象庁が広島県に「津波警報」を発表したとき。</u> ○林野火災、突発的な事故等が発生し、総合的な対策を講ずるため、市長が必要と認めたとき。 ○災害応急対策のために、自衛隊の派遣を要請したとき。 | <ul style="list-style-type: none"> ○第1号配備体制では十分な対応ができないと市長が認めたとき。 | <ul style="list-style-type: none"> ○<u>市域内に震度6弱以上の地震が発生したとき。</u> ○<u>気象庁が広島県に「大津波警報」を発表したとき。</u> ○災害の規模、被害の程度が大規模に及び、本市の総力をあげて対応すべきであると市長が認めたとき。 |

注：下線部は自動配備とする。

(3) 組織

本部の組織は、基本法及び江田島市災害対策本部条例の規定により、次のとおりとする。

ア 本部の本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長、危機管理監及び教育長をもって充てる。

また、本部の事務に従事する災害対策本部員（以下「本部員」という。）を置くこととし、本部員は、各部（局）長、消防長をもって充てる。

| | |
|------|---------------|
| 本部長 | 市長 |
| 副本部長 | 副市長、危機管理監、教育長 |
| 本部員 | 各部（局）長、消防長 |

イ 本部に部、部に班を設け、その名称は別表1のとおりとする。

ウ 部に部長、班に班長を置き、それぞれ別表1に定める職にある者をもって充てることとし、部長及び班長は、上司の命を受けてそれぞれの業務を処理し、所属職員を指揮監督する。

また、部長は、部の分担業務を処理するため、あらかじめ担当者を定めておくとともに、必要な簿冊を備える等体制を整備しておく。

エ 本部が設置された場合、各市民センター（江田島・能美・沖美）及び三高支所はそれぞれ市民センター班を組織し、地域の災害対策に当たる。

また、次の表の左欄に掲げる出張所、連絡所は、それぞれ右欄に掲げる市民センター等の指揮の下に災害対策に当たる。

| | |
|--------------------------------|-----------|
| 秋月出張所、小用出張所、切串出張所、大須出張所、津久茂出張所 | 江田島市民センター |
| 鹿川出張所、高田出張所 | 能美市民センター |
| 美能出張所 | 沖美市民センター |
| 深江連絡所、柿浦連絡所、市民サービスセンター | 市民生活課 |

オ 職務代理

(ア) 本部長が不在又は事故等により指揮を執ることが困難な場合は、副市長、危機管理監、教育長の順で、その職務を代理するものとする。

(イ) 部長が不在又は事故等により指揮を執ることが困難な場合は、あらかじめ各部長が指名する順序による班長が、その職務を代理する。

カ 本部員会議

(ア) 本部には、災害対策についての重要な指示及び総合調整を行うため本部員会議を置く。

(イ) 本部員会議は、本部長、副本部長、各部長をもって構成する。ただし、本部長が必要と認めたときは、本部員会議に班長その他班員の出席を求めることができる。

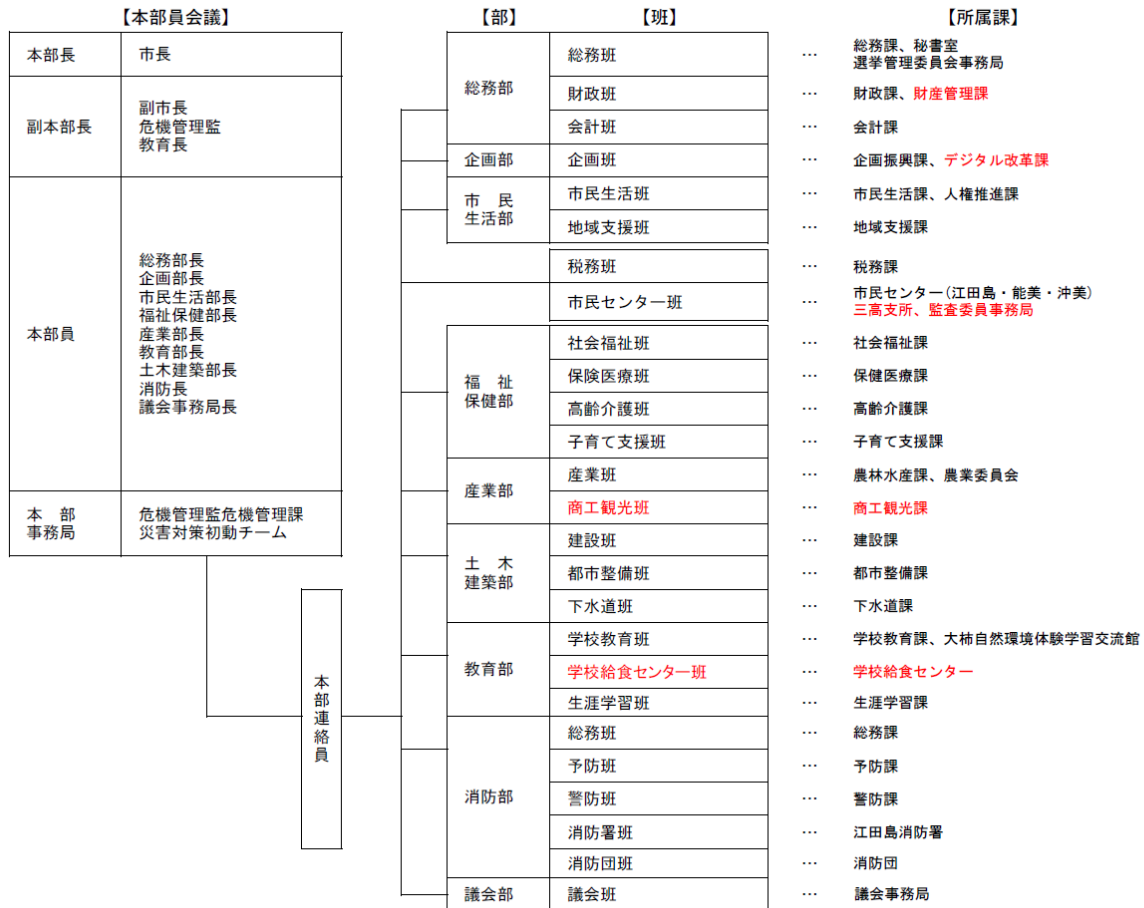
(ウ) 本部員会議は、必要の都度本部長が招集する。

キ 本部連絡員

(ア) 本部に各部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況の報告並びに本部からの連絡事項を各班長に伝達するため、本部連絡員をおく。

(イ) 本部連絡員は、各部長がそれぞれ班員のうちから指名するものをもって充てる。

<江田島市災害対策本部組織>



(4) 職員の動員及び配備等

ア 職員の動員及び配備は、当該災害の種類及び規模により、配備編成計画に基づき部長が行う。

ただし、支所の班長にあつては事態が急迫し、部長の指示を受けるいとまのないときは、その指示を待たずに直ちに業務に着手し、事態に対処する措置を講ずることができる。この場合には、その旨を速やかに部長に報告し、その後の措置について指示を受けなければならない。

イ 本部が設置された場合の職員の動員、体制の概要等は、次のとおりとする。

＜職員の動員、体制の概要等＞

| 体制 | 動員 | 体制の概要等 |
|-----------|----------------------|--|
| 第1号 配備 | ・本部員 ・班長 ・指定職員 | ○局地的な災害に直ちに対処できる体制とする。 ○本部事務局は、県及び関係機関と連絡をとり、気象その他災害に関する情報を収集し本部長に連絡するとともに、関係各部に連絡する。 ○各部長は、分掌事務に係る情報収集及び連絡体制を強化するとともに、装備、物資、器材等を点検し、必要に応じて事前措置を講ずる。 |
| 第2号 配備 | ・本部員 ・班長 ・指定職員 | ○拡大しつつある災害に対処する体制とする。 ○各部長は、第1号配備における各事項のほか、次の措置をとり防災体制を整えるとともに、その状況を危機管理監を通じて本部長に報告する。 ・災害の状況を班員に周知し、配備編成計画に基づき、その所要人員をもって災害即応体制をとる。 ・災害対策に係る関係機関及び関係各部との連絡を密にし、協力体制を強化する。 |
| 第3号 配備 | ・全職員 | ○すべての要員をもって当たる体制とする。 ○各部長は、災害対策活動に当たるとともに、その活動状況を随時危機管理監を通じて本部長に報告する。 |

※「指定職員」は、各部・班の分掌事務を遂行するために必要な職員で、配備編成計画においてあらかじめ定められた職員とする。

ウ 各部長等は、毎年4月1日現在における所属職員の配置状況を災害対策本部配置表（様式第1号、P89）により、同月20日までに危機管理監に提出しなければならない。

エ 前項に規定する場合のほか、職員の異動によって変更があったときは、当該異動のあった日から10日以内に新たに災害対策本部配置表を危機管理監に提出しなければならない。

(5) 本部設置場所

ア 本部は、原則として市役所本庁舎に設置する。ただし、災害等により市役所本庁舎が使用不能となった場合は、代替場所を「消防庁舎」、「江田島市民センター」又は「能美市民センター」に定め、職員及び関係機関に周知する。

イ 本部を設置した場合、本部の所在を明確にするため、正面玄関等分かりやすい場所に「江田島市災害対策本部」の標示をする。

＜災害対策本部設置場所＞

| | 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|--------|-----------|------------------|--------------|
| 原則設置場所 | 市役所本庁舎 | 江田島市大柿町大原505 | 0823-43-1111 |
| 代替設置場所 | 消防庁舎 | 江田島市江田島町鷺部2-17-5 | 0823-40-0119 |
| | 江田島市民センター | 江田島市江田島町中央1-1-1 | 0823-42-1111 |
| | 能美市民センター | 江田島市能美町中町4859-9 | 0823-40-2777 |

(6) 本部の任務

本部は、災害対策の推進に関し、総合的かつ一元的体制を確立するとともに、本計画並びにその他法令の規定に定めるところにより、市防災会議と緊密な連絡のもとに災害予防及び災害応急対策を実施する。

(7) 設置及び廃止の手続

本部を設置した場合、市長は、本部の名称、設置場所等を告示し、関係機関に通知する。本部を廃止したときも同様とする。

(8) 本部の分掌事務

本部の主な分掌事務は別表1、具体的な分掌事務は別表2に定めるとおりとする。

(9) 災害対策連絡票等

災害時における命令、指示及び連絡で、被害状況の報告及び受援計画等によるものを除き、特に必要な事項は、災害対策連絡票（様式第2号、P90）により行うものとする。

被害状況の報告は、被害状況報告書（様式第3号、P91）により行うものとする。

(10) 国・県との連携

本部は、国・県が現地災害対策本部等を設置した場合には、必要に応じて合同会議を開催するなどし、情報の共有と状況認識の統一を図るとともに、救助・救急、医療及び消火活動等の関係機関と密接に連携を図り広域災害に対処する。

(11) 市現地災害対策本部の設置

災害の規模その他の状況により、特に現地での応急対策を必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。この場合、副市長を現地災害対策本部長とする。

別表1 江田島市災害対策本部の主な分掌事務（1/5）

| 部名 (部長) | 班名 (班長) | 所属課 | 主な分掌事務 |
|-------------------|-------------------|-----------------------------|---|
| - | 本部事務局 (危機管理課長) | ・危機管理監危機管理課 ・災害対策初動チーム | 1 本部の設置及び本部員会議に関する事 2 気象情報その他各種情報の収集に関する事 3 避難情報等の発令・伝達等に関する事 4 防災関係機関との連絡調整、報告等に関する事 5 消防部との連絡調整に関する事 6 広島県水道広域連合企業団（以下「県水道企業団」という。）江田島事務所との情報共有や連携、連絡調整等に関する事 7 被害状況の把握、取りまとめに関する事 8 災害救助法に関する事 9 災害時の受援又は応援に関する事 |
| 総務部 (総務部長) | 総務班 (総務課長) | ・総務課 ・秘書室 ・選挙管理委員会事務局 | 1 本部事務局の補助に関する事 2 職員の動員調整、服務等に関する事 3 所管施設等の被害状況の把握、取りまとめに関する事 4 市民センター等との連絡調整に関する事 5 備蓄食料等（救援物資を除く）の調達、配給に関する事 6 総務部の庶務等に関する事 7 災害時の受援又は応援に関する事 8 本部との連絡調整、被害報告に関する事 |
| | 財政班 (財政課長) | ・財政課 ・財産管理課 | 1 所管施設等の被害状況の把握、取りまとめに関する事 2 緊急車両の確保等に関する事 3 災害対策に係る予算措置に関する事 4 災害時の受援又は応援に関する事 5 被害報告に関する事 |
| | 会計班 (会計管理者) | ・会計課 | 1 総務部各班の応援に関する事 2 災害関係経費の出納に関する事 3 災害時の受援又は応援に関する事 |
| 企画部 (企画部長) | 企画班 (企画振興課長) | ・企画振興課 ・デジタル改革課 | 1 市民等への情報伝達、広報活動等に関する事 2 報道機関への対応に関する事 3 通信手段の確保、情報システムの管理、運用等に関する事 4 所管施設等の被害状況の把握、応急対策等に関する事 5 災害対策活動及び復旧対策に関する事 6 本部との連絡調整、被害報告に関する事 |
| 市民生活部 (市民生活部長) | 市民生活班 (市民生活課長) | ・市民生活課 ・人権推進課 | 1 市民等からの情報収集等に関する事 2 被害状況の把握、取りまとめに関する事 3 避難所の開設及び運営の協力に関する事 4 連絡所との連絡調整に関する事 5 応急時の炊き出しに関する事 6 被災地、被災者への対応に関する事 7 災害時の受援又は応援に関する事 8 本部との連絡調整、被害報告等に関する事 |

別表1 江田島市災害対策本部の主な分掌事務 (2/5)

| 部名 (部長) | 班名 (班長) | 所属課 | 主な分掌事務 |
|---------------------------|---------------------------|---|---|
| 市民生活部 (市民生活部長) (続き) | 地域支援班 (地域支援課長) | ・地域支援課 | 1 避難所の開設及び運営に関する事 2 避難者名簿の作成等に関する事 3 自主防災組織等(自治会等を含む)の防災活動に関する事 4 市民センター、支所等との連絡調整等に関する事 5 環境衛生施設等の被害状況の把握、応急対策に関する事 6 災害廃棄物に関する事 7 防疫に関する事 8 遺体の管理等に関する事 9 災害時の受援又は応援に関する事 10 被害報告等に関する事 |
| | 税務班 (税務課長) | ・税務課 | 1 災害時の受援又は応援に関する事 |
| | 市民センター班 (市民センター長及び支所長) | ・市民センター ・支所 ・監査委員事務局 ・公平委員会事務局 ・固定資産評価審査委員会 | 1 管内の被害状況の把握に関する事 2 避難所の開設及び運営の協力に関する事 3 被災者等への対応に関する事 4 その他必要な事務等に関する事 |
| 福祉保健部 (福祉保健部長) | 社会福祉班 (社会福祉課長) | ・社会福祉課 | 1 社会福祉関係施設等の被害状況の把握、応急対策等に関する事 2 避難所の開設及び運営の協力に関する事(福祉避難所を含む。) 3 避難行動要支援者の応急対策に関する事 4 障害者等要配慮者の避難等に関する事 5 被災者の救護・支援に関する事 6 関係機関等との連絡調整に関する事 7 災害ボランティアに関する事 8 災害時の受援又は応援に関する事 9 本部との連絡調整、被害報告等に関する事 |
| | 子育て支援班 (子育て支援課長) | ・子育て支援課 | 1 子育て支援関係施設等の被害状況の把握、応急対策等に関する事 2 避難所の開設及び運営の協力に関する事 3 認定こども園児等要配慮者の避難等に関する事 4 保育施設給食センターに関する事 5 被害報告等に関する事 |
| | 保健医療班 (保健医療課長) | ・保健医療課 | 1 保健医療関係施設等の被害状況の把握、応急対策等に関する事 2 救護活動その他医療に関する事 3 災害時の受援又は応援に関する事 4 被害報告等に関する事 |

別表1 江田島市災害対策本部の主な分掌事務（3/5）

| 部名 (部長) | 班名 (班長) | 所属課 | 主な分掌事務 |
|-------------------------------|-------------------|---------------------|---|
| 福祉保健部 (福祉保健部長) (続き) | 高齢介護班 (高齢介護課長) | ・高齢介護課 | 1 高齢介護関係施設等の被害状況の把握、応急対策等に関する事 2 避難所の開設及び運営の協力に関する事 (福祉避難所を含む。) 3 避難行動要支援者の応急対策に関する事 4 高齢者等要配慮者の避難等に関する事 5 災害時の受援又は応援に関する事 6 被害報告等に関する事 |
| 産業部 (産業部長) | 産業班 (農林水産課長) | ・農林水産課 ・農業委員会事務局 | 1 農林水産関係の被害状況の把握、応急対策等に関する事 2 避難所の開設及び運営の協力に関する事 3 被災地、被災者への対応に関する事 4 本部との連絡調整、被害報告等に関する事 |
| | 商工観光班 (商工観光課長) | ・商工観光課 | 1 商工関係の被害状況の把握、応急対策等に関する事 2 衣類、寝具その他生活必需品等物資の調達に関する事 3 被災地、被災者への対応に関する事 4 被害報告等に関する事 |
| 土木建築部 (土木建築部長) | 建設班 (建設課長) | ・建設課 | 1 建設関係の被害状況の把握、応急対策等に関する事 2 災害時の道路・交通情報、輸送等に関する事 3 土木建築関係業者に対する協力要請に関する事 4 防災資機材の調達に関する事 5 災害時の受援又は応援に関する事 6 本部との連絡調整、被害報告等に関する事 |
| | 都市整備班 (都市整備課長) | ・都市整備課 | 1 所管施設、建築物等の被害状況の把握、応急対策等に関する事 2 被災地、被災者への対応に関する事 3 災害時の受援又は応援に関する事 4 被害報告等に関する事 |
| | 下水道班 (下水道課長) | ・下水道課 | 1 公共下水道の被害状況の把握、応急対策等に関する事 2 災害時の受援又は応援に関する事 3 被害報告等に関する事 |

別表1 江田島市災害対策本部の主な分掌事務 (4/5)

| 部名 (部長) | 班名 (班長) | 所属課 | 主な分掌事務 |
|---------------|------------------------|--------------------------|--|
| 教育部 (教育部長) | 学校教育班 (学校教育課長) | ・学校教育課 ・大柿自然環境体験学習交流館 | 1 学校教育関係の被害状況の把握、応急対策等に関する事 2 避難所の開設及び運営の協力に関する事 3 児童生徒の避難等に関する事 4 児童生徒の教育等への対応に関する事 5 教職員の動員調整に関する事 6 災害時の受援又は応援に関する事 7 本部との連絡調整、被害報告等に関する事 |
| | 学校給食センター班 (給食センター長) | ・学校給食センター | 1 学校給食施設等の被害状況の把握及び応急対策等に関する事 2 応急時の炊き出しに関する事 3 被害報告等に関する事 |
| | 生涯学習班 (生涯学習課長) | ・生涯学習課 | 1 生涯学習関係及び文化財の被害状況の把握、応急対策等に関する事 2 施設利用者の避難等に関する事 3 避難所の開設及び運営の協力に関する事 4 被害報告等に関する事 |
| 消防部 (消防長) | 総務班 (総務課長) | ・消防本部総務課 | 1 消防部内施設等の被害状況の把握、応急対策等に関する事 2 消防隊の活動支援等に関する事 3 被災者等への対応に関する事 4 その他必要な事務等に関する事 5 災害時の受援又は応援に関する事 6 本部等への報告、消防部における連絡調整に関する事 |
| | 予防班 (予防課長) | ・消防本部予防課 | 1 危険物施設等の被害状況の把握、取りまとめに関する事 2 関係機関との連絡調整に関する事 3 災害活動等に関する事 4 災害広報に関する事 5 被害報告等に関する事 |
| | 警防班 (警防課長) | ・消防本部警防課 | 1 消防災害対策本部事務に関する事 2 消防、水防その他防災対策に関する事 3 気象情報の収集等に関する事 4 職員の動員等に関する事 5 消防通信に関する事 6 出動、指令伝達に関する事 7 被災者の対応に関する事 8 本部との連絡調整に関する事 |

別表1 江田島市災害対策本部の主な分掌事務（5/5）

| 部名 (部長) | 班名 (班長) | 所属課 | 主な分掌事務 |
|--------------------------|-----------------------------------|-----------------|--|
| 消防部 (消防長) (続き) | 消防署班 (消防署長) | ・消防本部江田島 消防署 | 1 火災、水害等の被害状況の把握、応急対策等に関する事 2 消防、水防その他防災活動等に関する事 3 避難者の避難誘導に関する事 4 被災者の救急及び救護に関する事 5 行方不明者の捜索に関する事 6 被害報告等に関する事 |
| | 消防団班 (消防団長) | ・江田島市消防団 | 1 火災、水害等の被害状況の把握、応急対策等に関する事 2 消防、水防その他防災活動に関する事 3 避難者の避難誘導に関する事 4 被災者の救急及び救護に関する事 5 行方不明者の捜索に関する事 6 災害広報に関する事 7 被害報告等に関する事 |
| 議会部 (議会事務局長) | 議会班 (議会事務局長) (議会事務局長次 長) | ・議会事務局 | 1 議会議員との連絡調整等に関する事 |

※災害の形態等によっては部班の設置を縮小する場合がある。

参考表1 県水道広域連合企業団江田島事務所の主な分掌事務

| 所属 | 主な分掌事務 |
|------------------|--|
| 県水道広域連合企業団江田島事務所 | 1 公共上水道の被害状況の把握、応急対策等に関する事 2 水道施設等の保全、応急対策等に関する事 3 被災地、被災者への対応に関する事 4 災害時の受援又は応援に関する事 5 県水道広域連合企業団本部との連絡調整、被害報告等に関する事 6 市災害対策本部との情報共有や連携、連絡調整等に関する事 |

別表2 江田島市災害対策本部の具体的な分掌事務 (1/13)

| 部名 (部長) | 班名 (班長) | 所属課 | 分掌事務 | |
|------------|-------------------|---|---|--|
| | | | 主な分掌事務 | 具体的な分掌事務 |
| - | 本部事務局 (危機管理課長) | <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監危機管理課 ・災害対策初動チーム | 1 本部の設置及び本部員会議に関する こと | <ul style="list-style-type: none"> 1 本部の設置、運営に関すること 2 本部員会議の招集、運営に関すること 3 本部長命令の伝達に関すること 4 本部内及び各部の災害対策活動の連絡調整及び総括に関すること 5 本部の庶務に関すること 6 現地災害対策本部の設置に関すること |
| | | | 2 気象情報その他各種情報の収集に 関すること | <ul style="list-style-type: none"> 1 気象情報の授受及び伝達に関すること 2 地震・津波情報の授受及び伝達に関すること 3 災害に関する各種情報の収集に関すること |
| | | | 3 避難情報等の発令・伝達等に 関すること | <ul style="list-style-type: none"> 1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等の発令・伝達等に関すること |
| | | | 4 防災関係機関との連絡調整、報告等 に関すること | <ul style="list-style-type: none"> 1 県災害対策本部への連絡調整、報告に関すること 2 県及び国への要請及び連絡調整に関すること 3 江田島警察署との連携に関すること 4 自衛隊の派遣要請に関すること 5 県消防防災ヘリコプターの派遣要請に関すること 6 その他防災関係機関への連絡調整等に関すること |
| | | | 5 消防部との連絡調整に関する こと | <ul style="list-style-type: none"> 1 消防部(警防班)との連絡調整に関すること |
| | | | 6 県水道企業団江田島事務所との情報 共有や連携、連絡調整等に関する こと | <ul style="list-style-type: none"> 1 県水道企業団江田島事務所との被害状況の情報共有や応急対策の連携に 関すること 2 県水道企業団江田島事務所との連絡調整等に関すること |
| | | | 7 被害状況の把握、取りまとめに 関すること | <ul style="list-style-type: none"> 1 被災地の被害状況の把握、集計に関すること 2 各部からの災害情報及び被害報告の取りまとめに関すること 3 その他関連情報収集及び情報収集活動全般の総括に関すること |
| | | | 8 災害救助法に関する こと | <ul style="list-style-type: none"> 1 災害救助法の適用申請に関すること 2 災害救助法適用後の県との連絡調整等に関すること |
| | | | 9 災害時の受援又は応援に 関すること | <ul style="list-style-type: none"> 1 救助、救急、消火活動に関すること 2 相互応援協定に基づく応援要請に関すること 3 広域避難協定等に基づく居住者等の受入れの要請に関すること |

別表2 江田島市災害対策本部の具体的な分掌事務 (2/13)

| 部名 (部長) | 班名 (班長) | 所属課 | 分掌事務 | |
|---------------|---------------|---|------------------------------|--|
| | | | 主な分掌事務 | 具体的な分掌事務 |
| 総務部 (総務部長) | 総務班 (総務課長) | <ul style="list-style-type: none"> ・総務課 ・秘書室 ・選挙管理委員会事務局 | 1 本部事務局の補助に関する事 | <ul style="list-style-type: none"> 1 本部長、副本部長及び本部員の参集確認に関する事 2 本部長及び副本部長の秘書に関する事 3 本部職員の宿舎及び配備に関する事 4 その他本部事務局の補助に関する事 |
| | | | 2 職員の動員調整、服務等に関する事 | <ul style="list-style-type: none"> 1 職員の動員調整及び参集確認に関する事 2 応急対策要員の確保に関する事 3 災害時における職員の服務に関する事 4 職員の公務災害補償に関する事 |
| | | | 3 所管施設等の被害状況の把握、取りまとめに関する事 | <ul style="list-style-type: none"> 1 総務関係の被害状況調査及び取りまとめに関する事 2 総務部の被害状況の総括に関する事 3 総務部の災害対策活動の総括に関する事 |
| | | | 4 市民センター等との連絡調整に関する事 | <ul style="list-style-type: none"> 1 市民センター、支所及び出張所との連絡調整に関する事 |
| | | | 5 備蓄食料等(救援物資を除く。)の調達、配給に関する事 | <ul style="list-style-type: none"> 1 被災者等への備蓄食料等(救援物資を除く。)の調達、配給に関する事 |
| | | | 6 総務部の庶務等に関する事 | <ul style="list-style-type: none"> 1 総務部内の連絡調整及び庶務に関する事 2 視察、見舞い等のための来庁者の接遇に関する事 3 その他他班に属さない事項に関する事 |
| | | | 7 災害時の受援又は応援に関する事 | <ul style="list-style-type: none"> 1 受援又は応援体制の確立に関する事 2 職員の災害派遣に関する事 3 他の公共機関及び団体の職員の応急宿舎に関する事 |
| | | | 8 本部との連絡調整、被害報告に関する事 | <ul style="list-style-type: none"> 1 本部との連絡調整、本部から総務部各班への伝達に関する事 2 本部及び関係機関への被害報告に関する事 |

別表2 江田島市災害対策本部の具体的な分掌事務 (3/13)

| 部名 (部長) | 班名 (班長) | 所属課 | 分掌事務 | | |
|------------------------------|----------------|-----------------|----------------------------|---|--|
| | | | 主な分掌事務 | 具体的な分掌事務 | |
| 総務部 (総務部長) | 財政班 (財政課長) | ・財政課 ・財産管理課 | 1 所管施設等の被害状況の把握、取りまとめに関する事 | 1 来庁者の安全確保及び被災状況の把握に関する事 2 庁舎及び財務関係の被害状況調査及び取りまとめに関する事 3 市有財産の被害状況調査の総括に関する事 | |
| | | | 2 緊急車両の確保等に関する事 | 1 緊急車両の調整、調達及び確保に関する事 2 緊急車両の標章及び証明書の申請に関する事 | |
| | | | 3 災害対策に係る予算措置に関する事 | 1 災害応急対策の予算措置に関する事 2 災害復旧対策の予算措置に関する事 3 その他財政措置に関する事 | |
| | | | 4 災害時の受援又は応援に関する事 | 1 支援物資の受け付けに関する事 2 支援物資の需要把握及び調達に関する事 3 物資供給、配送拠点運営、配送手段確保等に関する事 | |
| | | | 5 被害報告に関する事 | 1 総務班への被害状況報告に関する事 2 関係機関への被害報告等に関する事 | |
| | 会計班 (会計管理者) | ・会計課 | 1 総務部各班の応援に関する事 | 1 総務部各班の応援に関する事 | |
| | | | 2 災害関係経費の出納に関する事 | 1 災害関係経費の出納に関する事 | |
| | | | 3 災害時の受援又は応援に関する事 | 1 被災者の生活支援（義援金の受け付け等）に関する事 | |
| | 企画部 (企画部長) | 企画班 (企画振興課長) | ・企画振興課 ・デジタル改革課 | 1 市民等への情報伝達、広報活動等に関する事 | 1 災害時の広報活動に関する事 2 市民等への情報伝達に関する事 3 市ホームページによる災害情報の広報に関する事 4 市民等への災害救助状況等の広報に関する事 5 災害広報紙等の発行等に関する事 |
| | | | | 2 報道機関への対応に関する事 | 1 マスコミ対応に関する事 2 報道機関に対する情報の提供及び調整に関する事 3 報道機関への広報依頼に関する事 |
| 3 通信手段の確保、情報システムの管理、運用等に関する事 | | | | 1 通信手段の確保に関する事 2 防災行政無線の管理・保全、運用に関する事 3 IT関係機器の管理・保全に関する事 4 庁舎内ネットワーク(LAN)の管理・保全に関する事 5 データのバックアップに関する事 6 総合行政ネットワーク等に関する関係機関との連絡調整に関する事 | |
| 4 所管施設等の被害状況の把握、応急対策等に関する事 | | | | 1 所管施設・設備の被害状況調査及び応急対策に関する事 2 企画関係の被害状況調査及び取りまとめに関する事 3 他部に属さない災害現地調査及び取りまとめに関する事 4 写真撮影等による災害記録に関する事 | |

| | | | | |
|--|--|--|-----------------------|--|
| | | | 5 災害対策活動及び復旧対策に関すること | 1 災害対策活動の総括に関すること 2 災害対策従事者の給食等の確保に関すること 3 復旧対策の総合調整に関すること |
| | | | 6 本部との連絡調整、被害報告に関すること | 1 本部との連絡調整に関すること 2 本部及び関係機関への被害報告等に関すること |

別表2 江田島市災害対策本部の具体的な分掌事務 (4/13)

| 部名 (部長) | 班名 (班長) | 所属課 | 分掌事務 | |
|-------------------|-------------------|------------------|------------------------------|---|
| | | | 主な分掌事務 | 具体的な分掌事務 |
| 市民生活部 (市民生活部長) | 市民生活班 (市民生活課長) | ・市民生活課 ・人権推進課 | 1 市民等からの情報収集等に関する事 | 1 市民等からの災害情報の受付に関する事 2 その他市民等からの情報収集に関する事 |
| | | | 2 被害状況の把握、取りまとめに関する事 | 1 市民生活班関係の被害状況調査及び取りまとめに関する事 2 市民生活部の被害状況の取りまとめに関する事 |
| | | | 3 避難所の開設及び運営の協力に関する事 | 1 避難所の開設及び運営の協力に関する事 |
| | | | 4 連絡所との連絡調整に関する事 | 1 連絡所との連絡調整に関する事 |
| | | | 5 応急時の炊き出しに関する事 | 1 学校給食センターとの連絡調整に関する事 2 応急時の炊き出しに関する事 |
| | | | 6 被災地、被災者への対応に関する事 | 1 安否電話、災害問い合わせへの対応に関する事 2 外国人対策に関する事 3 臨時相談窓口の設置に関する事 4 被災地の巡回・移動相談に関する事 5 埋火葬許可証の発行に関する事 |
| | | | 7 災害時の受援又は応援に関する事 | 1 戸籍、住民票等受付に関する事 |
| | | | 8 本部との連絡調整、被害報告等に関する事 | 1 本部との連絡調整、本部から市民生活部各班への伝達に関する事 2 本部及び関係機関への被害報告等に関する事 |
| | 地域支援班 (地域支援課長) | ・地域支援課 | 1 避難所の開設及び運営に関する事 | 1 避難施設の安全確認(建物、ライフライン、トイレ等)に関する事 2 避難所の開錠及び設営に関する事 3 避難者の把握及び受入れに関する事 |
| | | | 2 避難者名簿の作成等に関する事 | 1 避難者名簿の作成に関する事 2 避難者数の報告に関する事 |
| | | | 3 自主防災組織等(自治会等を含む)の防災活動に関する事 | 1 自主防災組織等(自治会等を含む)との連絡調整、連携に関する事 2 市民等に対する協力要請及び調整に関する事 |
| | | | 4 市民センター、支所等との連絡調整等に関する事 | 1 市民センター、支所及び出張所との連絡調整に関する事 2 市民センター一班の応援に関する事 |
| | | | 5 環境衛生施設等の被害状況の把握、応急対策に関する事 | 1 環境衛生施設等の被害状況調査及び取りまとめ、応急対策に関する事 2 災害時の公害対策に関する事 3 仮設トイレの設置に関する事 |

別表2 江田島市災害対策本部の具体的な分掌事務 (5/13)

| 部名 (部長) | 班名 (班長) | 所属課 | 分掌事務 | |
|-------------------------------|-------------------------------|---|--|---|
| | | | 主な分掌事務 | 具体的な分掌事務 |
| 市民生活部 (市民生活部長) (続き) | 地域支援班 (地域支援課長) (続き) | ・地域支援課 (続き) | 6 災害廃棄物に関する事 | 1 災害廃棄物の除去及び清掃に関する事 2 ごみその他廃棄物の集積・廃棄場所の確保に関する事 3 清掃運搬車両の確保に関する事 |
| | | | 7 防疫に関する事 | 1 被災地域の飲料水の衛生指導及び水質検査に関する事 2 被災地、避難所等における防疫指導、防疫活動に関する事 3 被災地域の住居等の消毒に関する事 4 感染症の予防及び防疫対策に関する事 |
| | | | 8 遺体の管理等に関する事 | 1 遺体の管理に関する事 2 葬斎センターとの連絡調整に関する事 |
| | | | 9 災害時の受援又は応援に関する事 | 1 避難所運営に関する事 2 ペットの対策に関する事 3 防疫対策、遺体の処理等に関する事 4 し尿処理に関する事 5 災害廃棄物の処理に関する事 |
| | | | 10 被害報告等に関する事 | 1 市民生活班への被害状況報告に関する事 2 関係機関への被害報告等に関する事 |
| | 税務班 (税務課長) | ・税務課 | 1 災害時の受援又は応援に関する事 | 1 住家被害認定調査に関する事 2 被災証明書関連業務に関する事 3 被災者の生活支援(市税の徴収猶予及び減免措置等)に関する事 |
| | 市民センター班 (市民センター長 及び支所長) | ・市民センター ・支所 ・監査委員事務局 ・公平委員会事務局 ・固定資産評価 審査委員会 | 1 管内の被害状況の把握に関する事 | 1 管内の災害情報、被害状況の把握及び取りまとめに関する事 2 市民等からの災害情報の受付に関する事 3 その他市民等からの情報収集に関する事 |
| 2 避難所の開設及び運営の協力に関する事 | | | 1 避難所の開設及び運営の協力に関する事 | |
| 3 被災者等への対応に関する事 | | | 1 被災者等の全般的な相談等に関する事 | |
| 4 その他必要な事務等に関する事 | | | 1 管内の災害対策活動、動員状況等の取りまとめに関する事 2 自主防災組織等(自治会等を含む)管内団体及び関係機関との連絡調整に関する事 3 市民等への広報活動に関する事 4 その他必要な災害事務に関する事 5 市民生活班への被害状況報告に関する事 | |

別表2 江田島市災害対策本部の具体的な分掌事務 (6/13)

| 部名 (部長) | 班名 (班長) | 所属課 | 分掌事務 | |
|-------------------|---------------------|---------|---------------------------------|--|
| | | | 主な分掌事務 | 具体的な分掌事務 |
| 福祉保健部 (福祉保健部長) | 社会福祉班 (社会福祉課長) | ・社会福祉課 | 1 社会福祉関係施設等の被害状況の把握、応急対策等に関する事 | 1 社会福祉関係の被害状況調査及び取りまとめに関する事 2 所管施設の被害状況調査及び応急対策に関する事 3 福祉保健部の被害の取りまとめに関する事 |
| | | | 2 避難所の開設及び運営の協力に関する事(福祉避難所を含む。) | 1 福祉施設を避難所として使用する場合の開設準備、運営その他の連絡調整に関する事 |
| | | | 3 避難行動要支援者の応急対策に関する事 | 1 避難行動要支援者の応急対策に関する事 |
| | | | 4 障害者等要配慮者の避難等に関する事 | 1 所管施設利用者の安全確保、避難誘導に関する事 2 要配慮者の避難・保護に関する事 3 社会福祉施設職員に対する協力要請に関する事 4 要配慮者の福祉に係る相談等に関する事 |
| | | | 5 被災者の救護・支援に関する事 | 1 被災者の調査及び保護に関する事 2 弔慰金等の支給に関する事 3 義援金及び見舞金分配委員会に関する事 |
| | | | 6 関係機関等との連絡調整に関する事 | 1 日赤その他関係機関との連絡調整に関する事 |
| | | | 7 災害ボランティアに関する事 | 1 災害救助の企画及び連絡調整に関する事 2 災害ボランティアの受入れに関する事 3 社会福祉協議会との連絡調整に関する事 |
| | | | 8 災害時の受援又は応援に関する事 | 1 福祉に関する事 2 災害ボランティアの活動促進に関する事 3 被災者の生活支援に関する事 |
| | | | 9 本部との連絡調整、被害報告等に関する事 | 1 本部との連絡調整、本部から福祉保健部各班への伝達に関する事 2 本部及び関係機関への被害報告等に関する事 |
| | 子育て支援班 (子育て支援課長) | ・子育て支援課 | 1 子育て支援関係施設等の被害状況の把握、応急対策等に関する事 | 1 子育て支援関係の被害状況調査及び取りまとめに関する事 2 保育施設の被害状況調査及び応急対策に関する事 |
| | | | 2 避難所の開設及び運営の協力に関する事 | 1 認定子ども園を避難所として使用する場合の開設準備、運営その他についての連絡調整に関する事 |
| | | | 3 認定子ども園児等要配慮者の避難等に関する事 | 1 所管施設利用者の安全確保、避難誘導に関する事 2 認定子ども園児等の安全確保、避難誘導及び保護者への引渡しに関する事 3 被災認定子ども園児等の救護、応急保育に関する事 4 認定子ども園職員等の協力要請に関する事 5 被災者等の保育に係る相談に関する事 |

別表2 江田島市災害対策本部の具体的な分掌事務 (7/13)

| 部名 (部長) | 班名 (班長) | 所属課 | 分掌事務 | | | |
|-------------------------------|---------------------|--|--------------------------------|---|---------------------------------|--|
| | | | 主な分掌事務 | 具体的な分掌事務 | | |
| 福祉保健部 (福祉保健部長) (続き) | 子育て支援班 (子育て支援課長) | ・子育て支援課 | 4 保育施設給食センターに関する事 | 1 保育施設給食センターの被害状況調査及び応急復旧対策に関する事 2 保育施設給食センターにおける炊き出しに関する事 | | |
| | | | 5 被害報告等に関する事 | 1 社会福祉班への被害状況報告に関する事 2 関係機関への被害報告等に関する事 | | |
| | 保健医療班 (保健医療課長) | ・保健医療課 | 1 保健医療関係施設等の被害状況の把握、応急対策等に関する事 | 1 保健医療関係の被害状況調査及び取りまとめに関する事 2 医療機関、医師会、所管施設の被害状況調査及び応急対策に関する事 | | |
| | | | 2 救護活動その他医療に関する事 | 1 医療情報の収集に関する事 2 医療機関、医師会、保健所その他関係機関との連絡及び医療救護班の派遣要請に関する事 3 救護所の設置に関する事 4 被災者の医療及び助産救護に関する事 5 医療要救護者への相談等に関する事 6 医薬品その他衛生材料の確保及び補給に関する事 7 保健及び衛生に関する事 | | |
| | | | 3 災害時の受援又は応援に関する事 | 1 医療活動に関する事 2 健康・保健、こころのケアに関する事 | | |
| | | | 4 被害報告等に関する事 | 1 社会福祉班への被害状況報告に関する事 2 関係機関への被害報告等に関する事 | | |
| | | | 高齢介護班 (高齢介護課長) | ・高齢介護課 | 1 高齢介護関係施設等の被害状況の把握、応急対策等に関する事 | 1 高齢介護関係の被害状況調査及び取りまとめに関する事 2 所管施設の被害状況調査及び応急対策に関する事 |
| | | | | | 2 避難所の開設及び運営の協力に関する事(福祉避難所を含む。) | 1 福祉施設を避難所として使用する場合の開設準備、運営その他の連絡調整に関する事 |
| | | | | | 3 避難行動要支援者の応急対策に関する事 | 1 避難行動要支援者の応急対策に関する事 |
| | | | | | 4 高齢者等要配慮者の避難等に関する事 | 1 所管施設利用者の安全確保、避難誘導に関する事 2 高齢者等要配慮者の避難、保護に関する事 3 社会福祉施設職員に対する協力要請に関する事 4 要配慮者の福祉に係る相談等に関する事 |
| | 5 災害時の受援又は応援に関する事 | 1 福祉に関する事 | | | | |
| | 6 被害報告等に関する事 | 1 社会福祉班への被害状況報告に関する事 2 関係機関への被害報告等に関する事 | | | | |

別表2 江田島市災害対策本部の具体的な分掌事務 (8/13)

| 部名 (部長) | 班名 (班長) | 所属課 | 分掌事務 | |
|---------------|-------------------|---------------------|-----------------------------|---|
| | | | 主な分掌事務 | 具体的な分掌事務 |
| 産業部 (産業部長) | 産業班 (農林水産課長) | ・農林水産課 ・農業委員会事務局 | 1 農林水産関係の被害状況の把握、応急対策等に関する事 | 1 農林水産関係の災害予防対策に関する事 2 農林道、ため池等の被害状況の把握及び応急復旧並びに二次災害の防止に関する事 3 農林水産関係の被害状況調査及び応急対策に関する事 4 農林関係危険箇所への巡視警戒に関する事 5 産業部の被害の取りまとめに関する事 |
| | | | 2 避難所の開設及び運営の協力に関する事 | 1 避難所の開設及び運営の協力に関する事 |
| | | | 3 被災地、被災者への対応に関する事 | 1 農林水産関係団体との連絡調整に関する事 2 被災農林水産事業者等に対する相談、支援に関する事 3 農林水産物の集荷計画に関する事 |
| | | | 4 本部との連絡調整、被害報告等に関する事 | 1 本部との連絡調整、本部から産業部各班への伝達に関する事 2 本部及び関係機関への被害報告等に関する事 |
| | 商工観光班 (商工観光課長) | ・商工観光課 | 1 商工関係の被害状況の把握、応急対策等に関する事 | 1 商工関係の災害予防対策に関する事 2 観光施設の被害状況調査及び取りまとめに関する事 3 商工関係の被害状況調査及び応急対策に関する事 |
| | | | 2 衣類、寝具その他生活必需品等物資の調達に関する事 | 1 生活必需品等の需要把握及び調達に関する事 2 生活必需品等配送拠点運営、配送手段確保等に関する事 3 生活必需品等の給付及び貸与に関する事 |
| | | | 3 被災地、被災者への対応に関する事 | 1 商工業団体との連絡に関する事 2 被災者等の商工業に係る相談に関する事 |
| | | | 4 被害報告等に関する事 | 1 産業班への被害状況報告に関する事 2 関係機関への被害報告等に関する事 |

別表2 江田島市災害対策本部の具体的な分掌事務 (9/13)

| 部名 (部長) | 班名 (班長) | 所属課 | 分掌事務 | |
|-------------------|-------------------|--------|--------------------------------|--|
| | | | 主な分掌事務 | 具体的な分掌事務 |
| 土木建築部 (土木建築部長) | 建設班 (建設課長) | ・建設課 | 1 建設関係の被害状況の把握、応急対策等に関する事 | 1 建設関係の被害状況調査及び取りまとめ並びに復旧に関する事 2 通行不能箇所の把握及び応急復旧に関する事 3 道路障害物の除去に関する事 4 急傾斜地等の被害状況の把握及び応急復旧並びに二次災害の防止に関する事 5 河川、水路及びポンプ場の被害状況調査に関する事 6 災害土砂等の除去及び清掃に関する事 7 土木建築部の災害対策活動の総括、被害状況の取りまとめに関する事 |
| | | | 2 災害時の道路・交通情報、輸送等に関する事 | 1 災害時の道路・交通情報の収集、周知に関する事 2 災害時の緊急交通、輸送に関する事 3 輸送計画に関する事 |
| | | | 3 土木建築関係業者に対する協力要請に関する事 | 1 土木建築関係業者に対する協力要請に関する事 (資機材調達等を含む。) |
| | | | 4 防災資機材の調達に関する事 | 1 防災資機材の調達及び配布に関する事 2 特殊車両の調達に関する事 |
| | | | 5 災害時の受援又は応援に関する事 | 1 社会基盤施設の緊急対策に関する事 |
| | | | 6 本部との連絡調整、被害報告等に関する事 | 1 本部との連絡調整、本部から土木建築部各班への伝達に関する事 2 本部及び関係機関への被害報告等に関する事 |
| | 都市整備班 (都市整備課長) | ・都市整備課 | 1 所管施設、建築物等の被害状況の把握、応急対策等に関する事 | 1 所管施設、建築物の被害状況調査及び応急対策に関する事 2 市営住宅の被害状況の把握及び倒壊、火災等による二次災害の防止並びに応急修理に関する事 3 床上・床下浸水被害等の調査及び取りまとめに関する事 4 被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定に関する事 5 建築物の災害復旧の指導に関する事 6 仮設住宅の建設に関する事 |
| | | | 2 被災地、被災者への対応に関する事 | 1 市営住宅等に係る相談に関する事 2 住宅金融支援機構の災害復興住宅融資に関する事 3 その他住宅被害の相談に関する事 |
| | | | 3 災害時の受援又は応援に関する事 | 1 被災建築物応急危険度判定に関する事 2 被災住宅応急修理相談受付に関する事 3 応急仮設住宅に関する事 4 応援職員の協力等に関する協定の運用に関する事 |
| | | | 4 被害報告等に関する事 | 1 建設班への被害状況報告に関する事 2 関係機関への被害報告等に関する事 |

別表2 江田島市災害対策本部の具体的な分掌事務 (10/13)

| 部名 (部長) | 班名 (班長) | 所属課 | 分掌事務 | |
|-------------------------------|------------------------|------------------------------|------------------------------|---|
| | | | 主な分掌事務 | 具体的な分掌事務 |
| 土木建築部 (土木建築部長) (続き) | 下水道班 (下水道課長) | ・下水道課 | 1 公共下水道の被害状況の把握、応急対策等に関する事 | 1 公共下水道の被害状況調査及び応急対策に関する事 2 公共下水道の災害復旧に関する事 |
| | | | 2 災害時の受援又は応援に関する事 | 1 下水道の応急復旧に関する事 |
| | | | 3 被害報告等に関する事 | 1 建設班への被害状況報告に関する事 2 関係機関への被害報告等に関する事 |
| 教育部 (教育部長) | 学校教育班 (学校教育課長) | ・学校教育課 ・大柿自然環境 体験学習交流館 | 1 学校教育関係の被害状況の把握、応急対策等に関する事 | 1 学校教育施設関係の被害状況調査及び取りまとめ並びに復旧に関する事 2 教育部の災害対策活動の総括、被害の取りまとめに関する事 |
| | | | 2 避難所の開設及び運営の協力に関する事 | 1 学校教育施設等を避難所として使用する場合の開設準備、運営等についての連絡調整及び協力に関する事 |
| | | | 3 児童生徒の避難等に関する事 | 1 児童生徒の避難に関する事 2 児童生徒の安否確認に関する事 |
| | | | 4 児童生徒の教育等への対応に関する事 | 1 応急教育に関する事 2 教職員等の協力要請に関する事 3 被災児童生徒に対する学用品の給付対策に関する事 4 被災者等の学校教育に係る相談に関する事 |
| | | | 5 教職員の動員調整に関する事 | 1 教職員の動員調整に関する事 |
| | | | 6 災害時の受援又は応援に関する事 | 1 学校の教育機能の回復に関する事 |
| | | | 7 本部との連絡調整、被害報告等に関する事 | 1 本部との連絡調整、本部から教育部各班への伝達に関する事 2 教育部内の連絡調整及び庶務に関する事 3 本部及び関係機関への被害報告等に関する事 |
| | 学校給食センター班 (給食センター長) | ・学校給食センター | 1 学校給食施設の被害状況の把握及び応急対策等に関する事 | 1 学校給食施設の被害状況調査及び応急復旧対策に関する事 |
| | | | 2 応急時の炊き出しに関する事 | 1 学校給食施設における炊き出しに関する事 |
| | | | 3 被害報告等に関する事 | 1 学校教育班への被害状況報告に関する事 2 関係機関への被害報告等に関する事 |

別表2 江田島市災害対策本部の具体的な分掌事務 (11/13)

| 部名 (部長) | 班名 (班長) | 所属課 | 分掌事務 | |
|---------------------------|-----------------------|----------|----------------------------------|--|
| | | | 主な分掌事務 | 具体的な分掌事務 |
| 教育部 (教育部長) (続き) | 生涯学習班 (生涯学習課長) | ・生涯学習課 | 1 生涯学習関係及び文化財の被害状況の把握、応急対策等に関する事 | 1 所管施設の被害状況調査及び取りまとめ並びに応急復旧対策に関する事 2 文化財の被害状況調査及び取りまとめ並びに応急復旧対策に関する事 |
| | | | 2 施設利用者の避難等に関する事 | 1 所管施設の利用者の安全確保及び避難誘導に関する事 |
| | | | 3 避難所の開設及び運営の協力に関する事 | 1 公民館等を避難所として使用する場合の開設準備、運営等についての連絡調整及び協力に関する事 |
| | | | 4 被害報告等に関する事 | 1 学校教育班への被害状況報告に関する事 2 関係機関への被害報告等に関する事 |
| 消防部 (消防長) | 総務班 (総務課長) | ・消防本部総務課 | 1 消防部内施設等の被害状況の把握、応急対策等に関する事 | 1 消防部内の災害情報、被害状況の把握に関する事 2 消防部内施設の被害調査及び応急処置に関する事 |
| | | | 2 消防隊の活動支援等に関する事 | 1 その他消防隊の警防活動の支援に関する事 |
| | | | 3 被災者等への対応に関する事 | 1 応急対策用食料等の補給に関する事 |
| | | | 4 その他必要な事務等に関する事 | 1 消防部内の災害対策活動、動員状況等の取りまとめに関する事 2 消防部の庶務に関する事 |
| | | | 5 災害時の受援又は応援に関する事 | 1 救助、救急、消火活動に関する事 2 他機関等の応援要請の渉外に関する事 |
| | | | 6 本部等への報告、消防部における連絡調整に関する事 | 1 本部及び関係機関への報告に関する事 2 消防部内外の連絡調整に関する事 3 消防団との連絡に関する事 |
| | 予防班 (予防課長) | ・消防本部予防課 | 1 危険物施設等の被害状況の把握、取りまとめに関する事 | 1 危険物施設、事業所等の被害状況調査に関する事 2 災害状況、被害状況及び警防活動状況の情報収集及び記録に関する事 3 消防部の活動記録に関する事 |
| | | | 2 関係機関との連絡調整に関する事 | 1 危険物安全協会との連絡調整に関する事 2 その他関係機関との連絡調整に関する事 |
| | | | 3 災害活動等に関する事 | 1 火災等による二次災害の防止に関する事 2 その他災害活動の後方支援に関する事 |
| | | | 4 災害広報に関する事 | 1 災害広報に関する事 |
| 5 被害報告等に関する事 | | | 1 消防部総務班への被害状況報告に関する事 | |

別表2 江田島市災害対策本部の具体的な分掌事務 (12/13)

| 部名 (部長) | 班名 (班長) | 所属課 | 分掌事務 | |
|--------------------------|--------------------|-------------|-----------------------------|---|
| | | | 主な分掌事務 | 具体的な分掌事務 |
| 消防部 (消防長) (続き) | 警防班 (警防課長) | ・消防本部警防課 | 1 消防災害対策本部事務に関する事 | 1 消防災害対策本部事務に関する事 |
| | | | 2 消防、水防その他防災対策に関する事 | 1 消防、水防その他防災対策に関する事 |
| | | | 3 気象情報の収集等に関する事 | 1 気象情報の受発信・伝達・記録に関する事 |
| | | | 4 職員の動員等に関する事 | 1 職員の動員調整及び参集記録に関する事 |
| | | | 5 消防通信に関する事 | 1 消防通信の統制運用に関する事 2 防災無線の運用に関する事 |
| | | | 6 出動、指令伝達に関する事 | 1 消防庁の指令伝達に関する事 2 救急隊の出動に関する事 3 消防隊及び救急隊等の管制及び指令に関する事 |
| | | | 7 被災者の対応に関する事 | 1 り災証明書関連業務に関する事 |
| | | | 8 本部との連絡調整に関する事 | 1 本部との連絡調整、本部から消防部各班への伝達に関する事 |
| | 消防署班 (消防署長) | ・消防本部江田島消防署 | 1 火災、水害等の被害状況の把握、応急対策等に関する事 | 1 火災、水害等の被災状況の調査に関する事 2 護岸、河川その他危険区域の応急措置に関する事 |
| | | | 2 消防、水防その他防災活動等に関する事 | 1 消防、水防その他防災活動に関する事 2 その他消防活動に関する事 3 消防部内他班の応援に関する事 |
| | | | 3 避難者の避難誘導に関する事 | 1 避難者の避難誘導に関する事 |
| | | | 4 被災者の救急及び救護に関する事 | 1 救急隊の出動に関する事 2 被災者の救急及び救護に関する事 |
| | | | 5 行方不明者の捜索に関する事 | 1 災害による行方不明者の捜索に関する事 |
| | | | 6 被害報告等に関する事 | 1 消防部総務班への被害状況報告に関する事 |
| | 消防団班 (消防団長) | ・江田島市消防団 | 1 火災、水害等の被害状況の把握、応急対策等に関する事 | 1 火災、水害等の被災状況の調査に関する事 2 護岸、河川その他危険区域の応急措置に関する事 |
| | | | 2 消防、水防その他防災活動に関する事 | 1 消防、水防その他防災活動に関する事 |
| | | | 3 避難者の避難誘導に関する事 | 1 避難者の避難誘導に関する事 |
| | | | 4 被災者の救急及び救護に関する事 | 1 被災者の救急及び救護に関する事 |

別表2 江田島市災害対策本部の具体的な分掌事務 (13/13)

| 部名 (部長) | 班名 (班長) | 所属課 | 分掌事務 | |
|----------------------|------------------------|----------------------|--------------------|---|
| | | | 主な分掌事務 | 具体的な分掌事務 |
| 消防部 (消防長) (続き) | 消防団班 (消防団長) (続き) | ・江田島市消防 団 (続き) | 5 行方不明者の捜索に関する事 | 1 災害による行方不明者の捜索に関する事 |
| | | | 6 災害広報に関する事 | 1 災害広報に関する事 |
| | | | 7 被害報告等に関する事 | 1 消防署班への被害状況報告に関する事 |
| 議会部 (議会事務局長) | 議会班 (議会事務局次長) | ・議会事務局 | 1 議会議員との連絡調整等に関する事 | 1 本部との連絡調整に関する事 2 議会議員との連絡調整、連携に関する事 |

参考表2 県水道広域連合企業団江田島事務所の具体的な分掌事務

| 所属 | 分掌事務 | |
|------------------|---------------------------------|---|
| | 主な分掌事務 | 具体的な分掌事務 |
| 県水道広域連合企業団江田島事務所 | 1 公共上水道の被害状況の把握、応急対策等に関する事 | 1 公共上水道の被害状況調査及び応急対策に関する事 2 公共上水道の災害復旧に関する事 3 応急復旧に関する資料の調達確保に関する事 4 工事関係業者に対する協力要請に関する事 |
| | 2 水道施設等の保全、応急対策等に関する事 | 1 水道施設の保全及び応急復旧に関する事 2 上水道施設に係る水質試験、管理に関する事 3 水道施設の警備に関する事 4 受電及び配電設備の保全並びに警備に関する事 |
| | 3 被災地、被災者への対応に関する事 | 1 飲料水の確保及び供給に関する事 2 給水、断水等の広報に関する事 3 被災者等の水道施設等に係る相談に関する事 |
| | 4 災害時の受援又は応援に関する事 | 1 上水道の応急復旧・被害調査に関する事 2 給水に関する事 |
| | 5 県水道広域連合企業団本部との連絡調整、被害報告等に関する事 | 1 県水道広域連合企業団本部との連絡調整、県水道広域連合企業団本部からの伝達に関する事 2 県水道企業団本部及び関係機関への被害報告等に関する事 |
| | 6 市災害対策本部との情報共有や連携、連絡調整等に関する事 | 1 市災害対策本部との被害状況の情報共有や応急対策の連携に関する事 2 市災害対策本部との連絡調整等に関する事 |

第5 動員

1 基本方針

各体制における動員の要員は、配備編成計画においてあらかじめ定められた職員とする。ただし、事前準備委員会委員は準備体制の段階から動員するものとする。

災害の状況によっては、配備編成計画に必ずしもこだわらず、各班相互に連絡調整を図りながら、緊急性の高い応急対策から優先的に要員を投入するなど、全体的視野から弾力的に要員の運用を図り、応急対策を迅速かつ効率的に実行する。

また、本部が長期にわたって設置されることを想定し、交代要員やローテーションなどについて、あらかじめ定めるよう努力する。

さらに、動員の迅速化を図るため、緊急連絡システム、携帯電話等を適宜活用する。

2 参集等

(1) 配備編成計画に基づき招集を受けたときは、特に招集場所を指定された場所のほか、所属勤務場所に出動するものとする。ただし、災害その他の事情により指定された場所又は所属勤務場所に着できないときは、最寄の市の機関に出動し、その旨を所属長に報告し、指示を受けなければならない。

(2) 招集の有無にかかわらず、配備計画に基づき配備要員に指名された班員は、災害が発生したこと又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、直ちに所属部班に参集し、又は連絡をとり、上司の指示を受けるものとする。

(3) 前項に規定する班員は、災害時においても自ら進んでラジオ、テレビ等により災害に関するニュースの視聴取に努めるものとする。

3 伝達系統及び動員

本部長が本部の配備を決定したときの勤務時間内・外における伝達系統及び動員は、次頁表のとおりとする。

なお、市民センター、支所については、市民生活部長から各市民センター長・支所長に伝達を行い、各市民センター長・支所長から所属職員に伝達事項を伝達するものとする。

＜勤務時間内＞

| 体制 | 伝達系統 | 動員 |
|-----------|---|---|
| 第1号 配備 | ① 危機管理課長は直ちに各部(局)長及び消防長に対して電話等により、警報の内容及び気象状況等を伝達、必要な防災体制について通知 ② 各部(局)長及び消防長は各課長に伝達 ③ 各課長は所属の職員に周知 | <ul style="list-style-type: none"> 各部(局)長及び消防長は、各課長に指示し、職員の所在を把握し、今後の状況の変化に応じて速やかな配備ができる体制に置く。 その他の配備要員は、各課において通常の執務につき、災害に関する新たな情報を得たときは直ちに上司に連絡する。 危機管理監は、状況の推移に応じて配備要員の増員その他体制の強化について市長に具申し、必要な措置をとる。 |
| 第2号 配備 | (市民への広報) ① 危機管理課長は、必要により、総務課長に市民への広報を依頼 ② 総務課長は、依頼があった場合には、防災行政無線により速やかに市民に対し広報する。 | <ul style="list-style-type: none"> 各部(局)長及び消防長は、各課長に指示し、職員の所在を把握し、状況に応じて直ちに配備できる体制に置く。 その他の配備要員は、各課において通常の執務につき、災害に関する新たな情報を得たときは直ちに上司に連絡する。 危機管理監は、気象状況その他の状況の推移により配備要員の増減が必要な場合は市長に具申し、配備要員を増員又は減員する。 |
| 第3号 配備 | ① 市長は危機管理監に対し、本部の設置を指示 ② 危機管理課長は直ちに各部(局)長及び消防長に対して電話等により本部設置を伝達、必要な防災体制について通知 ③ 各部(局)長及び消防長は各課長に伝達 ④ 各部(局)長及び消防長は所属の職員に周知 (市民への広報) ① 危機管理課長は、総務課長に市民への広報を依頼 ② 総務課長は、防災行政無線により速やかに市民に対し広報する。 | <ul style="list-style-type: none"> 各部(局)長及び消防長は各課長に指示し、すべての業務を中止し、総力を挙げて災害対策に当たる体制をとる。 |

＜勤務時間外＞

| 体制 | 伝達系統 | 動員 |
|-------------------------|--|--|
| 第1号 配備・ 第2号 配備 | ① 消防本部で受信し、危機管理監に通報(※) ② 危機管理課長は、江田島市非常時連絡網により直ちに各部(局)長及び消防長に伝達 | <ul style="list-style-type: none"> この体制での参集があらかじめ定められている職員は、連絡を受け次第直ちに登庁する。 それ以外の職員は自宅で待機し、インターネット・テレビ・ラジオによる情報収集に努める。 自宅以外にいる者は、所在を明確にしておく。 |
| 第3号 配備 | ③ 各部(局)長及び消防長は、各課長に伝達 ④ 各課長は、あらかじめ定められた連絡網により所属職員に連絡 | <ul style="list-style-type: none"> 全職員は直ちに登庁する。 自宅以外にいる者も、市内の場合は直ちに登庁し、市外にいる者は上司の指示に従う。 ただし、道路が寸断されるなどして登庁が困難な場合には、最寄りの公共施設に参集後、所属上司の指示を受け、その後の任に当たる。 |

※ただし、注意体制から第2号配備に移行するとき、又は、災害警戒本部から第3号配備に移行するときは、危機管理監が措置する。

様式第 1 号

災害対策本部配置表 (部)

年 月 日現在

| | |
|----------------|--|
| 所 属 | |
| 部 長 | |
| 連 絡 員 | |

※ 市民センター及び支所を除く上記の者は、災害対策本部設置場所に参加する。

| 班 長 | | | | |
|--------|---------|---------|---------|--|
| | 1 号 配 備 | 2 号 配 備 | 3 号 配 備 | |
| 班 員 | | | 全 員 | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

様式第 3 号

災害時受信処理票

| | |
|--------|---------|
| 災害番号 | |
| 災害以外番号 | |
| 発生町 | 江・能・沖・大 |

| | | | |
|-------|---|------|-------------|
| 受信日時 | 年 月 日 () 時 分 | 受信者 | |
| 災害種別 | 江田島市災害対策本部です。どうしましたか？(災害種別の確認) | | |
| | 人的被害 | 道路被害 | 河川・ため池 土砂災害 |
| 災害以外 | 要望 | 苦情 | 連絡 その他 |
| 発生場所 | 場所はどこですか？住所を教えてください | | |
| | 住所 | 町 | ゼンリンP - - |
| 通 報 者 | あなたの名前を教えてください(電話番号) | | |
| | | | Tel |
| 内 容 | 何がどうなっていますか？具体的に教えてください | | |
| | | | |
| 処理方針 | 土砂が建物に入っている、水が入ってきている、土砂崩れがおきそうだ、などの場合は速やかな避難を指示する。 | | |
| | | | |
| 指示時間 | 年 月 日 () 時 分 | 指示者 | |
| 対応結果 | | | |

指示済

入力済

完結

入力者

第3節 災害情報計画

第1 方針

この計画は、気象等の予報及び警報等災害に関する情報を関係機関及び市民に対し、迅速かつ確実に伝達するとともに、災害が発生した場合における被害地域の実態を的確に把握し、災害応急対策の実施に万全を期するものとする。

第2 実施責任者

- 1 市長は、法令及びこの防災計画の定めるところによって、災害に関する予警報等に関係機関、市民及び関係団体に迅速かつ的確に伝達する。
- 2 災害の発生のおそれのある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市役所（市民センター、支所を含む）又は警察署（交番、駐在所を含む）に通報する。

第3 気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の伝達

1 発表官署

| 発表官署 | 発表する場合 | 法令名 |
|------------------------------|---|---------------------------------|
| 広島地方気象台 | 気象現象等により災害が起こるおそれがある場合 | 気象業務法第13条及び第13条の2 水防法第10条第1項 |
| 県土木建築局砂防課 広島地方気象台 (共同) | 大雨警報発表中において、降雨により予測可能な土石流の発生の危険度が高まった場合 | 土砂災害防止法第27条 気象業務法第11条 |
| 気象庁本庁 | 津波のおそれがある場合 地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し緊急地震速報（警報）を発表する。 また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。 (注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。 | 気象業務法第13条及び第13条の2 |

2 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

防災関係機関は、「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留

意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

3 広島地方気象台が発表する注意報、警報及び特別警報

大雨や恐怖等の気象現象により、災害が発生するおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、広島県の市区町ごとに発表される。

また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により、実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷キャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市区町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

(1) 注意報（基準値は、令和7年5月29日現在）

| 種類 | | 発表基準 | | | | |
|--------------|--|---|----------|----------|----|-----|
| 一般の利用に適合するもの | 風雪注意報 | 雪を伴う強風により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 降雪を伴い平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想されるとき。 | | | | |
| | 強風注意報 | 強風により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想されるとき。 | | | | |
| | 大雨注意報 | 大雨により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次のいずれかの基準になると予想されるとき。 <table border="1" data-bbox="534 638 1193 723"> <thead> <tr> <th>表面雨量指数基準</th> <th>土壌雨量指数基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10</td> <td>105</td> </tr> </tbody> </table> ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 | 表面雨量指数基準 | 土壌雨量指数基準 | 10 | 105 |
| | 表面雨量指数基準 | 土壌雨量指数基準 | | | | |
| | 10 | 105 | | | | |
| | 大雪注意報 | 大雪により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 12時間の降雪の深さが10cm以上になると予想されるとき。 | | | | |
| | 濃霧注意報 | 濃い霧により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 視程が陸上で100m以下又は海上で500m以下になると予想されるとき。 | | | | |
| | 雷注意報 | 落雷等により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼び掛けられる。 | | | | |
| 乾燥注意報 | 空気の乾燥により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 最小湿度が35%以下で、実効湿度が65%以下になると予想されるとき。 | | | | | |
| なだれ注意報 | 「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 ① 降雪の深さが40cm以上になると予想されるとき ② 積雪の深さが50cm以上あって最高気温が10℃(※)以上になると予想されるとき。 | | | | | |

| 種類 | | 発表基準 | | | | | | |
|-----------------------|--|--|---------------|---------------------|---------------|----------|---|---|
| 一般の利用に適合するもの | 着氷注意報 | 著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には、次に該当するとき。 通信線や送電線、船体などへの被害が発生するおそれのあるとき。 | | | | | | |
| | 着雪注意報 | 著しい着雪により、通信線や送電線などへの被害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 24時間の降雪の深さが、平地で10cm以上になるか、山地で30cm以上になり、気温0～3℃が予想されるとき。 | | | | | | |
| | 融雪注意報 | 融雪により災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には、次に該当するとき。 浸水害、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとき。 | | | | | | |
| | 霜注意報 | 晩霜により、農作物への著しい被害が予想された場合。具体的には最低気温が次の条件に該当するとき。 晩霜期最低気温が4℃以下と予想されるとき。 | | | | | | |
| | 低温注意報 | 低温による農作物等への著しい被害が予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 (※) 冬期：最低気温が-4℃以下と予想されるとき。 夏期：最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低いと予想されるとき。 | | | | | | |
| | 波浪注意報 | 高い波により、災害が発生するおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。 有義波高(注4)が1.5m以上になると予想されるとき。 | | | | | | |
| | 洪水注意報 | 上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想される場合。具体的には雨量が次のいずれか以上になると予想されるとき。 <table border="1" data-bbox="534 1122 1362 1245"> <thead> <tr> <th>流域雨量指数基準</th> <th>複合基準(表面雨量指数・流域雨量指数)</th> <th>指定河川洪水予報による基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木ノ下川流域=6</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> ハザードマップにより災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 | 流域雨量指数基準 | 複合基準(表面雨量指数・流域雨量指数) | 指定河川洪水予報による基準 | 木ノ下川流域=6 | - | - |
| | 流域雨量指数基準 | 複合基準(表面雨量指数・流域雨量指数) | 指定河川洪水予報による基準 | | | | | |
| | 木ノ下川流域=6 | - | - | | | | | |
| 高潮注意報 | 台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起する場合。具体的には次の条件に該当するとき。 潮位が東京湾平均海面上2.1m以上になると予想されるとき。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 | | | | | | | |
| 地面現象注意報※ ¹ | 大雨・大雪等による山崩れ、地すべり等により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。 | | | | | | | |
| 浸水注意報※ ¹ | 大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。 | | | | | | | |

(2) 警報（基準値は令和7年5月29日現在）

| 種類 | | 発表基準 | | |
|----------------------|---|--|---|--|
| 一般の利用に適合するもの | 暴風警報 | 暴風により、重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想されるとき。 | | |
| | 暴風雪警報 | 雪を伴う暴風により、重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 降雪を伴い、平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想されるとき。 | | |
| | 大雨警報 | 大雨により、重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次のいずれかの基準以上になると予想されるとき。 | | |
| | | 表面雨量指数基準 | 土壌雨量指数基準 | |
| | | 14 | 141 | |
| | | | 表面雨量指数が警報基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数が警報基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両指数が警報基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表される。 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 | |
| | 大雪警報 | 大雪により、重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 12時間の降雪の深さが20cm以上になると予想されるとき。 | | |
| | 波浪警報 | 高い波により、重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 有義波高（注4）が2.5m以上になると予想されるとき。 | | |
| | 洪水警報 | 上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には雨量が次のいずれか以上になると予想されるとき。 | | |
| 流域雨量指数基準 | | 複合基準（表面雨量指数・流域雨量指数） | 指定河川洪水予報による基準 | |
| | 木ノ下川流域=7.6 | - | - | |
| | | 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 | | |
| 高潮警報 | 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により、重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 潮位が東京湾平均海面上2.6m以上になると予想されるとき。 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 | | | |
| 地面現象警報※ ¹ | 大雨・大雪等による山崩れ・地すべり等により、重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。 | | | |
| 浸水警報※ ¹ | 大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。 | | | |
| 記録的短時間大雨情報 | 数年に1回程度発生する記録的な短時間の大雨を観測又は解析した場合 1時間雨量：110mm | | | |

注1：※印は、要素が気象官署のものであることを示す。※¹印は、表題を出さないで気象注意報・警報に含めて行う。

- 注意報・警報はその種類にかかわらず解除されるまでは継続される。また、新たな注意報・警報が発表される時は、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除され新たな注意報・警報に切り替えられる。
- 注意報・警報は、当該気象等の現象の発生予想地域を技術的に特定することができる場合には、地域を指定して発表する。
- 有義波高とは、測器による一連の観測で得られた個々の波を、波高の大きい順に並び替え、高い方から数えて全体の1/3の数の波について平均値をとったものである。目視観測による

波高は有義波高とほぼ等しいといわれている。

(3) 特別警報

| 種類 | | 発表基準 |
|--------------|------------------------|--|
| 一般の利用に適合するもの | 大雨特別警報 | 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。 災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。 |
| | 大雪特別警報 | 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。 |
| | 暴風特別警報 | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。 |
| | 暴風雪特別警報 | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。 |
| | 波浪特別警報 | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合。 |
| | 高潮特別警報 | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 |
| | 地面現象特別警報※ ¹ | 大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。 |

(4) 水防活動用予報及び警報

| 種類 | | 発表基準 |
|----------------|------------|-----------------------------------|
| 水防活動の利用に適合するもの | 水防活動用気象注意報 | 一般の利用に適合する大雨注意報の発表をもって代える。 |
| | 水防活動用高潮注意報 | 一般の利用に適合する高潮注意報の発表をもって代える。 |
| | 水防活動用洪水注意報 | 一般の利用に適合する洪水注意報の発表をもって代える。 |
| | 水防活動用洪水警報 | 一般の利用に適合する洪水警報の発表をもって代える。 |
| | 水防活動用気象警報 | 一般の利用に適合する大雨警報又は大雨特別警報の発表をもって代える。 |
| | 水防活動用高潮警報 | 一般の利用に適合する高潮警報又は高潮特別警報の発表をもって代える。 |

(5) 地震など大規模災害発生後に暫定的に運用する大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等の発表基準

地震の揺れの大きさや被害の規模に応じ、地盤や建物等の弱体化を考慮し、広島地方気象台は広島県等と必要性を調整のうえ、被災地域に対する大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等について、発表基準を下げた暫定基準により運用する。

暫定基準は、事象発生後に確認あるいは想定される被災状況等に応じて、広島地方気象台が広島県等と調整のうえ、大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等の種類ごと及び市町ごとに検討し、通常発表基準に一定の割合をか

けるなどにより決定する。

ただし、事象発生後概ね24時間以内に降雨が予想されるなど早急に暫定基準を設定すべき状況にあると広島地方気象台が判断した場合には、事前に準備した暫定基準で大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等を運用する。

事象発生から1日程度経過した以降については、広島地方気象台は広島県等と連携して、状況に適合した暫定基準による大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等の運用開始などを調整する。

暫定基準による運用実施後は、広島地方気象台は広島県等と調整のうえ、定期的（概ね1ヶ月ごと）に、被災地域の復旧状況及び気象災害発生状況等を考慮のうえ、暫定基準の適否及び運用継続等を見直す。

(6) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

<警報の危険度分布等の概要>

| 種 類 | 概 要 |
|--------------------------------|---|
| 土砂キキクル 大雨警報（土砂災害） の危険度分布 | <ul style="list-style-type: none"> 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1kmの領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 |
| 浸水キキクル 大雨警報（浸水害） の危険度分布 | <ul style="list-style-type: none"> 短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 |
| 洪水キキクル 洪水警報の危険度 分布 | <ul style="list-style-type: none"> 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。 3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 |
| 流域雨量指数の予 測値 | <ul style="list-style-type: none"> 各河川の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を示した情報。 洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。 |

(7) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。

当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（広島県南部・北部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（広島県）で発表される。

(8) 線状降水帯による大雨の可能性の半日程度前からの呼びかけ

「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性が高いことが予想された場合に、半日程度前から気象情報にお

いて、府単位で線状降水帯による大雨となる可能性を「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかけられる。

(9) 県土木建築局砂防課と広島地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報

| 種類 | 基準内容 |
|----------|--|
| 土砂災害警戒情報 | 発表基準 大雨警報又は大雨特別警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指標が監視基準に達した（降雨により予測可能な土石流発生の危険度が高まった）とき、市区町ごとに発表。 |
| | 解除基準 降雨指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるとき、市町ごとに解除。 |
| | 広島県土木建築局砂防課及び広島地方気象台は、地震など大規模災害発生後、必要に応じて「地震等発生後の暫定基準」により、土砂災害警戒情報の発表基準を取り扱うものとする。 |

(10) 注意報・警報の発表地域区分

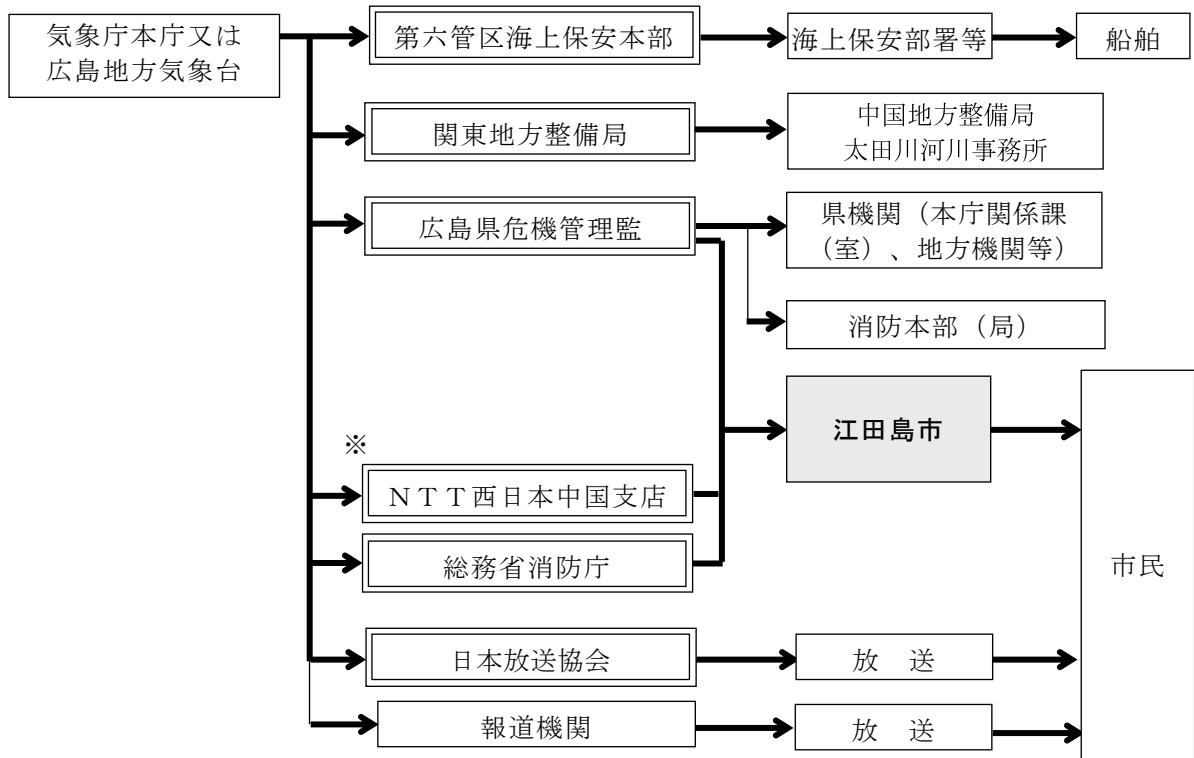
本市は、一次細分区分「南部」、二次細分区分「広島・呉」に属する。

| 一次細分区分 | 北 部 | | 南 部 | | |
|--------|-----|-----|------|--------|-------|
| 二次細分区分 | 備 北 | 芸 北 | 広島・呉 | 東広島・竹原 | 福山・尾三 |

4 気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の伝達

(1) 広島地方気象台の伝達

広島地方気象台は、気象等の予報及び警報並びに土砂災害警戒情報（津波警報等及び緊急地震速報（警報）を除く。）を発表した場合、次の経路により関係機関に通知する。



注1：二重枠で囲まれている機関は、気象業務法に基づく法定伝達先。

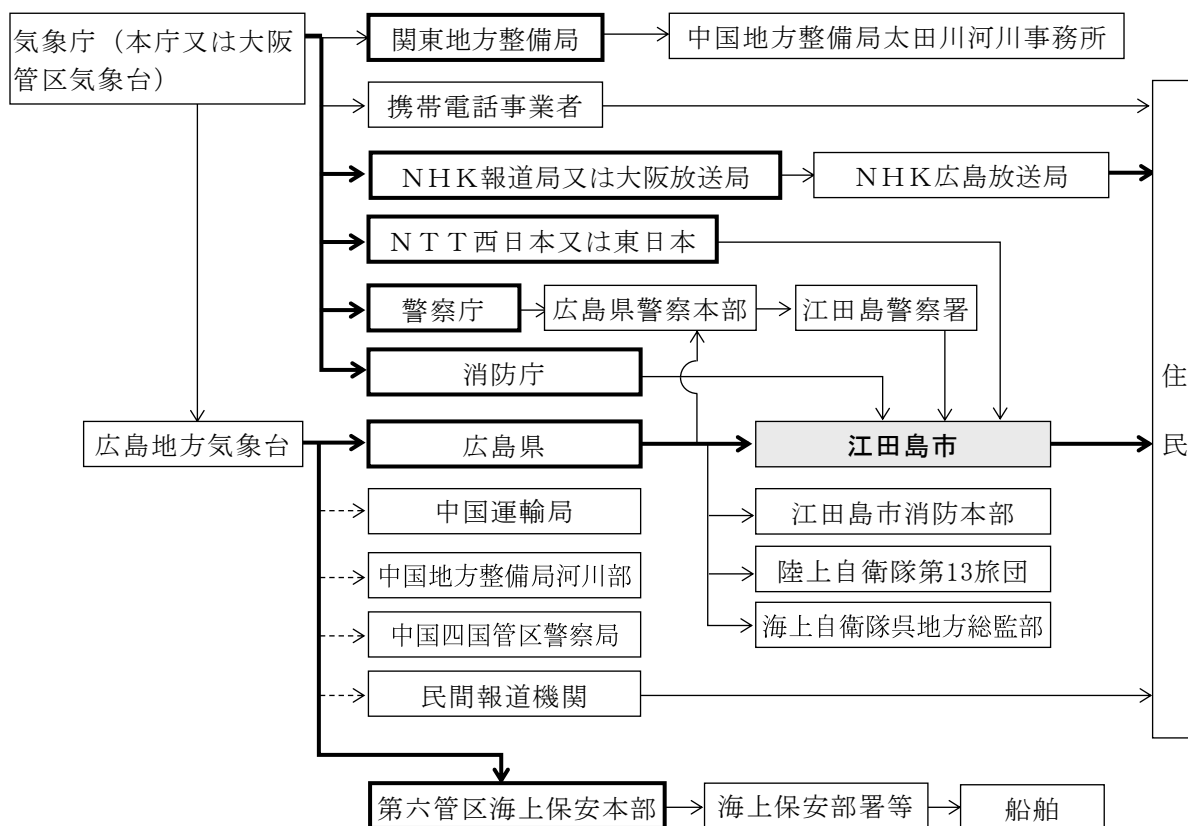
2：太線は、特別警報が発表された際に、気象業務法によって通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

3：※は、津波警報等（同解除を含む。）のみオンラインにより伝達する。

4：「NTT西日本又は東日本」とは、西日本電信電話株式会社又は東日本電信電話株式会社を意味する。

(2) 気象庁本庁の伝達

気象庁本庁は、津波警報等を発表した場合、次の経路により関係機関に通知する。



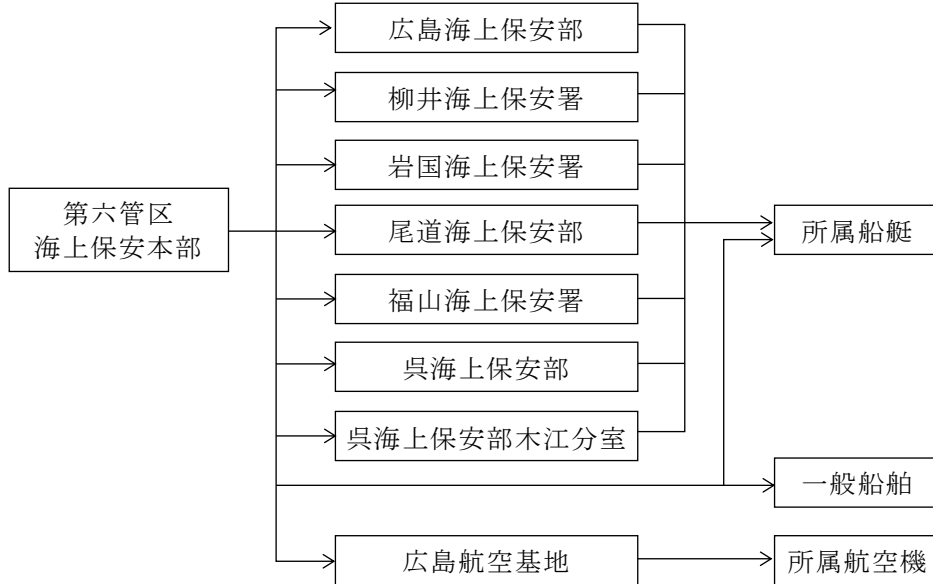
- ・太枠の機関は気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達機関
- ・二重線の経路は気象業務法第15条の2により特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路
- ・NHK広島放送局は津波警報が発表された時に「緊急警報信号」を発信する。
- ・NTT西日本又はNTT東日本は、津波注意報の通知は行わない。
- ※1：あらかじめ定められた通信系統の障害により関東地方整備局に通知することができない場合は、広島地方気象台が中国整備局太田川河川事務所に代替手段により通知する。
- ※2：あらかじめ定められた通信系統の障害によりNHK報道局又は大阪放送局に通知することができない場合は、大阪管区気象台がNHK大阪放送局に代替手段により通知する。
- ・広島地方気象台からの伝達経路のうち、点線は副次的な伝達経路である。

(3) 広島地方気象台等から通知を受けた機関の措置

ア 第六管区海上保安本部

広島地方気象台等から通知を受けた気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報は、次により関係機関に伝達される。

(ア) 伝達経路

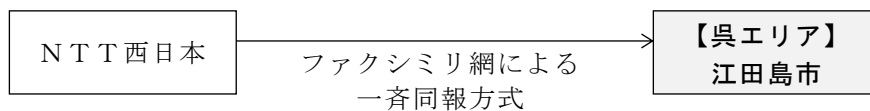


(イ) 伝達方法

- a 管内の部署、所属船艇、航空機に対しては、専用通信系により周知させる。
- b 一般船舶に対しては、六管区航行警報、安全通報、サイレンの吹鳴等並びに船艇及び航空機による巡回等により直ちに周知させる。
- c 船舶運航会社、海運組合、漁業協同組合等に対しては、必要に応じ一般加入電話により周知させる。

イ NTT西日本

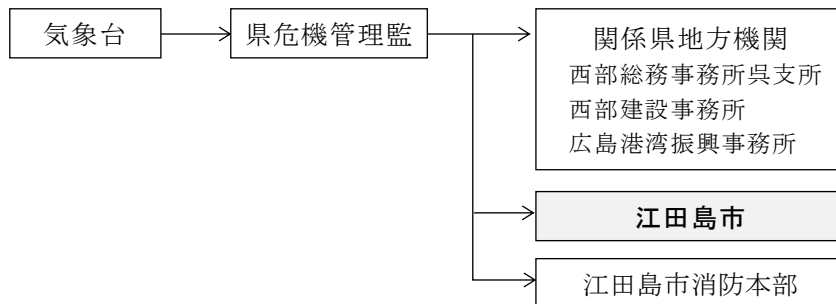
広島地方気象台から通知を受けた警報は、次の経路により市に伝達される。



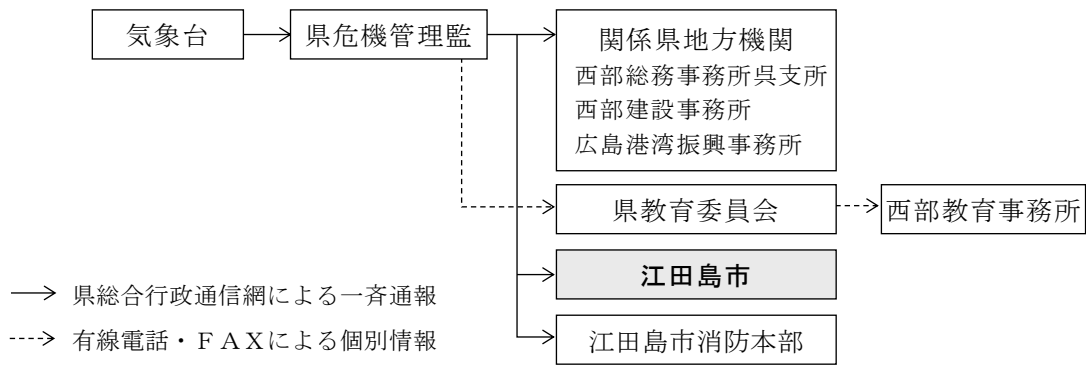
ウ 広島県

広島地方気象台から通知を受けた気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報は、次により関係地方機関、市及び消防本部に伝達される。

(ア) 注意報



(イ) 警報並びに土砂災害警戒情報



- 注1：県が災害対策本部を設置した場合は、「県危機管理監」を「県災害対策本部」とし、「関係県地方機関」を「県災害対策支部」と読み替える。
2：県による現地本部が設置された場合の伝達は、県災害対策本部が行う。

エ 市の措置

- (ア) ア～ウに定めるところにより気象等予報、警報及び土砂災害警戒情報の通知を受けた場合は、防災行政無線、広報車の利用等の方法により速やかに市民に周知する。
- (イ) 津波警報等の通知を受けた場合は、防災行政無線の利用等の方法により速やかに住民に周知する。
- (ウ) 常にラジオ、テレビ等に注意し、気象等予報、警報及び土砂災害警戒情報の発表を知ったときは、関係機関と密接な連絡をとり、事後の情報の把握に努める。
- (エ) 土砂災害警戒情報等の緊急性の高い警報等の通知を受けた場合は、避難指示等の発令の判断に利用するものとする。

オ 放送機関

- 広島地方气象台等から通知を受けた気象等予報及び警報は次により放送し、市民に周知させる。
- (ア) 警報及び津波予報については、即時に放送を行う。
- (イ) 注意報については、定時ニュース等により速やかに放送を行う。

第4 水防警報の伝達

1 水防警報の伝達経路

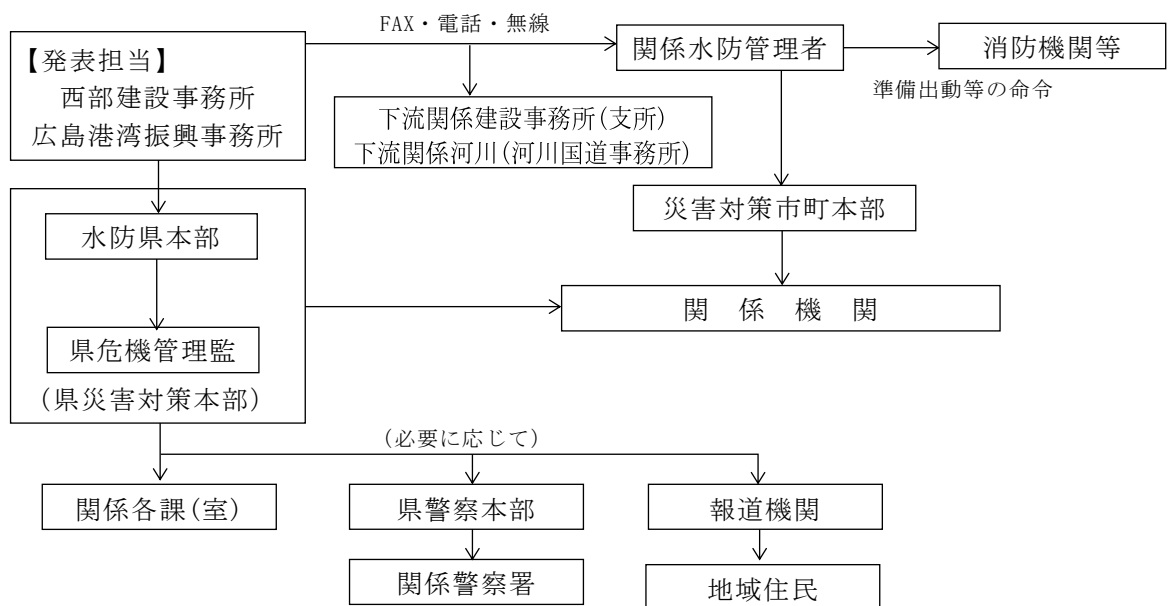
(1) 水防警報を行う海岸（知事が指定した海岸）

江田島市海岸 屋形石～大柿港南端西回り沿岸部

屋形石～大柿港南端東回り沿岸部

(2) 伝達経路

西部建設事務所若しくは広島港湾振興事務所は、水防警報を発表した場合、次の経路により関係機関に通知する。



注：県が災害対策本部を設置した場合は、「県危機管理監」は「県災害対策本部」と読み替える。

2 水位、潮位等の通報及び公表

(1) 水位の通報

- ①水防活動において必要となる水位及び潮位データについては、広島県河川防災情報システム（以下「河川防災情報システム」という。）で収集するものとする。
- ②河川防災システムで収集した観測データは、広島県防災情報システム等により、市町、関係機関へ提供するものとする。
- ③水防管理者又は量水標管理者は、洪水もしくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は洪水予報河川における洪水予報の通知を受けた場合において、量水標の示す水位が水防団待機水位（通報水位）及び反乱注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるときは、その水位の状況を注視するとともに、必要に応じて関係者に通知する。
- ④潮位局管理者は、高潮又は津波のおそれがあるとの予報を受け、又は自らそれを察知したときは、潮位の状態を注視し、水防本部から要請があったときは、その潮位を通報する。

(2) 水位の公表

- ①量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、次の方法で、直ちにその水位の状況を公表するものとする。

ア 公表の開始

水位が上昇して氾濫注意水位（警戒水位）に達したときから開始する。

イ 公表の終了

水位が下降して氾濫注意水位（警戒水位）以下に下がったときに終了する。

ウ 公表の方法

河川情報システムに「河川名・水位観測所名・水位状況・その他必要事項」を掲載する。水位状況は、データが河川防災情報システムで受電され次第、直ちに更新する。

市内における観測所は、資料編に掲げるとおりである。

| | |
|-----|----------|
| 資料編 | ・ 観測施設一覧 |
|-----|----------|

第5 火災予防上の気象通報

1 火災気象通報

広島地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、その状況を直ちに県危機管理監に通報し、通報を受けた県危機管理監は、直ちにこれを江田島市消防本部に通報する。

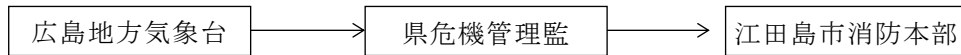
2 通報の具体的な基準

広島地方気象台が、火災予防上の気象通報を行う場合の基準は、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。

ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

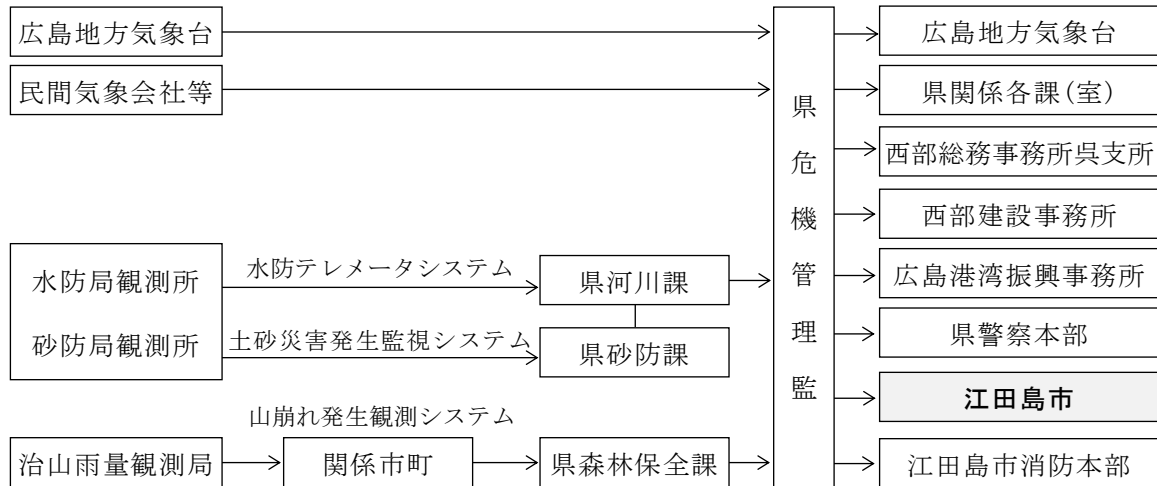
3 通報の伝達経路

広島地方気象台が行う火災予防上の気象通報は、次の経路により通報する。



第6 広島県防災情報システムによる気象情報等の提供

県は、広島県防災情報システムに送られてくる各観測施設等の気象情報等を入手し、防災関係機関の災害対応に役立てるため、次の経路により提供する。



第7 災害情報の収集伝達

1 通常の場合の経路

(1) 災害の予防、未然防止又は拡大防止のための情報

ア 災害対策基本法第54条第4項の規定により災害が発生するおそれのある異常な現象について通報を受けた場合、市長は、速やかにその旨を県危機管理監に通報する。

また、緊急な対応を要する場合は、同時に関係のある県地方機関に通報する。

イ 前記アの場合において急施を要するときは、市長は、県危機管理監への通報に先立ち、気象現象については広島地方気象台に、その他については、その現象が直接影響する施設を管理する責任者に通報する。

(2) その他の情報

災害応急対策責任者は、災害に関係ある事実又は情報を知ったとき、及び自己の管理する施設が災害を受けたときは、その情報及び被害の概況並びに災害に対してとった措置の概要を県危機管理監に通報する。

(3) 災害に関する民間団体への通知

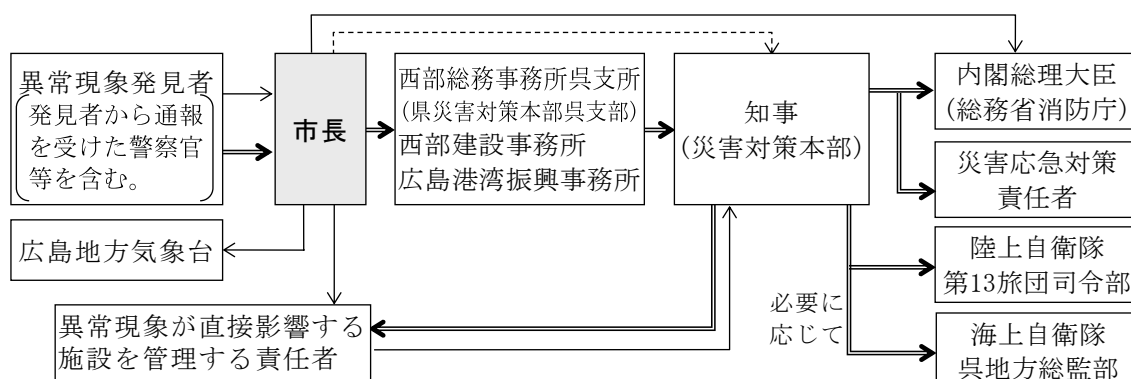
(1)、(2)の経路により情報を受けた関係機関は、必要と認めたときは関係のある民間団体へ通知する。

(4) 災害応急対策責任者相互の被害情報の交換

災害応急対策責任者は自己の管理する施設が被害を受けたときは、被害の状況及びその災害に対しとった措置をできるだけ相互に通報する。

2 災害対策本部を設置した場合の経路

県が災害対策本部を設置した場合の災害情報の収集伝達は、次の経路によって行うものとする。



注1：県地方機関、その他の機関が異常現象発見者である場合は、市長が行う経路手続を準用し、その旨をその異常現象発生地域の市長に通知する。

注2：⇒は通常の場合の経路であり、→は緊急を要する場合で災害対策本部へ通知するいとまらない場合の経路である。

また、--->は緊急を要する場合で、災害対策本部へ直接通知する場合の経路である。

第8 災害発生及び被害状況報告・通報

災害が発生した場合は、応急対策を迅速に実施するため、市は災害対策基本法及びその他関係法令の規定に基づき、県に対し災害発生報告及び被害状況報告を速やかに行う。

なお、県への報告は原則として、広島県防災情報システム（被害情報管理機能）を利用して行う。

また、市は、災害発生直後については、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

ただし、県に報告できない場合にあっては、直接内閣総理大臣（消防庁経由）へ報告するものとする。

なお、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合、市は県へ連絡するとともに直接消防庁へも連絡する。

大規模災害の発生による市機能の喪失等により、市が県への被害報告を行うことが困難となった場合、県は、多様な手段を用いて、直接、情報収集に努めるものとする。

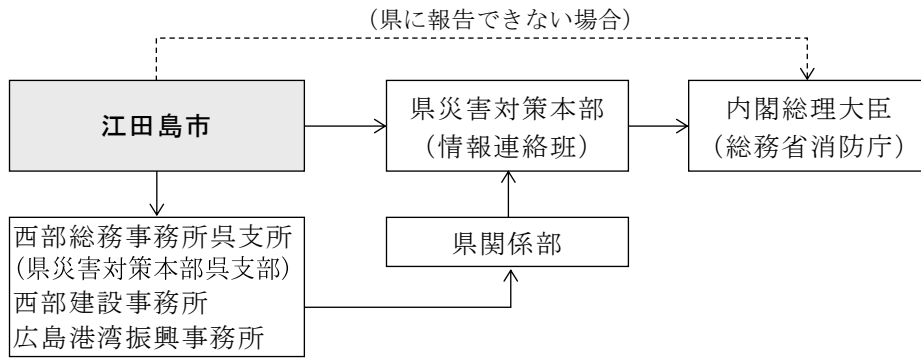
県及び市は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網等を活用し、官邸及び政府本部を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

1 災害発生報告

災害応急対策実施のため、災害対策基本法第53条第1項の規定により行う報告で、災害発生状況の迅速な把握を主眼とする。

(1) 伝達経路

災害発生報告は、次の経路により行う。（災害対策本部が設置されていない場合は「県災害対策本部」は「県危機管理監」と読み替える。）



<内閣総理大臣への報告先（総務省消防庁）>

| 回線別 | 区分 | 平日（9：30～18：15） | 左記以外 |
|--------------|-----|---------------------|---------------------------|
| | | ※応急対策室 | ※宿直室 |
| NTT回線 | 電話 | 03-5253-7527 | 03-5253-7777 |
| | FAX | 03-5253-7537 | 03-5253-7553 |
| 消防防災無線 | 電話 | 7-90-49013 | 7-90-49101～49103 |
| | FAX | 7-90-49033 | 7-90-49036 |
| 地域衛星通信ネットワーク | 電話 | 77-048-500-90-49013 | 77-048-500-90-49101～49103 |
| | FAX | 77-048-500-90-49033 | 77-048-500-90-49036 |

(2) 災害発生報告の方法

災害発生報告は、原則として、広島県防災情報システムにて、発生時、場所、人の被害、住家等の被害の有無、対応している措置について迅速に報告するものとする。

(3) 消防機関への通報が殺到した場合の報告

災害により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市は、直ちに消防庁及び県に対し報告する。

この場合、即報の迅速性を確保するため、市消防部局から直接、電話、ファクシミリ等最も迅速な方法により報告するものとする。

(4) 県に報告することができない場合の災害発生の報告

県に報告できない場合の災害発生の報告先は、内閣総理大臣（総務省消防庁）とする。なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

資料編 ・ 様式第1号「災害発生報告」

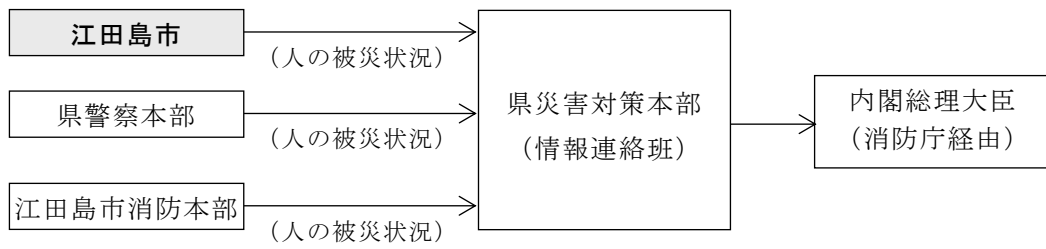
2 被害状況の報告及び通報

関係法令等の規定に基づき、応急対策の実施及び復旧の措置を講ずるに必要な被害状況を把握することを主眼として、次により関係機関に被害状況を報告及び通報する。

(1) 伝達経路

被害状況報告及び通報は、次の経路により行う。（災害対策本部が設置されていない場合は、「県災害対策本部」は「県危機管理監」と読み替える。）

やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。



資料編

- ・ 様式第2号「被害総括表」
- ・ 用語の定義

第4節 ヘリコプターによる災害応急対策計画

第1 目的

大規模災害時においては、道路の損壊、建物や電柱の損壊により道路の通行が困難となることが予想されることから、機動性に優れたヘリコプターを活用した災害応急対策について定める。

第2 活動体制

県内の防災関係機関が所有するヘリコプターとしては、県の防災ヘリコプター及びドクターヘリコプター、広島市の消防ヘリコプターのほか、県警察及び海上保安庁のヘリコプターがある。

また、大規模災害時には県を通じ、他の都道府県の消防・防災ヘリコプターによる応援を受けるものとする。

さらに、災害派遣要請により自衛隊のヘリコプターの支援を受けることができる。

これらのヘリコプターを有効に活用するため、県災害対策本部内に設置される航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）との連携を図ることとする。

第3 活動内容

防災関係機関のヘリコプターについては、その特性を十分活用し、次の各号に掲げる活動を行う。

- 1 被災状況等の偵察、情報収集活動
- 2 救急・救助活動
- 3 救援隊・医師等の人員搬送
- 4 救援物資・資機材等の搬送
- 5 林野火災における空中消火
- 6 その他特にヘリコプターの活用が有効と認められる活動

第4 活動拠点の確保

県及び市は、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に行うため、関係機関と連携して緊急輸送ヘリポートを計画的に整備するとともに、臨時ヘリポートの候補地を把握し、離着陸時の安全性を確保するための支援を行う。

| | |
|-----|---------------|
| 資料編 | ・ヘリコプター離着陸場一覧 |
|-----|---------------|

第5 支援要請手続

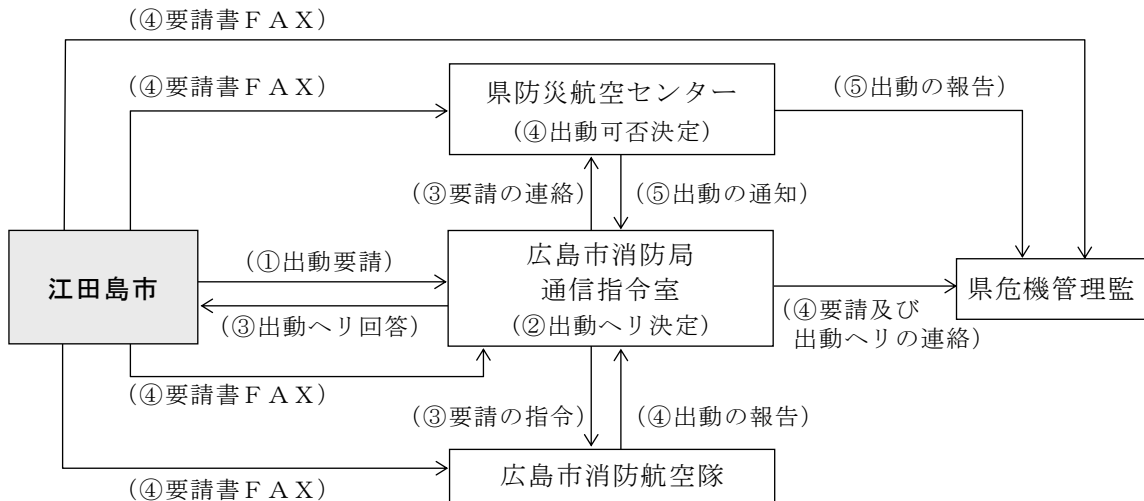
1 出動要請

市長は、災害の状況等によりヘリコプターの活用が必要と判断した場合は、協定に基づき、県又は広島市にヘリコプターの出動を要請する。

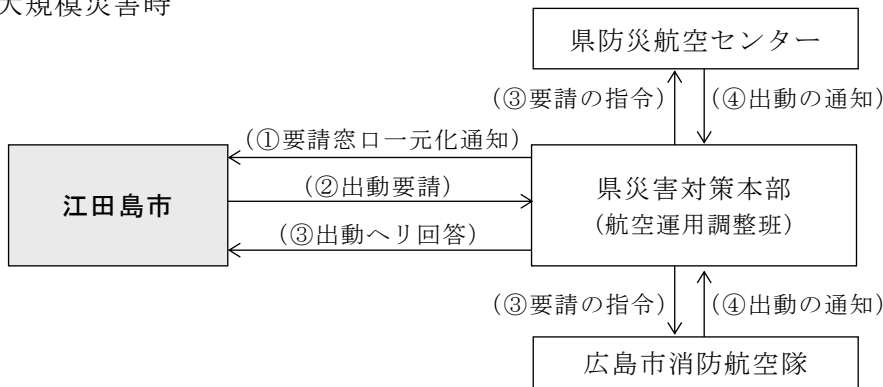
2 要請方法

- (1) 県防災ヘリコプター及び広島市消防ヘリコプターに対する支援又は応援要請は、次の図による。

ア 通常災害時



イ 大規模災害時



資料編
 ・ 広島県内航空消防応援協定書及び覚書
 ・ 広島県防災ヘリコプター応援協定

(2) 県ドクターヘリコプターの出動要請は、広島ヘリポート通信センターに設置されている「要請ホットライン」へ連絡し出動を要請する。

第6 各機関への対応要請

1 県警察

必要に応じて、県を通じ、県警察ヘリコプターによるテレビ映像の配信、救助活動等の調整等を県警察へ要請する。

2 海上保安庁

海上保安庁ヘリコプターによる応急対策活動が必要な場合には、県を通じ、第六管区海上保安本部へ出動を要請する。

3 自衛隊

自衛隊のヘリコプターの支援要請については、本章「第5節 自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

4 他県応援ヘリコプター






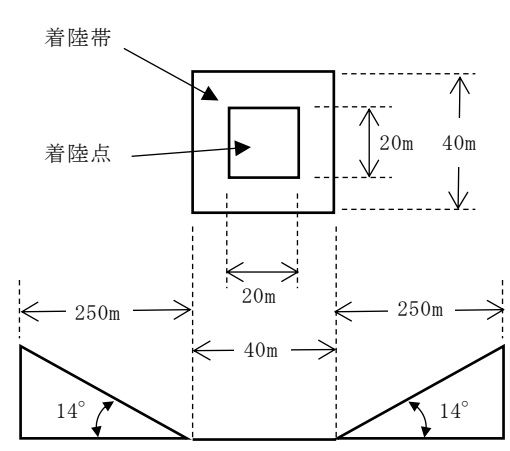



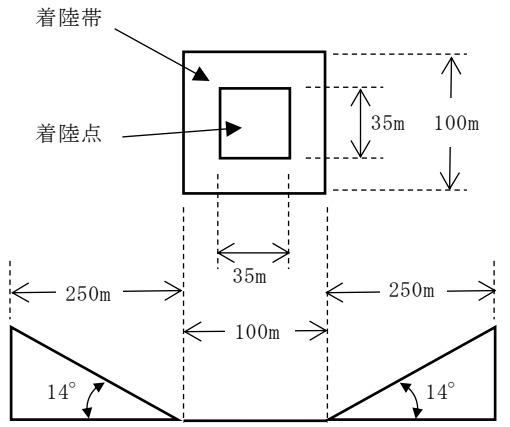
県及び市は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（総務省消防

庁)、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」(総務省消防庁)等に基づき、消防庁長官に対し、応援要請する。

別表

1 臨時ヘリポートの設定基準

臨時ヘリポート設定基準(地積)は、次のとおりである。

| 区分 | 消防・防災ヘリコプター 警察、海上保安庁ヘリコプター | 設定基準(地積) |
|-----|---|---|
| 小中型 |  <p>広島県防災航空隊 アグスタAW139</p>  <p>広島市消防航空隊 エアバスH160</p>  <p>広島県警察航空隊 AS365N2</p>  <p>第六管区海上保安本部 広島航空基地 アグスタAW139</p>  <p>陸上自衛隊 UH1</p> |  <p>着陸帯 着陸点</p> <p>250m 20m 250m 40m 20m 14° 14°</p> |
| 大型 |  <p>陸上自衛隊 CH-47</p>  <p>海上自衛隊 UH-60</p>  <p>海上自衛隊 MCH-101</p> |  <p>着陸帯 着陸点</p> <p>250m 35m 250m 100m 35m 14° 14°</p> |

2 臨時ヘリポートの準備

災害派遣要請をした関係機関は、次の事項に留意して受入体制に万全を期すこと。

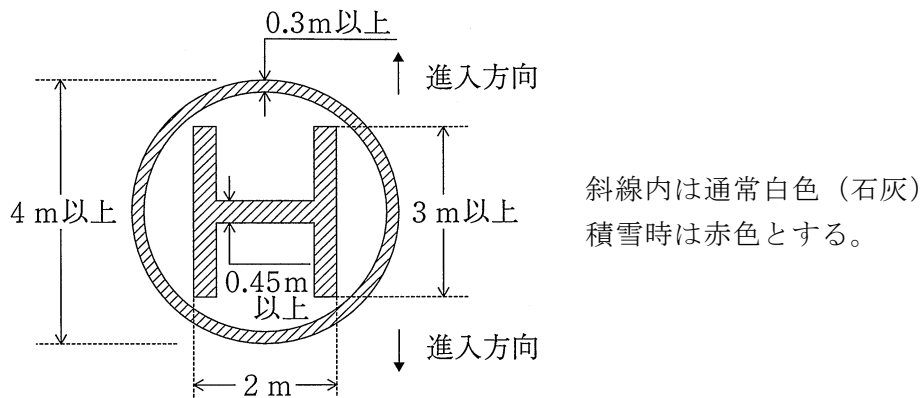
- (1) 離着陸時の風圧により巻き上げられる危険性のあるものを撤去し、砂じんの舞い上がるおそれがあるときは、十分に散水しておく。

また、積雪時は除雪又は圧雪しておく。

- (2) 離着陸時は、安全確保のために関係者以外の者を接近させないようにする。
 (3) 臨時ヘリポートにおける指揮所、物資集積場所等の配置については、地理的条件に応じた機能的配置を考慮するとともに、事前に派遣部隊等と調整をすること。
 (4) 風向風速を上空から確認判断できるように、臨時ヘリポート近くに吹き流し又は旗をたてる。

これが準備できない場合でも航空機の進入方向を示す発煙筒を焚く。

- (5) 着陸地点には次図を標準としたⓂを表示する。



- (6) 物資を空輸する場合は、物資計量のための計量器を準備する。
 (7) 臨時ヘリポートの使用に当たっては、県災害対策本部（県危機管理監）及び施設等管理者に連絡すること。

3 臨時ヘリポートを選定する際は、避難場所及び避難所との競合を避けることとする。

第5節 自衛隊災害派遣要請計画

第1 目的

この計画は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、市の防災能力をもっては、防災上十分な効果が得られない場合、その他特に市長が必要と認める場合に実施する自衛隊の災害派遣要請の要求について必要事項を定めることを目的とする。

第2 災害派遣要請要求の対象となる応急対策の範囲

自衛隊の災害派遣要請を要求するに当たっての対象となる応急対策の範囲は、次のとおりである。

- 1 被害状況の把握及び通報
- 2 遭難者等の捜索・救助
- 3 消防
- 4 水防
- 5 人員及び救援物資の緊急輸送
- 6 道路及び水路の啓開
- 7 応急の医療、救護、防疫
- 8 給食、給水及び入浴支援
- 9 救援物資の無償貸付又は譲与
- 10 危険物の保安及び除去

第3 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長、警察官及び海上保安官がその場にはいない場合に限り、次の市長の職権を行うことができる。この場合において、市長の職権を行ったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

- 1 警戒区域の設定、立ち入り制限・禁止、退去命令
- 2 市域内の他人の土地等の一時使用等
- 3 現場の被災工作物等の除去等
- 4 市域内の市民等を応急措置の業務に従事させること。

第4 災害派遣要請の手続

- 1 要請に当たっては、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第106条の規定に基づき、所定事項を記載した文書によって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等迅速な方法で行い、文書の提出はその後において行うことができる。

要請文書には、次の事項を記載する。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

2 派遣要請者連絡先、要請先及び連絡方法

(1) 要請者連絡先及び連絡方法

| 連絡先 | 所在地 | 電話番号 |
|---------------|--------------|--|
| 広島県危機管理監危機管理課 | 広島市中区基町10-52 | 082-228-2111 内線2783～2786 (直通) 082-511-6720 082-228-2159 |

(2) 要請先及び連絡方法

| 連絡先 | 所在地 | 電話番号 |
|---------------------------|-------------------|---|
| 陸上自衛隊第13旅団司令部 第3部（防衛班） | 海田町寿町2-1 | 082-822-3101 内線2410 (夜間・土日・祝日等) 内線2440（当直幕僚） |
| 海上自衛隊呉地方総監部防衛部 オペレーション | 呉市幸町8-1 | 0823-22-5511 内線2823 2222（当直） |
| 航空自衛隊西部航空方面隊 司令部防衛部運用課 | 福岡県春日市原町 3-1-1 | 092-581-4031 内線2348 (課業時間外) 内線2203（SOC当直） |

3 災害派遣要請の要求等

- (1) 市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に自衛隊の災害派遣の要請をするよう求めることができる。
- (2) 市長は、上記(1)の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定するもの（陸上自衛隊第13旅団長、海上自衛隊呉地方総監等）に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣等は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自主派遣をすることができる。
- (3) 市長は、上記(2)の通知をしたときは、速やかに県知事に通知しなければならない。

第5 災害派遣部隊の受入れ

市長は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、派遣部隊の受入担当部署を総務部総務班と定め、教育部生涯学習班、土木建築部建設班等の協力を得て、派遣部隊の受入れに必要な次の事項について万全を期する。

1 派遣部隊到着前

- (1) 派遣部隊指揮所及び連絡員が市災害対策本部と緊密な連絡をとるに必要な適切な施設の提供
- (2) 派遣部隊との連絡に当たる職員の上記施設への派遣
- (3) 派遣部隊の宿营地及び駐車場の準備

- (4) 派遣部隊の活動に資する必要な資機材の確保
- (5) 臨時ヘリポートの設定
- (6) 艦艇が使用できる岸壁の準備

| 受入れに必要な施設 | 施設名又は場所名 | 所在地 |
|------------|--------------------------------------|--------------|
| 派遣部隊指揮所 | 市総合運動公園 管理棟 | 大柿町飛渡瀬1234番地 |
| 派遣部隊の宿营地 | 〃 グラウンド | 〃 |
| 派遣部隊の駐車場 | 〃 駐車場 | 〃 |
| 臨時ヘリポート | 資料編に掲げるヘリポート (選定に当たっては別表に示す事項に留意) | |
| 艦艇が使用できる岸壁 | 資料編に掲げる港湾 | |

| | |
|-----|---|
| 資料編 | <ul style="list-style-type: none"> ・ヘリコプター離着陸場一覧 ・港湾の現況 |
|-----|---|

2 派遣部隊到着後

- (1) 派遣部隊を迅速に目的地に誘導する。
- (2) 他の関係機関の救援活動との重複を避け、最も効果的な救援活動が分担できるよう、派遣部隊指揮官と協議する。
- (3) 派遣部隊指揮官、編成装備、到着日時、活動内容及び作業進捗状況等を知事等に報告する。

第6 派遣に要する経費の負担

部隊等が派遣された場合、次の各号に掲げる経費は自衛隊において負担し、それ以外の経費は、それぞれの災害応急対策責任者の負担とする。

- 1 部隊の輸送費（民間の輸送力（フェリー等を含む。）を利用する場合及び有料道路の通行を除く。）
- 2 隊員の給与
- 3 隊員の食料費
- 4 その他の部隊に直接必要な経費

第7 災害派遣部隊の撤収要請

市長は、自衛隊の派遣の必要がなくなると認めた場合は、知事に対して自衛隊の撤収を要請する。

第6節 相互応援協力計画

第1 方針

大規模災害が発生し、被害が広範囲に及び、市のみでは十分な応急措置ができない場合、他市町や県等の協力を得て応急措置を実施する。

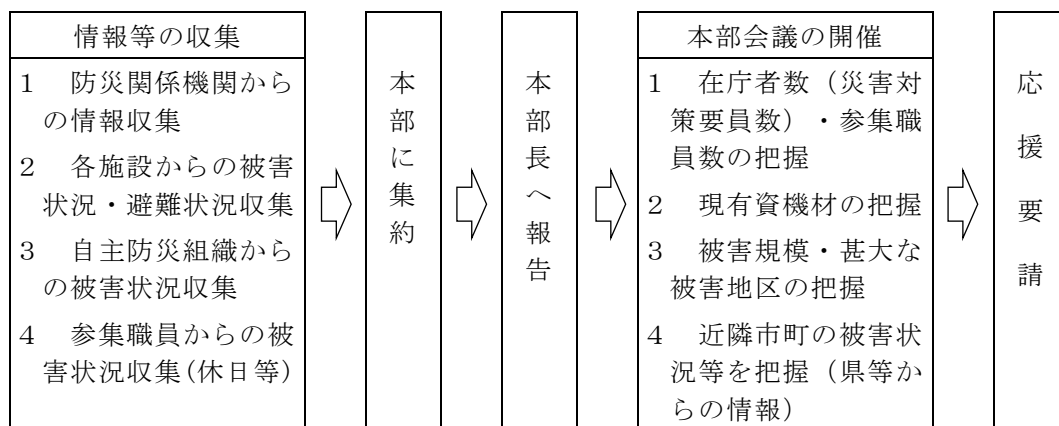
第2 実施責任者

他市町、県等への応援要請は、市長が行うものとする。

第3 応援要請の決定

災害が大規模な場合は、防災関係機関からの情報や各施設からの被害状況等に基づき、緊急に本部会議を開催し、本市の現状を把握して応援要請の可否等の決定を行う。

＜応援要請決定フロー＞



第4 応援要請の実施内容

市は、必要に応じて、他の機関に協力を要請し、応急措置等を迅速かつ円滑に遂行する。

1 協定に基づく応援要請

(1) 締結状況

本市は、次のとおり応援協定を締結している。

- ア 広島県内広域消防相互応援協定
- イ 県内市町村の災害時の相互応援に関する協定
- ウ 広島県内航空消防応援協定
- エ 広島県防災ヘリコプター応援協定
- オ 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定
- カ 出雲市・江田島市災害時相互応援協定
- キ 広島中央地域連携中枢都市圏における災害時の相互応援に関する協定

(2) 応援要請

市は、災害の種類、災害の規模等に応じて、協定締結機関の中から適切な機関を選定し、応援を要請する。

なお、応援要請の手続等については、資料編に掲載のそれぞれの協定書によりとおりである。

資料編

- ・ 広島県内広域消防相互応援協定書
- ・ 県内市町村の災害時の相互応援に関する協定
- ・ 広島県内航空消防応援協定書及び覚書
- ・ 広島県防災ヘリコプター応援協定
- ・ 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定
- ・ 出雲市・江田島市災害時相互応援協定書
- ・ 広島中央地域連携中枢都市圏における災害時の相互応援に関する協定

2 知事等に対する応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第68条の規定に基づき、県に対し、原則として次の事項を示し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。なお、原則として文書により行うこととするが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

明示事項

- ① 災害の状況及び応援を必要とする理由
- ② 応援を必要とする職種別人員
- ③ 応援を必要とする資機材、物資等の品名・数量等
- ④ 応援を必要とする場所及び応援場所への経路
- ⑤ 応援を必要とする期間
- ⑥ その他必要な事項

3 緊急消防援助隊等の応援等の要請のための連絡

市長は、大規模災害により、市の消防力だけでは対応できず、大規模な消防の応援等を受ける必要があると判断したときは、「広島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに県知事に当該応援等が必要である旨の連絡を行うものとする。

4 他の市町長に対する応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県内全市町による災害時の相互応援に関する協定等に基づき他の市町長に応援を求める。

なお、応援を求められた場合には、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援を行う。

5 指定地方行政機関等に対する職員の派遣要請

市長は、災害対策基本法第29条第2項に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

また、市長は、災害対策基本法第30条第1項に基づき、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

(1) 市長が直接派遣を要請する場合は、次の事項を記載した文書により行う。(災害対策基本法施行令第15条)

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

- オ その他職員の派遣について必要な事項
- (2) 市長が、知事に対し職員の派遣についてあつせんを求める場合は、次の事項を記載した文書により行う。（災害対策基本法施行令第16条）
- ア 派遣のあつせんを求める理由
- イ 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項

6 覚書に基づく自衛隊への応援要請

本市は、海上自衛隊第1術科学校、海上自衛隊呉弾薬整備補給所とそれぞれ覚書を交わしている。したがって、災害時にあっては、これら自衛隊による災害派遣隊の応援を受けることができる。また、海上自衛隊第1術科学校、海上自衛隊呉弾薬整備補給所に災害が発生した場合は、江田島市消防本部及び消防分団が直ちに出動する。

資料編

- ・災害の際における江田島市と海上自衛隊第1術科学校との活動覚書
- ・災害の際における江田島市と海上自衛隊呉弾薬整備補給所との活動覚書

7 応急措置の代行

県は、災害の状況により、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請するものとする。

県は、災害が発生した場合において、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行うものとする。

国は、被災により、市及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行うものとする。

第5 応援要員等の受入体制

災害応急対策を実施するに際して、他市町等から必要な応援要員等を要請する場合には、市は次のとおり受入体制の確保を図るものとする。

1 応援要員の受入施設

市は、公共施設の中から適当な施設を確保し、又は旅館等に協力を依頼して、応援要員の宿泊施設を確保する。

2 資機材等の受入場所

他市町等からの資機材等は、市有地に搬送するものとする。適当な市有地が見当たらない場合は、私有地を借り上げて搬送するものとする。この場合には、土地所有者又は借地権者と借地契約を結んでおくものとする。

3 受入体制の確立

動員された者の作業が効率的に行えるよう、資機材の準備、作業内容、作業場所、その他作業に必要な受入体制を確立しておくものとする。

また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

第6 被災地への職員の派遣

市は、職員派遣に備え、災害対応業務ごとに、あらかじめ派遣職員名簿を作成するなどして、速やかに応援職員を派遣できる体制を整備するものとする。

また、被災地へ応援職員を派遣する場合は、被災地域での居住・勤務経験や災害対応経験等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

国及び地方公共団体は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

なお、被災地への応援職員派遣は、市の人材育成を通じた災害対応力の向上につながることから、積極的な応援職員派遣に努めるものとする。

第7節 防災拠点に関する計画

第1 目的

この計画は、市域内で発生した大規模災害時における災害対策活動の拠点を整備し、救援物資の輸送及び救援部隊集結のための拠点を指定配置するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 防災拠点施設の整備

市は、大規模災害時にあって応急活動の拠点となる施設を、次のとおり指定している。したがって災害発生時においては、これらの施設を開設し応急対策に当たり、その機能を十分に発揮し、受入施設にあってはその体制の整備を図るものとする。

| 防災拠点 | 種別 | 施設名 | 内容 |
|----------|--------------------|-------------------------------|--|
| 災害対策活動拠点 | 災害対策本部設置施設 | 市役所本庁舎 | 災害対策本部を設置する施設 |
| | 災害対策本部設置代替施設 | 消防庁舎 江田島市民センター 能美市民センター | 万一に備え代替施設を用意 |
| 避難対策拠点 | 避難場所 | 小・中学校、集会所、公民館、市民センター、交流プラザ等 | 市民の避難場所及び要配慮者専用の避難場所 |
| | 福祉避難所 | 市内福祉施設 | |
| 備蓄拠点 | 食料、生活必需品、防災資機材備蓄場所 | 消防倉庫、水防倉庫、ふれあいセンター、消防屯所等 | 災害に備え、被災者用物資として、毛布、非常食料、救援用資機材等を備蓄している場所 |
| 救援物資集積拠点 | 救援物資集積場所 | 江田島市スポーツセンター | 各地から寄せられる救援物資を一時集積し、仕分け、分別して被災地へ搬送する場所 |
| 後方支援拠点 | 自衛隊災害派遣部隊集結地 | 江田島市総合運動公園 | 自衛隊派遣部隊の集結場所、自動車、資材等の一時置場、隊員の宿泊地 |
| | 自衛隊災害派遣部隊宿营地 | 江田島市総合運動公園グラウンド | |
| | 警察災害派遣隊集結地・宿营地 | 能美運動公園 | 警察災害派遣隊の集結場所、自動車、資材等の一時置場、宿泊地 |
| 輸送拠点 | ヘリポート | 小・中・高等学校、自衛隊グラウンド等 | 自衛隊、県、県警察等による応援ヘリのためのヘリポート |
| | 港湾 | 小用港、大柿港、鹿川港、中田港、三高港等港湾施設 | 船舶による救援の受入港 |

資料編

- ・ 指定緊急避難場所、指定避難所
- ・ 備蓄物資一覧
- ・ 給水器具の保有状況（県水道企業団江田島事務所）
- ・ 防災資材備蓄場所一覧
- ・ 防疫等に関する物品及び保管場所
- ・ 林野火災対策用資機材の保有状況
- ・ 救難用資機材の保有状況
- ・ ヘリコプター離着陸場一覧
- ・ 港湾の現況

第3 防災拠点施設の運営

各防災拠点施設は市が運営するものとするが、必要によりボランティア、自主防災組織等の協力を得て運営するものとする。

第8節 災害救助法適用計画

第1 目的

災害により一定規模以上の被害が発生した場合には、知事に対して災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を申請し、同法に基づく応急救助の実施により、被災者の保護と社会秩序の保全を図るものとする。

第2 救助項目

救助項目は、次のとおりである。

なお、災害が発生するおそれがある段階において災害救助法を適用した場合には、避難所の設置による応急救助を実施する。

- 1 避難所の設置
- 2 応急仮設住宅の供与
- 3 炊き出しその他による食品の供与及び飲料水の供給
- 4 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 5 医療及び助産
- 6 被災者の救出
- 7 被災した住宅の応急修理
- 8 学用品の給与
- 9 埋葬
- 10 遺体の捜索及び処理
- 11 災害によって住宅又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

第3 災害救助法適用

1 災害救助法の適用基準

(1) 災害が発生した場合、災害救助法は、次のいずれかに該当する場合に適用される。

(同法第2条第1項に定める適用)

ア 1号基準（災害救助法施行令第1条第1項第1号）

市の区域内の住家滅失世帯数が、50世帯以上であること。

イ 2号基準（災害救助法施行令第1条第1項第2号）

県の区域内の住家滅失世帯数が、2,000世帯以上であって、市の区域内の住家滅失世帯数が、25世帯数以上であること。

ウ 3号基準（災害救助法施行令第1条第1項第3号）

県の区域内の住家の滅失世帯数が、9,000世帯以上であって、市の区域内の住家の滅失世帯数が多数であること又は災害が隔絶した地域に発生したものであるなど被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

注：滅失世帯数の算定基準

上記(1)から(3)までの滅失世帯数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に

居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

エ 4号基準（災害救助法施行令第1条第1項第4号）

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

(2) 災害が発生するおそれがある場合、災害救助法は、次の全てに該当する場合に適用される。（同法第2条第2項に定める適用）

ア 災害が発生するおそれがある場合に、国が災害対策基本法に規定するいずれかの災害対策本部（特定・非常・緊急）を設置し、当該災害対策本部の所管区域として、広島県が告示されていること。

イ 県内市町において、当該災害により、被害を受けるおそれがあること。

2 災害救助法の適用手続き

(1) 市における災害が前記1のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市は、直ちにその旨を県に情報提供する。

(2) 県は、市からの情報提供又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、国（内閣府）から必要な助言を受けて、災害救助法の適用を決定し、国（内閣府）へ情報提供するとともに、法に基づく救助の実施について、市、各関係機関及び関係部局に連絡・指示する。

3 救助の程度、方法及び期間

災害救助法が適用された場合の、救助の程度、方法及び期間等は、資料編に掲載の広島県災害救助法施行細則（昭和23年規則第9号）によるものとする。

なお、期間内における救助の適切な実施等が困難な場合には、県は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

| | |
|-----|---------------------------|
| 資料編 | ・ 広島県災害救助法施行細則（別表第1・別表第2） |
|-----|---------------------------|

4 市長への委任

県及び市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、災害救助法が適用された場合、同法に基づく救助は、知事が実施責任者となり、市長が補助者となって実施されるが、より迅速な災害対策を行うため、同法第13条第1項及び同法施行令第17条の規定に基づき、救助の実施に関する事務の一部を市長に委任する。

県から市長への事務委任は、原則として下表のとおりとする。

ただし、複数の市町における災害や市の行政機能が損なわれる被災状況等、市の実情に応じて、委任する事務を決定する。

なお、救助事務の委任は災害救助法が適用された都度、県から市に通知することにより行うとともに、市へ救助事務を委任した場合であっても、その救助の実施責任者は県にあるため、県は常にその状況把握に努め、万一、市において、事務遂行上不測の事態等が生じた場合等には、県において委任元としての責任をもって、市に対する助言等を行う等、適切な事務の遂行に努める。

＜市長及び知事それぞれが担当する救助事務＞

| | 市長 | 知事 |
|--------------|---|--|
| 担当する 救助事務 | 1 避難所の設置 2 炊き出しその他による食品の給与 3 飲料水の供給 4 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与 5 医療・助産(救護所における活動) 6 被災者の救出 7 被災した住宅の応急修理 8 学用品の給与 9 埋葬 10 死体の捜索・処理 11 障害物の除去 | 1 応急仮設住宅の供与 (1) 建設型応急住宅（広島県応急仮設住宅） 建設マニュアルに定められた役割分担に基づき、県及び市が事務を実施 (2) 賃貸型応急住宅 被害状況等を考慮して、県及び市が事務を実施 2 医療（DMATの派遣など） |

第9節 避難対策計画

第1 目的

災害未然防止のための避難誘導及び避難した者の保護のため、必要となる避難所の開設等について明記し、生命、身体、財産の保全を図るものとする。

第2 避難の指示

1 避難等の指示権者

避難の措置の実施責任者は、関係法令の規定に基づき、次により避難指示等を行う。
なお、市長が不在又は登庁に時間を要する場合は、本部長職務代理者の順位に準じ、①副市長、②危機管理監、③教育長の順に職務を代理する。

(1) 災害対策基本法による場合

| 実施責任者 | 措置する場合 | 措置の内容 | 条項 |
|--------------|---|---|-------------------------|
| 市長 | 災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命、身体を保護し、災害の拡大を防止するため必要な場合 | 立退き、立退き先を指示等する。 | 災害対策基本法第56条、第60条第1項、第3項 |
| 知事 | 同上的場合 災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。 | 同上 | 災害対策基本法第60条第6項 |
| 警察官 海上保安官 | 同上的場合 市長が指示できないとき、又は市長が要求したとき。 | 同上 | 災害対策基本法第61条 |
| 市長 | 災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命、身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定した場合 | 警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の者の立入り制限、禁止又は当該区域からの退去を命ずる。 | 災害対策基本法第63条第1項 |
| 警察官 海上保安官 | 同上的場合 市長又は委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又は市長等が要求したとき。 | 同上 | 災害対策基本法第63条第2項 |
| 自衛官 | 同上的場合 市長その他市長の職権を行うことができる者がその場にいないとき。 | 同上 | 災害対策基本法第63条第3項 |

(2) その他の法令による場合

| 実施責任者 | 措置する場合 | 措置の内容 | 条項 |
|-------------------------------|---|---------------------------------|----------------|
| 消防吏員 消防団員 | 火災の現場で消防警戒区域を設定した場合 | 区域から退去を命令 | 消防法第28条 第1項 |
| 警察官 | 同上的場合 消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき。 | 同上 | 消防法第28条 第2項 |
| 消防団長 消防団員 消防機関に 属する者 | 水防上緊急の必要があるため、警戒区域を設定した場合 | 区域から退去を命令 | 水防法第21条 第1項 |
| 警察官 | 同上的場合 消防団長等が現場にいないとき、又は消防団長等の要求があったとき。 | 同上 | 水防法第21条 第2項 |
| 知事、その命を受けた 県職員、水防管理者 | 洪水、高潮の氾濫により著しい危険が切迫した場合 | 必要と認める区域の居住者に立退きを指示 | 水防法第29条 |
| 知事、その命を受けた 県職員 | 地すべりの危険が切迫した場合 | 必要と認める区域内の居住者に立退きを指示 | 地すべり等防止法第25条 |
| 警察官 | 人の生命、身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがある災害時において特に急を要する場合 | 関係者に警告を発する。危害を受けるおそれのある者を避難させる。 | 警察官職務執行法第4条 |
| 自衛官 | 災害派遣を命ぜられた自衛官は警察官がその場にいないとき、警察官職務執行法第4条並びに第6条第1項、第3項及び第4項の規定を準用する場合 | 同上 | 自衛隊法第94条 |

2 緊急安全確保

法令により権限を有する者は、災害が発生又は切迫している状況において、立退き避難することがかえって危険である場合、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう促したいときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、緊急安全確保を指示することができる。

3 避難指示

- (1) 法令により権限を有する者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。
- (2) 避難の指示をしても避難せず、特に急を要する場合においては、警察官職務執行法第4条の規定に基づき、警察官の措置により避難させる。

4 高齢者等避難の伝達

市は、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することや風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進することを求める高齢者等避難を伝達するものとする。

発災時には（災害が発生するおそれがある場合も含む。）、必要に応じ、高齢者等避

難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

<避難情報等の警戒レベルと居住者等がとるべき行動等>

| 区 分 | 居住者等がとるべき行動等 |
|--------------------|---|
| 高齢者等避難 【警戒レベル3】 | <input type="checkbox"/> 危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等(注)は、危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 注：避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。 ・地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 |
| 避難指示 【警戒レベル4】 | <input type="checkbox"/> 危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 |
| 緊急安全確保 【警戒レベル5】 | <input type="checkbox"/> 命の危険、直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ※ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。 |

5 避難指示等の発令・伝達マニュアルの作成

市は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、発令基準を明確にし、どの地域の、誰に、どういったタイミングで、どのような手順で、どのような経路を通じて伝達するかを定めた避難指示等の発令・伝達マニュアルを作成しておくものとする。

市は、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、災害の特性に応じた実践的な避難訓練の実施等による市民の意識啓発に努めるものとする。

6 避難指示等における注意事項

(1) 避難指示は、発表者、警戒レベル、避難を命ずる理由、避難対象地域、指定緊急避難場所及び経路を明確にし、避難場所はあらかじめ選定しておくとともに、広報紙、市ホームページ等により、市民に周知しておく。

また、避難等の指示権者は、不在等により避難指示等の発令が遅れることがないよう、あらかじめ職務代理者を明確にしておくものとする。

市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

→ 指定緊急避難場所及び指定避難所は、資料編に掲げるとおりとする。

(2) 市は、あらかじめ災害の発生状況、土砂災害等の危険箇所の異常の有無等、避難指示等を発するのための情報収集方法等について定めておく。

→ 情報収集方法については、本章「第3節 災害情報計画」に定めるところによる。

- (3) 市は、土砂災害警戒区域等、あらかじめ危険が予想される地域について、避難指示等の発令単位として事前に設定し、雨量、水位、潮位、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、避難指示等を発する場合の具体的基準を設けておく。特に、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とする。なお、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。
- 観測施設については、資料編に掲げるとおりである。
- (4) 市は、あらかじめ避難指示等を市民に伝達する方法を明らかにし、市民に周知徹底しておく。
- 市民への伝達方法については、サイレン、市防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、携帯電話（登録制メール、緊急速報メール機能を含む）、SNS、広報車等による。なお、必要に応じて防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て市民への周知徹底を図る。この場合において、避難行動要支援者や一時滞在者等に対する伝達について十分考慮するものとする。また、市民の避難行動につながるよう、分かりやすく、かつ、危機意識が高まるような内容で伝達するよう努める。夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。
- (5) 市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、市民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。
- (6) 市は、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。
- (7) 学校、保育施設、工場等多数の人が集まる施設の設置者又は管理者は、市長が避難指示等を発令した場合、関係者を速やかに安全な場所へ避難させる責務を有するので、あらかじめ避難計画を作成しておく。
- (8) 市は、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。
- (9) 市は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、緊急安全確保といった適切な避難行動を市民がとれるように努めるものとする。
- (10) 防災関係機関は、相互に連絡を密にし、災害時に混乱を生じないように、事前に協議しておく。

資料編

- ・ 指定緊急避難場所、指定避難所
- ・ 観測施設一覧

7 避難指示等に係る助言

市長は、避難指示等をしようとする場合において、必要があると認めるときは、国又は県に対して助言を求めることができる。その際の、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な情報を整えておくものとする。

助言を求められた国又は県は、市が適切な時期に避難指示等を発令できるよう必要な助言を行うものとする。

第3 報告

1 避難指示等を行った場合

市長は、災害対策基本法第60条の規定により、次の要領により知事に報告する。

(1) 提出先

県危機管理監（災害対策本部を設置した場合は本部情報連絡班）に報告する。

(2) 報告方法

広島県防災情報システム、総合行政通信網（FAXを含む。）又は有線電話とする。

(3) 報告事項

ア 避難指示を発令した場合

その理由、地区名、対象戸数、人員、指示した立退き先、日時

イ 避難の必要がなくなった場合

その理由、日時

2 避難指示等の解除を行った場合

市長は、避難指示等を解除したときは、避難指示等の発令の場合と同様にその周知を図る。

3 避難指示等の解除の際の助言

市長は、避難指示等を解除しようとする場合において、必要があると認めるときは、国又は県に対し、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。その際の、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な情報を整えておくものとする。

助言を求められた国又は県は、市町が適切な時期に避難指示等を解除できるよう必要な助言を行うものとする。

4 指定避難所を開設した場合

災害救助法の規定により、被災者を入所させる避難所を開設した場合、次の要領により知事に報告する。

(1) 提出先

県危機管理監（災害対策本部を設置した場合は本部情報連絡班）に報告する。

(2) 報告方法

開設後直ちに広島県防災情報システム、総合行政通信網（FAXを含む。）又は有線電話で行う。

(3) 報告事項

指定避難所開設日時、場所、箇所数、受入れ人員、開設期間の見込み及びその他

必要と認められる事項

第4 避難の誘導

1 避難誘導に当たる者

- (1) 市職員、警察官、消防職員、自治会、消防団員その他の避難措置の実施者
- (2) 自主防災組織のリーダー、自治会長等

2 避難誘導における連携協力

避難誘導に当たっては、市職員、消防団、自主防災組織、近隣居住者等が相互に連携協力して、次に掲げる方法により避難を図るものとする。

- (1) 指定緊急避難場所・避難路沿いの要点等に誘導に当たる職員等を配置し、あるいは案内標識を設置するなどして、市民の速やかな避難を図る。

なお、市長は、あらかじめ指定緊急避難場所を選定し、指定緊急避難場所、避難路沿い等に案内標識を設置して、速やかに避難できるようにしておくものとする。

また、帰宅困難者に対しても、交通情報を伝達するとともに帰宅困難な場合は、適切な指定緊急避難場所への誘導を行う。

- (2) 避難は幼小児、高齢者及び障害者を優先する。
- (3) 高齢者、障害者等自力で避難の困難な避難行動要支援者に関しては、事前に援助者を決めておく等の避難支援プランや個別避難計画に基づいて支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。
- (4) 避難の指示等に従わない者については、極力説得して任意に避難するよう指導する。
- (5) 指定緊急避難場所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、市長の指示のもとに当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑を図る。
- (6) 交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、必要に応じ実施するものとする。

第5 再避難の措置

誘導に当たる関係防災機関及び職員等は、正確な情報把握に努め、指定緊急避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失することなく再避難等の措置を講ずる。

第6 避難所等の開設等

1 指定避難所設置義務

市は、災害により被害を受けた者又は受けるおそれのある者で避難を必要とする者を、一時的に入所させ保護することを目的に指定避難所を開設する責務を有する。災害救助法が適用され、知事が実施を委任した場合、市長は実施責任者として（災害救助法第13条及び災害救助法施行令第17条による。）、災害が発生した日から7日以内（特に必要な場合は延長を行う。）の間、指定避難所を開設して救助に当たる。

2 避難所の開設等

市は、災害の規模に鑑み、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の

途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、市は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合は、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。

特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

3 指定避難所の把握及び周知

指定避難所の所在地、名称、概況、受入れ可能人数等その実態を把握するとともに関係者に周知する。

第7 指定避難所の把握及び周知避難の誘導

指定避難所及び福祉避難所の所在地、名称、概況、受入れ可能人数等その実態を把握するとともに関係者に周知する。

| | |
|-----|---|
| 資料編 | ・ 指定緊急避難場所、指定避難所 ・ 災害時の応急対策に関する協定書（ひろしま農業協同組合） ・ 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 |
|-----|---|

第8 指定避難所の管理運営

1 指定避難所の管理運営

指定避難所の運営に当たっては、市、自主防災組織、ボランティア団体、その他関係防災機関職員のそれぞれの役割分担を明確にし、相互に協力して指定避難所での安全の確保と秩序の維持に努める。

特に、市はあらかじめ施設管理者との調整や指定避難所ごとの担当職員を定めるなど、発災後の迅速な指定避難所開設や人員配置に努める。また、各自治会長や自主防災組織等と協力し、施設の速やかな開錠体制の構築及び円滑な指定避難所の運営に努め、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

なお、市は、県等と相互に連携を図り、避難者の健全な住生活の早期確保を図ることとし、保護者等への引取や応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等によって避難所の早期解消に努めるとともに、災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ旅館や宿泊施設等への移動を避難者に促すものとする。

指定避難所の具体的な管理運営に係る主な業務については、次の点に留意するとともに、人権憲章と人道対応に関する最低基準（スフィア基準）を踏まえた生活環境の確保に努めるものとする。

- (1) あらかじめ施設管理者との調整等を行い、迅速な指定避難所の開設に努める。
- (2) 情報伝達手段を確保し、避難住民に対して正確な情報及び指示を与えるとともに、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により指定避難所及び避難者の状況を早期に

把握し、関係防災機関へ連絡する。

また、指定避難所で生活せず食事のみ受け取っている被災者等の情報把握に努め関係防災機関へ連絡する。

- (3) 食事提供の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、指定避難所の衛生管理など必要な対策を講じるとともに、救護所の設置等の医療体制の確保や、避難者の心身の健康及び福祉的な支援体制の確保のため保健師等による健康相談、心のケアなど必要な対策を行う。

また、プライバシー確保や様々なニーズの違いに対応できるよう、男女双方の視点等に配慮するなど、良好な生活環境を維持するよう注意を払う。

- (4) 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、保健師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、指定避難所での健康状態の悪化を防止するための栄養バランスのとれた適温の食料等の分配、食事の提供等栄養管理に努めるとともに、入浴、洗濯等の生活に必要な水の水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるものとする。

- (5) 指定避難所における食料、飲料水及び生活必需品等の必要量を把握し、効率的に配給する。
- (6) 要配慮者用の窓口を設置し、ニーズを把握し支援を行う。

また、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、福祉避難所への避難や必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

- (7) 県及び市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と福祉保健担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努め、また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、福祉保健担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

- (8) 市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- (9) 市は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用のトイレ、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。

- (10) 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安

全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

- (11) やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等物資の提供、保健師等による健康相談の実施及び正確な情報の伝達等に努めるものとする。
- (12) 市は、「ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン」を活用して、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールを設定し、他の避難者に対しても周知を行い、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。

また、指定避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、指定避難所における家庭動物の受入れ状況を含む避難状況等の把握及び、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
- (13) 避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に避難所を運営する体制に早期に移行できるよう、自治的な組織の立ち上げを支援する。
- (14) 市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。
- (15) 市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難者の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

2 避難行動要支援者の避難等

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握のうえ、関係者との共有に努める。また、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

市は、一般の指定避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者が指定避難所で生活するために必要な設備やスペースを確保するとともに、福祉避難所の設置や、避難場所として宿泊施設を借り上げる等、要配慮者にとって生活しやすい多様な指定避難所の確保に努めるものとする。

避難行動要支援者の避難等の措置について、市のみで対応できない場合は、他の市町や関係機関等の協力を求めて、市外の社会福祉施設等へ避難させる。

3 広域的避難

市は、災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、市外への広域的な避難、指定避難所や応急仮設住宅等への受入れ等が必要であると判断した場合には、県に広域避難受入れに関する支援を要請するものとする。

また、大規模災害の発生による市機能の喪失等により、市において広域的避難に係る事務が行えなくなった場合、県は、市に代わり必要な手続きを行うものとする。また、被災者の広域避難にあたり輸送手段の確保が必要な場合、県は、運送事業者である指定

地方公共機関等に対し、被災者の運送を要請するものとする。

市は、居住地以外の市町村へ避難する避難者に対して、避難先の自治体と連携のうえ、必要な情報等の提供に努めるものとする。

4 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生した場合、市は、市民等への広報を行うとともに、必要に応じ、一時滞在施設等への避難誘導を行うものとする。

第9 救助の程度、方法及び期間

災害救助法が適用された場合の、避難所設置における救助の程度、方法及び期間等は、資料編に掲載のとおりである。

| | |
|-----|---------------------------|
| 資料編 | ・ 広島県災害救助法施行細則（別表第1・別表第2） |
|-----|---------------------------|

第10節 食料供給計画

第1 方針

県及び市は、災害発生時における被災者に対し、食料の応急確保に努め、災害救助法による食料の供給又は給食を行う。

また、災害に備え、緊急用食料の備蓄を促進する。

なお、被災者の健康状態や要配慮者、食物アレルギー患者のニーズの把握に努めるとともに、避難の長期化等も踏まえ、栄養管理に配慮して食料供給等を行う。

第2 実施責任者及び実施内容

- 1 市長は、災害時に備えて食料供給計画を作成し、これにより食料の確保及び供給並びに給食を実施する。
- 2 市長は、必要な食料を確保できない場合は、知事に応援を要請する。

第3 食料供給の実施方法

1 必要数量の把握

市長は、災害時における食料（米穀、弁当、パン、缶詰、インスタント食品、調整粉乳等）の供給及び給食に必要な副食調味料の確保と供給に努める。

必要な食料の確保及び供給が困難な場合は、知事に対して応援を要請する。

なお、炊き出しは、市が開設する避難所内又はその近隣において実施する。

- (1) 市長は、知事等から食料の供給を受けたとき、それを被災者に円滑に供給することができるよう、あらかじめ体制を整備しておく。
- (2) 市長は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。
- (3) 被災者の健康状態や要配慮者、食物アレルギー患者等のニーズの把握に努めるとともに、避難の長期化等も踏まえ、必要に応じ、関係団体と連携し栄養管理に配慮して、食料の供給及び給食、炊き出し等を行う。

2 実施方法

総務部総務班は備蓄食料を配布し、備蓄食料のみでは不足する場合は、産業部産業班、及び交流観光班に依頼し、農協、漁協及び商工会から食料を調達する。市内のみでは必要食料の調達が困難な場合には、「県内市町村の災害時の相互応援に関する協定」に基づき他市町又は知事に応援を要請する。

資料編

- ・ 備蓄物資一覧
- ・ 県内市町村の災害時の相互応援に関する協定

3 供給体制の整備等

- (1) 市長は、知事等から食料供給を受けたとき、それを被災者に円滑に供給することができるよう、あらかじめ体制を整備しておく。
- (2) 市長は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。

4 調達食料等の集積場所

市は、調達した食料及び県等から配給された救援食料を次の施設に集積し、総務部を中心とする職員並びにボランティア、自主防災組織等の協力を得て、仕分け、配送作業等を行う。

また、集積場所は、ひろしま農業協同組合との協定に基づき、ひろしま農業協同組合の所有する施設の使用を要請することができる。

<救援物資集積場所>

| 施設名 | 所在地 | 電話番号 |
|----------------------|-----------------|--------------|
| 江田島市スポーツセンター | 江田島市能美町中町3699-2 | 0823-45-5460 |
| ひろしま農業協同組合江田島アグリセンター | 江田島市大柿町飛渡瀬60-1 | 0823-40-3430 |

| | |
|-----|-----------------------------|
| 資料編 | ・災害時の応急対策に関する協定（ひろしま農業協同組合） |
|-----|-----------------------------|

5 炊き出しの実施

炊き出しは、学校給食センター及び保育施設給食センターを使用して行うものとするが、災害の規模などにより設備が不足する場合は、その他の給食施設を有する施設、旅館、食堂、工場等の協力を得て実施する。

炊き出しは、市民生活部市民生活班が行うものとするが、教育部学校給食センター班、福祉保健部子育て支援班、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、円滑な実施に努めるものとする。

なお、炊き出しを実施するに当たっては、常に食品の衛生面に留意するものとする。

第4 食料供給の適用範囲及び期間

1 適用範囲

- (1) 避難所に受入れた者
- (2) 住家の被害が全壊、半壊、床上浸水等であって炊事のできない者
- (3) 水道、電気、ガス等の供給がなく、炊事のできない者（医療機関や社会福祉施設等へ入院や入所している者も含む。）
- (4) 旅館や宿泊施設の宿泊人及び前記2、3の住家への宿泊人、来訪者
- (5) 被災地内に停船した船舶等の旅客で、責任者の能力によって給食を受けることが期待できない者

2 期間

食料供給を行う期間は、災害の発生した日から7日以内とし、特に必要がある場合は期間の延長を行う。

第5 使途及び経費

災害救助法が適用された場合は、原則として、広島県災害救助法施行細則に定める使途及び支出限度額の範囲で行う。

| | |
|-----|--------------------------|
| 資料編 | ・広島県災害救助法施行細則（別表第1・別表第2） |
|-----|--------------------------|

第11節 生活必需品等供給計画

第1 方針

災害により一時的に生活の途を失った被災者に対し、生活必需品の応急確保に努め、災害救助法による被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与を行う。

第2 実施責任者

知事が災害救助法を適用した場合、市長は、補助執行者として給与又は貸与を行う。

なお、同法第13条及び災害救助法施行令第17条の規定に基づき、知事が市長に実施を指示したときは、市長が実施責任者となり実施する。

第3 実施基準

1 適用範囲

住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構等の混乱により資力の有無にかかわらず、これらの家財を入手することができない状態にある者に対し、一時の急場をしのご程度の被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与する。

2 適用期間

災害発生の日から10日以内とし、特に必要がある場合は、期間の延長を行う。

第4 生活必需品等の範囲

- 1 寝具（毛布等）
- 2 外衣（ジャージ等）
- 3 肌着（シャツ、パンツ等の下着、靴下等）
- 4 身の回り品（タオル、サンダル等）
- 5 炊事用具（鍋、包丁、缶切り、カセットコンロ、カセットコンロ用燃料等）
- 6 食器（コップ、皿、箸等）
- 7 日用品（トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨き、ビニールシート、軍手、ポリタンク、生理用品、紙オムツ等）
- 8 光熱材料（LPガス、灯油、マッチ、懐中電灯、電池等）

第5 実施方法

1 必要品目、必要数量の把握

市は、自主防災組織のリーダー及び自治会長等を通して被災者が必要とする品目、数量を把握する。

2 備蓄物資の供給

知事は市長に対し、事前又は物資送達と同時に配分計画を示す。

市長は、生活必需品等を被災者に円滑に供給することに努める。また、産業部交流観光班は、備蓄している物資を放出する。

| | |
|-----|----------|
| 資料編 | ・ 備蓄物資一覧 |
|-----|----------|

3 市内販売業者等からの調達

市は、上記2のみでは不足する場合は、商工会等に協力を依頼して必要な生活必需品等を調達する。

調達に際しては、季節等を考慮し、又要配慮者に配慮して調達するものとする。

4 応援協定に基づく調達

上記2、3でも必要品目、必要量が確保できないときは、「県内市町村の災害時の相互応援に関する協定」に基づき他市町又は県に応援を要請する。

資料編 ・ 県内市町村の災害時の相互応援に関する協定

第6 生活必需品等の集積場所及び配送

市は、調達した生活必需品等及び県等から輸送される生活必需品等を次の施設に集積し、産業部交流観光班がボランティア、自治会、自主防災組織等の協力を得て、仕分け、配送作業等を行う。

また、施設又は道路の被災により、これらの場所を使用することができない場合や不足する場合は、ひろしま農業協同組合との協定に基づき、ひろしま農業協同組合の所有する施設の使用を要請することができる。

< 救援物資集積場所 >

| 施設名 | 所在地 | 電話番号 |
|----------------------|-----------------|--------------|
| 江田島市スポーツセンター | 江田島市能美町中町3699-2 | 0823-45-5460 |
| ひろしま農業協同組合江田島アグリセンター | 江田島市大柿町飛渡瀬60-1 | 0823-40-3430 |

第7 救助の程度、方法及び期間

災害救助法が適用された場合の、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与における救助の程度、方法及び期間等は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 ・ 広島県災害救助法施行細則（別表第1・別表第2）

第12節 給水計画

第1 方針

災害により水道、飲用井戸等の給水施設が使用不能となった、又は飲料水が汚染されたため、飲料水を得ることができない者に対し、県、市、水道事業者等は、最小限度必要となる飲料水の確保及び供給に努めるものとする。

第2 事前対策

市長と水道事業者等は連携し、地震災害時に備えて、浄水場、幹線管路等基幹施設の耐震化、老朽管路の更新、バックアップ機能の強化等水道施設の耐震性向上に努めるとともに、緊急時の給水を確保するための配水池の増強や応急給水拠点の整備等水道システム全体としての安定性の向上に努めるものとする。

また、地震災害が発生したとき、迅速に応急給水、応急復旧が実施できるよう、その手順や方法等を明確にした計画の策定及び訓練の実施、大規模災害に備えた広域的な相互応援対策などの緊急対応体制の確立に努めるものとする。

なお、医療機関等に対する緊急時の給水については、十分配慮しておくものとする。

第3 実施責任者

災害により次の事態が発生した場合、それぞれ次に定める者が供給の責務を有する。

| 給水を必要とする場合 | 実施責任者 | 法令名 |
|--|-----------------------|--------------------------------|
| 災害により現に飲料水を得ることができない場合 | 知事（知事から実施を指示された場合は市長） | 災害救助法第4条、第13条 災害救助法施行令第17条 |
| 知事が生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じた場合で、その期間の供給を知事が指示したとき。 | 市長 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条 |
| 災害時に緊急に水道用水を補給することが公共の利益を保護するため必要と知事が認め、命令を発した場合 | 水道事業者等 | 水道法第40条 |

なお、災害救助法等が適用される前においては、水道により水を供給しているときは、水道事業者が供給の責務を有する。

第4 給水の基準

1 災害救助法による飲料水の供給

災害のため、市における井戸等の施設がすべて汚染し、飲料水が得られない場合は、7日間以内（必要な場合延長ができる。）の期間供給する。

2 感染症予防上必要と認め知事が井戸等の施設の使用停止を命じた場合、その停止区域の市民に対して1人1日20リットル程度を停止期間中供給する。

第5 飲料水等供給方法

給水活動を迅速にかつ円滑に実施するため、市と水道事業者等は連携し、次の措置を講ずる。なお、飲料水の確保、給水活動（応急復旧を含む。）が困難なときは、県に応援を

要請する。

1 水道事業者等

- (1) 給水車、給水船等による応急給水を実施する。特に、災害拠点病院や透析医療機関、災害拠点精神科病院など優先的に給水が必要な施設の状況を考慮する。
- (2) 浄水場、配水池、避難所等で拠点給水を実施する。
- (3) 給水用資機材の調達を行う。
- (4) 関連事業者等の協力を得て、応急仮配管の敷設、共用栓の設置等を行う。
- (5) 飲料水の確保、給水活動（応急復旧を含む。）が困難なときは、隣接する水道事業者等又は県に応援を要請する。
- (6) 応急給水場所や通水状況、通水の見通し等を広報し、住民への周知を図る。

2 市

- (1) 給水車、給水船等による応急給水を実施する。特に、医療機関など優先的に給水が必要な施設の状況を考慮する。
- (2) 浄水場、配水池、避難所等で拠点給水を実施する。拠点給水には、受水槽、仮設水槽の活用を図るよう努める。
- (3) 避難場所周辺の建物等の受水槽の活用を図る。
- (4) 必要に応じ水質班を組織し、水質検査及び消毒等を実施する。
- (5) 給水用資機材の調達を行う。
- (6) 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。
- (7) 応急給水場所や通水状況、通水の見通し等を広報し、住民への周知を図る。
- (8) 遊休井戸等の緊急時に活用できる水源の確保・管理に努める。

3 県

水道事業者等、市の給水活動が円滑に実施されるよう次の措置を講ずる。

- (1) 被害の程度や給水活動（応急復旧を含む。）の実施状況等の把握に努め、その適切な実施に必要な助言・指導を行うよう努める。
- (2) 必要に応じ水質班を組織し、水質検査及び飲料水の衛生指導を行う。なお、水質検査の円滑な実施のため、検査体制及び実施方法について定めておく。
- (3) 水道事業者等の給水能力、被害の程度等から飲料水の確保、給水活動（応急復旧を含む。）が困難と認められる地域については、必要に応じ、他の市町、他府県、国又は自衛隊、第六管区海上保安本部、西日本高速道路株式会社等の防災関係機関に給水応援（応急復旧を含む。）を要請する。

| | |
|-----|---------------------------|
| 資料編 | ・ 給水器具の保有状況（県水道企業団江田島事務所） |
|-----|---------------------------|

第6 救助の程度、方法及び期間

災害救助法が適用された場合の、飲料水供給における救助の程度、方法及び期間等は、資料編に掲載のとおりである。

| | |
|-----|---------------------------|
| 資料編 | ・ 広島県災害救助法施行細則（別表第1・別表第2） |
|-----|---------------------------|

第13節 医療救護・助産計画

第1 方針

災害時において無医地区の発生、医療体制の混乱、傷病の多発等により、市の医療能力では十分な医療救護、助産を行い得ない場合、応急的にこれらの措置をとる。

第2 実施責任者及び実施内容

- 1 市長は、災害時には、あらかじめ定める計画に基づき、地区医師会及び医療機関との連携のもとに医療救護活動を実施する。
- 2 市の医療救護活動のみでは対処できない場合は、直ちに県及び日本赤十字社広島県支部等に協力を要請する。
- 3 災害救助法が適用された場合、知事が医療救護、助産を行う責務を有するが、同法第13条及び同法施行令第17条の規定により知事が委任した場合は、市長が実施責任者となる。
- 4 災害時の二次的な健康被害を予防するため、保健師等による公衆衛生活動を実施する。

資料編

- ・災害時の医療救護活動に関する協定書、実施細目及び覚書（社団法人安芸地区医師会）
- ・災害時の医療救護活動に関する協定書、実施細目及び覚書（社団法人佐伯地区医師会）

第3 医療救護

1 医療救護班

- (1) 医療救護班の出動は、県又は市が調整・連絡する。なお、調整・連絡に当たっては、必要に応じて、切れ目のない医療救護を実施する観点から、DMAT（災害派遣医療チーム）メンバーと連携するとともに、災害医療コーディネーターや災害薬事コーディネーター等の助言や支援を受けるものとする。
- (2) 市は、必要に応じて、避難所、被害地周辺の医療救護活動が可能な医療機関に救護所を設置する。
- (3) 医療救護活動の調整については、災害医療コーディネーターや災害薬事コーディネーター等の助言や支援を受けるものとする。
- (4) 医療救護活動に必要な医薬品及び衛生材料については、あらかじめ定めた市内医療機関及び薬局・薬店との調達方法により、あっせん確保に努める。調達できないものがあるときは、安芸地区医師会江田島ブロック会会長及び佐伯地区医師会能美地区会会長を通じ、安芸地区医師会及び佐伯地区医師会にあっせんを要請する。
- (5) 医療救護班が撤収する時期については、県又は市が、災害医療コーディネーター等の助言を受けながら判断する。

資料編

- ・医療機関一覧
- ・市内薬局・薬店一覧

2 災害救助法が適用された場合の医療救護

- (1) 医療の対象となる場合
 - ア 医療機関が被害を受け、診療のための人的、物的機能が停止した場合

イ 無医地区のように元来医療機関が存在せず、隣接地区に所在する医療機関の医療を受けていたが、災害の発生により交通が途絶し、医療が受けられなくなった場合
ウ 災害により市内の医療機関の1日診療可能患者数をはるかに超える患者がある場合

エ 簡単な投薬処置しかできない診療所のみで複雑な処置、特殊な診療を要する患者が発生した場合

(2) 医療の範囲

災害時における医療体制の混乱等が回復するまでの応急的な医療

(3) 医療の方法

日本赤十字社広島県支部との協定に基づき編成された救護班で行うことを原則とし、特に必要があるときは、県、市において編成する救護班で行う。

なお、重症患者で、救護班では人的、物的に救護が困難な場合は、災害拠点病院、国立・公立病院などの医療機関に収容する。

(4) 医療救助期間

災害発生の日から14日間とする。特に必要がある場合は期間延長を行う。

3 惨事ストレス対策

医療・救護活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

資料編 ・ 医療機関一覧

第4 助産

1 原則として医療救護に準ずる。

2 災害救助法が適用された場合には、次に定めるところによる。

(1) 助産の対象となる者

災害発生の前又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため助産の方途のなくなった者

(2) 助産の範囲

分べんの介助、分べん前後の処置、衛生材料の支給

(3) 助産の期間

分べんした日から7日以内

第5 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、相互に情報共有を図り、連携して活動するものとする。

第6 救助の程度、方法及び期間

災害救助法が適用された場合の、医療・助産の給付における救助の程度、方法及び期間等は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 ・ 広島県災害救助法施行細則（別表第1・別表第2）

第14節 救出計画

第1 目的

この計画は、災害時における救出、救護、その他人の生命、身体、財産の保護及び遺体に対する措置について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 陸上における救出

1 実施責任者

| 実施責任者 | 実施の範囲 | 法令名 |
|--|-------------------------------------|--------------------------------------|
| 県警察 消防機関 | 災害により住民の生命、身体、財産に危険が迫った場合、危機状態からの救出 | 警察法第2条 警察官職務執行法第4条 消防組織法第1条 |
| 警察官 | 災害による遺体の調査 | 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律 |
| 知事（災害救助法 施行令により知事 が実施を指示した 場合は市長） | 被災者の救出 遺体の捜索、処理、埋葬及び障害 物の除去 | 災害救助法第2条、第4条、第13条 広島県災害救助法施行細則第1条 |
| 市長 | 災害時における身元不明、原因不明の遺体の取扱い | 行旅病人及行旅死亡人取扱法第2条 |

2 実施方法

(1) 被災者の救出

ア 通常の場合

市長が救難責務を有するが、直接の救出は江田島市消防本部、江田島市消防団、江田島警察署がこれに当たる。

この場合、市長は、救出担当機関と密接な連携を保ち、救出作業が円滑に行われるよう配慮する。

イ 災害救助法を適用した場合

包括的な救出責任は知事が有するが、市長は補助執行者として江田島市消防本部、警察等関係者の協力により救出に当たる。なお、知事から実施を委任されたときは、市長が実施責任者となり救出を行う。

(2) 遺体の捜索、収容、処理、埋葬等

ア 遺体の捜索

災害救助法が適用された場合、包括的な責任は知事が有するが、市長は補助執行者として消防機関、その他の関係者の協力のもとに広島県災害救助法施行細則の適用基準に従い捜索を行う。

なお、知事が市長に実施を委任したときは、市長が実施責任者となり遺体の捜索を行う。

イ 遺体の収容、処理、埋葬

災害救助法が適用された場合において、知事が市長に実施を委任したときは、市長が実施責任者となり遺体の収容、処理、埋葬を行う。

また、災害時における身元不明、原因不明の遺体については、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の規定により措置する。

（3） 障害物の除去

災害救助法が適用された場合、市長は広島県災害救助法施行細則に定める適用基準により、知事の指示に基づいて、被災者の日常生活に著しい障害を及ぼすものを除去する。

また、知事が除去の実施を市に委任した場合は、市長がこれを実施する。

| | |
|-----|---------------------------|
| 資料編 | ・ 広島県災害救助法施行細則（別表第1・別表第2） |
|-----|---------------------------|

第3 海上における救出

1 実施責任者

| 実施責任者 | 実施の範囲 | 法令名 |
|----------------------------------|--|--------------------------------------|
| 広島海上保安部 呉海上保安部 | 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災地変その他救済を必要とする場合の援助 | 海上保安庁法第2条、第5条 |
| 県警察 消防機関 | 災害により市民の生命、身体、財産に危険が迫った場合、危機状態からの救出 | 警察法第2条 警察官職務執行法第4条 消防組織法第1条 |
| 知事（災害救助法施行令により知事から実施を指示されたときは市長） | 被災者の救出 遺体の搜索、処理、埋葬及び障害物の除去 | 災害救助法第2条、第4条、第13条 広島県災害救助法施行細則第1条 |
| 市長 | 市の区域の地先海面における海難の救助救難 | 水難救護法第1条 |

2 実施方法

（1） 広島海上保安部・呉海上保安部

広島海上保安部・呉海上保安部は、自己の防災業務計画により、必要な救助対策を実施する。

（2） 県警察及び消防機関

県警察及び消防機関は、警察官職務執行法及び消防組織法の定めるところにより海難の救助を行う。

（3） 知事

知事は、海難につき必要と認めたときは、災害救助法を適用し広島県災害救助法施行細則に定める救助を行う。

（4） 市長

市長は、市の管轄区域の地先海面における海難に対して必要と認めたときは、水難救護法の定めるところにより広島海上保安部、呉海上保安部、江田島警察署、江田島市消防本部、港湾管理者等の関係機関の協力を得て対処する。

3 遺体の搜索、収容、埋葬等

陸上における救出に準ずるほか、海上保安官は海上保安庁死体取扱規則により遺体を見分するとともに、遺体、身元の調査など所要の措置を行う。

第4 惨事ストレス対策

救出活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第5 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第6 活動時における感染症対策

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等、基本的な感染症対策を徹底する。

第7 救助の程度、方法及び期間

災害救助法が適用された場合の、被災者救出における救助の程度、方法及び期間等は、資料編に掲載のとおりである。

| | |
|-----|---------------------------|
| 資料編 | ・ 広島県災害救助法施行細則（別表第1・別表第2） |
|-----|---------------------------|

第15節 住宅応急対策計画

第1 方針

災害が発生し、災害救助法が適用された場合には、市長は知事と協力して、被災者を収容するための仮設住宅の建設をはじめとする必要な住宅応急対策を講じる。

第2 実施する応急対策の内容

- 1 災害救助法第4条第1項第1号に規定する避難所及び応急仮設住宅の供与（仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ）
- 2 公営住宅、企業所有の宿泊施設及び職員用住宅等の一時的供与
- 3 災害救助法第4条第1項第6号に規定する被災した住宅の応急修理
- 4 民間賃貸住宅の情報提供等

第3 実施責任者

- 1 知事は、災害救助法及び広島県災害救助法施行細則の規定に基づき、避難所及び応急仮設住宅の供与に必要な住宅（応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げを含む。）及び施設の確保並びに被災した住宅の応急処置を行い、市長はこれに協力する。
なお、市内のみで確保が困難な場合は、協定に基づき県内他市町へ被災者を一時収容するための施設の提供を要請する。
- 2 災害救助法及び広島県災害救助法施行細則の規定に基づき、市長は、知事と協力して被災した住宅の応急修理を行う。
- 3 災害救助法第13条及び災害救助法施行令第17条の規定により、上記1及び2の救助について市長に実施を委任したときは、市長が実施する。

| | |
|-----|------------------------|
| 資料編 | ・ 県内市町村の災害時の相互応援に関する協定 |
|-----|------------------------|

第4 応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ

1 建設場所の確保

建設場所については、保健衛生、交通、教育等について考慮し、あらかじめ把握している公有地に確保することとする。

ただし、やむを得ない場合は、私有地を利用することもできるものとする。この場合には、利用しようとする土地の所有者との十分な協議を行うものとする。

なお、学校の敷地を建設場所として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

2 供与の対象とする者

応急仮設住宅の供与の対象となる者は、災害救助法に基づき、住家が全壊、全焼又は流出、若しくは、それに準ずる者として発災後、国より通知される要件に該当し、居住する住家がない者で、自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者とする。

3 建設戸数

応急仮設住宅の建設は、広島県応急仮設住宅建設マニュアルに従い実施するものとし、

建設戸数の決定に当たっては、市長の意見を聴き、知事が決定するものとする。この場合、別途確保し供与する公営住宅、借上げ可能な民間賃貸住宅等の状況を勘案するものとする。

4 応急仮設住宅の供与の期間

応急仮設住宅の供与の期間は、特別な場合を除き災害救助法の定める2年以内とする。

5 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、市長が行うものとする。

ただし、特別な事情がある場合には、市長の協力を得て、知事が実施する。

なお、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れについても配慮するものとする。

第5 住宅の応急修理

災害救助法及び広島県災害救助法施行細則の規定に基づく住宅の応急修理については、知事から実施を指示された市長が実施する。

ただし、特別な事情により市長が実施することが困難な場合は、知事自ら実施する。

1 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(1) 対象となる者

住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理（以下「緊急の修理」という。）の対象となる者は、住家が半壊、半焼（大規模半壊から半壊までの住家）又はこれに準ずる程度（準半壊程度相当）の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者とする。

(2) 修理の範囲

緊急の修理は、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分とする。

(3) 対象世帯の調査

対象住宅の調査及び決定については、被害認定調査における損害割合の算定方法に準じて、自治体職員が判断する。

(4) 必要資機材及び従事者の確保

必要資機材及び従事者の確保については、協定締結団体の協力を得て、知事が行う。

(5) 実施期間

緊急の修理の実施期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、内閣総理大臣と協議を行う。

2 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

(1) 対象となる者

日常生活に必要な最小限度の部分の修理（以下「応急修理」という）の対象となる者は、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者とする。

(2) 修理の範囲

応急修理は、居室、炊事場、便所等のように日常生活に欠くことのできない必要

最小限度の部分とする。

(3) 対象住宅の調査及び対象住宅の決定

対象住宅の調査及び決定については、あらかじめ定める危険住宅判定調査・修理対象基準により、市長の意見を聞いて決定する。

(4) 必要資機材及び従事者の確保

必要資機材及び従事者の確保については、協定締結団体の協力を得て、知事が行う。

(5) 実施期間

応急修理の実施期間は、災害発生の日から3か月以内（ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内）とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間の延長を行う。

第6 公営住宅の提供

被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の適用がある者について受入れを行う。

また、緊急対応として、災害対策基本法の規定に基づく激甚災害の指定及び災害救助法の適用があった場合については、市営住宅の一時的目的外使用許可による受入施設の提供も考慮する。

第7 被災建築物応急危険度判定

多くの建築物が被害を受けた場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる人的二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定（以下「建築判定」という。）を実施する。

また、実施のための必要な事前準備を行う。

1 事前対策

(1) 市長は、的確な建築判定を実施するため、次の事項についてあらかじめ定めておく。

ア 建築判定実施の決定と被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「建築判定実施本部」という。）の設置

イ 建築判定の実施に関する県との連絡調整及び県に対する支援要請

ウ 建築判定対象区域、対象建築物の決定等の基準

エ 応急危険度判定士及びその他判定業務従事者（以下「建築判定士等」という。）の確保、建築判定の実施体制等

オ 建築判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項

カ 建築判定資機材の調達、備蓄

キ その他必要な事項

(2) 知事は、市からの要請に対し的確な支援を行う。

(3) 県は、建築関係団体と協力し、建築判定士等の養成を行う。また、市と協力して、必要な判定用資機材を備蓄しておく。

2 建築判定実施の事前準備

(1) 市長は、あらかじめ想定される地震の規模、建築物の被害等を推定し、優先的に

建築判定を実施する施設、区域及び判定対象危険物の基準を準備しておく。

- (2) 県及び市は、地震被害に備え、市は建築判定実施本部を、県は被災建築物応急危険度判定支援本部（以下「建築判定支援本部」という。）の体制について、あらかじめ整備しておく。

3 応急危険度判定の実施

- (1) 市長は、地震により多くの建築物が被害を受け、必要があると判断したときは、建築判定の実施を決定し、直ちに建築判定実施本部の設置その他必要な措置を講じるものとする。また、建築判定のための支援を知事に要請することができる。
- (2) 知事は、市からの支援要請があったときは、建築判定支援本部を設置し、必要な支援を行う。なお、県は、建築判定士等の派遣等により、積極的に市の活動を支援する。
- (3) 県及び市は、建築関係団体等の協力を得て必要な建築判定士等の速やかな確保に努めるものとする。
- (4) 県及び市は、建築判定の実施の決定後速やかに、建築判定士等の食料の準備、建築判定区域までの移動に係る輸送方法の確保及び必要に応じ宿泊場所の確保等を行うものとする。
- (5) 県は、所定の建築判定用資機材が不足する場合には、市に代わって、これを調達する。

4 県と市の連絡調整等

- (1) 市は、建築判定実施本部の設置を決定したときは、県に速やかに連絡するものとする。
- (2) 建築判定実施本部は、知事が建築判定支援本部を設置したとき、現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかに報告するものとする。

第8 被災宅地危険度判定

大地震又は豪雨等によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を軽減、防止し、市民の安全を確保するために、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災宅地危険度判定（以下「宅地判定」という。）を実施する。

1 事前対策

市は、的確な宅地判定を実施するため次の事項についてあらかじめ定めておく。

- (1) 宅地判定実施の決定と判定実施本部の設置
- (2) 宅地判定の実施に関する県との調整連絡及び県に対する支援要請
- (3) 宅地判定実施方法の決定等の基準
- (4) 初動体制整備のための宅地判定士の養成、確保
- (5) 宅地判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項
- (6) 判定資機材の調達、備蓄
- (7) その他必要な事項

2 宅地判定実施の事前準備

- (1) 市長は、土砂災害警戒区域図等を参考に、宅地判定実施の可能性が高い地域等を

推定し、迅速に判定活動を実施するための環境を整備する。

(2) 市長は、宅地判定実施本部の体制について、あらかじめ準備しておく。

3 宅地判定の実施

(1) 市長は、大地震又は豪雨の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、必要があると判断したときは、宅地判定実施本部を設置し、宅地判定の実施を決定する。

また、市長は、宅地判定実施のための支援を知事に要請することができる。

(2) 被災の規模等により、市が宅地判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、知事が、宅地判定の実施に関し必要な措置を講じる。

(3) 県及び市は、宅地判定等の判定区域までの移動についての輸送手段の確保、食料の準備及び必要に応じて宿泊場所の確保を行うものとする。

(4) 県は、所定の判定用資機材が不足する場合は、市に代わってこれを調達する。

4 県との連絡調整

(1) 市は、宅地判定実施本部を設置したときは、県に速やかに連絡するものとする。

(2) 宅地判定実施本部は、県が設置する宅地判定支援本部に現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し速やかに報告するものとする。

5 他の市町に対する支援

市は、県から宅地判定士の派遣等の支援要請があった場合は、可能な範囲で要請に応じる。

第9 救助の程度、方法及び期間

災害救助法が適用された場合の、応急仮設住宅及び応急修理における救助の程度、方法及び期間等は、資料編に掲載のとおりである。

| | |
|-----|---------------------------|
| 資料編 | ・ 広島県災害救助法施行細則（別表第1・別表第2） |
|-----|---------------------------|

第16節 遺体の搜索、取扱い、埋火葬計画

第1 方針

災害時に死亡者が発生した場合、市は、県及びその他防災関係機関と連絡を密にして、遺体の搜索、処理及び埋火葬を実施する。また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には遺体の取扱いを遅滞なく進める。

第2 遺体の搜索

1 搜索体制

包括的な救出責任は知事が有するが、市長は補助執行者として消防機関その他関係者の協力のもとに、広島県災害救助法施行細則の基準に従い、遺体の搜索を行う。

なお、知事が市長に実施を委任したときは、市長が実施責任者となり遺体の搜索を行う。

(1) 陸上における搜索

江田島警察署の協力を得て遺体の搜索を行い、遺体を発見したときは速やかに受け入れる。

(2) 海上における搜索

広島海上保安部・呉海上保安部及び江田島警察署の協力を得て遺体の搜索を行い、遺体を発見したときは速やかに受け入れる。

2 搜索用資機材の調達

搜索用資機材は、市有のもの又は消防団管理のものを用い、不足が生じる場合には、協定に基づき、県内市町に応援を要請する。

| | |
|-----|------------------------|
| 資料編 | ・ 県内市町村の災害時の相互応援に関する協定 |
|-----|------------------------|

第3 遺体の取扱い

1 遺体について、江田島警察署と協議の下、医師による死因その他医学的検査を実施する。

2 遺体の身元特定のために必要な資料等について、江田島警察署等に積極的な提供を行う。

3 多数の遺体がある場合は、遺族感情への配慮や効率的な検視業務の遂行のため、検視場所の確保に努めるとともに、検視に必要な資機材（水、電気、手袋、エプロン等）の準備・保管・提供について江田島警察署等と連携して対応する。

4 検視及び医学的検査を終了した遺体については、概ね次により処理する。

(1) 感染症の予防等に配慮し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(2) 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合においては、遺体の腐敗防止措置を行ったうえで特定の場所（寺院などの施設の利用又は神社、仏閣、学校等の施設に仮設）に集め、埋火葬の処置をとるまで一時保存する。

なお、死亡者が多数のため、市自ら短時日に埋葬等を行うことができない場合は、近隣市町又は災害時の相互応援協定に基づき、搬送及び埋葬等の依頼を行う。

また、遺体処理表及び遺留品処理表を作成のうえ納棺し、次のような氏名と番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。

遺体氏名札

| | |
|----------|---|
| 江田島市災害遺体 | |
| 第 | 号 |
| 氏 | 名 |

資料編 ・ 県内市町村の災害時の相互応援に関する協定

5 身元の確認

市は、江田島警察署と協力して、身元不明遺体の引取り人を調査する。なお、遺体の身元が判明している場合は、原則として、遺族、親族又は居住地の市長に連絡のうえ、遺体を引き渡すものとする。

第4 遺体の埋火葬

市は、自ら遺体を埋葬若しくは火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物支給を行う。

なお、市が平常時使用している火葬場の火葬能力では遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、「広島県広域火葬計画」（平成25年10月1日施行）に基づき、県に対して応援を要請する。また、棺、骨つぼ等埋火葬等に必要な物資が十分に確保できない場合も、同様とする。

また、死亡者が多数のため棺、骨つぼ等埋葬に必要な物資が十分に確保できない場合は県に対して応援を要請する。

1 埋火葬の方法

- (1) 埋葬は、災害による一時的混乱期に行う応急的な仮葬であり、火葬により実施する。
- (2) 埋葬は、原則として棺、骨つぼ等の現物給付及び火葬、納骨等の役務の提供による。

<火葬施設>

| 名称 | 所在地 | 電話番号 | F A X 番号 | 主要施設 |
|------------|----------------------|--------------|--------------|---------------------------------|
| 江田島市葬斎センター | 江田島市大柿町 飛渡瀬4518-2 | 0823-57-6070 | 0823-57-6076 | 待合和室4室 待合ホール 火葬炉5基 霊安室 |

2 身元不明の遺体の措置

身元不明の遺体については、県警察その他関係機関に連絡した後に、措置する。

また、身元不明でかつ原因不明の遺体については、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により措置する。ただし、災害救助法が適用されている場合で、災害により死亡したことが明らかな遺体については、同法に基づき埋火葬を実施する。

3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による遺体の移動制限等

- (1) 一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症

又は指定感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認められるときは、遺体の移動が制限され、又は禁止される場合がある。

(2) 一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の病原体に汚染等された遺体は、火葬しなければならない。ただし、十分な消毒を行い、知事の許可を受けたときは埋葬することができる。

(3) 一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の病原体に汚染等された遺体は、24時間以内に火葬し、又は埋葬することができる。

4 身元不明遺体の仮埋葬

縁故者の判明しない焼骨は、納骨堂又は寺院に一時保管を依頼して、縁故者が分かり次第引き継ぐものとする。無縁の焼骨は、納骨堂に収蔵するか、市内共同墓地に埋葬する。火葬又は仮埋葬した焼骨は、遺留品とともに焼骨遺留保管所に保存し、1年以内に引取り人の判明しないときは、身元不明遺体として市の定める場所に移管する。

第17節 消防計画

第1 目的

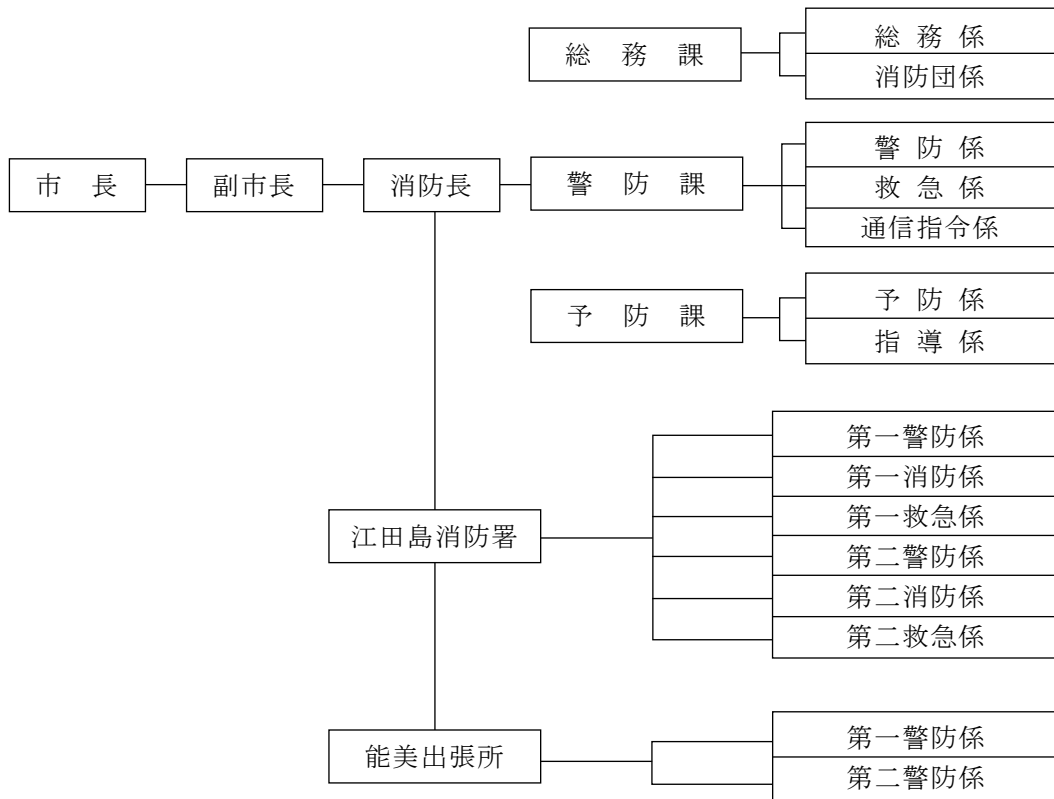
この計画は、その施設及び人員を活用して、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災等の災害による被害を軽減するための必要事項を定めることを目的とする。

第2 実施責任者

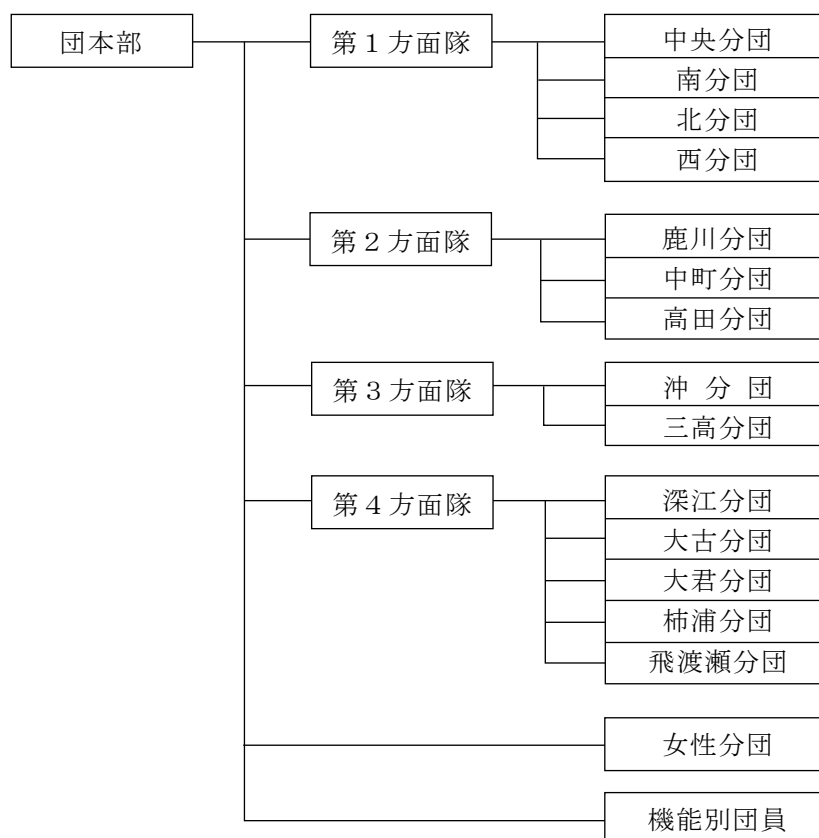
消防については、市がその責に任じ、県は非常事態の場合において、緊急の必要があるとき、災害防ぎよの措置に関して、必要な指示をすることができる。

第3 組織

1 江田島市消防本部



2 江田島市消防団



第4 消防力等の整備

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、又消防施設強化促進法（昭和28年法律第87号）等による施設補助により、消防施設等の整備、強化等を図り、有事即応体制の確立に努める。

1 消防資機材の整備

本市における消防車両の配置状況は、資料編に掲載のとおりである。今後とも整備計画に基づき更新整備に努めるものとする。

資料編 ・ 消防車両等の配置状況

2 消防水利の整備

本市の消防水利の現況は、資料編に掲載のとおりである。今後は、防火水槽、消火栓の一層の整備を図るほか、地震の発生に備え、耐震性貯水槽等の整備拡大を図るものとする。

資料編 ・ 江田島市の水利施設
・ 耐震性貯水槽の設置状況

第5 消防施設等の点検等

- 1 施設及び資機材の整備点検
 - (1) 機械器具点検は、計画的に次のとおり実施する。
 - ア 日常点検（毎日又は運行前点検：機能試験）
 - イ 月例点検（月1回以上：機能試験、目視検査）
 - ウ 年次点検（年1回以上：機能試験、目視検査、負荷試験、作動試験）
 - (2) 災害後の整備
必要によりその都度実施し補完整備する。
- 2 消防地理水利等の調査
常に地理水利の実態を把握してその保全充実に努めるとともに、これらの危険防止の適切な措置を図るものとする。

第6 教育訓練計画

消防職員及び消防団員がその職務を十分かつ的確に行うために必要な知識や技術を習得し、練磨するため年間の計画を定めて実施する。

- 1 消防職員、団員等の教育
 - (1) 消防大学校及び県消防学校教育訓練
 - (2) 一般教養
 - (3) 派遣研修（消防職員）
 - ア 県（研修所含む。）への派遣
 - イ 業務関係事業所への派遣
 - ウ 資格取得に必要な派遣
- 2 消防職員、団員等の訓練計画
次に定める訓練を災害時の活動に万全を期すため年間の計画を定めて実施する。
 - (1) 基礎訓練
 - ア 規律訓練
 - イ 操法訓練
 - (2) 火災防ぎょ訓練
 - ア 基本訓練
 - イ 建物火災防ぎょ訓練
 - ウ 林野火災防ぎょ訓練
 - エ 危険物等火災防ぎょ訓練
 - オ 特殊災害火災防ぎょ訓練
 - (3) 水災防ぎょ訓練
 - ア 基本訓練
 - イ 水防訓練
 - (4) 救急救助訓練（火災・水災防ぎょ訓練と併せて実施することができる。）
 - ア 救助訓練
 - イ 救急訓練
 - (5) 総合訓練

第7 災害予防計画

1 風水害等の予防指導

大雨、台風期（6月～10月）には、暴風雨、洪水、高潮など自然現象によって事前に被害発生が予想され、災害危険箇所の巡視警戒等によって危険状態をいち早く察知して被害発生を最小限度に防止するよう随時パトロールを実施する。特に、工事中の施設、設備資材あるいは土地造成地、埋立地、公告物等災害の要因となるものの実態を把握して、その所有者、管理者等の関係者に対する予防指導を実施する。

2 広報活動

- (1) 火災予防運動期間中における消防車による防火広報の実施
- (2) 広報紙、市防災行政無線、市ホームページ等による普及
- (3) 学校、民間団体等による防災思想の普及

第8 警報・注意報発令伝達計画

1 火災警報

(1) 警報の発令及び解除

県から火災気象通報があったとき、又は地域内の気象状況が火災予防上、危険であると認められる場合、若しくは林野火災の予防のため特に必要がある場合は、江田島市火災予防規則（平成16年規則第164号）に基づき市長が火災警報を発令することができる。

解除についても、発令に準じて取り扱うものとする。

<火災警報発令基準>

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 実効湿度が60%以下であって、最低湿度が35%以下となる時。② 実効湿度が65%以下であって、最低湿度が40%を下り、最大風速8mを超える見込みの時。③ 風速10m以上の風が1時間以上連続して吹く見込みの時。 |
|--|

(注) 降雨又は降雪中は、発令しないことがある。

<林野火災警報発令基準>

| |
|----------------------------------|
| 林野火災注意報の発令基準を満たし、かつ強風注意報が発表された場合 |
|----------------------------------|

(注) 当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合等を除く。

(2) 警報の伝達及び周知

火災気象通報の受信責任者は消防本部警防課長とし、庁内放送や庁内モニターへの表示等により消防職員へ周知する。消防本部警防課長は火災警報が発令されたときは、本庁、消防団等の関係機関へ連絡し、必要に応じて電話、防災情報メール、ホームページ、市防災行政無線等により市民へ周知し、火災予防の徹底を期するものとする。

解除についても同様の方法により連絡周知する。

(3) 警報発令中の配備

消防団長は、火災警報発令の連絡を受けた場合、直ちに各方面隊長を通じ各分団長に対し警戒のため団員3名程度を各屯所に待機させることができるものとする。

2 林野火災注意報

(1) 林野火災注意報の発令及び解除

地域内の気象状況が林野火災予防上、危険であると認められる場合は、江田島市火災予防条例（平成16年条例第187号）に基づき市長が林野火災注意報を発令する。

解除についても、発令に準じて取り扱うものとするが、林野火災警報の発令基準を満たした場合は林野火災警報を発令する。

<林野火災注意報発令基準>

- | |
|---|
| ①前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計の降水量が30mm以下の場合 |
| ②前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表された場合 |

(注) 当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合等を除く。

(2) 注意報の伝達及び周知

消防本部予防課長は平常時から降雨状況や気象情報を注視する。林野火災注意報が発令されたときは、警報発令時と同様の伝達及び周知を行い、林野火災の早期予防を図るものとする。

3 その他の警報の伝達及び周知

その他の警報の伝達及び周知についても前記1の例による。

第9 火災警防計画

1 消防本部

(1) 召集隊の編成

江田島市消防職員非常召集規程（平成16年消防本部訓令第7号）の定めるところにより、次のとおり召集消防部隊（以下「召集隊」という。）を編成する。

| 召集隊 | 編成内容 |
|--------|---|
| 第1次召集隊 | ア 本署、出張所に1個小隊を編成する。編成人員は原則として1個小隊3人以上とし、消防士長以上が1人以上及び機関員1人以上を含むものとする。 イ 車両は所属の予備車又は乗替車をもって充てる。 ウ 第1次召集隊の各名称は、鷲部召集隊及び鹿川召集隊とする。 |
| 第2次召集隊 | ア 本署、出張所に第1次召集隊以外の署の職員で編成する。編成人員は原則として1個小隊3人以上とし、消防副士長以上が1人以上及び機関員1人以上を含むものとする。 イ 車両は第1次召集隊のイに掲げる以外の車両をもって充てる。 |
| 特命召集隊 | ア 特定の職員を召集して編成する。 |

(2) 出動

江田島市警防規程（平成16年消防本部訓令第22号）の定めるところにより、災害活動の出動種別は、次のとおりとする。

| 出動種別 | 出動内容 |
|---|------------------------------------|
| 火災出動 建物火災 林野火災 船舶火災 車両火災 航空機火災 | 火災報告取扱要領（平成6年消防災第100号）に定める火災に対する出動 |

| | |
|-------|-------------------------------|
| その他火災 | |
| 救急出動 | 救急活動を実施するための出動 |
| 救助出動 | 救助活動を実施するための出動 |
| 警戒出動 | 災害発生が予想され、又は災害未然防止のための出動 |
| 特命出動 | 消防長が必要と認める災害活動を実施するための出動 |
| 調査出動 | 消防長又は署長が必要と認める火災調査等を実施するための出動 |
| 応援出動 | 消防長又は署長が必要と認める応援活動等を実施するための出動 |

(3) 救急隊の編成

江田島市救急業務規程（平成16年消防本部訓令第25号）の定めるところにより、救急隊を編成する。

- ア 救急隊は、救急自動車等1台に救急隊員3人以上（うち1人は救急隊長）を持って編成する。
- イ 消防長又は署長が必要と認める場合は、特別に救急隊を編成する。

(4) 救助隊の編成

江田島市救助規程（平成16年消防本部訓令第26号）の定めるところにより、救助隊を編成する。

- ア 救助隊は、救助工作車に所要の救助隊員（うち1人は救助隊長）をもって編成する。
- イ 特異な事故等で現地最高指揮者が必要と認めるときは、救助隊の所要の隊数をもって救助部隊を編成する。

(5) 消防通信

江田島市消防通信規程（平成16年消防本部訓令第24号）の定めるところにより、消防本部警防課通信指令係は、次に掲げる業務を行う。

- ア 災害の状況を迅速かつ的確に把握し、災害活動に必要な指令、消防部隊の効率的運用、通信の統制及び制限並びに情報の収集又は伝達を行う。
- イ 災害及び災害活動等に関する情報を収集したときは、必要に応じ消防署、出張所その他関係機関へ通報する。
- ウ 火災又は特殊な災害が発生したときは、その通報状況、無線の交信状況を録音し保存する。
- エ 災害活動に関する通信状況を記録する。

2 消防団

(1) 消防団員の招集

火災時の団員の招集は、その都度団長が定め、原則としてサイレン及び市防災行政無線を用いる。

(2) 出動

出動については、災害発生区域によって、その区域を担当する分団を主体として出動するが状況に応じその都度団長が指示する。

(3) 警戒

ア 火災警報発令時

(ア) 待機中の消防団員は、機械器具の点検及び積載ホースの増強等、必要な処置

をとり警防上の万全を期す。

(イ) 火災発生時に備え、あらかじめ事態に即応した情報伝達体制を整える。

イ 災害時

地震、火災、その他水害等に伴い、二次的に発生するおそれのある火災に備え、消防団長は災害の規模に応じ、その都度、団員及び消防機械器具の安全地帯への移動、保全、飛火警戒等の警戒措置を指示するものとする。

(4) 通信

ア 平常時の通信体制

火災発生通報表によるものとする。

イ 非常時の通信体制

前記アに準ずるものとする。

(5) 火災防ぎよ

危険区域の指定、危険物取扱所等及び林野火災に対しては消防計画図により実施する。

第10 風水害等警防計画

風水害等を警戒し防ぎよするため、消防部隊、消防団員の招集、資器材の配備、監視、警戒その他必要な事項は消防長、消防団長が指示するが、概ね前記「第9 火災警防計画」の定めるところに基づいて実施するものとする。

第11 避難計画

市民の生命、身体を災害から保護するための避難指示等については、本章「第9節 避難対策計画」の定めるところに基づいて実施するものとする。

第12 救助、救急計画

- 1 大規模な災害発生により死傷者が多数に及ぶとき、消防長は、市長に対し、他の機関の応援を要請することができるものとする。
- 2 医療機関等との協力体制は、本章「第13節 医療救護・助産計画」に定めるところによる。

第13 相互応援協力計画

- 1 市は、火災発生時に市の消防力では十分な消防活動の実施が困難と判断した場合には、あらかじめ締結している「広島県内広域消防相互応援協定」に基づき県内他市町等に応援を要請するものとする。
- 2 市は、大規模火災により市の消防力及び県内応援隊だけでは対応できず、緊急消防援助隊等消防の応援を受ける必要があると判断した場合には、「広島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに県に応援要請を行うものとする。

| | |
|-----|-------------------|
| 資料編 | ・ 広島県内広域消防相互応援協定書 |
|-----|-------------------|

第14 広域災害発生時における措置

災害が広域に及び、市において被害状況の把握が困難と認めたときは、広島市及び県に対し、その状況に対応してヘリコプターによる火災の発生状況等の偵察のあっせんを依頼する。

| | |
|-----|--|
| 資料編 | ・ 広島県内航空消防応援協定書及び覚書 ・ 広島県防災ヘリコプター応援協定 |
|-----|--|

第15 惨事ストレス対策

消防活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
また、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第16 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第18節 水防計画

第1 目的

この計画は、洪水又は高潮に際し、水災を警戒、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため必要事項を定めることを目的とする。

第2 実施責任者

水防管理者（市長）は、水防法（昭和24年法律第193号）第3条の規定により洪水又は高潮に際し、水災を警戒し防ぎよし、これによる被害を軽減し、公共の安全を保持する責務を有する。

第3 水防組織等

- 1 区域内の河川、海岸に対する監視、予防伝達、連絡、資材の整備等の万全を期するための組織については、災害対策本部の事務分掌の配備に基づいて行う。
- 2 水防組織の設置
 - (1) 水防にかかる組織は、次のいずれかに該当する場合に設置し活動を開始する。
 - ア 広島地方気象台から警報が発せられた場合
 - イ 気象状況等により河川、海岸に対して水防活動を必要とするものと市長が認めて指示した場合
 - (2) 水防活動の実施に備えるため水防活動に関する警報が発せられた場合、その他必要な場合、水防準備勤務に服するものとする。
- 3 動員
 - (1) 水防活動は、市職員、消防吏員及び消防団員により実施するが、要員が不足する場合、水防管理者である市長は、水防協力団体の協力を求めることができる。
 - (2) 水防協力団体は、次に掲げる業務を行う。
 - ア 消防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
 - イ 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
 - ウ 水防に関する調査研究を行うこと。
 - エ 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
 - オ その他アからエまでの業務の附帯する業務を行うこと。

第4 予警報、水位等の連絡

- 1 気象等予報及び警報の伝達
本章第3節「第3 気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の伝達」に定めるところによる。
- 2 水位、潮位等の伝達
本章第3節「第4 水防警報の伝達」に定めるところによる。

第5 水防活動

1 巡視警戒

水防管理者は、水防活動用予報が発せられた場合又は発令はないが降雨等により災害のおそれがある場合には、水防上危険な区域の巡視を行い、水防上危険な状態を発見したときは、直ちに河川、海岸等を管理する西部建設事務所に通報し、必要な指示を求めるものとする。

2 水防資材並びに施設

- (1) 市は、水防倉庫を設け、県の定める基準によって資材及び器具の整備を行うよう努めるものとする。
- (2) 市は、資材の確保のため重要水防区域近在の竹、立木、木材等を調査するとともに、各農家、農業関係倉庫等の手持量を調査し、資材業者を登録し、並びに緊急時に調達しうる数量を確認して、その補給に備える。また、備蓄器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は直ちに補充しておくものとする。
- (3) 資材及び器具が不足するような緊急事態に際して、西部総務事務所呉支所長又は広島港湾振興事務所長の承認を受けて使用することができる。
- (4) 本市の水防倉庫の位置並びに保管する資材及び器具は、資料編に掲げるとおりである。

| | |
|-----|--------------------------|
| 資料編 | ・ 備蓄物資一覧 ・ 防災資材備蓄場所一覧 |
|-----|--------------------------|

3 樋門の操作

- (1) 高潮又は浸水のおそれがある場合における樋門及び排水ポンプの操作を明確にしておくため、各責任者は操作要領を作成するとともに、施設を操作した場合には、直ちに市長にその状況を報告するものとする。
- (2) 市長は、前記(1)の報告を受けた場合、西部建設事務所、江田島警察署（交番、駐在所を含む。）に連絡するとともに、関係地区住民に周知するものとする。

4 堰堤の操作

- (1) 堰堤の操作責任者は、下流の出水に悪影響のないように慎重な操作を行うとともに、その状況を災害対策本部に通報する。
- (2) 農業用ため池等においても、気象状況によりため池管理者は水位の変化を監視し、必要に応じ下流、低地に悪影響を及ぼさないよう適切に門扉の開閉を行うとともに、その状況を災害対策本部に通報する。

| | |
|-----|---------------|
| 資料編 | ・ 防災重点ため池等の状況 |
|-----|---------------|

5 決壊等の通報

- (1) 水防活動中に堤防決壊、急傾斜地崩壊、その他の施設でこれに属する事態等が発生した場合、直ちに市長に通報するとともに、氾濫、土砂流出等による被害が拡大しないように努める。
- (2) 市長は、前項の通報を受けたときは、直ちにその旨を本章第3節「第8 災害発生及び被害状況報告・通報」の「1(1) 伝達経路」による関係機関及び江田島警察署並びに氾濫、土砂流出方向の消防分団、地域住民及び近隣の水防管理団体に急

報する。

6 避難の指示

- (1) 洪水、高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められる場合、市長は、必要な区域の居住者に立退きを指示することができる。また、市長が避難のための立ち退きを指示した場合、江田島警察署長にその旨を通知するとともに、西部建設事務所長に速やかに報告を行うものとする。
- (2) 避難の指示等は、市防災行政無線、拡声器、サイレン、警鐘等で伝達する。

7 水防信号

水防信号は、水防法第20条第1項の規定により次のとおり定められている。

| 区分 | 信号の内容 | 警鐘信号 | サイレン信号 |
|------|--|-------------------------------|----------------------------|
| 第一信号 | 河川では量水標が警戒水位、海岸では台風来襲時の危険風向きの風速が20m毎秒程度に達し、高潮のおそれがある場合 | ●休 止 ●休 止 ●休 止 | 約5秒 約15秒 ●—— 休 止 ●—— |
| 第二信号 | 水防関係者が直ちに出勤すべき場合 | ●——●——●—— ●——●——●—— ●——●——●—— | 約5秒 約6秒 ●—— 休 止 ●—— |
| 第三信号 | 区域内の居住者が全員出勤すべき場合 | ●——●——●—— ●——●——●—— | 約10秒 約5秒 ●—— 休 止 ●—— |
| 第四信号 | 区域内の居住者に避難のための立退きを指示する場合 | 乱 打 | 約1分 約5秒 ●—— 休 止 ●—— |

備考1：信号は、適宜の時間継続すること。

2：必要があれば、警鐘信号とサイレン信号を併用することを妨げない。

3：危険が去ったときは、口頭、拡声器放送により伝達周知させること。

8 警戒区域の設定

- (1) 水防活動上緊急の必要がある場所においては、消防吏員、消防団員は警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対し、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又は退去を命ずることができる。
- (2) 消防吏員、消防団員が前号における措置をする場合及び警察官が前号の職権を行う場合の手続については、本章「第9節 避難対策計画」に定めるところによる。

9 水防記録

市長は、水防活動が終了したときは、水防記録を作成するものとする。その様式は、「広島県水防計画」に定めるところによる。

10 費用負担と公用負担

(1) 費用負担

水防管理団体の水防に要する費用は、水防法第41条の規定により、当該水防管理団体が負担する。ただし、他の水防管理団体への応援のために要した費用又は水防管理団体の水防によってその市町以外の市町が著しく利益を受けるときは、被応援団体又は利益を受ける市町が費用を一部負担する。その場合の負担額及び負担方法

は、両者が協議して定めるものとする。

当該協議が成立しないときは、水防管理団体は知事にあつせんを申請することができる。

(2) 公用負担

ア 水防上緊急に必要な場合、水防法第28条の規定により、市長、消防長又は消防団長は、水防の現場において次の権限を行使することができる。

(ア) 必要な土地の一時使用

(イ) 土石、竹木、その他の資材の使用若しくは収用

(ウ) 車両、その他の運搬用機器の使用

(エ) 排水用機器の使用

(オ) 工作物、その他の障害物の処分

イ 公用負担権限委任証

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、消防機関の長にあつてはその身分を示す証明証を、水防管理者から委任を受けた者は、水防管理者より交付される公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合には、これを提示しなければならない。

| | |
|--|-------|
| 公 用 負 担 権 限 委 任 証 | |
| 〇〇分団 | 〇〇分団長 |
| 氏名 | |
| 上記の者に〇〇町〇〇地区における水防法第28条第1項の権限を委任したことを証明する。 | |
| 年 | 月 |
| 日 | 水防管理者 |
| 氏 名 | 印 |

ウ 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理団体の定めた公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

エ 公用負担を実施した場合の報告

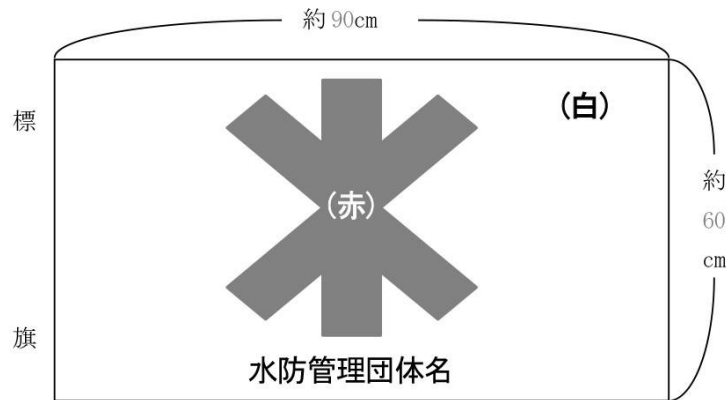
公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防活動終了後速やかに市長に報告するものとする。

オ 公用負担に伴う損失補償

市長は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

11 水防標識

(1) 知事の定める水防のために出動する車両の標識は、次のとおりとする。



- (2) 水防管理者から委任を受けた者が着用する水防活動者腕章及び建設機械に掲示する横断幕は、当該水防管理者が定めるものとする。

第6 応援

- 1 市長は、水防活動に際して要員が不足する場合には、県内各市町の応援を要請するものとする。
- 2 前項の措置でなお不足する場合は、本章「第5節 自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより自衛隊の派遣要請について知事に要求するものとする。

第7 水防管理団体相互の協力

- 1 市長は、水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理団体に対して応援を求めることができる。
- 2 市長は、他の水防管理団体から応援を求められたときは、自己の責任区域内の水防に支障のない範囲内で、作業員及び資材器具を提供し、応援する。

第8 水防配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、又は高潮のおそれなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

第9 水防訓練

水防訓練は、本編第2章「第5節 市民の防災活動の促進に関する計画」に定めるところにより実施するものとする。

第19節 土砂災害対策計画

第1 目的

この計画は、集中豪雨等による土砂災害が発生又は発生するおそれが生じた場合の対策について定め、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2 避難体制等

1 警戒体制

集中豪雨等による土砂災害が発生若しくは発生するおそれが生じた場合は、関係機関と連携し、市民の避難指示等についての情報を迅速に伝達できる体制をとるものとする。

(1) 警戒・避難に関する情報の収集

気象台や広島県が提供する警戒・避難情報（気象・雨量情報、土砂災害警戒情報、防災情報システムによる情報等）をテレビ、ラジオ、電話、インターネット等により収集するとともに、市民、警察、消防団等から予兆現象や災害発生情報を収集する。

(2) 避難指示等の発令及び伝達

ア 避難指示等の発令

避難指示等の発令は、「江田島市避難情報等の発令・伝達マニュアル」に基づき判断する。

なお、市民が自ら予兆現象を確認した時は市に通報するとともに、市民が自発的に警戒・避難するよう助言する。

イ 避難指示等の伝達

避難指示等の伝達方法は、本章「第9節 避難対策計画」を基本とする。

2 避難体制

災害時における避難体制については、本編第2章「第6節の2 円滑な避難体制の確保等に関する計画」に定めるところによる。

第3 土砂災害警戒区域等の要配慮者関連施設への情報伝達

1 市は、異常現象の報告を受け、又は情報を得た場合は、直ちに現地において必要な応急対策を行うとともに、その施設管理者等に連絡するものとする。

2 土砂災害警戒区域等の要配慮者関連施設

土砂災害警戒区域内の高齢者や障害者、乳幼児等が利用する次に掲げる施設を土砂災害警戒区域等の要配慮者関連施設とする。

(1) 高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、障害児・者施設の社会福祉施設

(2) 病院、診療所の医療施設（有床に限る）

(3) 認定こども園、ろう学校、盲学校及び養護学校

資料編

・土砂災害警戒区域等の要配慮者関連施設

第20節 保健衛生・廃棄物処理計画等

第1 目的

この計画は、災害時において生活環境の悪化を防止するため、薬剤散布による防疫活動を行う。さらに、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件が重なることにより感染症が発生し、又は発生のおそれがある場合に、発生の予防とまん延防止を図るため、必要な感染症対策の活動を実施する。

第2 防疫

被災地域の防疫は、市長が西部保健所呉支所の指導、指示に基づいて実施するものとする。被害が甚大で市のみでは実施が困難なときは、西部保健所呉支所に応援を要請し、県又は他市町からの応援を得て実施するものとする。

1 感染症の発生予防・まん延防止のための措置

市は、災害発生時において感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、この節において「法」という。）等の規定に基づき、知事の指示に従って次の措置を実施する。

| 実施の内容 | 防疫活動 | 条項 | 摘要 |
|---------------------------------|--|-------|--|
| 感染症の病原体に汚染された場所の消毒 | 市は、対象場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、又消毒を行う者の安全、地域住民の健康及び環境への影響に留意して、次に定める場所を消毒する。 ア 感染症の患者がいる場所又はいた場所 イ 感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所 ウ 感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所 | 法第27条 | 一類感染症 二類感染症 三類感染症 四類感染症 新型インフルエンザ等感染症 新感染症 指定感染症 |
| 病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等 | 感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣料、寝具その他の物件について、感染症の病原体の性質その他の状況を勘案し、又消毒を行う者の安全、地域住民の健康及び環境への影響に留意して、次の基準に従って実施する。 ア 消毒にあつては、消毒薬、熱水消毒、煮沸消毒等により行うこと。 イ 廃棄にあつては、消毒、下記ウに規定する滅菌その他の感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な処理をした後に行うこと。 ウ 物件措置としての滅菌にあつては、高圧蒸気滅菌、乾熱滅菌、火炎滅菌、化学滅菌、ろ過滅菌等により行うこと。 | 法第29条 | 同上 |

| 実施の内容 | 防疫活動 | 条項 | 摘要 |
|-------------|---|-------|---|
| 生活用水の供給 | 知事において、感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止した場合には、市と水道事業者等は連携して、生活の用に供される水の使用者に対し、生活の用に供される水を供給する。 | 法第31条 | 同上 |
| ねずみ族・昆虫等の駆除 | 感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等が存在する区域の状況、ねずみ族又は昆虫等の性質その他の事情を勘案し、又駆除を行う者の安全、地域住民の健康及び環境への影響に留意して、駆除を実施する。 | 法第28条 | 一類感染症 二類感染症 三類感染症 四類感染症 新感染症 指定感染症 |

2 臨時予防接種の実施

感染症の発生及びまん延を予防するため、知事に臨時予防接種を命ぜられた場合には、その対象者及びその期日又は期間を指定して、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条の規定による臨時予防接種を実施するものとする。

3 避難所の防疫指導等

避難所を開設した場合には、市民生活部地域支援班は、当該施設管理者等の協力及び西部保健所呉支所等の指導を得て、避難所の防疫措置を行うとともに、避難者に対する防疫指導の徹底を図る。

4 防疫作業

(1) 防疫薬剤、器材の確保

本庁及び各市民センターにてクレゾール、フマゾール等の薬剤散布を行う。その際、防疫薬剤、器材は市保有のものを使用するが、不足する場合には市内薬局・薬店、農協その他関係業者から調達する。それでもなお不足する場合には県内他市町から調達あるいは県にあっせんを要請する。

| | |
|-----|----------------------------------|
| 資料編 | ・ 防疫等に関する物品及び保管場所 ・ 市内薬局・薬店一覧 |
|-----|----------------------------------|

(2) 配布方法

被災地への防疫薬剤の配布は、自動車（公用車が不足するときは借上げ）によって行うものとする。必要と認めるときは、業者に委託して行う。

なお、防疫薬剤の取扱い、管理については、十分に注意するものとする。

(3) 広報活動

市防災行政無線、広報車等により、災害時における感染症予防に関する注意事項等を周知させる。

第3 県への報告

1 災害状況の報告

市における被害状況は、関係者の協力により速やかに把握し、県に報告する。

2 防疫活動の実施と報告

市長は、知事の指示に従い防疫計画をたて、防疫活動を実施するとともに、計画の概要及び防疫活動状況を、県に報告する。

第4 廃棄物等の処理

災害時においては、し尿、ごみ等の廃棄物による公衆衛生や生活環境の悪化や、一時的に大量に発生した廃棄物が早期の復旧・復興の妨げになることを防ぐため、安全性や生活環境の保全を確保しつつ、廃棄物の適正かつ迅速な処理を実施する。

災害廃棄物の処理に当たっては、可能な限り廃棄物の再生利用を図り、最終処分量を低減させる。また、県内の既存処理施設を最大限に活用しつつ、関係機関と協力して処理体制を構築する。

1 災害廃棄物処理計画

災害廃棄物の処理は、「江田島市災害廃棄物処理計画」に基づき対応を行う。

市は、仮置場候補地の選定・設置運営に係る事項など、災害廃棄物の処理主体としての実施事項や周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力に係る事項、市における災害廃棄物の発生推計量等の基礎データを平時から整理し、市災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

2 実施主体等

災害廃棄物（一般廃棄物）は、市が主体となって処理する。

市の役割は、次のとおりである。

- (1) 自ら主体となって災害廃棄物の処理を実施
- (2) 仮置場の設置運営
- (3) 廃棄物の運搬・処分等
- (4) 県、他市町、民間支援団体との協力体制に係る連絡調整・支援要請

3 災害廃棄物の処理

(1) 収集運搬

市は平時の体制に加え、民間事業者への委託等により収集運搬体制を確保し、県は必要に応じて、他市町や民間事業者による支援について調整を行うものとする。

加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

(2) 損壊家屋等の撤去等

損壊家屋等の解体・撤去は原則として所有者が行うが、大規模災害時等において市が必要と認める場合は、市が解体・撤去を行う。

解体工事や廃棄物の処理に当たっては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」（令和5年4月 環境省）を参照し、石綿の飛散防止に努める。

(3) 仮置場での保管・分別・処理

市は、廃棄物の処理を進めるために必要な仮置場を設置する。県は仮置場の設置に係る支援を行うものとする。

<現有ごみ収集車数>

| | 保有車両 |
|-----------|------------------|
| 本 庁 | 4 t ダンプ (環境センター) |
| 江田島市民センター | 2 t ダンプ、1 t ダンプ |

ア 仮置場候補地

| 区分 | 施設名称 | 住所 |
|-------|-------------|-------------------------|
| 一次仮置場 | コジマ2号野積場 | 江田島市江田島町切串三丁目12395番地10他 |
| | 荒代地区残土処分場 | 江田島市江田島町津久茂1905番地15他 |
| | 小田港埋立地 | 江田島市沖美町岡大王1408番地5 |
| | 美能グランド公園 | 江田島市沖美町美能833番地5他 |
| | 江田島市総合運動公園 | 江田島市大柿町飛渡瀬1234番地他 |
| | 江田島公園 | 江田島市江田島町小用一丁目7100番地1他 |
| | 鹿田公園 | 江田島市沖美町是長1517番地2他 |
| | 能美運動公園 | 江田島市能美町鹿川2041番地5他 |
| | 鷺部公園 | 江田島市江田島町鷺部309番地66他 |
| | 江田島市リレーセンター | 江田島市江田島町鷺部四丁目1番9号 |
| 二次仮置場 | 江田島市環境センター | 江田島市沖美町岡大王10718番地1 |

資料編 ・ 災害廃棄物一時保管場所

イ 廃棄場所

江田島市リレーセンター等

<可燃ごみ中継施設>

| 施設名称 (所在地) | 区分 | 処理方式 | 使用開始 年度 | 施設規模 (t/日) | 津波 被害 | 運転管 理体制 | 自律 稼働 |
|--|---------|---------------|--------------|---------------|----------|------------|----------|
| 江田島市リレー センター (江田島市江田島 町鷺部4-1-9) | 中継施設 | 圧縮コンパ クタ方式 | 2002年 11月 | 45 t /5 h | 無 | 委託 | × |
| | ストックヤード | 保管のみ | 2009年 6月 | - | 無 | 委託 | - |

<粗大ごみ処理施設>

| 施設名称 (所在地) | 区分 | 処理 方式 | 使用開 始年度 | 施設規模 (t/日) | 津波 被害 | 運転管 理体制 | 自律 稼働 |
|---|-----------------------|-----------|--------------|--------------------------------|----------|------------|----------|
| 江田島市環境セ ンター (江田島市沖美町 岡大王10718-1) | 粗大ごみ・資 源ごみ処理施 設 | 破碎・ 選別 | 1998年 3月 | 粗大ごみ:8 t /5 h 資源ごみ:7 t /5 h | 無 | 委託 | × |
| | ペットボトル 減容化施設 | 圧縮・ 梱包 | 2002年 12月 | 70kg/1 h | 無 | 委託 | × |

＜最終処分場＞

| 施設名称 (所在地) | 区分 | 埋立 場所 | 埋立開 始年度 | 埋立面積 | 全体容量 | 浸出水処理 施設規模 | 残余 容量 | 運転管 理体制 | 津波 被害 |
|---|------------|----------|-------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|------------|----------|
| 江田島市環境セ ンター (江田島市沖美町 岡大王10718-1) | 最 終 処分場 | 山間 埋立 | 1994年 4月 | 15,700m ² | 93,000m ³ | 23,000m ³ | 90m ³ /日 | 委託 | なし |

4 処理困難廃棄物等の処理

有害性・危険性のある処理困難廃棄物は、性状に応じて優先的に回収し、製造元、業界団体等、適切に処理できる者に処理を依頼する。

5 し尿・生活ごみ等の処理

被災地域や避難所等で発生するし尿・生活ごみは速やかな処理が必要となるため、市はこれらの収集・運搬体制を速やかに構築する。

＜し尿収集民間業者＞

| 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|-----------|-------------------|--------------|
| 能美衛生(有) | 江田島市能美町鹿川2504 | 0823-45-2242 |
| ヒロセイ環境(株) | 江田島市江田島町秋月3-15-15 | 0823-42-0630 |
| (有)江能環境整備 | 江田島市大柿町大原2183-1 | 0823-57-3998 |

(1) 仮設トイレの設置等

ア 避難所

(ア) 市は、避難所を開設した場合には、避難者の人数等の状況に応じて、仮設トイレを設置する。仮設トイレの手配は、市民生活部地域支援班がリース会社等に依頼する。なお、仮設トイレの確保が困難と認められる場合には、県にあつせんを要請する。

(イ) 市は、衛生面に配慮して仮設トイレを管理するとともに、仮設トイレのし尿を的確に収集、運搬及び処分する。

(ウ) 避難住民は、互いに協力して仮設トイレの清掃等の管理を行い、衛生環境の維持に努める。

イ 家庭

自宅で生活する被災者は、水道が断水した場合で水洗トイレを使用する際には、溜め置きした風呂水、河川等の水を活用するとともに、地域内の仮設トイレ等を利用して、地域の衛生環境の維持に努める。

ウ 事業所

事業者は、被災の程度により、事業所内に仮設トイレを設置するなど、地域の衛生環境の維持に努める。

＜し尿処理施設＞

| 施設名称 (所在地) | 区分 | 処理方式 | 使用開始 年度 | 処理能力 | 津波 被害 | 運転管 理体制 | 自律 稼働 |
|--|-------|-------------|--------------|--------|----------|------------|----------|
| 江田島市前処理 センター (江田島市能美町 鹿川5241番地) | 前処理施設 | 下水道投入 方式 | 2013年 11月 | 36kl/日 | 無 | 委託 | なし |

6 障害物の除去

(1) 実施責任者

被災地における住宅関係障害物の除去は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が広島県災害救助法施行細則に定める適用基準により被災者の日常生活に著しい障害を及ぼすものを除去する。

また、知事から除去の実施を指示された場合は、市長がこれを実施する。

なお、道路、河川、港湾、漁港等に生じた障害物は、当該施設管理者が除去を行うものとする。

(2) 道路障害物の除去

土木建築部建設班は、市が管理する道路について、路上障害物の有無も含めて、早急に被災状況等の把握に努め、道路上における著しく大きな障害物等の除去について、市内建設業者から要員、機材を調達し、又状況によっては江田島警察署、自衛隊に協力を要請して必要な措置をとるものとする。

なお、除去に当たって優先的に障害物を除去すべき道路は、次のとおりである。

- ア 地域住民の生命の安全を確保するために重要な道路（例：避難路）
- イ 災害の拡大防止上重要な道路（例：延焼防止のために防ぎよ線をはる道路）
- ウ 緊急輸送を行う上で重要な道路（緊急輸送路）
- エ その他応急対策活動上重要な道路

| | |
|-----|-------------------------|
| 資料編 | ・江田島市災害協力事業者の陸上建設機械保有状況 |
|-----|-------------------------|

(3) 河川障害物の除去

河川管理者は、管理する河川について、障害物の有無も含めて、早急に被災状況等の把握に努め、水防のための緊急の必要があるときは、支障となる工作物その他障害物を処理する等の措置をとるものとする。

(4) 住居への障害物の除去

市長は、災害により住居又はその周辺に運搬された土石、竹木及び災害を受けた工作物等で日常生活に著しい支障を及ぼしている場合には、市内建設業者に協力を依頼して当該障害物を除去するものとする。ただし、障害物の除去について災害救助法が適用された場合には、知事が実施責任者として除去を行うものとするが、知事から除去の実施を指示された場合は市長が実施するものとする。

ア 災害救助法の適用条件

災害救助法の適用を受けるものとは、適用区域内において次の2つの条件に該当するものとする。

- (ア) 障害物のため日常生活が営めない者で除去のための資力を有しないもの
- (イ) 住家が半壊又は床上浸水した者

イ 救助の程度、方法及び期間

災害救助法が適用された場合の、障害物除去における救助の程度、方法及び期間等は、資料編に掲載の「広島県災害救助法施行細則」のとおりである。

| | |
|-----|--------------------------|
| 資料編 | ・広島県災害救助法施行細則（別表第1・別表第2） |
|-----|--------------------------|

7 連携の促進等

- (1) 国、県、市等は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制の構築とともに、民間連携の促進等に努めるものとする。
- (2) 国、県、市等は、災害廃棄物に関する情報のほか、国（環境省）による災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、災害廃棄物対策中国ブロック協議会等の取組等について、関係機関等に対して、ホームページ等で周知に努める。

8 災害廃棄物処理実行計画の作成

市は、発災後、国が作成するマスタープランや市災害廃棄物処理計画等をもとに実際の被災状況を踏まえ、具体的な処理方法を定めた「災害廃棄物処理実行計画」を作成する。併せて、広域的な対応が必要となる場合及び県が市に代わり廃棄物処理を行う場合には、県が「廃棄物処理実行計画」を作成し、全体的な管理を行うものとする。

第5 有害物質等による環境汚染防止計画

1 目的

被災した工場又は事業場等からの有害物質及び建築物等からの石綿の飛散・流出を防止するため、被害の状況を把握し、適切な措置を講じることにより、災害の拡大及び二次被害の防止を図り、もって住民の健康被害を防止するとともに、生活環境を保全する。

2 実施方法

災害発生時において、関係行政機関は、次のとおり実施する。

(1) 有害物質の飛散・流出防止措置

ア 被災状況の把握

関係行政機関は、被災地域における有害物質使用等事業者に対して施設の点検を指導するとともに、有害物質の飛散・流出の有無等の状況について、速やかに把握する。

イ 環境汚染事故対応

環境汚染事故が発生した場合は、広島県危機対策運営要領（水質汚染事故・大気汚染事故）により、必要な措置を講じる。

ウ 環境影響の把握

有害物質の飛散・流出により、周辺環境への影響が懸念される場合は、大気、土壌、公共用水域等の水質の採取・分析を行い、環境影響の有無を把握する。また、測定結果は、速やかに公表する。

(2) 建築物等からの石綿の飛散防止措置

「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」（令和5年4月環境省）に基づき、必要な措置を講じる。

なお、被災建物等の解体及び解体廃棄物の処理に伴い石綿の飛散が懸念される場合は、大気中のアスベスト濃度のモニタリングを行い、測定結果は、速やかに公表する。

測定地点の選定に当たっては、被災状況、県との協議等により定める。

3 環境汚染防止の推進等

災害発生時の措置の実施を円滑に行うため、広島県危機対策運営要領及び「災害時に

おける石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」（令和5年4月環境省）に定めるもののほか、次の事項について実施する。

- （1） 水質汚濁防止法、PRTR法（化学物質排出管理把握促進法）等の届出情報による有害物質使用等事業場の把握
- （2） 大気汚染防止法による石綿飛散防止対策の推進
- （3） 事業者の化学物質の管理体制の整備の促進

第21節 文教計画

第1 目的

市は、災害時において児童及び生徒（以下この節において「生徒等」という。）の安全を確保し、災害後の生徒等の不安感の解消に努め、教育活動が円滑に実施できるよう応急教育の実施その他必要な事項について定めることを目的とする。

また、市は、災害発生時において社会教育施設が被災者の避難所として使用されることとなった場合、その使用に支障のないよう適切な運営に努める。

第2 実施責任者

生徒等の応急教育並びに教育施設の応急復旧は、市教育委員会が行う。

第3 避難対策

1 休業等の実施

学校長は、市教育委員会との連絡調整により異常気象の情報収集に努め、必要に応じ臨時休業等の措置をとる。部分休業により生徒等を帰宅させる場合には、気象状況及び通学路の状況について十分に注意する。

2 避難の実施

市教育委員会は、災害が発生した場合又は市長が避難の指示等を行った場合には、速やかに学校長に連絡するとともに、学校長は、あらかじめ作成された避難計画に基づいて、生徒等及び教職員等を安全な場所に避難させ、その安全の確保に努める。

第4 生徒等への相談活動

市教育委員会は、災害による生徒等の被災状況を迅速に把握し、生徒等への相談活動を行い、精神的な不安感の解消に努める。

第5 応急教育対策

1 応急教育の実施

市教育委員会は、災害により校舎等に被害を受けた場合、応急的に教育を実施するため、実施場所、実施方法等について計画を定め、教育活動に支障を来さないように配慮する。

(1) 応急教育の実施場所

ア 校舎に被害を受けた場合には、あらかじめ作成された応急教育計画に基づいて、校内施設の活用又は市内の他の学校、公共施設の利用等について関係者と協議のうえ、実施場所を選定して応急教育を実施する。

イ 応急教育実施場所が市内で得られない場合は、市教育委員会は県教育委員会に教育施設のあっせんを要請する。

(2) 応急教育の実施方法

応急教育は、被害の実情に即した方法により実施する。

ア 生徒等、保護者、教職員及び学校施設・設備・通学路の状況を把握する。

イ 教職員を動員し、授業再開に努める。なお、被害の状況により、必要があるとき

は、市又は地域住民等の協力を求める。

ウ 学校施設及び設備の応急復旧状況を把握し、必要に応じて速やかに応急教育計画の修正を図り、応急教育計画の開始時期及び方法を確実に生徒等及び保護者に連絡する。

エ 生徒等を学校へ一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用した分散授業の実施に努める。なお、二部授業を行う場合には、学校教育法施行令（昭和28年政令第 340号）第25条の規定により市教育委員会を經由して県教育委員会に届け出る。

オ 応急教育の実施に当たって、施設の確保ができない場合は、仮校舎等の建築も検討する。

カ 生徒等の登下校時における安全の確保に努める。

2 学用品の調達

(1) 教科書等の確保

災害により教科書を喪失又はき損した生徒等がある場合には、市教育委員会は、県教育委員会の協力を得てその確保に努める。

(2) 災害救助法適用時の措置

知事は、災害救助法を適用した場合は、県教育委員会の協力を得て学用品を次により調達し、支給する。また、知事からその実施を委任された場合は、市長が実施する。

ア 支給対象者

災害により住家に被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水）を受け、必要な教材等を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒

イ 支給範囲

(ア) 教科書及び教材（市教育委員会に届け出又は承認を受けて使用しているもの）

(イ) 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等）

(ウ) 通学用品（運動靴、傘、かばん、長靴等）

ウ 支給限度額

広島県災害救助法施行細則に定めるところによる。

エ 支給申請の期限

(ア) 教科書及び教材 1か月以内

(イ) 文房具及び通学用品 15日以内

ただし、やむを得ない特別な事情がある場合は、知事を通じて厚生労働大臣の承認を得て期間を延長する。

資料編

・広島県災害救助法施行細則（別表第1・別表第2）

3 教職員の確保

被災した教職員が多いため、正常な授業や校務運営の実施が困難な場合は、市教育委員会は、県教育委員会にその状況を報告し、教職員の確保について協力を要請する。

4 給食

(1) 被害状況の報告等

学校給食センター等学校給食施設及び給食用物資等に被害を受けた場合、市教育委員会はその状況を県教育委員会に報告する。

また、市教育委員会は、被害物資量を把握し、関係機関と連携して、被害物資の処分方法、給食開始に必要な物資の確保・配分等について指示する。

(2) 学校給食と被災者炊き出しとの調整

学校給食センター等学校給食施設が被災者炊き出し用に利用されることになる場合は、学校給食と被災者炊き出しとの調整に留意する。

(3) 保健衛生

被災地においては、感染症発生のおそれが高いため、保健衛生について、特に留意する。

5 通学道路等の確保

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、通学時において生徒等を災害から保護するために、市長は関係者と緊密な連携をとり、次のような対策を講ずる。

(1) 運行不能時の措置

バス、船艇等により通学を行っている生徒等に対して、これらが運行不能となった場合には、臨時の寄宿舎の開設等これに代わり得る措置を講ずる。

(2) 災害危険箇所の実態把握

災害危険箇所（水害時における道路橋梁の決壊等）の実態を把握し、危険予防のため市長は校長と協議し、通学方法についての指示、その他必要な措置を講ずる。

第6 学校が地域の避難所となる場合の対策

1 市教育委員会は、学校長の協力を得て避難所に供する施設・設備の安全を確認したうえで、市長に対し、その利用について必要な情報を提供する。

また、避難所として必要な人員の確保とともに、旧耐震基準に基づいて建築された施設の早期耐震化及び施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。

さらに、学校が有する情報伝達機能を有効に活用し、的確な情報提供に努める。

2 市教育委員会は、避難生活が長期化する場合には、応急教育活動と避難者への支援活動との調整について市長及び学校長と必要な協議を行う。

第7 公民館等社会教育施設が地域の避難所となる場合の対策

1 公民館等社会教育施設の管理者は、避難所に供する施設・設備の安全を確認したうえで、市長に対し、その利用について必要な情報を提供する。

さらに、避難所として必要な人員を確保し、又は市に要請し、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。

2 公民館等社会教育施設の管理者は、避難生活が長期化する場合には、避難者への支援活動について市長と必要な協議を行う。

第8 文化財に対する対策

文化財が被災した場合、所有者又は管理者は、消防機関等に通報するとともに、国・県

指定文化財の場合は市教育委員会を通じて県教育委員会に、市指定文化財の場合は市教育委員会に報告し、その指示に従い必要な措置を講ずる。

資料編

・ 江田島市指定文化財一覧

第22節 公共施設応急対策計画

第1 目的

大規模な風水害等が発生した場合、土木建築部建設班は、消防部消防団班等の協力を得て、市の管理する道路、橋梁、河川、港湾等について、被害状況を速やかに把握し、地域の安全の確保を図るための措置を講じる。

各公共施設の管理者は、被害状況を速やかに把握し、住民生活の安定に重大な影響を及ぼす施設を重点に、速やかに応急復旧工事を実施し、降雨等による水害・土砂災害等に備え、二次災害防止施策を講じるとともに、応急対策の円滑な実施に支障ないように努める。

なお、応急復旧終了後、被害の程度を十分検証したうえで、必要に応じて施設の新設又は改良等を検討する。

第2 道路及び橋梁

- 1 道路、橋梁等の管理者は、所管する道路、橋梁等の施設に被害を受けた場合は、被害状況を速やかに把握し、市災害対策本部に報告するとともに、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。
- 2 上下水道、電気、電話等道路占有施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者に通報する。緊急のため、そのいとまがないときは、現場付近の立入禁止、避難誘導、付近住民への周知等安全確保のための措置を行い、事後連絡する。

第3 河川及び海岸

河川管理者及び海岸管理者は、所管する河川及び海岸の堤防等防災施設の被害状況を速やかに調査・把握し、市災害対策本部に報告するとともに、二次災害防止のための応急復旧工事を実施する。

第4 港湾及び漁港

港湾管理者及び漁港管理者は、所管する港湾施設及び漁港施設が災害により被害を受けた場合は、被害状況を災害応急対策のため緊急性の高いものから速やかに調査し、沿道等の応急復旧計画と調整の上、災害応急対策のため緊急性の高いものから応急復旧工事を実施する。

| | |
|-----|---------|
| 資料編 | ・ 港湾の現況 |
|-----|---------|

第5 治山施設

県、市及び近畿中国森林管理局は、治山事業施工地又は計画地において山腹崩壊等により土砂が流出した場合は、排土等による原状回復に努め、二次災害防止のための応急工事として編柵、土のう積み等を行う。

第6 砂防設備等

市は、砂防設備等の被害状況を速やかに調査し、二次災害が発生するおそれのある場合には、崩落土砂の除去や仮設防護柵設置等の応急工事を実施する。

第7 その他公共、公益施設の応急復旧活動

その他住民生活に重要な影響を及ぼす公共、公益施設については、緊急度に応じて速やかに応急復旧を図る。

第8 住民への広報活動

市及び公共施設の管理者は、公共施設の損傷等により二次災害が発生するおそれのある場合等、必要に応じて、住民に対し広報する。

第23節 交通確保計画

第1 目的

この計画は、災害時において、交通が途絶し、又は混乱した場合において、速やかに適切な措置を実施し、緊急輸送、通信連絡を円滑に行うため必要な事項を定めることを目的とする。

第2 異常気象時における通行規制区間の現況

異常気象時における通行規制区間、道路通行規制の基準は、次のとおりである。

< 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準 >

| 路線名 (路線番号) | 規制区間 | | 規制基準 | | | 危険 内容 | 迂回路 | 指定 年度 |
|----------------------|--------------------|------------|-----------------------------|------------------------------------|-------------------|----------|-----|-----------|
| | 自 至 | 延長 (km) | 規制基準値 | | 気象等 観測所 | | | |
| | | | 通行注意 | 通行止 | | | | |
| 国道 487 号 | 呉市音戸町早瀬 大柿町大君瀬本 | 1.8 | 歩行者・二 輪・車両 10m/s | 歩行者・二 輪 15m/s 車両 25m/s | 早瀬大橋 橋梁上 | 強風 | なし | 平成 4年度 |
| 県道深江 柿浦線 (300) | 大柿町深江釣付 大柿町深江下郷 | 1.4 | 時間雨量 10mm 日雨量 70mm | 時間雨量 20mm 日雨量 80mm | 江田島市 大柿町大 原 | 落石等 | なし | 平成 7年度 |

第3 交通秩序応急対策

1 陸上交通の確保

(1) 交通規制

県公安委員会は、道路の被害及び交通状況の把握に努め、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うために緊急の必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。

ア 被災地及び周辺における車両の走行抑止

災害発生直後の緊急措置として、被災地及びその周辺の地域について、区域又は区間を指定して緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。

なお、緊急通行車両等であっても、人命救助及び消火活動に従事する車両の通行を最優先するものとする。

イ 緊急交通路の確保

被災地及びその周辺に通じる主要道路については、あらかじめ緊急通行車両等の交通路（以下「緊急交通路」という。）として選定するとともに、発災後、区域又は区間を指定して緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急交通路を確保する。

なお、県は、災害時に緊急車両の円滑な通行を確保するために、県内各市町の中心部を結ぶ緊急輸送道路ネットワーク等の整備を行っている。市内における県指定緊急輸送道路は次表のとおりである。

< 県指定緊急輸送道路 >

| 分類 | 路線名 | 区間 |
|-----------|-------------|---|
| 第1次緊急輸送道路 | 一般国道487号 | 早瀬大橋～市役所前交差点(高田沖美江田島線交点) |
| | 江田島大柿線 | 大君交差点(国道487号交点)～市消防本部 |
| 第2次緊急輸送道路 | 一般国道487号 | 小用港～江田島町宮ノ原3丁目(石風呂切串線交点) |
| | 一般国道487号 | 市役所前交差点(高田沖美江田島線交点) ～能美町高田(高田沖美江田島線交点) |
| | (主)江田島大柿線 | 市消防本部～世上口交差点(国道487号交点) |
| | (主)高田沖美江田島線 | 永田川橋東詰交差点(国道487号交点)～鹿田公園 |
| | (主)高田沖美江田島線 | 市役所前交差点(国道487号交点) ～江南交差点(江田島大柿線交点) |
| | (一)石風呂切串線 | 江田島町宮ノ原3丁目(国道487号交点)～切串港 |
| 第3次緊急輸送道路 | 一般国道487号 | 江田島町宮ノ原3丁目(石風呂切串線交点) ～津久茂公園 |
| | (一)鷺部小用線 | 秋月トンネル部 |

ウ 車両の走行の抑制

緊急交通路以外の主要道路については、必要な交通規制又は指導・広報を行って、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、車両の走行を極力抑制する。

< 緊急通行車両 >

緊急通行車両とは、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第 288号）第32条の2で定める次のものをいう。

- 消防用自動車、救急用自動車その他道路交通法施行令（昭和35年政令第 105号）第39条第1項で定める緊急自動車
- 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両

(2) 自動車運転者のとるべき措置

県公安委員会が、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認め、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止若しくは制限した区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）においては、自動車運転者は、次の措置をとるものとする。

また、災害対策基本法による規制が実施されていない区域又はこれが実施されていない場合であっても、車両の運転については自粛する。

ア 走行中の車両

(ア) 速やかに、車両を通行禁止区域又は区間以外の場所に移動させる。移動させることが困難な場合は、できる限り車両を道路の左側端に寄せ、緊急通行車両等の通行妨害とならないように駐車する。

(イ) 移動、駐車後は、カーラジオ等により、交通規制情報を聴取し、その情報や周囲の状況に応じて行動する。

(ウ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓は閉め、ドアはロックしない。駐車するとき

は、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

イ 避難のための車両

緊急交通路における避難は、徒歩で行うこととし、車両は使用しない。（歩行困難な被災者については、最大限公的救助措置をとるものとする。）

(3) 路上の障害物除去等

ア 市は、市の管理する道路の障害物について、市内建設業者等の協力を得て、速やかに除去する。

除去に当たっては、市防災拠点等（市役所、指定避難場所、ヘリポート、救援物資集積場所等）を結ぶ路線等を優先して実施するものとする。

イ 市は、県公安委員会から車両の通行禁止区域及び緊急交通路を指定した旨の通知を受けた場合には、県公安委員会と連携して通行禁止区域等における障害物の除去及び応急復旧等を優先的に実施するものとする。

ウ 交通整理等に従事する警察官は、通行禁止区域等における緊急通行車両等の通行を確保するため、車両その他の物件の占有・所有・管理者に対して、道路外の場所への移動等を指示・命令することができる。

なお、指示・命令する相手方が現場にいないため等により、当該措置等を命ずることができないときは、警察官は自ら当該措置等をとることができる。

また、警察官がいない場合に限り、自衛官及び消防吏員は、自衛隊用及び消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、同様の措置等を講ずることができるものとする。

この場合、措置等を行った自衛官及び消防吏員は、区域を管轄する警察署長に直ちに通知する。

エ 道路管理者は、障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画の内容を把握する。

オ 道路管理者は、災害が発生した場合、緊急の必要があるときは、道路区間を指定して、緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置を当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に命ずることができる。

(ア) 道路区間の指定及び占有者等への車両等の移動命令

道路管理者は、道路の状況等を勘案し、車両の移動等の措置が必要となる区間が不足なく含まれるよう留意して道路区間を指定し、車両等の占有者に対し、車両等の移動命令をすることができる。

(イ) 指定道路区間の周知

道路管理者は、道路の区間を指定したときは、指定道路区間内に周知しなければならない。

(ウ) 車両等の移動

道路管理者は、①占有者等への移動命令又は②道路管理者自らによる移動のいずれかの方法により車両等の移動を行うことができる。

なお、道路管理者はやむを得ない限度で、車両その他の物件を破損することができる。

(エ) 土地の一時利用

道路管理者は、車両等の移動の措置をとるためにやむを得ないときは、必要な限度で、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分できる。

(オ) 損失補償

道路管理者は、車両移動や土地の一時使用等により、損失が発生した場合は、損失を補償しなければならない。

(4) 通行禁止又は制限に関する広報

ア 県公安委員会は、緊急通行車両等以外の車両の通行禁止又は制限を行ったときには、直ちに居住者等にその禁止又は制限の対象、区域及び期間を記載した標示の設置と広報幕等による現場広報を行うとともに、市及び関係機関に連絡する。

イ 市は、県公安委員会から前記アの連絡を受けた場合には、県公安委員会が行っている交通規制状況、迂回路状況、車両の使用抑制及び運転者のとるべき措置等について、防災行政無線放送等により市民及び自動車運転者等に周知徹底を図る。

(5) 関係機関との連携

ア 県公安委員会が、車両の通行を禁止又は制限した場合には、市は、県公安委員会、他の道路管理者等の関係機関、関係団体と相互に緊密な連携を保ち、適切な交通規制の実施に協力するものとする。

イ 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することになった場合には、関係機関・団体と一致協力して、その解消に適切な対応措置を講ずるものとする。

ウ 障害物の除去等については、道路管理者、警察官及び自衛官等と協力して必要な措置をとるものとする。

(6) 緊急通行車両又は緊急輸送車両の確認、及び規制除外車両の事前届出及び確認

県公安委員会が災害応急対策として緊急の必要があると認め、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を、区域又は道路の区間を指定して行った場合、市は、県公安委員会（江田島警察署）に、緊急通行車両又は緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）の確認、及び災害対策基本法第76条第1項の規定に基づく通行の禁止又は制限から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）の事前届出及び確認を申請し、緊急通行車両確認標章又は緊急輸送車両確認標章及び証明書の交付を受けるものとする。

<緊急通行車両等>

緊急通行車両等とは、以下の規定に基づく車両をいう。

- 災害対策基本法（第50条第1項）
- 大規模地震対策特別措置法（第21条第1項）
- 原子力災害対策特別措置法（第26条第1項）
- 武力攻撃事態における国民の保護のための措置に関する法律（第2条第3項）

(7) 緊急通行車両等の確認

ア 県公安委員会は知事と連絡を取りつつ、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づき、緊急通行車両等として使用される車両について、当該車両の使用者等の申出により、緊急通行車両等として使用されるものであることの確認を行う。また、この確認は、同第33条第2項の規定に基づき、災害発生前においても行うことができる。

このため市は、市所有車両のうち災害応急対策等に従事する車両について、事前に申請を行い、確認を受けておくものとする。

申請は、当該車両の使用者又は管理責任者が行う。

イ 対象とする車両

(ア) 災害対策基本法の規定に基づく緊急通行車両等

災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策に使用される計画がある車両で、同項が定める次の災害応急対策のいずれかに該当する車両とする。

- a 警報の発令及び伝達並びに避難の指示等に関する用務に従事する車両
- b 消防、水防その他の応急措置に関する用務に従事する車両
- c 被災者の救難、救助その他保護に関する用務に従事する車両
- d 被害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する用務に従事する車両
- e 施設及び設備の応急復旧に関する用務に従事する車両
- f 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する用務に従事する車両
- g 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関する用務に従事する車両
- h 緊急輸送の確保に関する用務に従事する車両
- i その他災害の発生を防ぎよ又は拡大の防止に関する用務に従事する車両

(イ) その他の規定に基づく緊急通行車両等

前期(ア)のほか、以下の規定に基づく車両とする。

- a 大規模地震対策特別措置法第21条第1項に規定する地震防災応急対策に従事する車両
- b 原子力災害対策特別措置法第26条第1項に定める緊急事態応急対策に従事する車両
- c 武力攻撃事態における国民の保護のための措置に関する法律第2条第3項に定める国民の保護のための措置の対策に従事する車両

ウ 確認の取扱場所

県公安委員会は、次に掲げる場所において、緊急通行車両等であることの確認を取り扱うものとし、確認したものについて緊急通行車両確認標章又は緊急輸送車両確認標章及び証明書を交付する。

(ア) 災害が発生し、又は正に発生しようとしている時における確認（災害対策基本法施行令第33条第1項等）

- a 県警察本部（交通部交通規制課）
- b 県下各警察署
- c 交通検問所

(イ) 災害発生前における確認（災害対策基本法施行令第33条第2項等）

- a 当該車両の使用の本拠を管轄する警察署（江田島警察署）

(8) 規制除外車両の事前届出・確認

ア 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものを使用される車両であって、県公安委員会の意思決定により災害対策基本法の規定に

基づく交通規制等が行われた緊急交通路の通行を認めるものについては、規制除外車両として取扱う。

イ 規制除外車両の事前届出

県公安委員会は、規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確認に係る事前届出を受付けている。

事前届出は、緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者又はその代行者が行う。

ウ 事前届出の対象とする車両

次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両等に該当しないものとする。

- (ア) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- (イ) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- (ウ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (エ) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

エ 規制除外車両の事前届出手続

(ア) 取扱場所

車両の使用の本拠を管轄する警察署

(イ) 規制除外車両事前届出済証の交付

県公安委員会は、事前届出があった車両について、規制除外車両に該当すると認められるものについては、規制除外車両事前届出済証（以下「除外届出済証」という。）を交付する。

オ 規制除外車両の確認手続

県公安委員会は、災害等が発生し、緊急交通路が指定して緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限した時、規制除外車両について確認するものとし、規制除外車両と認められるものについて規制除外車両確認証明書及び標章を交付する。

なお、規制除外車両の範囲やその拡大については、全国的斉一を図る必要があることから、個別に警察庁と調整する。

(ア) 確認の取扱場所

- a 警察本部（交通部交通規制課）
- b 県下各警察署
- c 交通検問所

(イ) 除外届出済証の取扱い

規制除外車両の確認申出時に、当該車両に係る除外届出済証が添付されたものについては、事前届出を行っていないものの申出に優先して取り扱う。

| | |
|-----|----------------|
| 資料編 | ・ 緊急通行車両等の確認標章 |
|-----|----------------|

2 海上交通安全の確保

(1) 交通規制

広島海上保安部・呉海上保安部は、海上交通の安全を確保するため次の措置をとる。

ア 交通整理、指導

船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

イ 交通の制限及び禁止

海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。

(2) 航路の障害物除去等

ア 港湾管理者及び漁港管理者は、所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、関係機関に報告するとともに、障害物除去に努める。

また、港湾施設及び漁港施設の利用者等は、港湾管理者及び漁港管理者の指導のもと、自動車、コンテナ、ドラム缶、有害物質等が海域に流出し、転落しないよう措置するとともに、災害発生時には、調査点検の実施及び異状を認めた場合の防災関係機関への通報や回復措置をとる。

イ 広島海上保安部・呉海上保安部は、海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告するものとする。

(3) 応急標識の設置

広島海上保安部・呉海上保安部は、水路の水深に異常を生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

また、航路標識が破損し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

(4) 航行警報等の実施

広島海上保安部・呉海上保安部は、航路障害物の発生、航路標識の異状等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき、又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに第六管区航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じて六管区水路通報により周知する。

(5) 油流出事故等の周知

広島海上保安部・呉海上保安部は、大量の油の流出等により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、第六管区航行警報、安全通報並びに船艇及び航空機における巡回等により速やかに周知する。

第4 交通施設災害応急対策

1 実施責任者

| 交通施設の区分 | 実施責任者 |
|---------|----------------------|
| 道 路 | 道路管理者（中国地方整備局、県、市町等） |
| 港 湾 | 港湾管理者（県、市）、中国地方整備局 |

2 実施基準

道路、港湾の交通施設に係る災害応急対策は、当面必要最小限度の機能を確保することを第一の目標とし、最小限の機能が確保された後、本来の機能回復に努めるものとする。この場合の実施の基準は、概ね次に掲げる順序による。

(1) 陸上交通施設（道路）

ア 孤立地域の解消。この場合の地域は、市町単位を原則とする。ただし、人命の救助等急施を要する場合はこの限りでない。

イ 広域間の幹線交通の確保

ウ その他の道路交通の確保。この場合、交通量の多い路線又は区間から実施する。

(2) 海上交通施設（港湾）

ア 接岸及び係留施設

イ 外かく施設

ウ 水域施設

ただし、人命、財産の危険のある場合又は急施を要する場合はこの順序によらず実施する。

3 実施方法

施設の管理者は、それぞれ管理する交通施設の災害に対処する計画を定め、災害応急対策を実施する。

この場合、その施設の所在する地域の関係機関（市を含む。）は、自己の業務に支障のない範囲において、これに協力する。

また、国・県道と交通上密接な関連を有する市道について、権限代行制度により災害応急対策等に係る工事等を行うよう、県に要請することができる。

第24節 輸送計画

第1 方針

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害応急対策の実施に必要な要員、資機材等の輸送に支障が生じないように、市内輸送業者等から輸送手段を調達するなど、緊急輸送体制の確保に努めるものとする。

第2 実施体制

- 1 被災者、災害応急対策要員の移送及び災害応急対策用資機材の輸送は、市が行い、道路交通が可能な限り自動車輸送によるものとするが、道路の遮断等で航空輸送又は船舶等によることが適当なときはその方法によるものとする。
- 2 市は、あらかじめ緊急輸送に関する運送業者との協定を締結するなどして、災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画を定め、車両等の調達先及びそれらの燃料等の調達先を明確にしておき、人員及び物資等の輸送手段を確保する。

第3 緊急輸送の対象者及び資機材の範囲等

1 緊急輸送の対象の範囲

緊急輸送の対象とする者及び資機材の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 被災者
- (2) 災害対策要員
- (3) 救助用物資・資機材
- (4) 救急医薬品、緊急医療用水、衛生材料及び医療用具
- (5) 食料、飲料水、生活必需品等
- (6) 応急復旧用資機材
- (7) その他必要な人員、物資等

2 緊急輸送の段階別対応

傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施するものとする。

輸送対象の想定は、次のとおりとする。

| | |
|-------------------|--|
| 第1段階 (避難期) | ① 救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資 ② 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資 ③ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員等 ④ 負傷者等の後方医療機関への搬送 ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資 |
| 第2段階 (輸送機能確保期) | ① 第1段階の続行 ② 食料、水等生命の維持に必要な物資 ③ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資 |
| 第3段階 (応急復旧期) | ① 第2段階の続行 ② 災害復旧に必要な人員及び物資 ③ 生活必需品 |

第4 緊急輸送の方法

輸送の方法は、輸送物資等の種類、数量、緊急度、災害現場の被害状況等を勘案し、次の最も適切な方法により、又は組み合わせて実施するものとする。

1 自動車による輸送

(1) 庁用車両の配車

災害時における庁用車両の集中管理及び自動車の確保・配備は、総務部財政班が行い、各部は緊急輸送用の自動車等を必要とするときは総務部財政班に依頼するものとする。

総務部財政班は、稼働可能な車両数を掌理し、要請に応じ適正に配車を行う。

なお、自動車による緊急輸送を行う場合には、本章「第23節 交通確保計画」に定める緊急通行車両等の確認標章及び証明書を掲示、携行するものとする。

(2) 車両の借上げ

各部からの要請等により庁用車両だけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、総務部財政班は、直ちに公共的団体の所有する自動車又は市内輸送関係業者等に協力を依頼し調達を図るものとする。

なお、特殊車両については、土木建築部建設班が市内建設業者等から調達を図るものとする。

資料編 ・ 市内民間業者の陸上建設機械保有状況

2 船舶による輸送

道路が被災し、通行不能となり陸上輸送により難しい場合で、船舶等による輸送が効果的な場合には、船舶所有者等に要請し、船舶による輸送を行う。

3 航空機による輸送

地上交通が途絶した場合又は輸送の急を要する場合には、市長は県に対して県防災ヘリコプターの派遣や自衛隊の派遣要請を要求し、緊急輸送を行うものとする。

なお、この場合にはヘリコプターの受入体制に万全を期するものとする。

資料編 ・ ヘリコプター離着陸場一覧

4 応援要請

市が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項から、必要な項目を明示して他の市町、県及び中国旅客船協会連合会にあっせんを要請する。

- (1) 輸送区域及び借り上げ期間
- (2) 輸送人員又は輸送量
- (3) 車両、船舶等の種類及び台数
- (4) 集結場所及び日時
- (5) 車両、船舶等の燃料の給油場所及び給油予定量
- (6) その他必要事項

資料編 ・ 船舶による災害時の輸送等に関する協定書

第5 緊急物資集積場所の設置

災害が大規模である場合は、市における調達物資又は救援物資は大量となることが予想されるため、あらかじめ次の施設を物資の一時集積場所と定め、関係機関に周知するとともに、総務部財政班、産業部交流観光班は、ボランティア等の協力を得て、物資の仕分け、配送を行うものとする。

<救援物資集積場所>

| 施設名 | 所在地 | 電話番号 |
|----------------------|-----------------|--------------|
| 江田島市スポーツセンター | 江田島市能美町中町3699-2 | 0823-45-5460 |
| ひろしま農業協同組合江田島アグリセンター | 江田島市大柿町飛渡瀬60-1 | 0823-40-3430 |

第6 救助の程度、方法及び期間

災害救助法が適用された場合の、輸送に関する救助の程度、方法及び期間等は、資料編に掲載のとおりである。

| | |
|-----|---------------------------|
| 資料編 | ・ 広島県災害救助法施行細則（別表第1・別表第2） |
|-----|---------------------------|

第25節 通信応急計画

第1 方針

市は、災害時の通信連絡を迅速かつ円滑に実施するため、市防災行政無線、広島県総合行政通信網の活用、公衆電気通信設備の優先利用及び防災関係機関保有などの適切な利用により、非常通信の確保を図るものとする。

第2 広島県総合行政通信網の活用

市は、県と連携して、広島県総合行政通信網の活用により、災害時における迅速かつ的確な通信連絡の確保を図る。

広島県総合行政通信網は、県庁と合同庁舎等とを地上系多重回線で結ぶとともに、県庁と市及び江田島市消防本部とは、衛星系回線及び地上系回線（補完系）で構成した通信網である。

また、この通信網は、災害時には優先的に通信を確保するため、通信回線の統制機能を有するとともに、地域衛星通信ネットワークに加入している全国の地球局と音声、FAX、データ、映像の受発信機能を有するものである。

第3 市防災行政無線の活用

市防災行政無線の設置状況は、資料編に掲げるとおりである。

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には市防災行政無線を活用し、市内一括の緊急放送、消防団への連絡通信を行う。

また、防災行政無線と連動した、津波情報や緊急地震速報を瞬時に知らせるための全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用する。

| | |
|-----|---------------|
| 資料編 | ・市防災行政無線局設置状況 |
|-----|---------------|

第4 公衆電気通信設備の優先利用

1 加入電話の優先利用の申込み

防災関係機関は、応急対策の実施等について緊急かつ特別の必要に備えて、災害対策用電話について「災害時優先電話」として、あらかじめNTT西日本に申込みを行い、承認を受けておくものとする。

また、災害対策用電話について変更があった場合は、速やかにNTT西日本に変更を申込み、承認を受けておくものとする。

| 申込先 | 申込みダイヤル番号 |
|---------|-----------|
| 116センター | 「116」 |

本市における災害時優先電話の設置場所は、資料編に掲げるとおりである。

| | |
|-----|----------------|
| 資料編 | ・災害時優先電話設置施設一覧 |
|-----|----------------|

2 非常・緊急電報の申し込み

防災関係機関は、応急対策の実施等について緊急かつ特別に必要な場合は、前記1の「災害時優先電話」から、非常・緊急電報の申し込みを行う。

| 申込先 | 申込みダイヤル番号 |
|--------|-----------|
| 電報センター | 「115」 |

3 特設公衆電話（無償）の要請

防災関係機関は、災害救助法が適用された場合等に、避難場所等に設置する特設公衆電話（無料）を要請する。

| 要請先 | 電話番号 |
|--------------------|--------------|
| NTT西日本中国支店設備部災害対策室 | 082-511-1377 |

| | |
|-----|---------------------|
| 資料編 | ・特設公衆電話の設置・利用に関する覚書 |
|-----|---------------------|

4 臨時電話（有償）等の申込み

防災関係機関は、必要に応じ、30日以内の利用期間を指定して、加入電話の提供を受けるための契約電話（有料）を申込み。

| 区分 | 申込み先 | 応答先 |
|------|-----------------------|--------------|
| 固定電話 | 116センター | 「116」 |
| 携帯電話 | 株式会社ドコモCSモバイルレンタルセンター | 0120-680-100 |

第5 有線通信等が途絶した場合における代替措置

有線通信等が途絶した場合、市は、次により通信の確保を図り、災害応急対策の迅速な実施を図るものとする。

1 防災関係機関設置の無線通信施設の利用

有線通信が途絶した場合は、防災関係機関の設置する無線による非常通信を優先する。非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて非常無線通信を発信する。

また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの、及び急迫の危険若しくは緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合には、必要に応じて非常無線通信を発信する。

なお、市は、防災関係機関以外の者の所有する無線局について、あらかじめその実態を把握するとともに、その利用について協議し、マニュアル等を作成しておくものとする。

2 放送機関に対する放送の依頼

市長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、知事を通して放送機関に対し、災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼する。

3 アマチュア無線の活用

アマチュア無線局の実用通信（個人的な通信技術の興味によって行う通信以外の通信）は、通常時は禁じられているが、災害時において通信手段が途絶した際には、県及び市は、非常通信として、これを活用することを図るものとする。

市は、平素から地域内のアマチュア無線局の状況を把握するよう努めるとともに、災害時における非常通信の協力を依頼する。

4 移動体通信設備の利用

防災関係機関は、各種の情報連絡を行うために移動体通信設備（衛星電話、携帯電話）等の有効利用による緊急連絡手段の確保を図る。

第6 通信施設の応急対策

市は災害により通信施設に被害が生じた場合には、次の点に留意して、災害時に有効、適切な措置を行うものとする。

1 要員の確保

市職員あるいは関係機関に連絡し、速やかに専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

2 応急用資機材の確保

非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線機、可搬形無線機等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図るとともに、平常時においてもこれらの点検整備を行う。

3 NTTによる通信対策

NTT西日本は、災害時に次のような対策を図るので、市民に周知するものとする。

(1) 公衆電話の無料化

広域停電時には、既設公衆電話の無料化が図られる。

(2) 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害伝言板「web171」の利用

震度6弱以上の地震その他災害の発生により安否連絡が多発すると想定される場合等は、災害用伝言ダイヤル「171」及び災害伝言板「web171」が開設される。

第7 通信施設の機能確認及び運用訓練

災害時等において迅速かつ的確に通信運用が行われるよう、定期的に機能確認を実施するとともに、平素から操作方法等の訓練を実施するものとする。

第8 通信機器の供給の確保

県及び市は、災害応急対策に必要な通信機器について、必要に応じて、中国総合通信局に応急貸与を要請する。

また、貸与された通信機器は、適切に配分する。

第9 通信設備の電源の確保

県及び市は、災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源確保のため、必要に応じて、中国総合通信局に移動電源車の貸与を要請する。

第26節 ライフライン施設災害応急対策計画

第1 目的

この計画は、電力、水道及び下水道施設の公共性に鑑み、災害時におけるこれらの施設の応急対策について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 電力施設の応急対策

1 実施責任者

中国電力ネットワーク株式会社は、防災業務計画の災害対策計画に基づき、市内の電気工作物を災害から防護し需要電力を確保する責任を有する。

2 実施方法

(1) 中国電力ネットワーク株式会社は、防災業務計画の定めるところにより応急対策及び復旧工事を実施する。

(2) 中国電力ネットワーク株式会社は、社内に災害対策（準備）本部を設置したときは、次の伝達経路によって江田島市に伝達する。

また、大規模な被害又は重大な事故が発生したときは、必要の都度、停電発生地域、停電発生戸数、停電復旧見込み等を情報提供する。



(3) 中国電力ネットワーク株式会社は、電力施設の停電状況、復旧の見通し、電気使用上の注意等の広報活動をホームページへの掲載を含むインターネットによる配信、防災無線等の活用による周知により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

(4) 中国電力ネットワーク株式会社は、自己の電気工作物の事故等の応急対策の実施に当たって、他の公共施設に与える影響を十分配慮して実施する。

資料編 ・ 災害時における連絡体制及び協力体制に関する覚書

第3 水道施設の応急対策

1 実施責任者

水道事業者等

2 応急復旧対策

(1) 迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ、関連事業者等からの応援を受ける場合も想定した手順や方法を明確にした計画の策定に努めるとともに、大規模災害に備えた広域的な相互応援対策などの緊急対応体制の確立に努めるものとする。

(2) 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、県内の関連事業者、隣接市町又は県に応援を要請し、必要に応じ、広域的な応援・受援計画により、県外の関連事業者等へ応援を依頼する。

(3) 応急復旧等の状況や見通しを広報し、市民へ周知する。

3 資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材を備蓄するとともに、関連事業者等との調達体制の確立に努めるものとする。

| | |
|-----|--------------------------|
| 資料編 | ・給水器具の保有状況（県水道企業団江田島事務所） |
|-----|--------------------------|

4 施設の点検

実施責任者は、災害発生後速やかに水道施設の被害状況を把握する。

- (1) 取水、導水、浄水施設及び配水施設の被害調査は、各施設ごとに速やかに行う。
- (2) 管路については、水圧状況や漏水、道路陥没等の有無、地上建物の被害状況等の把握に努める。

なお、次の管路については、優先的に点検する。

- ア 主要配水管路
- イ 給水拠点に至る管路
- ウ 河川等の横断箇所

5 応急措置

- (1) 取水施設及び導水施設に亀裂・崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水、導水の停止又は減量を行う。
- (2) 漏水等により道路陥没等が発生し、道路交通上危険が予測される箇所は、断水後、可能な限り危険防止措置を実施する。
- (3) 倒壊家屋、焼失家屋及び所有者不明の給水装置の漏水は、分岐バルブにより閉栓する。

6 災害時の広報

災害発生時は、市災害対策本部と一体となって、水道施設の被害状況、復旧の見通し、給水拠点等を市民に周知するため、広報活動を行う。

第4 下水道施設の応急対策

1 実施責任者

市長

2 応急復旧対策

- (1) 迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ、関連事業者等との災害時における復旧支援に関する協定を締結するなど支援体制の確立に努めるものとする。
- (2) あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保し、応急対策を実施する。
- (3) 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、関連事業者、近隣市町又は県に応援を要請する。

3 広報サービスの実施

下水道施設の被害状況、復旧の見通し等の広報活動を市防災行政無線、広報車等により行い、必要に応じて知事を通じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

4 要員及び資機材等の確保

(1) 復旧要員

災害復旧に必要な要員は、排水設備指定工事店によるほか被害状況に応じて確保する。

(2) 復旧資機材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材等により実施するものとし、不足する場合は近隣市町等下水道管理者間で、その融通に努める。

5 応急措置

(1) ポンプ場において、停電のため機能が停止した場合、発電機又はエンジン排水ポンプにより機能停止による排水不能の事態が起こらないよう対処する。

(2) 各施設の点検を行い、管渠の被害に対しては被害の程度に応じて応急措置を実施する。

(3) 工事中の箇所においては、請負者に対し被害を最小限にとどめるよう指導監督を行うとともに、状況に応じて現場要員、資機材の補給に協力してもらう。

第26節の2 その他施設災害応急対策計画

第1 目的

この計画は、災害時に応急対策が必要なその他の施設について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 防災重点ため池対策

市は、所有者等による応急措置では十分に安全を確保できない場合、防災上必要な措置を行う。

市での措置が極めて困難な場合などにおいては、災害対策基本法に基づく応援の要請を検討する。

第3 空家対策

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

第27節 災害広報・被災者相談計画

第1 目的

災害発生時においては、市は、被災地や隣接地域の市民に対し、被害の状況、災害応急対策の実施状況等について速やかに広報することにより、市民の不安解消に努めるとともに、市民自らの適切な判断により、無用の混乱を排除するように配慮する必要がある。

また、被災者の生活再建等を支援するために速やかな対策を講じるよう被災者相談を行い、被災地の市民の動向と要望の把握に努める。

第2 広報活動

1 広報責任者

市は、本章「第3節 災害情報計画」で得た情報及び市民が行うべき措置等を周知させる必要があると認めたときは、広報活動を実施する。その際、避難者のニーズを十分把握するとともに、各防災関係機関と相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるよう努める。

災害時の広報活動は、総務部総務班、企画部企画班、市民生活部市民生活班、地域支援班、市民センター班、消防部予防班、消防団班等が行うものとする。

2 広報の目的

災害発生直後には、企画部企画班及び市防災行政無線によりパニック、二次災害の防止を中心に広報活動を実施する。

応急復旧時には、市防災行政無線によるものと同時に、企画部企画班は、ホームページや広報紙により、食料や交通等の生活情報や被災者の生活再建支援情報を中心に広報活動を実施する。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。

3 広報の内容

市は、江田島警察署、その他関係機関と緊密な連携の下に、次の事項について広報活動を行う。

(1) 広報の内容

災害広報は、災害の経過状況に応じた適時的確な広報を行うものとする。

<災害発生直後の広報>

| | |
|---|----------------------------------|
| ア | 気象等に関する予警報及び情報 |
| イ | 避難に関する情報（避難場所、避難指示等） |
| ウ | 医療、救護所の開設に関する情報 |
| エ | 災害発生状況に関する情報 |
| オ | 出火防止、初期消火に関する情報 |
| カ | 二次災害防止に関する情報（デマの防止、電気、ガス、水道等の措置） |
| キ | その他必要な情報 |

<応急復旧時の広報>

| | |
|---|------------------------|
| ア | 食料、水、その他生活必需品の供給に関する情報 |
| イ | 電気、ガス、水道の復旧に関する情報 |
| ウ | 交通機関、道路の復旧に関する情報 |
| エ | 電話の利用と復旧に関する情報 |
| オ | ボランティア活動に関する情報 |
| カ | 仮設住宅、ホームステイ等に関する情報 |
| キ | 臨時相談所に関する情報 |
| ク | 市民の安否に関する情報 |
| ケ | 被災宅地危険度判定活動に関する情報 |
| コ | その他生活情報等必要な情報 |

(2) 広報の方法と担当班

| 広報の方法 | 本部 事務局 | 総務部 総務班 | 企画部 企画班 | 市民 生活部 市民 生活班 | 市民 生活部 地域 支援班 | 市民 生活部 市民セン ター班 | 消防部 予防班 消防 団 班 |
|-----------|-----------|------------|------------|------------------------|------------------------|--------------------------|-------------------------|
| 市防災行政無線 | | ○ | | | | | |
| 窓口 | | | | ○ | | ○ | |
| ホームページ | | | ○ | | | | |
| S N S | | ○ | ○ | | | | |
| 広報車、消防車両 | | | | ○ | | | ○ |
| ハンドマイク | | | | | | | ○ |
| 広報紙 | | | ○ | | | | |
| 立て看板、貼り紙 | | | ○ | | | | |
| チラシの配布 | | | ○ | | | | |
| 自主防災組織に連絡 | | | ○ | | ○ | | |
| 県に対し要請 | ○ | | | | | | |
| 報道機関に放送要請 | | | ○ | | | | |

(3) 要配慮者及び外国人への広報

災害時に迅速かつ的確な行動がとりにくい高齢者、障害者及び日本語を解さない外国人等に対しては、文字、手話、「やさしい日本語」あるいは外国語等による広報を行う等、十分配慮して行うものとする。

(4) 報道機関に対する発表

災害対策の重要事項は、報道機関に発表するとともに、各報道機関が行う独自の取材活動に対しても、情報資料の提供などに協力する。

(5) 災害に係る記録写真の取材

企画部企画班は、できるだけ災害記録写真の取材に努め、これを整理保存し、復旧対策及び広報活動の資料として活用する。

(6) インターネットを利用した広報の留意点

災害発生時において、ホームページは重要な情報源であることから、広報責任者は、簡易版ホームページの開設やミラーサーバ等を立ち上げるなど、アクセス集中による閲覧障害を回避するよう努めるものとする。

4 災害用伝言ダイヤルの活用

災害発生時には、電話がかかりにくい場合でも被災者が家族などに安否を伝えることができる「災害用伝言ダイヤル」をNTTが開設するので、臨時相談所、広報紙、掲示板等により活用方法を市民に周知させるものとする。

5 放送機関に対する放送の依頼

市長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、知事を通じて放送機関に、災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼する。

第3 被災者相談活動

1 被災者相談

市は、災害が発生した場合には、被災者又は関係者からの相談、要望、苦情等に速や

かに応じ、被災者の生活環境の早期改善のために被災者相談を行う。

2 相談方法

市は、被災者等からの相談・問合せに応じるとともに、要望、苦情等を広く聴取し、問題の早期解決を図るため、市民生活部市民生活課に相談窓口を設ける。

また、必要に応じて、市民生活部市民生活班は、被災地及び避難場所等への臨時相談所の設置や広報車又は二輪車（バイク、自転車）等による被災地の巡回・移動相談を実施する。

なお、相談窓口は、関係機関が共同で設置するなどしてワンストップサービスの実現に努めるものとし、相談所の規模及び構成員等は、災害の実情に応じて定めるものとする。

第4 安否情報の提供等

県又は市は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

第28節 労働力確保計画

第1 方針

災害応急対策実施のため、本部組織の動員だけでは十分その効果をあげることが困難な場合に、労働力の確保について必要な事項を定め、応急対策活動の万全を期するものとする。

第2 実施責任者

災害応急対策上必要とされる労働力の確保は原則として、市長が実施する。

第3 実施方法

1 市職員等の動員

災害応急対策は、市職員、消防職員及び消防団員をもって実施するものとする。市職員、消防職員及び消防団員の動員計画は、本章「第2節 組織、動員計画」に定めるところによる。

2 民間協力団体等への協力要請

市職員等のみでは十分な災害応急対策の実施が困難な場合には、自主防災組織、自治会等、ボランティア等の諸団体の協力を依頼して、必要な労働力を確保する。

3 大規模災害時の措置

災害の規模が大きく、市のみでは災害応急対策が完全に実施できない場合には、市長は、災害の状況により次のいずれかの措置を講じて必要な人員を確保し、災害応急対策を実施する。

- (1) 応援協定による人員確保（本章「第6節 相互応援協力計画」参照）
- (2) 自衛隊の派遣要請（本章「第5節 自衛隊災害派遣要請計画」参照）
- (3) 知事、他市長等への応援要請（本章「第6節 相互応援協力計画」参照）

| | |
|-----|---|
| 資料編 | ・ 広島県内広域消防相互応援協定書 ・ 県内市町村の災害時の相互応援に関する協定 |
|-----|---|

第29節 ボランティアの受入れ等に関する計画

第1 方針

県・市及び関係団体は、ボランティアによる活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう相互に連携・協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、迅速かつ円滑なボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するため、受入れに携わる要員の育成に努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、高齢者への介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

第2 ボランティアの受入れ

1 ボランティアの受入れに係る情報収集等

災害発生時に、広島県社会福祉協議会が設置する「広島県被災者生活サポートボランティアセンター」と、江田島市社会福祉協議会が設置する「市被災者生活サポートボランティアセンター」は連携を図り、ボランティアの受入れや活動支援、情報収集・発信などを行う。

また、特定非営利活動法人ひろしまNPOセンター等の中間支援組織は、必要に応じて、広島県被災者生活サポートボランティアセンター、市被災者生活サポートボランティアセンターの活動と連携して被災者支援を効果的に展開するため、情報共有の機会を設ける。

2 県災害対策本部の役割

県災害対策本部は、ボランティアの受入体制の確保について、市、日本赤十字社広島県支部、広島県社会福祉協議会及びその他防災関係機関並びにボランティア団体と緊密に連絡、協議し、ボランティアの割り振り等を行うものとする。

また、同本部は、広島県被災者生活サポートボランティアセンター等へ被災地の状況、救援要請や救援活動の状況などの情報提供等を行う。

3 市災害対策本部の役割

市災害対策本部は、ボランティアの受入体制の確保について、市被災者生活サポートボランティアセンター等と連携し、ボランティアの受入窓口や連絡体制を定め、ボランティア活動の円滑な実施を支援する。

また、同本部は、市被災者生活サポートボランティアセンター等に対して、情報提供等の支援を行う。

4 広島県被災者生活サポートボランティアセンターの役割

市被災者生活サポートボランティアセンターや県・市災害対策本部等と連絡・調整し、市町被災者生活サポートボランティアセンターの後方支援を行うものとする。

(1) 市被災者生活サポートボランティアセンターの運営支援

情報発信、人材の派遣、資機材、資金の調整等の支援を行う。

(2) 県内関係機関・団体及び全国への支援要請及び情報発信

同センターは、県域の災害時の協働ネットワークである「広島県被災者生活サポ

ートボラネット」の構成機関・団体及び全国に対し、被災地支援に向けた情報、人材、資機材の確保、資金の呼び掛け等を行う。

5 市被災者生活サポートボランティアセンターの役割

広島県被災者生活サポートボランティアセンターや市災害対策本部等と連絡・調整し、ボランティアなどの受入れや活動支援を行うものとする。

(1) 被災者の支援ニーズ等の把握

各災害応急対策責任者や被災者、ボランティア、関係機関・団体等から、被災者の生活支援にかかるニーズを把握する。

(2) ボランティアの募集

ボランティアの需要に対し、ボランティアの人数が不足すると想定される場合、ボランティア活動の必要な状況を広報し、ボランティアの募集を行う。

(3) ボランティアのあっせん・活動支援

災害発生時におけるボランティア申出者を受け付け、各ボランティア申出者の活動内容、活動可能日数、資格、活動地域等を把握する。

各災害応急対策責任者から市被災者生活サポートボランティアセンター等に対しボランティアのあっせん要請が出された場合、平常時からのボランティア登録者及び災害後に受け付けたボランティア申出者の中から必要なボランティアをあっせんする。

また、ボランティアのあっせん要請がない場合でも必要と認められるときは、ボランティアのあっせんを行うことができるものとする。

(4) ボランティア関連情報の収集・発信

被災地の状況、救援活動の状況などの情報を、ボランティアに対して的確に提供する。

6 被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）への国庫負担

県内市町に災害救助法が適用された際、県又は県から事務の委託を受けた市が、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）に委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができるものとする。

第3 専門ボランティアの派遣等

県は、各災害応急対策責任者から専門ボランティアのあっせん要請があった場合、市被災者生活サポートボランティアセンター等で受け付けた専門ボランティアをあっせんする。

市は、専門ボランティアの受入れ及びあっせんの調整等を行う。

第4 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

県及び市は、公共施設などの一部を、ボランティアの活動拠点として積極的に提供する。

また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、県及び市の備品を可能な限り貸し出し、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努めることとする。

第5 災害情報等の提供

県及び市は、ボランティア活動に必要な災害情報等を積極的に提供するとともに、必要により、被災者生活サポートボランティアセンター等が行う情報共有会議等に参加し、情報の共有を図る。

第6 ボランティアとの連携・協働

県及び市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

第7 市被災者生活サポートボランティアセンターの機能喪失時の補完体制

大規模災害の発生により市被災者生活サポートボランティアセンター機能の一部又は全部が喪失した場合、広島県被災者生活サポートボランティアセンター及び近隣の市町社会福祉協議会（被災者生活サポートボランティアセンター）は、協働して、センター機能の一部又は全部を担える体制を整備する。

第8 ボランティア保険制度

県及び市は、ボランティアの活動中における負傷等に備え、ボランティアが保険へ加入するよう努める。

第30節 突発的災害による応急対策計画

第1 目的

自動車事故、火災爆発事故等突発的な災害は年々増加し、最近は一度に多くの尊い人命が失われる大事故が目立ち、大きな社会不安を引き起こしている。これら突発的な災害に防災関係機関が緊急かつ有機的な連携協力のもとに対処していくための計画を定め、必要な対策を実施する。

第2 市の措置

- 1 突発的な事故により多数の死傷者が発生したときは、当該事故関係機関はもちろん、防災関係機関は、応急対策に万全を期する。
- 2 重大事故を発見した者は、市、江田島警察署、江田島市消防本部のいずれかに通報する。
- 3 突発重大事故が発生したときは、防災関係機関は、救急医療、救助その他応急対策を実施するため事故対策本部を設置する。
- 4 市及び当該事故関係機関は、情報の収集に十分な連絡をとり、相互に情報を交換して応急対策が円滑に実施できるよう努める。
- 5 市及び当該事故関係機関は、相互に連絡調整を行い、被災者に必要な物資を速やかに確保し、搬送する。
- 6 市及び当該事故関係機関は、応急復旧に必要な資機材を確保する。
- 7 市は、江田島警察署と連絡を保ち、市の管理する道路等の交通規制を実施し、輸送の確保に努める。
- 8 市は、防災関係機関の協力を得て事故現場及び被害地域における応急復旧を速やかに実施するとともに、その状況を県に報告する。

第31節 海上災害応急対策計画

第1 船舶災害

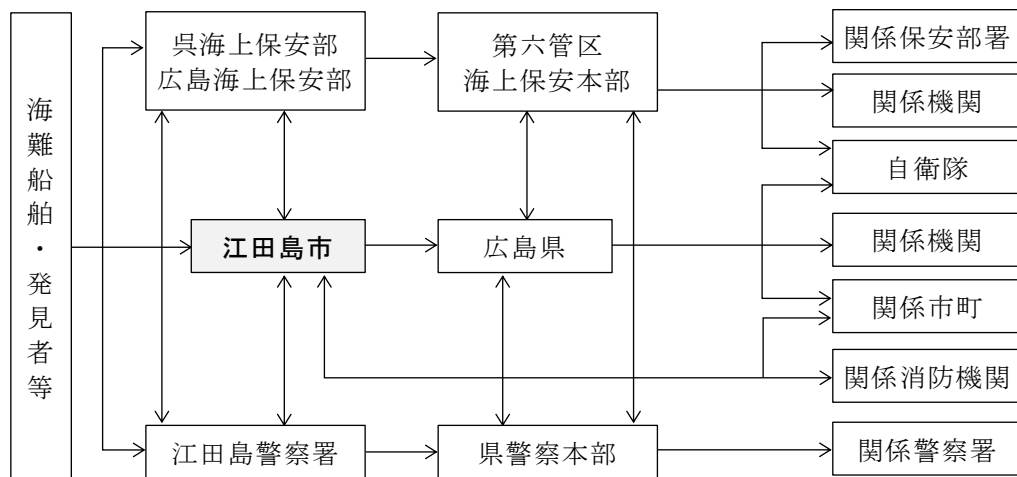
1 目的

船舶の衝突、乗場、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等を伴う災害が発生した場合における被害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、市が行う実施事項を明確化し、防災関係相互の緊密な協力体制を確立することにより、迅速かつ効率的な各種応急対策を実施することを目的とする。

2 情報の伝達

船舶災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合の通報、連絡体制は、原則として次のとおりとする。

- (1) 市は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し被害の把握に努め、これらの被害情報を県に報告するとともに、海上保安部署・警察署等に連絡する。



3 実施責任者及び実施事項

(1) 実施内容

市は、県、他市町及び防災関係機関とともに、海難等事故災害発生時において、災害応急対策を適切に実施するため、相互に密接な連携のもとに、迅速かつ的確に災害情報を収集、伝達することに努める。

海難等事故災害の発生に際し、的確な災害応急対策を遂行するためには、各機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し、災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。このため、各機関は、事前に定められた情報収集・伝達体制の確立要領に従い、保有している情報伝達手段を的確に確保、運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内、組織間において通信、情報連絡を行う。

(2) 情報等の収集、伝達

被害状況の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資・資機材の調達等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

市は、災害の発生に際して、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関に伝達する。

(3) 災害応急活動体制の確立

大規模な海難等事故が発生した場合、市は迅速かつ的確に応急措置が実施できるよう、本計画の定めるところにより、速やかに対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

(4) 救助、救急医療救護、捜索及び消火活動

海難等事故災害の発生時の捜索、救助、救急、医療救護及び消火活動に当たっては、県、海上保安部、医師会等関係機関の協力の下に実施する。

活動に当たっては、災害の発生場所に応じて初動体制を確立するが、被災地が不明であっても、自己の可能性があり、捜索の要請を受けた場合も含めて、状況に応じた体制や指揮系統を確立する。

(5) 一時避難所の設置及び運営

本章「第9節 避難対策計画」を準用する。

(6) 合同調整所等での調整

各防災関係機関と応急対策に係る事項を調整する。

(7) その他の災害応急対策

応援・派遣要請、災害ボランティア等との連携等、必要な対策を行う。

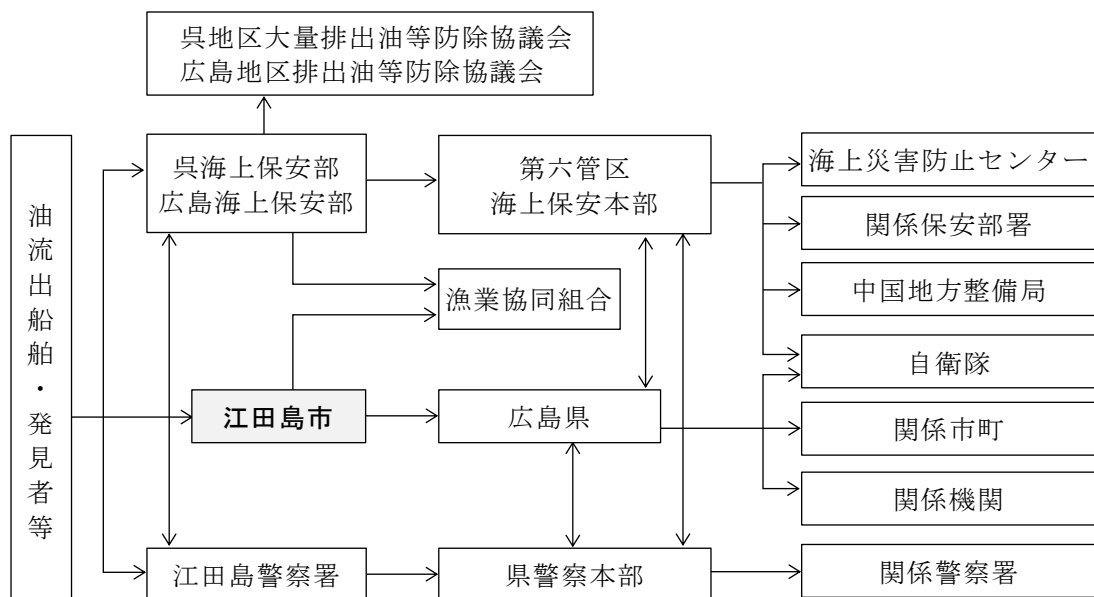
第2 大量流出油等災害

1 目的

船舶又は海洋施設等から、海上に大量の油等が流出した場合における被害を局限するため、市が行う実施事項を明確化し、かつ、防災関係機関相互の緊密な協力体制を確立することにより、迅速かつ効率的な各種応急対策を実施することを目的とする。

2 情報の伝達

海上において大量の油等の流出事故が発生し、又はそのおそれがある場合の通報、連絡体制は、原則として次のとおりとする。



3 実施責任者及び実施事項

- (1) 情報入手機関は直ちに呉海上保安部（呉地区大量排出油等防除協議会）、広島海上保安部（広島地区排出油等防除協議会）及び各関係機関に連絡する。
- (2) 大量流出油等災害が発生した場合、市は迅速かつ的確に応急措置が実施できるよう、本計画の定めるところにより、速やかに対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報する。
- (3) 関係機関と協力し、流出油・漂着油について次の措置をとる。
 - ア 被害状況並びに拡散状況を調査する。
 - イ 遭難船の乗組員を救助する。
 - ウ 拡散防止措置を講ずる（オイルフェンスの展張等）。
 - エ 回収作業を実施する。
 - オ 油処理剤等により処理作業を実施する。
 - カ 積荷油の空タンク等への移送による流出油の減少措置を講ずる。
 - キ 油バージやタンカーへの瀬取り作業を実施する。
- (4) 沿岸住民に対する広報及び避難指示等
 - ア 沿岸住民に周知と注意の喚起を図るとともに、必要に応じて避難の指示等を行う。
 - イ 関係団体等に、災害防止のための自衛手段を勧告し、指導する。
- (5) 資器材及び物資の確保と運用
 - ア 流出油・漂着油の防止、消火、拡散防止、その他必要な資器材の備蓄及び整備を図り、備蓄資器材の相互融通により、合理的な防災活動を図る。
 - イ 必要な資器材、物資等を知事その他関係機関に要請して確保する。
 - ウ 防災資器材緊急輸送のため、陸上並びに海上関係機関、団体の協力を要請して確保する。
 - エ 緊急事態に対応するため、連絡方法、資器材の保有状況等をあらかじめ調査把握する。

| | |
|-----|-------------------|
| 資料編 | ・海上流出油対策用資器材の保有状況 |
|-----|-------------------|

第32節 危険物等災害応急対策計画

第1 方針

危険物、火薬類及び毒物劇物等の危険性の高い物質（以下「危険物等」という。）を製造、貯蔵又は取扱いを行う事業所においては、災害発生時には自衛消防組織等の活動により、危険物等に係る災害の発生を最小限度にとどめ、周辺地域に対する被害の拡大を防止するものとする。

なお、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく石油コンビナート等特別防災区域については、石油コンビナート等防災計画によるほか、広島県石油コンビナート等防災アセスメント検討委員会の調査・検討結果をもとに、必要な防災対策を検討する。

第2 危険物災害応急対策

石油類等危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所の数は、資料編に掲げるとおりである。当該事業所及び市は、危険物施設等が火災等により危険な状態となった場合又は爆発等の災害が発生した場合に、地域住民等への危害を防除するため次の措置を実施する。

1 危険物施設の所有者、管理者及び占有者

- (1) 施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物を安全な場所に移動し、あるいは注水冷却する等の安全措置を講ずる。
- (2) 江田島警察署及び市へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の市民に避難するよう警告する。
- (3) 自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

- (4) 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性・有毒性物品の所在並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告する。

| | |
|-----|-------------|
| 資料編 | ・危険物製造所等の状況 |
|-----|-------------|

2 市

- (1) 県へ災害発生について、直ちに報告するとともに災害の状況について情報収集を行う。
- (2) 危険物を製造し、貯蔵し、又は取り扱う事業所に対し、江田島市消防本部は次に掲げる措置をとるよう指示し、又は消防本部自らその措置を行う。

ア 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置

イ 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置

ウ 危険物施設の応急点検

エ 異常が認められた施設の応急措置

また、必要があると認めるときは、広報活動、警戒区域の設定、市民の立入制限、退去の指示等を行う。

- (3) 江田島市消防団を出動させ、江田島市消防本部の消防活動に協力して、救助及び消火活動を実施する。
- (4) 自己の消防力等では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。

| | |
|-----|--|
| 資料編 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 広島県内広域消防相互応援協定書 ・ 石油コンビナート指定地区の危険物製造所等の現況 |
|-----|--|

第3 火薬類災害応急対策

火薬類関係施設（火薬類の製造所、貯蔵所）は、資料編に掲げるとおりである。当該事業者及び市は、火薬類関係施設が火災等により危険な状態となった場合又は爆発等の災害が発生した場合に地域住民等への公共安全を確保するため、次の措置を実施する。

1 事業者

- (1) 火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これを移し、かつ、見張人をつけること。通路が危険であるか又は搬送する余裕がない場合には、水中に沈める等安全な措置を講じる。あるいは火薬庫の入口、窓等を目塗土で完全に密閉し、木部には防火の措置を講ずる等安全な措置を講ずる。
- (2) 江田島警察署又は広島海上保安部、呉海上保安部、江田島市消防本部及び市へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の市民に避難するよう警告する。

| | |
|-----|--------------|
| 資料編 | ・ 防災上注意すべき施設 |
|-----|--------------|

2 市

- (1) 県へ災害発生について、直ちに報告するとともに災害の状況について情報収集を行う。
- (2) 事業者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、火気使用禁止の広報、警戒区域の設定、市民の立入制限、退去の指示等を行う。
- (3) 江田島市消防本部及び江田島市消防団による救助及び消火活動を実施する。
- (4) 自己の消防力では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。

| | |
|-----|-------------------|
| 資料編 | ・ 広島県内広域消防相互応援協定書 |
|-----|-------------------|

第4 毒物劇物災害応急対策

毒物・劇物の製造施設は、資料編に掲げるとおりである。当該事業者及び市は、毒物劇物施設等が火災、漏洩事故等により危険な状態となった場合又は爆発等の災害が発生した場合に、地域住民等への危害を防除するため次の措置を実施する。

1 事業者

- (1) 施設が危険な状態になったときは、直ちに毒物劇物を安全な場所に移動する等、飛散、流出等の防止対策を講ずる。
- (2) 西部保健所呉支所、江田島警察署又は江田島市消防本部へ、災害発生について直

ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の市民に避難するよう警告する。

- (3) 自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

- (4) 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性・有毒性物品の所在並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告する。

| | |
|-----|--------------|
| 資料編 | ・ 防災上注意すべき施設 |
|-----|--------------|

2 市

- (1) 県、西部保健所呉支所、江田島警察署へ災害発生について、直ちに報告する。

- (2) 県、施設管理者及び毒物劇物取扱責任者等と密接な連絡をとり、危害防止のため必要があると認めるときは、広報活動、警戒区域の設定、市民の立入制限、退去等の指示等を行う。

- (3) 消防本部、消防団により、救助及び消火活動を実施する。

- (4) 自己の消防力等では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。

| | |
|-----|-------------------|
| 資料編 | ・ 広島県内広域消防相互応援協定書 |
|-----|-------------------|

第33節 主な災害の特質及び対策

第1 長雨対策

1 災害の特質

- (1) 被害は長期間にわたり徐々に発生する。
- (2) 日雨量、連続雨量が多くない限り、施設被害は比較的少ない。
- (3) 農産物被害、伝染病発生等の被害が多い。

2 応急対策

(1) 体制

被害発生状況によって体制を決める。

(2) 対策事項

ア 病虫害防除及び指導

イ 再生産のための手段の確保及び指導

ウ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号。以下「災害融資法」という。）の適用等被害農林漁業者に対する資金対策

エ 防疫、廃棄物処理その他の保健衛生対策

オ 家畜衛生及び家畜飼料対策

第2 豪雨、台風による洪水、高潮時の対策

1 災害の特質

- (1) 台風、梅雨前線等による大雨で、河川が増水し、人的、物的被害に至る。また、雷雨等で局地的に豪雨が集中し、河川が増水による人的、物的被害を起こすこともあり、いずれの場合も短時間に甚大な被害をもたらす。
- (2) 台風等による気圧の低下や強風により、海面の異常上昇が起こり、沿岸部に高潮被害を起こす。

2 応急対策

(1) 体制

ア 注意報発表等により注意体制（水防準備）

イ 警報発表等による災害警戒本部の設置（被害発生状況により災害対策本部へ移行する。）

ウ 災害発生（被害報告）により出動体制

(2) 対策事項

ア 堤防、護岸の補強及び応急復旧

イ 交通、通信手段の確保

ウ 避難の指示

エ 障害物の除去

オ 救難、救助

カ 食料、飲料水、生活必需品の確保等民生安定対策

キ 防疫、廃棄物の処理その他の保健衛生対策

ク 中小企業者の事業用資産等の被害に対する資金対策

- ケ 農作物、畜産物の集出荷対策及び農業用施設の復旧
- コ 天災融資法の適用等被害農林漁業者に対する資金対策
- サ 林産物の集出荷対策及び林業用施設の応急復旧
- シ 治山・治水対策
- ス 家畜衛生及び家畜飼料対策

第3 長雨、豪雨による土石流・崖崩れ等対策

1 災害の特質

局地的な集中豪雨、台風等により、急な谷川や谷の出口の扇状地、急峻な土地などに多く発生し、短時間で人的、物的被害が発生する。

2 応急対策

(1) 体制

- ア 注意報（大雨、洪水）の発表等により注意体制に入る。
- イ 降雨状況、災害の発生状況により、注意体制から必要な体制に入る。

(2) 対策事項

- ア 避難の指示
- イ 交通、通信手段の確保
- ウ 救難、救助
- エ 障害物の除去
- オ 食料、飲料水、生活必需品の確保等民生安定対策
- カ 防疫、廃棄物の処理その他の保健衛生対策
- キ 中小企業者の事業用資産等の被害に対する資金対策
- ク 農作物、畜産物の集出荷対策及び農業用施設の復旧
- ケ 天災融資法の適用等被害農林漁業者に対する資金対策
- コ 林産物の集出荷対策及び林業用施設の応急復旧
- サ 治山・治水対策
- シ 家畜衛生及び家畜飼料対策
- ス 法面等施設の補強及び応急復旧

第4 風害対策

1 災害の特質

雨を伴わない台風や竜巻等による強風、波浪、高潮等により、火災、海難等の災害、港湾、海岸施設、農水産物、家屋等の被害をもたらす。

風が非常に強い場合は、強風により人的被害や家屋、樹木、鉄塔、電柱の倒壊等が広範囲にわたって発生する。

また、強風により、海水が吹き上げられ、塩害による農作物等の被害や停電が発生する。

2 応急対策

(1) 体制

- ア 注意報発表等により注意体制に入る。
- イ 災害発生により注意体制から必要な体制をとる。

- (2) 対策事項
 - ア 避難の指示
 - イ 海岸、堤防の補強及び応急復旧
 - ウ 交通、通信手段の確保
 - エ 災害広報
 - オ 障害物の除去
 - カ 救難、救助
 - キ 食料、飲料水、生活必需品の確保等民生安定対策
 - ク 防疫、廃棄物の処理その他の保健衛生対策
 - ケ 中小企業者の事業用資産等の被害に対する資金対策
 - コ 農水産物被害に対する対策
 - サ 天災融資法の適用等被害農林漁業者に対する資金対策
 - シ 海上交通規制

第5 林野火災対策

1 災害の特質

本市は、地形、地質、林相、気象状況等から、林野火災発生の危険度が高い。

近年地域開発等の進展に伴い、人家が山麓まで建て混んできた。

一度発生した林野火災は、防ぎよ活動に幾多の困難を伴うとともに、これが拡大すると相当の被害をもたらす。

2 応急対策

(1) 体制

ア 林野火災の発生通報等によって注意体制に入る。

イ 災害発生状況によって順次必要な体制をとる。（被害発生の規模、その他の状況により現地での応急対策を必要と認めるときは、現地本部を設置する。）

(2) 対策事項

ア 広域的、総合的消防体制の確立

イ 火災の予防

(ア) 林野火災防止対策協議会の開催

(イ) 巡視、監視等の強化

(ウ) 広報宣伝の充実

(エ) 発生原因別対策

ウ 火災の警戒及び防ぎよ

(ア) 火災の警戒

(イ) 情報伝達の徹底

(ウ) 森林の防火管理

(エ) 消防活動の促進

a 県による林野火災用消防資機材整備費補助

b 林野火災特別地域対策事業の推進

c 自衛隊への林野火災用資機材の貸与

d 自衛隊災害派遣要請の要求と受入体制の確立

第6 突発的災害対策

1 災害の特質

船舶の沈没、大規模火災などの事故は、突発的かつ、多くの死傷者が発生するおそれがあり、迅速な被災者の救出及びその支援のための措置をとる必要がある。

2 応急対策

(1) 体制

多くの死傷者を伴う大規模な事故が発生したときには、災害警戒本部を設置し、災害応急対策責任者との連携のもとに、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い、必要に応じて非常体制に移行し、災害対策本部を設置する。また、必要に応じて、現地災害対策本部を設置する。

(2) 対策事項

ア 救助活動の促進

イ 情報の収集及び災害状況の把握

ウ 避難の指示

エ 県又は国（消防庁等）への報告

オ 自衛隊への災害派遣要請の要求

カ 安芸地区医師会、佐伯地区医師会、日本赤十字社広島県支部等への緊急医療活動の要請

キ 防災関係機関への応急措置の要請

ク 二次災害の防止措置の実施

ケ 県及び他市町等への応援要請

第4章 災害復旧計画

第1節 目的

この計画は、災害に対する応急対策を行った後において、被害を受けた施設の復旧及びこれに要する資金又は被害者の生活又は生業の維持、回復のための資金の確保等について必要な事項を定め、災害復旧・復興の迅速かつ完全な実施を図ることを目的とする。

第2節 施設災害復旧計画

第1 基本方針

- 1 市は、応急対策を実施した後、被害を受けた施設の復旧をできるだけ迅速に着工し、短期間で完了するよう努める。
- 2 災害復旧については、再度災害の原因とならないよう、完全に復旧工事を行うとともに、原形復旧にとどまらず、さらに災害に関連した改良事業を行う等施設の向上に配慮する。

第2 復旧計画

- 1 災害復旧に関しては、現行の各種法令の規定により恒久的災害復旧計画を作成し、速やかに応急復旧を実施するとともに、早期着工、早期完成を図ることを目途とする。
- 2 施設の災害復旧に関する主な法律は次のとおりである。
 - (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）
 - (2) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）
 - (3) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）
 - (4) 道路法（昭和27年法律第180号）
 - (5) 河川法（昭和39年法律第167号）
 - (6) 砂防法（明治30年法律第29号）
 - (7) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）
 - (8) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）
 - (9) 森林法（昭和26年法律第249号）
 - (10) 海岸法（昭和31年法律第101号）
 - (11) 港湾法（昭和25年法律第218号）
 - (12) 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）
 - (13) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）
 - (14) 生活保護法（昭和25年法律第144号）
 - (15) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
 - (16) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）
 - (17) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）
 - (18) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）
 - (19) 売春防止法（昭和31年法律第118号）
 - (20) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
 - (21) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）
 - (22) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）
 - (23) 海上交通安全法（昭和47年法律第115号）
 - (24) 下水道法（昭和33年法律第79号）
 - (25) 水道法（昭和32年法律第177号）
- 3 市は、災害復旧対策の推進のため、必要に応じて、県等に対し職員の派遣その他の協力を求めるものとする。

第3節 被災者の生活確保に関する計画

第1 基本方針

災害発生後、被災者がいち早く平常の生活ができるようにするためには、各種の支援策が必要である。ここでは、生活関連物資の安定供給、物価の安定対策及び雇用の確保についての各種支援策を定める。

第2 生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策

関係行政機関は、生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策のために次の措置を実施し、被災者の生活確保に努めるものとする。

1 市

- (1) 価格及び需給動向の把握並びに情報の提供
- (2) 関連業界への安定供給及び価格の安定に係る協力依頼

2 県

- (1) 価格及び需給動向の監視及び情報の提供
- (2) 関連業界への安定供給及び価格の安定に係る要請
- (3) 著しい物資の不足あるいは価格の上昇等がある場合の必要事項の調査及び不当な事業活動が認められた場合の是正指導

3 中国経済産業局及び中国四国農政局

- (1) 価格及び需給動向の監視及び情報の提供
- (2) 関連業界への安定供給及び価格の安定に係る要請
- (3) 著しい物資の不足あるいは価格の上昇等がある場合の必要事項の調査及び不当な事業活動が認められた場合の是正指導

第3 被災者等に対する生活相談

県及び市は相談窓口を設置し、各種の要望、苦情等を聴取し、その解決を図る。
また、必要に応じて関係機関に連絡し、連携して早期解決に努める。

第4 雇用の安定支援

1 雇用の確保

- (1) 災害による失業を防止するため、国等と連携して雇用調整助成金等の制度の啓発に努める。
- (2) 雇用を確保するため、事業所の被災による安易な解雇及び新卒者の内定取消し等の防止に努める。

2 雇用対策等

- (1) 被災者の雇用の安定を図るため、失業者の発生状況に応じて、労働局、県等と連携して、雇用に関する情報収集、就業に係る相談、職業訓練、労働相談等の対策を実施する。
- (2) 県外へ避難した被災者に対して、県、避難先の都道府県・市町村及び都道府県労働局と連携し、県内の求人情報や就職面接会等の就労支援に係る情報の提供に努める。

第4節 生業回復等の資金確保計画

第1 方針

被災者の生活安定及び生業回復のための資金については、市民への広報を行うとともに、国、県、市及び各種金融機関の協力のもとに、現行の法令及び制度の有機的な運用により、所要資金の確保や手続の迅速化に努める。

また、各種の支援措置等を早期に実施するため、市においては、り災証明の交付体制を確立させるものとする。

なお、市は、災害により、市が保管する戸籍等のデータが喪失した場合に備え、データのバックアップを行うものとする。

第2 各種調査の市民への周知

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

第3 各種支援措置等

県及び市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

各種制度は、資料編に掲げるとおりである。

1 支援制度及び救済制度

(1) 被災者生活再建支援法による支援金の支給等

(2) 国税及び地方税の減免等

2 災害弔慰金等の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、市は、災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を支給し、精神又は身体に著しい障害が生じた市民に対して災害障害見舞金を支給する。

| | |
|-----|--------|
| 資料編 | ・ 救済制度 |
|-----|--------|

第4 融資制度の充実

災害援護資金をはじめとする各種資金の貸付、農業協同組合、各種金融公庫その他金融機関の災害融資制度により、被災者の生活安定等を図るための資金の確保に努める。

第5 市内諸団体の資金の充実

市内の公共的団体と協力して民生金庫の設置等により災害資金制度の充実を図る。

第6 リ災証明書の交付

市民が火災、地震、津波、風水害等に被災し、保険金の請求、税の減免等の支援措置を早期に受けられるよう、災害による住家等の被害の程度の調査やリ災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者にリ災証明書を交付する。住家等の被害の程度を調査するに当たっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

それぞれの取扱い担当部署は、次のとおりである。なお、リ災者名簿で確認できないときは、申請者の立証資料を基に必要があれば再調査のうえ判断する。

| 種別 | リ災者名簿の作成・整理 | リ災証明等の交付 | |
|-----|-------------|-------------------|----------|
| | | 火災・救急搬送証明 | 地震・風水害 |
| 担当課 | 危機管理監危機管理課 | 江田島消防署 警防係・救急係 | 市民生活部税務班 |

第7 被災者台帳の整備

市は、必要に応じて、個々の被災者の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

第5節 激甚災害の指定に関する計画

第1 基本方針

災害により甚大な被害があった場合、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づく激甚災害の指定を受けるため、所定の手続を行う。

第2 激甚災害に関する調査

市は、激甚な災害が発生した場合には、速やかに被害状況を把握し、県に報告するとともに、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

第6節 救援物資、義援金の受入れ及び配分に関する計画

第1 方針

災害時には、他市町から多くの善意の救援物資や義援金を送られてくることが予想されるため、これらの受入体制を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配分するものとする。

第2 受入体制の確立

1 受付窓口の設置等

市は、救援物資及び義援金の受付窓口をそれぞれ次のとおり設置し、必要事項を広報する。

- (1) 救援物資の受付窓口 → 総務部財政班
- (2) 義援金の受付窓口 → 総務部会計班

2 救援物資の受入れ及び配分

(1) 受入れの方針

市は、県と連携し、受入れを希望する救援物資を把握するとともに、救援物資の提供を申し出る企業や団体と事前の調整のうえ、調達する。

また、個人からの救援物資の受入れは行わず、義援金での協力を依頼する。

(2) 受入体制の広報

救援物資の円滑な受入れのため、次の事項をホームページや報道機関を通じて広報する。

ア 必要な物資と必要な数量

イ 救援物資の受付窓口（事前連絡先）

ウ 救援物資の送付先、送付方法

エ 一方的な救援物資の送り出しは行わないこと

オ 個人からの救援物資は受入れないため、義援金での協力依頼

なお、救援物資を送付する際には、あらかじめ定めた色を塗布、貼付等の方法により、食料、医薬品、生活必需品等ごとに、物資の梱包を色分けするよう報道機関等を通じて広報するものとする。

(3) 個人からの救援物資の受入れの例外

必要物資の不足により、個人からの救援物資が必要となる場合においては、まとまった数を提供できる個人に限定するという前提で、(2)ア～エを広報し、物資の確保に努める。

3 問い合わせ窓口の設置

近隣市町で災害が発生した場合は、必要に応じ救援物資に関する問い合わせ窓口を設置するとともに、被災地のニーズについての広報などを行い、被災者に必要な物資が行き届くよう支援する。

4 保管場所の確保

(1) 救援物資

市は、大量の救援物資が送られてくることが想定し、次の施設を一時保管場所として整備するとともに、避難所への輸送方法等を迅速に定めるものとする。

< 救援物資集積場所 >

| 施設名 | 所在地 | 電話番号 |
|----------------------|-----------------|--------------|
| 江田島市スポーツセンター | 江田島市能美町中町3699-2 | 0823-45-5460 |
| ひろしま農業協同組合江田島アグリセンター | 江田島市大柿町飛渡瀬60-1 | 0823-40-3430 |

(2) 義援金

総務部会計班は、義援金専用の預貯金口座を設け、払出までの間、預貯金を保管する。

第3 救援物資及び義援金の配分

1 救援物資の配分

市は、県との連携のもとに、避難所又は避難場所へ救援物資を配分する。その際には、物資の種類に偏りが生じないように、各避難所又は避難場所でのニーズを把握し、適正な配分に努めるものとする。

2 義援金の配分

市単独で受け入れた義援金の被災者への配分については、福祉保健部社会福祉班を中心に、市教育委員会及び市社会福祉協議会等からなる義援金及び見舞金分配委員会を設置し、適正な配分について協議したうえで迅速に行うものとする。

なお、被災状況を速やかに把握するとともに、被災規模によっては義援金の一部を支給するなど配分方法等を工夫し、被災者への迅速な支給に配慮するものとする。

第7節 復興計画

第1 方針

- 1 市街地の復興に当たり、県及び市は、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指すものとする。
- 2 市は、災害復興対策の推進のため、必要に応じて、県等に対し職員の派遣その他の協力を求めるものとする。

第2 防災まちづくり

- 1 被災地における市街地の復興
県及び市は、都市基盤の整った市街地を計画的かつ迅速に復興するため、あらかじめ取組のプロセスや役割分担などの明確化に努める。
- 2 学校施設の復興
県及び市は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。

江田島市地域防災計画

基本編

令和8年3月修正

編集 江田島市防災会議

発行 江田島市危機管理監危機管理課

〒737-2297

広島県江田島市大柿町大原505番地

電話：(0823) 43-1633

FAX：(0823) 57-4435